

平成 30 年

第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 30 年 9 月 3 日

閉 会 平成 30 年 9 月 14 日

大 津 町 議 会

平成30年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 3日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
9月 4日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 5日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 6日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 7日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 8日	土		休 会	議案等検討	
9月 9日	日		休 会	議案等検討	
9月10日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月11日	火		休 会	議案等整理	
9月12日	水	午前10時	本会議	一般質問	
9月13日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9月14日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				12 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について（2件）
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成29年度決算カード
- 平成29年度大津町普通会計決算状況調
- 平成29年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成29年度大津町歳入歳出決算（資料）熊本地震関連の概要
- 平成29年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成29年度財政健全化審査意見書
- 平成29年度公営企業会計経営健全化審査意見書
- 平成30年度財政援助団体監査報告書
- 平成30年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要（9月補正）
- 平成29年度大津町一般会計決算および特別会計決算に関する主要な施策の成果
- 平成30年6月例月出納検査の結果について
- 平成30年7月例月出納検査の結果について
- 平成30年8月例月出納検査の結果について

平成30年第3回大津町議会定例会会議録

平成30年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成30年9月3日(月曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																																												
欠席議員	14番 津田桂伸																																																												
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 大塚知里																																																												
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長</td> <td>家入勲</td> <td>会計管理課長</td> <td>坂本一正</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長</td> <td>田中令児</td> <td>兼 会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>長</td> <td>本郷邦之</td> <td>兼 総務課主幹</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部</td> <td>長</td> <td>藤本聖二</td> <td>兼 総務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>長</td> <td>古庄啓起</td> <td>兼 財政課長</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>長</td> <td>大田黒哲郎</td> <td>兼 財政推進係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課</td> <td>長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>長 羽熊幸治</td> <td>兼 教育課長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>財政課</td> <td>長 白石浩範</td> <td>兼 教育係</td> <td>市原紀幸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 代表監査委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 農業委員会事務局</td> <td>荒牧修二</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 代表監査委員</td> <td>松永高春</td> </tr> </table>	町	長	家入勲	会計管理課長	坂本一正	副町	長	田中令児	兼 会計課長		総務部	長	本郷邦之	兼 総務課主幹	伊東正道	住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務課長		経済部	長	古庄啓起	兼 財政課長	本司貴大	土木部	長	大田黒哲郎	兼 財政推進係		併任工業用水道課	長				総務部	総務課	長 羽熊幸治	兼 教育課長	吉良智恵美	総務部	財政課	長 白石浩範	兼 教育係	市原紀幸				兼 代表監査委員					兼 農業委員会事務局	荒牧修二				兼 代表監査委員	松永高春
町	長	家入勲	会計管理課長	坂本一正																																																									
副町	長	田中令児	兼 会計課長																																																										
総務部	長	本郷邦之	兼 総務課主幹	伊東正道																																																									
住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務課長																																																										
経済部	長	古庄啓起	兼 財政課長	本司貴大																																																									
土木部	長	大田黒哲郎	兼 財政推進係																																																										
併任工業用水道課	長																																																												
総務部	総務課	長 羽熊幸治	兼 教育課長	吉良智恵美																																																									
総務部	財政課	長 白石浩範	兼 教育係	市原紀幸																																																									
			兼 代表監査委員																																																										
			兼 農業委員会事務局	荒牧修二																																																									
			兼 代表監査委員	松永高春																																																									

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 6 5 号	大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例について
議案第 6 6 号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号	大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 6 8 号	大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 6 9 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第 7 0 号	大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入について
議案第 7 1 号	町道の路線廃止について
議案第 7 2 号	町道の路線認定について
議案第 7 3 号	平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 7 4 号	平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 5 号	平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 7 6 号	平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 7 7 号	平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 8 号	平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
認定第 1 号	平成 2 9 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	平成 2 9 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 3 0 年 9 月 3 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 6 5 号 大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 6 6 号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 7 号 大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 8 号 大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 9 号 熊本県後期高齢者医療法域連合規約の一部変更について
- 日程第 1 0 議案第 7 0 号 大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入について
- 日程第 1 1 議案第 7 1 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 2 議案第 7 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 4 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 6 議案第 7 6 号 平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 7 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 8 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 9 認定第 1 号 平成 2 9 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 2 号 平成 2 9 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 3 号 平成 2 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託

特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 2 認定第 4 号 平成 2 9 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 2 9 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 6 号 平成 2 9 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 平成 2 9 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 8 号 平成 2 9 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
一括上程、提案理由の説明

日程第 2 7 議案質疑

- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 6 5 号から議案第 6 6 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 7 号から議案第 6 8 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 6 9 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 0 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 1 号から議案第 7 2 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 7 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 4 号から議案第 7 5 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 7 6 号から議案第 7 8 号まで | 一括質疑 |
| 認定第 1 号 | 質 疑 |
| 認定第 2 号 | 質 疑 |
| 認定第 3 号から認定第 8 号まで | 一括質疑 |

日程第 2 8 委員会付託

- 議案第 6 5 号から議案第 7 8 号まで
- 認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） ただいまから、平成 3 0 年第 3 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸君より欠席の届けがっておりますので、報告いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番荒木俊彦君、1番三宮美香さんを指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営副委員長の報告を求めます。議会運営副委員長源川貞夫君。

○議会運営委員会副委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過並びに結果についてご報告をいたします。

当委員会は、8月23日午前9時半から町民交流施設集会室において開催をいたしました。当日は津田委員長が欠席でしたので、津田委員長に代わり副委員長の私のほうで会議の進行をさせていただきました。

会議は、議会運営委員、また桐原議長に出席を願い、平成30年第3回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の22件について執行部より大筋の説明があり、取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期の日程、その他議会運営全般について協議をいたしました。認定第1号、平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で、町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

なお、一般質問につきましては、9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

委員会については、今定例会は決算認定でありますので、5日間行うことになりました。

したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月14日までの12日間とし、一般質問の開議時刻を午前10時からといたしました。また、最終日に人事案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位の協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月14日までの12日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営副委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、これの際これを許します。
議会運営副委員長源川貞夫君。

○議会運営委員会副委員長（源川貞夫君） それでは、ただいまから、平成30年度大津町議会運営委員会行政視察研修報告を津田委員長に変わりました副委員長の源川が行います。

平成30年8月9日に福岡県新宮町、10日に佐賀県武雄市において、議会運営委員会委員の4名、それから桐原議長、議会事務局職員1名の6名で研修を行いました。

福岡県新宮町は、福岡市に隣接し、懸案の上水不足の解消により、鉄道や国道等の交通アクセスが良いことから、近年は新興住宅地等が次々に開発され、平成27年度末での人口伸び率は全国1位になるほどの人口増加の著しい町であります。町の面積は約19平方キロ、人口は約3万3千人、議員定数は12名ですが、現在は10名となっております。新宮町では、北崎議長様よりあいさつの後、「議会基本条例制定の成果について」と「議会災害対応方針の運用について」を調査いたしました。

まず、1点目の「議会基本条例の成果について」ですが、本条例の制定については、平成23年から3年かけて調査研究を行ったが賛成が少なく一旦終了となりました。しかし、その後、議員発議により再検討を開始し、平成26年から基本条例制定に向けた議員連絡会で1年で制定する目標を定め、全員での学習会などを重ね、条例の素案をつくり、平成27年1月に施行されました。この条例は理念条例であり具体的に成果が上がるわけではございませんが、議会活動の問題点や改善点など議会改革推進会議を設置し取り組むなど参考になりました。

大津町においても、議会活性化特別委員会を置き検討を重ねておりましたが、熊本地震により中断している状況ですので、改めて条例制定に向けての議論は大事ではないかと考えました。

また、議会災害対応指針の運用につきましては、平成17年の福岡西方沖地震の際、議会として行政の情報が伝わらなかったために、各議員がバラバラに情報を求めたり、それぞれの意見があったりして、役場職員も本来の業務に支障をきたしたという経験から、平成28年6月に対応マニュアルを策定されました。マニュアルにより、議員の安否確認を含め、災害発生時の対策本部設置状況や解散などをラインやメールなどIT活用で周知を図っていることについては参考になりました。

ただ、現時点では、連絡会議の設置や議会の訓練の実施はまだされておらず、今後の活動を整理していく予定とのことでした。

本町議会におきましても、昨年11月の町総合防災訓練で議員の安否確認や招集訓練を実施しまし

たが、課題も多くありましたので、引き続き、執行部と連携して訓練を実施し、対応能力を確立していかなければならないと感じました。

翌10日は、本年5月に開庁いたしました佐賀県武雄市庁舎を視察いたしました。

武雄市につきましては、昨年7月にも新庁舎建設特別委員会で建設途中を視察させていただいております。今回の視察につきましては、武雄市議会議場において、末藤議会事務局長から新しい議場の機能と活用、及びICT化の状況について、財政課の吉野室長から新庁舎の機能と活用について説明を受けました。新しい議場につきましては、武雄市においては、これまでもケーブルテレビや一般質問時の資料のモニターテレビや電子黒板の活用、議場への個人のパソコンの持ち込みや文字通訳同時配信など先進的に取り組まれており、新しい議場になってそれを更に進化されていると感じました。

大津町の新しい議場や議会機能の整備充実につきましては、これまでも町執行部に対し提言をしておりますが、議会の見える化を図れるようにするため、今後も更に情報交換を行い、早急な対応も必要ではないかと感じました。

完成しました新庁舎の機能と活用については、木や緑を基調とした外観、そして、市民に親しまれ、楽しみと遊び心を持ったすばらしい発想と業務を一体化させていると感じました。

施設の概要は、6階建てで8千600平方メートル、総事業費は約29億3千700万円で、建築単価は1平方メートル当たり35万円と安くなっております。また、車庫と書籍書庫を別棟の簡易な2階建てで整備するなど、機能の分散も図られておりました。特に防災機能につきましては、災害時に対応する防災カメラの設置とあわせまして、現地情報が対策本部室で確認できるシステムが導入しており、充実しておりました。

本町の庁舎建設においても、町民に愛され、利用しやすく、誰でも来たくなる庁舎としての機能を更に充実させるとともに、建築単価も整備内容を工夫して事業費の削減にも努めていただきたいと感じたわけでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） これで議会運営副委員長の報告を終わります。

日程第8 議案第65号から日程第26 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（桐原則雄君） 日程第5 議案第65号、大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例についてから日程第26 認定第8号、平成29年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの22件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まずは、特別職や一般職の非常勤職員の位置づけや報酬等の整理に対する改正や廃止等が遅れまして提案することにご理解をお願い申し上げたいと申します。

議案第65号、大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例についてですが、熊本県新型コロナウイルス感染症等の対策行動計画に基づく菊池地域の医療計画の改正により、県内の感染期における医療体制が見直されたことに伴い、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第66号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、条例への記載、条例からの削除、改正の必要性及び根拠例規と当該条例での特別職非常勤職員の名称の不一致是正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第67号、大津町公の施設等に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてですが、機構改革による担当課の移管に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第68号、大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例についてですが、機構改革による課名の変更に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第65号から議案第68号までの案件につきましては、条例の廃止及び一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第69号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてですが、広域連合議員の定数や任期等を見直すため、規約の一部を変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入についてですが、平成30年8月24日に指名競争入札を実施した、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェアを購入するものです。予定価格700万円以上の動産の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第71号、町道の路線廃止について、及び議案第72号、町道の路線認定についてにつきましては、災害公営住宅建設等に伴う区間の路線を廃止し、起点、終点の変更に伴い、新たに路線認定を行うものです。

次に、議案第73号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19億5千231万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億803万7千円とするものです。

歳入では、地方交付税を8千47万4千円減額し、国庫支出金6億6千960万8千円、県支出金4千652万9千円、財産収入55万9千円、繰入金1千317万5千円、繰越金10億3千619万2千円、諸収入329万2千円、町債2億6千343万3千円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費が8億8千148万7千円、民生費2千256万6千円、衛生費1千515万7千円、土木費9億6千243万円、消防費2千833万8千円、教育費3千24万円、予備費1千535万4千円をそれぞれ増額し、農林水産費325万8千円を減額するものです。

次に、議案第74号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7千387万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8千509万5千円とするものです。

歳入では、繰越金1億7千387万9千円を増額するものです。

歳出では、諸支出金5千103万2千円、予備費1億2千284万7千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第75号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を12億4千377万2千円とするものでございます。

歳入で、繰越金3千212万5千円を増額し、繰入金1千262万5千円、町債1千950万円を減額するものです。

次に、議案第76号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1千385万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億9千355万4千円とするものです。

歳入で、繰越金1億1千385万6千円を増額し、歳出で地域支援事業費13万7千円、諸支出金7千97万3千円、予備費4千274万6千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第77号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を1億4千316万8千円とするものです。

歳入では、繰越金1千146万3千円を増額し、繰入金1千146万3千円を減額するものです。

次に、議案第78号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万5千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3億1千781万円とするものです。

歳入では、繰越金が195万7千円、国庫支出金が40万8千円をそれぞれ増額し、歳出では、総務費40万9千円、予備費195万6千円を増額するものです。

議案第73号から議案第78号までの6議案につきましては、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、平成29年度一般会計、特別会計及び事業会計に係る歳入歳出、決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額226億120万8千円、歳出総額209億395万1千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費3億9千37万6千円、事故繰越1億7千68万9千円を差し引きまして、実質収支額11億3千619万2千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計外、各特別会計につきましては、歳入総額が80億3千443万4千円、歳出総額75億4千309万3千円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額7千66万6千円、支出済額4千979万円となっております。

決算の認定については、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、「監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果」を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成29年度の決算状況について簡単にご説明申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約21.2%は、町民の皆さんや企業から納められた徴税によるものです。町税総額は47億9千700万円で、昨年より7.1%増、3億1千800万円の増額となっております。内訳は、個人町民税は0.8%増の1千100万円の増額となっております。法人町民税は、21.4%増、7千200万円の増額、固定資産税は10.1%増の2億3千100万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の39.7%、89億8千900万円で、前年度比24.1%増となっております。要因としては、28年度からの繰越金が23億700万円と大きなことが影響しています。

依存財源は、前年度比21.4%、24億300万円の増額で、総額136億5千100万円となっております。増額の要因としては、強い農業づくり交付金など、熊本地震に係る繰越事業や社会資本整備総合交付金事業などにより、国庫支出金が24.1%増、県支出金が52.9%の増、地方債が45%の増などがあります。

次に、歳出でございます。総務費は、平成28年熊本地震大津町復興基金や、財政調整基金、庁舎建設基金等への積み立てにより35.9%の増となっております。民生費は、熊本地震に伴う災害救助費関連の減額などにより3.9%の減、また、衛生費は災害廃棄物処理や被災家屋の解体業務委託の増のため27.3%の増となりました。農林水産業費につきましては、繰越事業で行った被災農業者向け経営体育成支援事業や強い農業づくり交付金の大幅な増が影響し、138.5%の増となっております。また、商工費についても、大津町工業等進行奨励基金への積み立てや、工場等振興奨励補助金の交付が影響し305.4%の大幅な増額となっております。土木費は、あけぼの団地改修事業、被災宅地復旧事業などにより63.7%、教育費は、運動公園多目的広場整備工事などにより47.2%、災害復旧費は、運動公園総合体育館災害復旧事業や旧庁舎解体工事などにより83%それぞれ増額となっております。

次に、性質別の歳出ですが、義務的経費は年々増加傾向にあり、全体で65億6千400万円、3%の増となっております。

町債の残高につきましては、平成29年度末で159億8千500万円、前年度比20億6千300万円の増額となっております。これは平成28年度に引き続き、熊本地震による災害廃棄物処理のため、災害対策債等を16億円借り入れたことや、地震による公共施設復旧に係る災害復旧事業債の借り入れなどが大きな要因となっております。

基金につきましては、平成29年度末の総額48億7千500万円で、前年度比4億600万円の増額となっております。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に

基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後とも、熊本地震の影響も考慮しながら、更なる健全財政の運営に勤めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますよう、よろしく願いいたします。なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第65号から議案第72号まで、議案第73号から議案第78号まで分けて説明を求めます。

住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） それでは、議案第65号、大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案集は1ページ、説明資料集は1ページをお願いします。

まず、平成21年9月に大津町立診療所の設置等に関する条例を制定いたしました経緯についてご説明をいたします。

平成17年に国が新型インフルエンザ対策行動計画を示し、これを受けまして、新型インフルエンザの万延期には、感染拡大防止のため、感染疑いのある患者を診察する発熱外来を県が市町村ごとに設置をすることとなりました。そこで、菊池圏域におきましては、関係機関との協議の結果、各市町におきまして、自治体立診療所を設置することとし、大津町におきましては、新型インフルエンザの万延期には、発熱外来を生涯学習センターに設置し、診療・投薬を行うこととしております。そのうち、平成25年に新型インフルエンザに加えまして、新感染症も対象にした新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されまして、法の施行にあわせ、県の行動計画も見直されたところでございます。県の行動計画につきましては、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、市町村の役割として住民接種を市町村で集団接種として実施をし、県内の感染期には、一般医療機関で外来診療を行うように見直しがなされたところでございます。菊池圏域におきましては、自治体診療所の運営と住民接種を同時に実施するのは困難が予想されるため、関係機関と医療体制の検討を行ってきたところでございます。その結果、本年3月に、県は、菊池医療計画を改正いたしまして、県内感染期の外来診療につきましては、自治体立診療所に代わりまして、一般医療機関で行うことになったために、今回、大津町立診療所の設置に関する条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この件につきましては、菊池圏域2市2町すべて今回見直しをされる予定となっておりますのでございます。

続きまして、議案第68号、大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は10ページ、説明資料は17ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、平成29年度の機構改革におきまして、福祉課から介護保険に関する業務を分離させまして、介護保険課を新設したところでございますけれども、これに伴い

ます今回の条例の所管課が、事務の所管課から福祉課から介護保険課に変更させていただくものでございます。これにつきましては、今回の条例、それから規則を見直す中で、従前の名称であったものについての整理をさせていただいたところでございます。大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第69号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

議案集は12ページ、説明資料は18ページをお願いいたします。

今回の規約の変更につきましては、現行の32名の議員定数を構成市町村から各1名としまして、45名へ改正をし、また、任期につきましても現行2年を市町村長または市町村の議員の任期へ改正をするものでございます。改正につきましては、県下の全市町村が広域連合の決定事項に直接関与できるようにすること。それから、議員の任期がそれぞれ異なることから、補欠選挙の手続き事務の簡素化が図られることとなります。

なお、本規約の見直しにつきましては、平成22年に取り組んだところでございますが、全市町村の同文議決が整わなかった経緯がございます。

それでは、説明資料の27ページをお願いいたします。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約第7条第1項で、これまでの広域連合の議会の議員定数32人を45人に改正いたしまして、第2項で、広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員による組織にするということに改正するものでございます。

第8条で、選挙の方法を規定しており、同条第1項で、広域連合議員は構成市町村の長及び議会議員のうちから各構成市町村議会において1人を選挙するに改正するものでございます。同条第2項で、同項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例によると改正し、第8条第3項及び第4項は削除するものでございます。

第9条第1項は、広域連合議員の任期をこれまでの2年から当該構成市町村の長または議会の議員としての任期によるに改正をするものでございます。同条第2項で、または議員からをまたは議会の議員に改め、同条第4項、第5項を削除するものでございます。

附則で、施行期日を熊本県知事の許可があった日から施行することとし、経過措置として、改正前の規約を平成31年2月13日まで適用するとしております。

なお、本規約の一部変更につきましては、県下45の構成市町村での同文議決事項でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。議案第66号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は3ページ、説明資料集は4ページからご覧ください。

まず、今回の条例改正は、地方公務員法の一部改正の動きにあわせ、特別職や一般職の非常勤職員の位置づけや、報酬等の見直しを検討する中で、条例に新たに追加が必要なもの、金額の変更が必要

なもの、削除が必要なもの、名称の修正が必要なものなどがございましたので、これらを全体的に整理するために改正をお願いするものでございます。

説明資料数4ページから6ページに基づき説明をさせていただきます。なお、7ページから13ページにつきましては、新旧対照表を添付いたしております。

最初に、説明資料集4ページの①新規に条例に記載する特別職の非常勤職員から説明をいたします。

番号1から3の主任教育相談員、教育相談員並びに教育相談員の学校配置等につきましては、教育支援センターの非常勤職員についてでございますが、特別職の非常勤の報酬等の条例では、これまで別表末尾の前各号に掲げるもの以外の非常勤職員として位置づけをしております、大津町教育委員会、学校教育指導委員等の任用等に関する要綱に規定する報酬額等により支払いをしてまいりましたが、より支払い根拠を明確にするために、条例に新たに委員名を明記するものでございます。

なお、一番右側の施行日につきましては、今年度4月から今回の改正額を支払っておりますので、施行日を平成30年4月1日とさせていただきます。

次の4から7の表彰審査委員会から大津町地域おこし協力隊員につきましては、同様に特別職の非常勤の条例では、全各号に掲げるもの以外の非常勤職員として位置づけております、根拠例規に規定する報酬額等を支払っておりますが、6の国際交流員と7、地域おこし協力隊員については、毎月の支払、また、4、5の表彰審査委員会委員と大津町防災指導員については、毎年の支払いがありますので、これも支払い根拠をより明確にするため、新たに条例に明記をするものでございます。

なお、地域おこし協力隊員につきましては、報酬額の変動が予想されますので、報酬額については、※印で欄外に記載しておりますように、任命権者が町長の承認を得て、予算の範囲内で定める額とさせていただきますと考えております。

次に、8、9の大津町人・農地プラン作成検討委員会委員長と委員につきましては、当初、初年度の1年間のみ開催する予定でございましたが、毎年1回は開催することとなりましたため、新たに条例に明記をするものでございます。

次に、10、11、12は、小中学校の通学区域及び教育施設検討委員会委員長、委員と奨学生選考委員会委員についても、同様に特別職の非常勤の条例で、前各号に掲げるもの以外の非常勤職員として位置づけをしておりますが、今後もその都度必要に応じて委員会を開催し、報酬額を支払うことから、根拠をより明確にするために新たに条例に明記するものでございます。

次に、②報酬額の変更が必要な特別職員の非常勤職員についてですが、1、学校教育指導員と2、社会教育指導員につきましては、特別職の非常勤の条例にも明記されています報酬額、上段が改正前、下段が改正後の報酬額になりますが、これにつきましては、条例とは別に大津町教育委員会学校教育指導委員等の任用等に関する要綱にも定められておまして、これを3月の教育委員会において要綱改正をいたしておりますが、特別職の非常勤の条例にも同じく学校教育指導員と社会教育指導員が明記されておまして、条例のほうの報酬額が改正をされずにそのままになっていたという不具合がございましたので、今回、上程させたところでございます。

なお、今年の4月以降、要綱改正後の報酬額で支払いをいたしておりますので、今回、施行日を

30年の4月1日に遡り条例改正をするものでございます。

このことにつきましては、事務処理として適切ではなかったということでお詫びを申し上げたいと思います。

次に、③通勤に要する費用の支給規定の追加についてでございますけども、これは特別職の非常勤の条例に新たに第2条第4項として任命権者が必要と認める場合は、一般職の非常勤職員の例により、通勤に要する費用を支給することができるという文言を追加するものでございます。これも大津町一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱を今年3月に改正をいたしまして、通勤距離が2キロ以上10キロ未満につきましては2千円、10キロ以上につきましては4千円を費用弁償として支給することの要綱の改正をしておりましたが、特別職の非常勤の条例において、月額報酬で支払っている対象者がおりますが、その旨を明記していない不具合が判明いたしましたので、今回、こちらにつきましても、あわせて条例に明記をさせていただくものでございます。

次に、④根拠例規の廃止・事業の完了に伴い条例から削除する特別職員の非常勤職員についてです。

まず、1、2の菊池台地総合土地改良事業大津地区推進委員と護川地区県営畑地総合土地改良事業推進委員は、既に事業が完了して、規定が廃止されておりますので、あわせて今回条例から削除をするものでございます。

次に、3、地域人権教育指導員は、地方自治法の一部改正に伴い、平成30年4月1日から一般職の非常勤職員へ移行いたしておりますので、今回、特別職の条例から削除するものでございます。

次に、4、図書館・歴史民俗資料館建設検討委員会委員から、次のページの8、大津町若草児童学園民間移譲先選定委員会委員までにつきましては、既に事業完了や規定が廃止されていることに伴い、今回、条例から削除をするものでございます。

次に、⑤大津町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴い、報酬等条例から廃止すべき特別職非常勤職員についてでございます。これは、先ほど議案でご説明申し上げました、大津町立診療所の設置等に関する条例の廃止に伴いまして、特別職の非常勤の条例から削除をするものでございます。

次に、⑥根拠例規と報酬等条例で委員等名称が不一致の特別職の非常勤職員についてでございます。

1、特別職報酬等審議会から次のページの30、指定管理者選定委員会までは、右側の提案理由に記載のとおり、根拠例規となります規則・要綱などと特別職の非常勤の条例に記載された名称とが不一致のものがあります。例えば、一番の特別職報酬等審議会には、別途、大津町特別報酬審議会条例がありまして、委員名の頭に大津町が付いておりますので、今回、条例改正に伴い、同様のものを全体的に統一をさせていただくものでございます。

また、頭に大津町を付けるというものだけではなく、審議会が協議会となっているものもございまして、今回、全体的に見直しをさせていただきたいと考えております。

以上が、今回特別職の非常勤の条例を改正します内容となります。

今回、要綱を改正したものの条例を改正していなかった部分など、不適切な部分もあり、大変申し訳ございませんでした。また、現在、地方公務員法の一部改正に伴いまして、平成32年4月からの会計年度任用職員への移行作業を現在進めております。その中で、一般職の非常勤職員並びに特別職

の非常勤職員等の見直しも今後進めていかなければなりませんので、早ければ今年度末には大幅な条例改正をすることとなりますが、現段階で不具合がある部分につきましては、今回、整理をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第67号、指定管理者選定委員会条例の提案理由でございます。

議案集は8ページ、説明資料集の14ページからご覧ください。

議案第67号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度に機構改革を行った際、総務課から分離させて財政課を新設しておりまして、これに伴い当該事務の所管課が総務課から財政課に変更となるものです。今回、これにつきましても、条例、規則等の総合的な見直しをする中で、従前の名称のままであったものを議案第68号とあわせて整理をさせていただくものでございます。

次に、議案第70号、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入について説明を申し上げます。

議案集は15ページ、説明資料集の30ページをご覧ください。

まず、最初に入札の手続き及び結果につきまして、私のほうから説明を申し上げます。

今回の調達につきましては、町内小学校の児童用のタブレットパソコンのアプリケーション充実のためソフトウェアを購入するもので、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録されたもののうち、県内に本店または支店、もしくは営業所を有するパソコン類の取り扱い業者を選定し、指名競争により8月24日に入札参加者5社で入札を行いました。

備品購入の概要及び入札結果ですが、備品名は、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェアです。調達の内容につきましては、後ほど教育部長のほうからご説明を申し上げます。購入金額は1千393万2千円でございます。納期は、平成31年1月11日までといたしております。購入の相手方は、熊本県上益城郡大字田原2081番地28、株式会社エヌジェーケー熊本営業所所長江口孝博様でございます。

指名業者につきましては、先ほど説明いたしました方法で選考いたしました、町内に事業所を有する2社と県内に事業所を有する6社の合計8社を指名いたしております。指名業者及び入札価格については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。議案第70号、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入について説明いたします。

議案集の15、16ページ、説明資料の30ページをお願いいたします。

平成28年度から計画的に導入を進めている児童用タブレットパソコンのアプリケーションを充実させるため、本年度3種類のソフトウェア延べ544ライセンスを購入するもので、議会の議決に付

すべき計画及び財産の取得、または処分に関する条例第3条に定める予定価格700万円以上の動産の購入につき議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします、3種類のソフトウェアの概要について説明いたします。

まず、学習活動支援ソフト「sky Menu Class」は、新学習指導要領がうたう、児童の主体的、対話的で深い学びを実践するため、個々の意見のグルーピング、意見や作品の共有、フロー図の作成やプログラミング的思考を身に付ける学習をICTで支援するものでございます。小学校向け教育用統合ソフト「キューブきっず」は、小学校6年間を通したICTの活用を学ぶもので、低学年で基本操作、中学年で調べ学習のまとめ、高学年でプレゼンテーションなどを段階的に学ぶことができるソフトで、国内の同様のソフトの中で最もシェアが高いソフトでございます。システムリカバリソフトは、児童の勝手な設定変更やシステムファイルの削除、悪意あるスパイウェアのインストール等に対し、再起動を行うことにより、使用前の状況に復元し、安定したICT環境を保全するためのソフトでございます。

なお、今回のソフトの選定にあたりましては、複数のソフトの試行や模擬授業を行い、各学校の情報担当教諭を含めた協議により選定したところでございます。

また、各ソフトのライセンスにつきましては、電子黒板にもインストールする必要があるソフトや、最小調達が設定されているソフトがあるため、各ソフトのライセンスが異なっているという状況でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。議案第71号の町道の路線廃止についてと、議案第72号の町道の路線認定については、関連がございますので、あわせてご説明いたします。

議案集は17ページから20ページ、説明資料集は31ページから34ページです。

まず、路線番号260、路線名、立石団地中央線についてご説明いたします。本路線は、立石団地を東西につなぐ町道立石団地中央線ですが、東側の起点に変更はございませんが、西側の終点を約25メートル東に移動しまして、北側の町道立石梅原線に接続しようとするものです。災害公営住宅の建設に伴うもので、一旦路線の廃止をしまして、新たに立石団地中央線を町道に認定しようとするものです。

次に、路線番号338、路線名、岩坂南2号線についてご説明いたします。本路線は、県道岩坂陣内線から南へ接続する道路で、既に一部改良が進んでおります。今回、町道起点を東へ延伸し、整備を行います。町道岩坂南線へ接続させる区間まで町道として認定し、改良整備を行う計画です。

17ページ、議案第71号の町道路線廃止についてですが、18ページの町道路線廃止調書をお願いいたします。路線番号260、路線名、立石団地中央線、起点・終点は同じく、大津町大字大津字立石です、延長は205メートルです。

次に、路線番号338、路線名、岩坂南2号線、起点は、大津町大字岩坂字切畑山、終点は、大津

町大字岩坂字西鶴です。延長は244メートルです。町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号の町道路線認定についてですが、議案第71号で廃止をお願いします、路線番号260、立石団地、中央線を短くしまして、町道に認定しようとするものです。

また、予選番号、338、岩坂南2号線については、すでに一部改良が済んでおります分、町を東へ延伸するものです。

議案集20ページの町道路線認定調書をお願いいたします。

路線番号260、路線名、立石団地中央線、起点終点は、大津町大字立石、延長約180メートルを町道に認定しようとするものです。

路線番号338、路線名、岩坂南2号線、起点、大津町大字岩坂字御前山、終点は、大津町大字岩坂字西鶴です。延長約510メートルを町道に認定しようとするものです。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時05分から再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第73号から議案第78号までの説明を求めます。

総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 議案第73号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、29年度の決算に伴う繰り越しと、普通交付税及び印字財政対策債の確定などによる財政調整基金及び庁舎建設基金等への積み立て、熊本地震関連では、災害公営住宅建設事業、これは後迫でございますけれども、これや復興基金基本事業分の補正などが主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ19億5千231万4千円を追加し、予算の総額を155億803万7千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費を第2表繰越明許費のとおりといたしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を第3表地方債補正のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。繰越明許費ですが、土木費で後迫地区に建設予定の災害公営住宅建設事業費の繰り越しを計上しております。

9ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、追加につきましては、先ほどありました災害公営

住宅建設費に係る地方債で、公営住宅建設事業債の借入れを行うものです。また、変更につきましては、普通交付税算定において、民事財政対策債の借入額が確定したことに伴う変更及び町道整備事業に係る用地購入分の地方債の追加、地域生涯学習施設等復旧事業の追加による災害復旧事業債の変更でございます。

歳出からご説明いたします。

18ページをお願いいたします。款2、項1、目7電子計算費、節13委託料は、総合行政システムにおいて新元号へ対応させるシステム改修委託費でございます。

19ページをお願いします。款2、項1、目13財政調整等基金費については、平成29年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1をくだらない金額を財政調整基金へ、また、新庁舎建設の財源として庁舎建設基金等へ積み立てるものでございます。

20ページをお願いします。款3、項1、目4老人福祉費、節19補助金は、介護予防拠点施設を米山地区に建設する補助金850万円と既存の高齢者施設等にスプリンクラーを設置する補助金774万5千円でございます。節20扶助費は、高齢者の外出支援事業につきまして、要綱改正等に伴う増額補正でございます。目5老人福祉センター運営費、節15工事請負費は、老人福祉センターのブロック塀の改修工事でございます。これは、先の大阪北部地震におけるブロック倒壊事故を受け、町内でも危険箇所の調査を行い、国の補助を受け、必要な箇所を補修するものでございます。

22ページをお願いします。款4、項1、目8新エネルギー等推進費、節13委託料は、国の地球温暖化対策計画に基づき、大津町地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定するための委託費でございます。

続いて、項2、目1清掃総務費、節13委託料は、国道57号線北側復旧ルート整備に伴う、墓等の移転業務委託費でございます。

次に、目2熊本地震関係費、節19補助金は、復興基金基本事業の共同墓地復旧事業に係る増額補正でございます。

23ページをお願いします。款6、項1、目9農業用集落排水費、節28の繰出金は、29年度決算に伴い、農業集落排水特別会計への繰出金を減額するものです。目11熊本地震関係費、節19の土地改良事業補助金は、復興基金基本事業で、小規模な農業用水路の復旧工事について助成するものです。

24ページをお願いします。款8、項2、目2道路維持費、節13委託料は、美咲野地区及び岩坂地区にあります調整池の浚渫業務委託でございます。目3道路新設改良費、節17公有財産購入費は、町道杉水水迫線道路改良工事に係る用地購入費でございます。

次に、項3、目3公共下水道費、節28の繰出金は、29年度決算に伴い、公共下水道特別会計への繰出金を減額するものでございます。

26ページをお願いします。款8、項4、目4熊本地震関係費です。節13委託費及び節15工事請負費につきましては、いずれも後迫地区に建設予定の災害公営住宅に係る設計委託及び工事費を計上いたしております。

続いて、款9、項1、目5災害対策費、節19補助金は、片俣地区の土砂災害警戒区域からの移転費用1件分の補助金でございます。

次に、目8熊本地震関係費、節19補助金は、復興基金基本事業で被災した消防ポンプ倉庫等の復旧に係る補助金の増額補正でございます。

27ページをお願いします。款10、項2、目1学校管理費、節15工事請負費は、大津北小学校のプール濾過機の改修工事や大津北小、南小学校における危険ブロックの補修工事等を計上いたしております。

30ページをお願いします。款10、項5、目9熊本地震関係費、節19補助金です。1の地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、被災した地区公民館の復旧費用に対する補助金の追加分であります。また、2の地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金につきましても、地震で被災した地域のコミュニティの場として利用されている施設、主に神社仏閣等でございますが、の復旧費用に対する補助金の増額補正であります。いずれも復興基金基本事業分でございます。

31ページをお願いいたします。款13予備費で財源の調整をいたしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款10、項1、目1地方交付税は、普通交付税の確定に伴うものです。

款14、項2、目1民生費国庫補助金、節4老人福祉費補助金は、既存の高齢者施設等にスプリンクラーを設置する事業への補助金でございます。目2衛生費国庫補助金、節3環境衛生費補助金は、地球温暖化実行計画策定に係る補助金でございます。

14ページをお願いします。款14、項2、目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金につきましては、災害公営住宅整備事業に係る国庫補助金が主なものですが、歳出でご説明いたしました、危険なブロックの補修に係る補助金として75万円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。款15、項2、目1総務費補助金は、土砂災害計画区域からの移転事業に係る補助金が主なものです。

次に、節2熊本地震復興基金交付金は、歳出でご説明しました、各復興基金基本事業に係る補助金でございます。

目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金は、介護予防施設建設事業に係る補助金でございます。

16ページをお願いいたします。款16、項2、目1不動産売払収入は、国道57号北側復旧ルート整備に伴う町所有墓地の売払収入でございます。

款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、平成29年度決算に伴い、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

款19、項1、目1繰越金は、平成29年度決算に伴う繰越金です。

17ページをお願いします。款20、項4、目2雑入は、国道57号北側復旧ルート整備に伴うもので、墓地の取用に係る墓等の移転補償費でございます。目3過年度収入は、児童手当交付金の過年度分の実績額確定に伴う追加交付分であります。

款 2 1 町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 議案第 7 4 号、平成 3 0 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。補正予算の概要書につきましては 8 ページになります。

今回の補正では、歳入では、平成 2 9 年度の歳入歳出の額の確定に伴います繰越金の増額及び歳出では、療養給付費負担金の額の決定に伴います償還金の増額等でございます。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7 千 3 8 7 万 9 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 億 8 千 5 0 9 万 5 千円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の 9 ページ、概要については 8 ページになります。

款の 9、項の 1、目の 3 償還金 5 千 1 0 3 万 2 千円の増額補正につきましては、平成 2 9 年度療養給費等負担金などの額の確定に伴います、国・県等への返還金でございます。

款 1 0 予備費で財源の調整を行っております。

歳入についてご説明申し上げます。

予算書の 8 ページをお願いいたします。款 7、項 1、目 1 繰越金は、平成 2 9 年度国民健康保険特別会計への歳入歳出の額の確定に伴うもので、繰越金 1 億 7 千 3 8 7 万 9 千円の増額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 6 号、平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、繰越金の額の確定に伴うものです。歳出では、介護給付費等の精算によります国及び県等への返還金及び一般会計への返還金の増額を補正したものでございます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、補正の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 千 3 8 5 万 6 千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 億 9 千 3 5 5 万 4 千円としたものでございます。

歳入からご説明をいたします。

予算書の 8 ページをお願いいたします。款の 8、項の 1、目の 1 繰越金、節の 1 繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴う増額補正でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

予算書の 9 ページをお願いいたします。款の 3、項の 3、目の 1 包括的支援事業費、節の 1 3 委託料は、包括支援センターの相談システムにつきまして、新元号に対応するためのシステムの改修を行うものでございます。

款の 5、項の 1、目の 2 償還金、節 2 3 償還金利子及び割引料は、平成 2 9 年度介護給付費等の精算によります国及び県等への返還金の増額補正でございます。

予算書の10ページをお願いいたします。款の5、項の2、目の1一般会計繰出金、節の28繰出金は、平成29年度介護給付費等及び事務費等の精算によります一般会計への返還金の増額補正でございます。

款の6、項の1、目の1予備費で財源調整をしております。

続きまして、議案第78号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算額の確定に伴うものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万5千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1千781万円とするものでございます。

歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款の1、項の1、目の1一般管理費、節13委託料の40万9千円の補正は、保被験者保険の被扶養者から、いわゆる社会保険ですけれども、後期高齢者医療保険の被保険者になった方について、保険料の急激な負担増を避けるために所得割は付加せず、均等割りについて軽減を行ってきたところでございます。現行の5割軽減が平成31年度から資格取得日から2年間の限定措置となることから、今回システムの改修を行うものでございます。

款の5予備費で財源を調整しております。

歳入についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款の5、項の1、目の1繰越金は、平成29年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴います、前年度繰越金195万7千円を増額計上しております。

款の7、項1、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、先ほど歳出でご説明いたしました、保険料軽減措置に係るシステム改修の補助金でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第75号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要については8ページになります。

今回の補正の主なものは、決算の確定によるものが主なものです。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千377万2千円とするものです。

また、第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

最初に、8ページの歳入からご説明いたします。款の4、項の1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金を前年度繰越金の確定に伴い、減額し、款5、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金3千212万5千円増額補正をするものです。

また、款7、項1、目2資本費平準化債、節1資本費平準化債を資本平準化債の確定に伴い、1千950万円減額補正をするものです。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金につきまして、財源を組み替えたものです。

続きまして、議案第77号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては9ページになります。

今回の主なものは繰越金の確定によるものが主なものです。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千316万8千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。款1、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金を前年度繰越金の確定に伴い、減額し、款4、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金1千146万3千円を増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金につきましては、財源を組み替えたものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員松永高春君。

○代表監査委員（松永高春君） こんにちは。それでは、平成29年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書に基づき報告いたします。

1ページをお願いします。

第1章、審査の概要の1、審査を執行した監査委員から4、審査の場所については記載のとおりです。

5、審査の方法については、町長から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査を行った。

また、審査にあたっては、例年のとおり、①から⑧までの各項目に主眼を置き、慎重に審査を実施した。

2ページをお願いします。

全国的に少子高齢化が進行し人口減少局面へ移行する中、大津町は企業誘致による産業集積や子育て支援などの取り組みにより、若い人の流入、定住が進み、町中心部では人口が増加傾向にある。しかしながら一方で、北部、南部地域では、全国的な状況と同じように人口減少や高齢化が進み、また、国の地方分権推進の影響により、地方自治は転換期を迎えている。さらに、平成28年度には熊本地震という未曾有の災害が発生し、その復旧・復興を最優先に進めながら、町が直面している課題等、

その他の施策も並行して取り組む必要がある。

そのような中、わが町の平成29年度決算は一般会計の歳入総額226億120万8千円、歳出総額209億395万1千円で、対前年度比、歳入で+22.6%、歳出で+29.2%となっている。

歳入では、震災に伴う特別交付金等により地方交付税が6億7千244万4千円減少しているが、町税が3億1千784万7千円、災害復旧事業等により国庫支出金が8億1千381万円、市町村創意工夫分を含めて熊本地震復興基金交付金等により県支出金が11億4千104万7千円、繰越金12億2千964万6千円が増額となり、総額で対前年度比41億6千313万1千円の増額となっている。

歳出では、民生費が熊本地震に伴う災害救助費等の減少により、対前年度比3.97%、2億1千338万2千円の減額となっているが、総務費は仮庁舎賃借料・旧庁舎解体工事・庁舎建設基金積立・復興基金積立等で前年度比46.84%、8億5千47万円、衛生費は災害廃棄物処理等で前年度比27.06%、9億602万2千円、農林水産業費は被災農業者向け経営体育成支援事業等で前年度比146.52%、12億5千999万6千円、商工費は工場等振興奨励基金積立や工場等振興奨励補助等で前年度比314.61%、3億9千24万7千円、土木費は被災宅地復旧事業やあけぼの団地改修工事等で前年度比76.65%、6億9千148万4千円、教育費は運動公園多目的広場整備工事等で前年度比50.08%、5億6千254万3千円の増額となっている。

国の財政支援等で熊本地震による財政状況の悪化は避けられた部分はあるが、人口増に伴う扶助費等の経常経費は毎年増加し、財政の硬直化は進んでいる状況である。限られた財源の中で、多種多様な施策を進めていくために職員が一丸となり、町民や関係機関などと連携した運営が必要不可欠である。

こうした状況の中で実施した今回の決算審査においては、平成29年度の一般会計並びに各特別会計について、関係する帳簿及び伝票、台帳等の証拠書類と照合した結果、証憑書類の処理や整理保存に若干の不備は見られたものの審査した範囲内においては計数及び金額について誤りは認められなかった。

3ページをお願いします。

基金の運用管理については、毎月行っている例月出納検査でも確認しているが、基金台帳、預金通帳、証書を1件ごとに審査した結果、適切に管理されていることが確認された。

有価証券及び出資による権利の各項目については、会計課保管の証書の確認及び担当課から内容の確認を行った結果、適切に管理されていることが確認された。

4ページから26ページまでは一般会計の歳入歳出の状況、財政全般及び主な財政指標について記載しておりますが、状況の変化や重要と思われる点に関して、ページごとに説明いたします。

第3章の1、歳入の状況についてですが、町税全体の歳入総額は47億9千663万8千円で前年度と比較して7.1%、3億1千784万7千円の増額となっている。これは5ページに内容を記載しておりますが、平成28年度は熊本地震に伴う減免を実施したことが主な要因である。

そのような中、徴収率は平成29年度で96.10%、前年度比0.51ポイント増加となり、平成

20年度のリーマンショック以降で最高を示したことについては、職員の徴収努力を大いに評価したい。

今後も広域的な取り組みや効果的な資産調査を行い、個々に対応した納税指導を実施するなど、公平公正な税制維持のためにも、引き続き徴収強化を期待する。

7ページをお願いします。分担金及び負担金の中で、大きなウェートを占める児童福祉費負担金については、現年度分の徴収率が99.43%と前年度に比べ0.18ポイント上がっている。収入未済額を減少させるには、滞納の初期段階での対応が重要と思われるので、引き続き保育園と連携しながら、一層の徴収率向上に努めてもらいたい。

8、9ページをお願いします。使用料及び手数料については、第3表のとおり全体の徴収率が95.66%で前年度と比較して0.48ポイント増加している。主な要因としては、構成割合の高い住宅使用料の徴収率が職員の徴収努力により、過去3年間増加傾向であることがあげられる。

町営住宅については、平成29年度末時点で入居戸数709戸であり、入居者の固定化、高齢化などの課題を抱えているが、今後は災害公営住宅建設に伴い、更に戸数が増えるため、職員の異動があっても継続的に対応できるように住宅使用料滞納に関する台帳を整理・保存し、不納欠損を行う場合は、その根拠を明確に処理し、更なる徴収強化に努めてもらいたい。

10ページをお願いします。諸収入については、平成29年度の収入済額は2億275万6千円で、前年度から1億482万7千円増加している。今回の増額の主な要因は、熊本県市町村振興協会交付金9千825万円を雑入で受け入れているためである。諸収入の徴収率は88.52%で徴収率を下げている主な要因は、住宅新築資金貸付収入の未納分である。

貸付金の性格上、返済期間が長期間にわたることから、徴収面談記録の保存と返済計画の書面化や事務引き継ぎを徹底し、正確な繰越・調定処理を行い、着実な収納実現を果たしてもらいたい。

11ページをお願いします。不納欠損額及び収入未済額ですが、町税の不納欠損額は1千813万7千円で、前年度より357万7千円増加している。国民健康保険税の不納欠損額については1千703万円で、前年度に比べ367万9千円の減額となっている。

一方、12ページの第6表に示す収入未済額44億6千963万3千円は、熊本地震関連事業及びその影響等により翌年度へ繰り越して収入未済となっている。

13ページ、2、歳出の状況についてですが、平成29年度の普通会計の歳出総額は209億547万6千円で、前年度と比べると47億2千191万1千円、29.2%の増額となっている。

まず、人件費については、第1表のとおり、前年度より7千816万5千円減額の18億3千208万5千円となっている。これは、職員給が熊本地震対応の時間外勤務手当や退職金の減額によるものと思われる。

14ページをお願いします。物件費は、平成29年度の決算額が48億1千115万5千円で、前年度に比べ9億9千112万5千円増加している。主な要因は、災害廃棄物処理業務や家屋解体業務など、熊本地震に伴う業務委託が増加したことによるもので、物件費の今後の推移を慎重に見守りたい。

15ページをお願いします、扶助費は、年々増加傾向にあり、平成29年度の決算で33億2千657万2千円、前年度より9.4%の伸びを示し、依然として義務的経費増加の主因となっている。高齢社会から超高齢社会へと突入している現在において、今後益々深刻化することが予測され、財政硬直化の要因となることが大いに懸念される。

16ページをお願いします。補助費等ですが、平成29年度の決算額36億6千959万2千円で、前年度より11億3千105万8千円の増額、これは熊本地震に伴う補助事業等の増加によるものである。

菊池環境保全組合と菊池広域連合消防本部の近年の負担金の推移について、17ページ、第4-2表のとおりである。菊池環境保全組合負担金は、平成33年度の供用開始を目指す新環境工場の建設を控え、今後、大きな投資が見込まれており、町の負担を少しでも減らすために、更なるごみの減量化などに向けた継続的な取り組みが求められる。

繰出金は、平成29年度の決算額13億6千616万円で前年度より2千2578万3千円の増額となっている。

18ページ、第5-2表に示すとおり、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計については、少子高齢化の進行とほぼ連動する形で介護保険認定者数や被保険者数、並びに保険給付費や保険料も増加する一方で、繰出金も増加傾向にある。

19ページ、3、財政全般についてですが、税収の状況について、第1表税収の推移で示していますが、状況説明は4ページで述べましたので省略いたします。

21ページをお願いします。財政調整基金や減債基金など各種の基金の積み立ては、第2表各基金の推移のとおりです。平成29年度末の基金の総額は48億7千229万9千円で、財政調整基金、公共施設整備基金等を取り崩しているが、庁舎建設基金、熊本地震大津町復興基金等を積み立てていることから前年度より4億4千116万8千円の増額となっている。

22、23ページをお願いします。公債費は14億556万5千円で、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移してきたところでしたが、平成24年度から増加傾向を示している。

次に、第3-2表に示す平成29年度末の普通会計の地方債残高は159億8千544万4千円、前年度に比べ20億6千338万1千円の増額となっている。これは熊本地震に伴う起債などにより増加している。

24、25ページ、4、主な財政指標についてですが、平成29年度の実質収支比率は15.7%で、前年度比3.7%下がっている。主な要因は、税収増加等に伴い、標準財政規模が増加したためである。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成29年度は87%と1.1%増加している。この要因については、25ページで述べていますが、今後も景気回復の見通しがつかず、法人町民税等の増収が期待できないため、より一層の経常経費の抑制が必要である。

また、平成29年度の財政力指数は、単年度で0.750となり、3年間の平均値は0.719となった。今後も十分な注意が必要である。

ここで、別に配付しています平成29年度財政健全化審査意見書と公営企業会計経営健全化審査意見書をお願いします。

1、審査の概要、2、審査の結果の総合意見については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、個別意見の実質赤字比率と連結実質赤字比率についても良好な状態を示している。ただ、実質公債費比率については11.3%となっている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成28年度の熊本県内市町村平均値8.1%と比べると、決して低い数値とは言えない。今後は、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の均衡を意識した財政運営をしていくことが重要と思われます。将来負担比率とともに、注視していく必要がある。なお、公営企業会計経営健全化審査意見書については、記載のとおりです。

次に、もとの意見書に戻りまして、29ページをお願いします。

第5章、特別会計に関する審査意見ですが、最初に、国民健康保険特別会計を支える国民健康保険税の収納状況は第1表のとおりです。平成29年度の収入済額は5億6千815万6千円で、前年度より2千46万9千円の増額となっている。徴収率は前年度から0.91ポイント増加で93.91%となっている。

また、収入未済額については、平成17年度以降、毎年増加し続けていたが、平成24年度から減少に転じ、平成29年度は1億5千287万円で、前年度より更に978万2千円の減少となった。

30ページをお願いします。次に、第2-1表に示す国民健康保険の主な歳出の状況によれば、平成29年度の保険給付費は20億3千748万9千円で7千766万7千円増額となった。

国民健康保険加入者数の状況は、31ページの第2-2表のとおりです。平成29年度の医療費は前年度比で9千879万6千円増額の23億5千66万1千円となっている。これは高度医療や熊本地震減免期間終了に伴う受診増が主な要因と考えられ、今後も医療の高度化等による増加が懸念される。

次に、33ページ、2、大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計決算については、記載のとおりです。

34ページ、3、大津町公共下水道特別会計決算についてですが、公共下水道の事業を運営していく上での自主財源である下水道使用料の収納状況は第1表のとおりである。

平成29年度決算では使用料収入が4億5千270万8千円で、前年度比5千247万1千円の増額となっている。

下水道使用料は、大津菊陽水道企業団によって上水道料金と一緒に収納が行われているため、連携して徴収率向上に努めてほしい。

35ページ、第2表公債費の推移、3表下水道普及率と水洗化率の推移、36ページ、第4表実質収支に関する調書及び第5表財産の状況については、記載のとおりです。

37ページ、4、大津町介護保険特別会計決算についてですが、介護保険制度の要介護認定者数は、第1表のとおり、介護保険事業がスタートして以降、毎年ほぼ増加の一途をたどり、平成29年度は

前年度より36人増加の1千372人となっている。これは施設整備やサービス事業所の充実などにより、サービスを受けやすい環境になっていることも要因の一つと考えられる。

また、地域密着型の要因については、平成28年度に整備した施設の運営が本格化したことによるものと思われる。

こうした状況から、保険給付費については、38ページ、第2表のとおり、年々大幅な増加となっている。

次に、介護保険料収入ですが、こちらも年々増加傾向にあり、平成28年度は熊本地震に伴う減免等により減少したが、平成29年度は前年度に比べ4千321万7千円増額の4億4千891万7千円となっている。

なお、39ページの第3表実質収支の状況、第4表財産の状況については、記載のとおりです。

40ページ、5、大津町農業集落排水特別会計決算についてですが、最初に、農業集落排水事業のこれまでの経緯について記載しています。

事業の推進及び運営の自主財源となる分担金と使用料の収納状況については、第1表と41ページ、第2表のとおりである。

分担金については、平成24年度に事業が完了し、平成26年度から追加分のみとなるため、徐々に収入未済額が減少している。

使用料については、平成21年度までは徴収率100%であったが、平成22年以降、収入未済額が増加している。徴収率も年々低下傾向にあることから、大きな懸念材料となっている。

なお、第3表公債費と起債残高の推移、42ページ、第4表実質収支の状況、第5表財産の状況については、記載のとおりです。

43ページ、6、大津町後期高齢者医療特別会計決算についてですが、被保険者数については、平成29年度では前年度より67人増加の3千791人となっている。

保険料の収納状況については、第1表のとおりである。平成29年度の徴収率は99.09%と高い数字を維持している。

続きまして、別冊となっています、大津町工業用水道事業会計決算審査意見書の報告をいたします。

1ページをお願いします。第1、審査の概要、第2、審査の方法については、記載のとおりです。

第3、審査の結果ですが、決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業の関係法令に準拠して作成されており各計数とも審査を実施した範囲内においては正確と判断した。

また、予算の執行に関しては、概ね良好であったと認めた。

平成29年度決算並びに近年の業務実績は2ページの第1表及び第2表のとおりです。平成29年度は熊本地震により1社から使用廃止届が提出され、給水事業所数が1減となっているが、復旧も進み、年間給水量は34.9%増加の115万5千63立方メートルで、営業収益も39.7%増加の6千892万1千629円、前年度比1千959万1千340円の増額となっている。

3ページをお願いします。収益的収入及び支出については、収入決算額7千66万6千705円、支出決算額4千815万9千256円となり、当年度収支は2千250万7千449円の黒字となっ

ている。

4ページをお願いします。財政状況ですが、貸借対照表から財政状況を分析すると、まず、資産の部では、固定資産総額が922万5千34円減少している。流動資産は現金のみであるが、2千651万1千277円の増額である。このため、資産合計は、前年度から1千728万6千243円増額の4億4千547万9千263円となっている。

負債の部では、前年度比522万1千206円減少して5千218万4千361円、資本の部では、前年度比2千250万7千449円増額の3億9千329万4千902円となっている。

5ページをお願いします。企業債の償還は順調に進んでおり、平成29年度末の未償還残高は484万769円となっている。

審査意見として、本年度の給水量は企業の熊本地震からの復旧が進み、前年度比34.9%増加し、年度末契約水量3千830立方メートルとなっている。日量4千立方メートルの給水能力のところ、契約水量が3千830立方メートルということで第4水源を計画しているが、1社の動向に左右されている状況であり、今後も注視して循環式等についても引き続き検討していただきたい。

地方公営企業会計は複雑であり、習熟にはある程度の時間を要するため人材育成が急務であり、現在、職員1人で業務を行っているため、業務の安定性を考えると検討が必要と思われる。

それでは、最後になりますが、もとの意見書に戻って、27ページ、第4章、審査意見ですが、決算審査は、月ごとの出納を検査する例月出納検査の延長線上に位置するものであり、その意味では、例月出納検査で指摘している事項の再点検という性格を持つものである。

一方、例月出納検査では確認していない複数月にまたがる歳入・歳出状況の実態把握や決算報告書の記載数値との整合性の確認も行うことから、その観点での意見も加えて記載する。

1、財政状況について。

国の財政支援等に助けられ、熊本地震による財政状況の悪化は避けられた部分はあるが、依然として人口増に伴う扶助費等経常経費は毎年増加し、財政の硬直化が進んでいる状況である。これから、公共施設の老朽化対策や新庁舎建設など多額の予算を要する事業もあり、新たな視点で現事業の廃止・縮小等に重点をおいた見直しや検証を行い、優先順位を付けた事業展開を実施し、安定した財政運営に努めていただきたい。

2、滞納への取り組みについて。

平成28年度は熊本地震に伴う減免等もあり、単純比較はできないが、近年町税等を中心に効果的な取り組みが進められている。

しかしながら、国民健康保険税や保育料の過年度分など常態的に徴収率が低いという状況が改善されるまでには至っていない。

今後、税務課で作成している納税フロー図等を関係各課で情報を共有し、収納処理・不納欠損処理における流れを可視化していただきたい。

3、会計事務について。

歳入歳出伝票の摘要欄記載事項及び添付資料に差があり、わかりやすくチェックができるよう標準

化できるものについては、全庁的に統一を図っていただきたい。

支払遅延、各款の間または各項の間において相互流用などがあり、会計事務の手引書を作成し、それに基づき職員への更なる周知徹底を図る必要がある。

4、議会に付すべき契約について。

再発防止対策実施状況について確認し、短期的な取り組みとして施行伺いにおけるチェック表の表記は6月5日以降伺い分から実施しており、その他入札関係書類も改良されている。再発防止・内部統制などの職員研修は8月までに11回実施し、再発防止マニュアルは年度内に作成する。長期的な取り組みとしては総合行政システムの改修について関係機関と協議を始めている。

監査においても6月例月出納検査から当該月に実施された入札一覧の提出を求め確認し、定期監査でも契約案件における議会に付すべき契約について調書の提出を求めて注視する。

なお、各工程における担当課を明確にしたうえで再発防止に取り組み、この取り組みが一過性のものに終わらないよう、職員の意識改革はもとより、継続的な点検、見直しを行う仕組みをつくる必要がある。

5、その他。

決算書に集計されている金額と支出関係証憑とを効率的に照合できるようにシステムの構築を再度要望する。

以上、審査意見書の報告とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 議案質疑

○議 長（桐原則雄君） 日程第27 議案質疑を行います。

まず、議案第65号及び議案第66号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号及び議案第68号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第70号について質疑いたします。

学習支援ソフトとして多額の購入金額がなされておりますけれども、この学習支援ソフトで、新しくプログラミング的思考の醸成ということで、教育課程の中に組み込まれていくということで、こういったソフトを用意するということは、意味はわかります。ただ、こういった学習支援ソフトを入れた場合、それを指導する側というのの体制整備はきちんとできているのかということです。例えば、今現在の教職の方々というものは、こういった勉強すらしてない人たちのほうが多いんじゃないかなと。だから、このソフトを入れました、しかし指導ができませんでは話になりませんよね。この税金の額以上の成果を出すのがこういったときの理由なんです。絶対的必要ですというこの70号でなければならないということです。ところが、成果が全然出ないというのであるならば、これってものすごく税金泥棒の予算になってしまうんですよ。ですから、そういった体制整備がきちんとできているのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

今回、タブレットソフトウェアを導入するというので、その辺の指導あたりがどうなるかということだと思います。今年度からですね、ICT機器の発注を行っておりますけれども、その中で専門員というのを各学校に回っていただいています。一応、こちらについては、その機器の使い方だったり、あわせて、教育指導あたりも含めてですね、委託しておりますので、この辺を有効に使って、こちらのソフトについてもしっかり活用できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（永田和彦君） 内容をちょっと言いませんか。そこまでしかわからない。ただその指導を行っていただけ。

○教育部長（市原紀幸君） 例えば、そのICT機器が電子黒板だったり、いろんな機器がございます。当然、機器の使い方もうそうですけれども、その指導の内容ですかね、具体的にということじゃないんですけれども、その教育の指導の中身あたりも含めて、その要するに、そのソフトの使い方ですか、そういったところも含めてこの専門員さんのほうに委託して、今お願いしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の答弁ではですね、ちょっとわからないところがありまして、子どもたちが小学生の生徒たちがですね、そういったプログラムのとか、そういったタブレットの使い方からずっとこう流れ的ですね、もう現代の社会を反映した教育を受けていくわけですよ。ところが、教職の方々はそのような勉強をしたことがない人がほとんどではないですかと。この方たちが本当にその指導を受けたならば、また小学生の学生たちに指導するような能力は付くんですかという意味ですよ。だから、例えば、そ

の指導する方が何らかの資格を持っている。教職の試験にはなかったですよ、これは。その人たちがその勉強してもわからないという人は教えられるわけじゃないじゃないですか。ですから、その担保たるものは何があるんですかということですよ。ですから、きちんと指導できますっていうまででないと、この予算は無駄になりますよと言っていつてるんです。ですから、そういった教育をする側の体制整備をきちんと組んでいかないといけないんじゃないですかという質疑なんです。再度質疑します。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

現在の状況としては、先ほど言いましたように、専門員の方が回られてるんですけども、今度、新学習指導要領変わります。その中で、プログラミングというのがですね、新たに入ってきます。こちらについては、改めて、今の委託に含めてですね、そういった教育も含めたところで進めたいというところで、今やっている以上のプログラミング教育ですね、こちらについても追加して、新年度からなるかと思っておりますけども、一応そういうことで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 部長の説明に少し補足をさせていただきます。

今回ですね、入れさせていただくソフト2つは、むしろプログラミング教育という以前のですね、ICT教育に関するソフトでございます。今、各学校にタブレットを入れておりますけれども、そのタブレットの中のソフトが今ほとんど何も入っていない状態でございます。そうすると、なかなかせっかくタブレットを入れての活用が進まないということです。まずそこにインストールしたいというソフトがここにあげさせていただいたものでございます。このソフトを決めるに至りましては、昨年度から現場の先生方に幾つか使っていただいて、どういう形で使いたいのか、また、使うとすればどのようなソフトが使いやすいのかといったことをですね、いろいろ使いながら研究していただきまして、そして町内の各学校の情報教育担当の先生方に集まっていたいただいて、これならば各学校でうまく使えるし、授業の中で活用できるのではないかということの意見をいただいた上で決定していたというふうに報告を受けています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

やはり答弁がちょっと弱いかなと思うんですが、じゃあ使いやすさとか、そういったものを研究しながら、その前段として教育長がおっしゃったのが、例えば、もうタブレットの中にハードはそのありますけれども、ソフトが入ってない状態、これ自体聞いた時にあ然としてしまうという、言うならば、えっという話で、ですから、こういったことを導入するならば、事前に体制整備というものをきちんとできてますかということで、じゃあその人が何らかの資格をこれ持って指導さうるわけじゃなくて、ただ教職の仕事の資格を持っている方がこの勉強をして、そのそういった教育に充てるということであるならばですよ、その人は本当にそういったものを、教職もそれはもちろん千差万別ですか

ら、その能力があるかどうかというものがどうも不安なんですよね、言うならば。そのずっとこう勉強されてきて、教職になるための勉強をやりました。その中には今までなかったものですよ。その教職に就くための勉強の中にこれがあつたのならばですね、言うならば、よほどそれが担保になるかなと思うんですよ。ああそうだなと、これは以前習ったな。これなかったんでしょ。で、それを新しく導入するということになるならば、やはり石橋を叩いて渡らないと。ですから、その人がきちんとこのICT教育にその講じているというものをちゃんと監視監督して、これならいけるという体制まで揃っているんですかということです。ですから、そういった教育にもってきました。だったら、本当にその教育が生きているかどうかというもの、その見る人もわからないなら話になりませんよね、言うならば。ですから、それが本当に生徒のために、今後、日本のためになるのかという問題になってくるんですよ、これは。ですから、そこの体制整備というのが事前にそういったソフトを見て、これだったらいけると思いましたがというだけで終わりなんですかということです。本当に授業でそれを取り扱って、そしてそれというものが生きてくるという結果、だったらこう言ひましよう、結果というのものは見れるんですね。言うならば。その結果は、生徒たちそれぞれですからわからないというんですか。それとも、最終的にこういったソフトのお蔭でプログラムを組めるように、もちろん幼稚なものでも構いません。なりました。こういった結果が出ましたというところまで考えておられますかということです。そしたら、この額の根拠になってくるんですよ。

はい、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えしたいと思います。

先ほど言ひましたように、委託の中でですね、専門の方に学校回っていただいておりますけども、今回、こういった形で新たにですね、ソフトウェアを入れていきますので、学校の情報担当の先生方、あるいはその委託先あたりも含めてですね、効果的に進められるように、また協議のほうを進めていければと思います。

よろしくお願ひします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第71号及び議案第72号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計補正予算について、3点についてお尋ねをいたします。

第1点目は、予算書の20ページの目の4老人福祉費の中で、節の補助金で介護基盤研究整備特別対策事業補助金ということで、説明書見ますと850万円の補助金、県からの補助金で、それを使っ

て米山地区で介護予防の拠点、多分建物を建てるんだらうかと思うんですけど、大津町において、この介護予防の拠点事業というのは、多分初めて私も聞くとおもうんですが、これについて、どういう内容なのかをちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、次の21ページです。目の3ですね、5です。学童保育施設運営費ということで、需用費の修繕料が計上されておりますが、これが説明書では、美咲野小学童保育施設のエアコン修繕料5万5千円ということですが、ご承知のとおり、非常に猛暑の中、エアコンがなくて死亡者が出るというようなことが盛んに報道されておりますが、予算で修繕料を出すのは結構ですけど、この暑い最中だから直ちに予備費とか何とか使って、直ちに修繕するべきものではないのかということがお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点は、24ページですね。土木費、都市計画費で目2の公園緑地費ですね。修繕費で30万7千円で、高尾野公園のトイレの修繕だということらしいんですが、ちょっと私の記憶違いかもしれませんが、工業団地の中にある高尾野公園のトイレは、ミルクロード側にも一つ、それから、グラウンドの横に、後ろのほうにも1カ所で、2つあったと思うんですけど、2つとも高尾野公園のトイレなのだらうと思うんですけど、そのどちらを対象としているのかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 20ページの款の3の項の1の目の4の中の補助金で、米山の公民館の介護基盤整備事業の補助金についてということで、町として介護予防についてどういうことで取り組んでいくのかということのお尋ねだと思います。町ですね、介護予防事業につきましては、もちろん町の役場のところに包括支援センターがありますので、そちらが拠点となって活動をしてまいります。特に今年の4月から介護保険の中で介護予防係と2つの係に分けてましてですね、今、介護予防についても力を入れているところでございます。拠点についてはそこでやっていきますけども、具体的な活動になりますと、それぞれの公民館を使わせていただいでですね、いろんな通いの場づくりということで、筋力のトレーニングであったりとか、サロンであったりとか、そういったことをやっていく事業を今展開しております。そんな中で、平成28年の熊本地震で米山公民館のほうが使えなくなりましたので、新たな公民館をつくらなければならないということで、米山の近くに古城がございますもんですから、そういったところとあわせてですね、使えるような活動拠点としてできる公民館をですね、県の補助を使いまして整備をしたいというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

学童保育のエアコンのほうに修繕したということで、予備費を使ってでもですね、すぐにすべきではなかったかということかと思えます。現状としましてはですね、エアコン本体のリモコンを受診する部分が故障したということで、直接ですね、電源を入れることで動けるのは動けるということで、今回、補正予算で修理をするというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議員おっしゃいますように、高尾野公園には2カ所トイレがありまして、両方とも水道の不具合が発生しておりますので、2つの水道の修繕費を計上させていただきます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをします。

介護予防の拠点、介護基盤の緊急整備特別対策事業ということです。介護予防の拠点をつくるということで、もともと米山にあった公民館は、町が直接いろいろ補助事業を使って建設した公民館で、今回、解体前に確か条例は廃止になったかと思うんですが、今度はこの米山区、補助金だから米山区が自治会として建てるのに町が補助をするという形なのかということが一つ。

それから、いわゆる自治会からのコミュニティ施設は、今熊本地震の復興で9割補助ですかね、建て替えが進められているわけですが、どちらが有利かということでこっちを選んだのかということなのかと思うんですけど、有利、不利ではなくて、この介護拠点をつくらなくちゃいかんということですのでであれば、町内全体で計画的にこういった拠点を、町内全体の計画をつくって進めるべき、高齢化の問題ですから、問題だと思うんですけど、そういう構想があって、これが始まったのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、高尾野公園のトイレですけど、最近、私も運動してないからあそこのトイレに行くことないんですが、この前、先日、ミルクロードを通りましたら、道路際のトイレ、屋根にぺんぺん草が相当生えております。あら、これは全然管理がされとらんなどというの、ちょっと印象があったもんですから、トイレがどうもほったらかしではなからうかと。きちっと管理されているのかというのをちょっと確認したいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 再質問にお答えをいたします。

米山の公民館が解体されてまして、地元ともですね、いろいろ協議をさせていただく中で、うちの生涯学習課ともですね、協議をしていきまして、先ほどおっしゃいますように、復興基金の中で9割補助という補助もあるんですけども、やはり地元の負担をどうするかということで、件数あたりもですね、かなり少ない状況もございますので、そういったことでどちらを選ぶかといったときに、そういった有利な財源を使わせていただきたいというところで考えたところです、それと併せまして、そういった件の補助を使いますと、いわゆる介護としての活動をしていかないといけないもんですから、一般的に拠点と申しあげましたけれども、通常のほかの地域においても公民館を中心にそういった介護予防事業取り組んでおりますので、同じような形をですね、使っていければということで考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 今、議員おっしゃいましたように、ミルクロード沿

線にもトイレがございまして、屋根にペンペン草ということで、なかなか上まで見るのが私どももございませんでしたので、早急に対処させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護予防の拠点事業でもう1回お尋ねしますけど、米山地区、古城地区も含めて、多分真木にも近いことは近いでしょうけど、こういった高齢化に対して、もちろん建物に建てるのに有利だということが一つだろうとは思いますが、何ですかね、そこで介護予防の拠点、器だけつくりました。屋根、壁、床だけつくりましたと。それだけでは、何か拠点とは言えるのかなとはあるんですね。本当に介護予防の拠点とすることであれば、町全体に拠点づくりの計画があってしかるべきだと思うんですね。特に過疎、南北地域は過疎になって高齢化、高いところはそういう拠点づくりというのは非常に求められておると思うんですけど、そういう総合的な計画があって拠点というのは本来あるべきものだと思うんですけど、そういうことも念頭に進められたのか。単に自己負担なしで建物が建つからいいということなのか。そこのところをちょっとお考えをお聞きしたいと思いません。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 介護の拠点というお話ですけれども、介護計画第7期の介護計画をつくらせていただきましたけども、その中で、基本的には介護の拠点は今の包括支援センターとすると。今後、必要に応じてですね、そういった拠点づくりをやっていくということで明記をしておりますので、そういうことも含めまして取り組んでいきたいということで考えています。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第73号について質疑いたします。

22ページ、新エネルギー等の推進費としてカーボン・マネジメント強化事業支援業務委託があげられております。全員協議会においても説明を受けました。今、実績にてこのカーボン・マネジメント強化事業について検索をかけてみました。やっぱり地球温暖化というものの防止が大きな取り組みの一つであるということとともに、このこれだけの予算化をするのならば、やはり無駄にならないように、厳正なる審査においてそういった支援業務を発注したいということで、これは明石市が出てきましたけれども、公募型のプロポーザル方式で、カーボン・マネジメント強化事業支援業務委託をするということで、結局はこういった予算を付ける場合はですね、もちろん競争を働かせて、そして発注をすると。1社に決めつけてするわけじゃないんですね。そういったことによって、経費削減にも繋がる市、よりよきものになるという形で取り組んでおられました。

提案の仕様書あたりでもですね、きちんと作られておまして、業務内容としては、その4項目ぐらいありましてですね、明石市の地球温暖化対策実行計画の策定支援業務が1、そして、2が温室効果ガス排出量の調査等及びエネルギー削減策の検討、3、カーボン・マネジメント体制の構築支援、4、庁内会議への出席、3回程度、というような提案を求めると。そして、選定の要領として、いろいろですね、書いてあります。審査員3人の合計点300万点のうち150点以下はもう失格としますよ

とか、ですから、先日、全協におきまして説明を受けたときには、そういったところ何も踏み込んでないんですね。どういった選定方法にするのか。ですから、その地球温暖化に対する、そういった知識が、例えば、大津町とするならば問題点は既にこういったものがあるというものをい出されなかった。ただ、業務委託すればいいんじゃないかというような形で、その業務委託もどういった形であるのかも何も述べられていないということです。ですから、本当にこれだけの予算を使うのならば、それだけのことをほかに、他の自治体に見習ってでも取り組むべきではないでしょうか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） カーボン・マネジメント事業に関する質問だと思いますけれども、今回、町が取り組みますことにつきましては、大きく2点ございます。まず1点目は、平成14年に町の地球温暖化対策の実行計画というのを平成14年につくっておきまして、それを3カ年間、ちょうどISOの取り組みをやっておったときですけども、この計画がそのまま改訂しておりませんので、この計画につきましては、市町村の策定義務になっております。そういった形で、今回取り組ませていただくということが1点でございます。

それともう1点につきましては、2030年を目途に2013年比で効果26%、あるいは自治体については40%削減というような目標を掲げられております。そういう中で、今回、新たな庁舎をつくるにあたりまして、できることが何なのかということも含めてですね、こういった公共が率先して取り組みをやっていくということも必要だと思いますので、そういった取り組みをしたいという中で、そういったどれだけの、何%の効果があるとか、あるいはそういった、どういったものが必要かということについては、専門家で十分検討していただかないとできませんので、そういった形の分析をやっていただきたいというふうに考えておるところです。

それと3点目については、これは我々役場職員、庁内でもですね、そういった環境啓発についてのPDCAへの取り組みもやりなさいというこの事業の中にも入っておりますので、そういった取り組みも町が率先してやっていくということで考えているところです。

なお、発注方法等については、今おっしゃったことも含めてですね、十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

補正予算において、これだけの額、982万8千円という額を出してくるからにはですね、これには積算が必要ですね。ということは、根拠となる積算の中に、私が今質疑したようなそういったきちんとした積算になっているのか。このある程度のこの金額の精査して、積算した内容を教えていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 約1千万円近い財源ですので、その辺については、先ほど申し上げましたけれども、内容については十分そういったことも含めた中での詳しい分析が入っておるところでございます。もちろん2030年を目標にどうやっていくかということで、2013年の現状をまず分

析をやって、2013年と2030年を比較してどうなるかということですので、そういった内容について深くするようにしています。

なお、庁舎についてもですね、庁舎の中でどういったものを入れるかについては、庁舎の設計あたりの中でも含めて、あわせて検討をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この補正予算書の中においては、982万8千円まで出てるんです。ということは、既に発注相手とか、もうそういったもの、どういったその温暖化防止のための機材、そういったものまできちんと計算された上で1千円単位まで出たんじゃないでしょうか。ですから、そのですね、不透明感が今の答弁では感じられるということです。1千円単位まで出ているということは、もう既に競争をやらぬというような感じもしますし、例えば、1千万円という予算を付けさせていただいて、入札結果、プロポーザル方式の入札の結果、不要になりましたというものを返しますというものは違いますよね。1千円単位まで出てるということは、非常に詳細まで計画がもう既に行われているという感がありますので、この点についてわかる分だけでもいいので、教えていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） この計画につきましては、今年の8月に最終的に国のほうから内示がいただいておりますので、私どもが計画をあげた内容に沿って、国のほうから内示が出た金額がこの金額になっております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第73号について、2点質疑いたします。

まず1点目が、この概要の1ページ、補正予算書のほうの18ページのドライブレコーダー購入のほうになります。こちら子ども、児童が巻き込まれ悲惨な事件も記憶に新しい中にこういった新しい取り組みを始めることは非常に評価するところでございますけども、もう少し詳しく内容を伺いたいと思います。

まず1点目、スケジュールについてというところ。

2点目がこちらですね、やはりただ単に付けるのでなくて、例えば広報なり、新聞社が取り扱ってくれるかわからないですけども、大津町はこういった新しい取り組みを始めたということ、シグナルを発信することによって周りが見られてるじゃないですけど、そういった抑制効果につながるというふうに考えておりますので、そういった広報周知をどのように考えているか。

3点目が実際の運用ですね、付けたものをどういうふうに管理していったって、実際何かあったときに日は録画できていなかったとか、消えていただとか、そういったこともないようにとっておりますので、そちらの内容を伺いたいと思います。

もう1点目が、ページで言いますと27ページになるんですけども、こちらに逆に載っていないところというところで、ブロック塀系の改修は入っているんですけども、前回の議会でもかなり一般質

問等でもあがって、できれば9月の補正でもという声もあがっていた雨漏りだとか、トイレの改修に関してでございます。こちらJLD議会で子どもたちが中学生向けにとったアンケートでも一番雨漏りに関する意見が多くてですね、そうした中で、すべては無理だったと思うんですけど、場合によっては特にひどいところだとか、そういったところを先行して補正でやることもできたのではないかというふうにも感じておまして、そうした中、どういった議論があって、どういった判断をして、今どういった状況でどう進める予定なのかというところを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） まず、1点目のドライブレコーダーの関連ですけれども、まず、スケジュールということでございますけれども、今回、補正予算が通りましたならば、現在、計画しておりますのは、今青パトが2台ございます。シルバー人材センターやボランティアの方々に今回いただいて、巡回をしていただいておりますが、その2台に付けるということで、ドライブレコーダー自体はですね、すぐ付けられますので、補正が通れば直ちに付けたいということが1点目です。

それから、広報周知につきましても、当然犯罪の抑止力を担わせるというのが一番大きな目標でございますので、ここの広報は大事かと思っておりますので、広報にこういって青パトにはドライブレコーダーを付けてですね、いわゆるその犯罪を起こすような恐れを抑止するためにですね、回ります。また、記録をしながらドライブレコーダーですので、当然記録をしながら運行ができますので、そういったことで抑止力につながるような効果的な広報もあわせて行いたいと思います。

運用ですかね、運用につきましても、今この犯罪抑止だけでなくですね、いろんな交通事故あたりも結構多く発生しておりますので、この運転される方の安全運転、これをより意識向上を努めていただくというようなことも一つの運用として考えられているところでございます。また、防犯カメラ自体に映っていることで不審者の特定あたりも警察あたりとですね、連携できればですね、ひょっとして万が一映った場合には、それを警察のほうにも届けてですね、いわゆる防犯カメラと申しますか、犯罪の抑止にもつながるようにやっていきたいということで運用していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の雨漏り関係のですね、対応の現状ということでお答えしたいと思います。

雨漏りにつきましてはですね、いろいろなご指摘をいただいているところで、調査をですね、まず最初にしたいということで、予備費のほう、9月、今回の補正じゃちょっと遅くなりますので、ちょっと予備費のほうをお願いしまして、調査、それから予算を計上するための設計を含めたところですね、発注し、先月、入札のほうが終わっています。現在、調査を進めておりますけれども、調査がある程度見えてきた段階でですね、具体的に方向性あたりを検討していきたいということで、調査、設計でございますけれども、調査の段階でですね、今後の方向性、あと予算計上の分についてはですね、引き続き設計あたりも含めてお願いするということで、現在、調査を進めているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

ドライブレコーダーの件なんですけど、本当に詳しいところは各委員会のほうにお任せしたいんですけども、例えば、その広報面について具体的に青パトに録画走行中で貼るだとか、あるいは広報紙に載せるだとか、あるいは、取り上げてくれるかわからないですけども、熊日さんとかにも大津町こういうこと始めたって、町外にもそういったことを発信するだとか、そういった具体的な考えがあれば教えていただきたいというのと、もしこういうの入れるのであれば、入れる段階前段で検討すべきことだと思いますので、その点も踏まえての質疑となります。

2点目が雨漏り関係に関してなんですけども、こちら調査中というのはわかるんですけども、例えば、雨漏りすべてを把握できていなかったと思うんですけど、今まで既に各学校長だとか、把握されたこともあるわけで、そうした中で、早めに修理したほうが子どもたちの勉学にも有益であり、かつ、中長期的なコストで見ても安く済むみたいな話もあると思うんですけども、そうした中で、一旦調査を出揃った段階で、順番を決めてやっていくというふうに今は考えているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 広報の周知の仕方ということでございますけれども、今言われましたようにですね、まずは広報紙、町の広報にやる。それから、当然ホームページにもあげたいと思いますし、今言われました、ステッカーですね、いわゆる防犯パトロールでカメラによって撮影していますというのがわかるような防犯カメラ搭載車でございますみたいなところをですね、ステッカー等で表示をしながら誰が見てもこれは防犯カメラが付いているんだというのがわかるような形にしたいと思います。

それとあとマスコミ関係ですけども、熊日さんあたりにもですね、こういう内容のことはですね、お知らせをしながら記事にさせていただけるのであればありがたいなということで考えておるところでございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

修理のほうは優先度とかそういったところだと思いますけども、現在、調査中ということで、調査の途中の段階でですね、いろんなところから報告受けながら進めていきたいとは考えております。その中で、例えば、緊急的にすべきところとかですね、ちょっと大規模な工事になる分とかいろいろ出てくると思いますので、それにつきましては、先ほど言いましたように、場所場所次第で補正予算ですとか、新年度予算ですとか、そういったところに対応したいということで考えております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第74号から議案第75号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号から議案第78号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 決算の提案にあたって、監査委員のほうからご報告がありましたが、監査委員さんの報告書の27ページで、審査意見が掲載をされております。私は、総務委員会ではありますが、この27ページの3番の会計事務についてということでご指摘がっておりますので、これは監査委員会に一部触れるかもしれませんが、大変大切な問題だと思いますのでお尋ねをしたいと思います。この会計事務の中で、3行目で、支払い遅延、それから各款の間または各項の間において、相互流用があると指摘がなされております。特に、この各款、各項の間で相互流用ということで、地方自治法の財務規則では、とりあえず各款同士の流用は、これ流用することができないというふうに規定がなされているかと思えますけど、実際、こういう款同士の流用がなされているということであればちょっと問題ではなからうかと思えますので、それがどこに該当するのか。私も調べましたけどわかりませんので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 監査委員意見書の中の今3の会計事務の各款の間または各項の間、まあ款の間とか項の間、今おっしゃられたとおり、そういうのを流用というのは認められておりません。ここで意味するものはですね、項3中学校費ですね、中学校費の中で支払うべき英検の費用ですね、これを項が違う項2の小学校費で、本来小学校費は項2で支払うべきところを項3の中学校費の中で使ってしまったという案件がございまして、これについて述べられている記載でございます。これにつきましては、補正予算の中でですね、最終的には補正をいたしまして、科目の更正をかけてそれぞれ小学校で払うべきものは小学校費、中学校で払うのは中学校費ということで是正を図ったところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 地方自治法の220条の規定では、款も項も相互流用はすることができないが、但し書きで、項の間の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、これを流用することができる。つまり、項の間同士はやむを得ない事情があれば流用することが可能であると。この文章では各款と書いてあるもんだから、款同士で流用してはならないとなっているのに、こっちは、この文章は款も入ってますので、そうでないのであればこれは訂正するべきではなからうかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 今、おっしゃられましたように、地方自治法ですね、220条の中の第

2項に最終予算の経費の金額は各款の間または各項の間において相互にこれを流用することができないということになっておりますので、まさにおっしゃられるとおりですけども、この自治法ですね、この220条の第2項、この条項をですね、引用、監査委員さんの場合、これを引用されてですね、これについてはできないということになっているものが、いわゆる中学校費の中と小学校費の中のやりくりをやっていると、これはまさに項と項の中での流用に近いと申しますか、流用的なことをやっているというような意味で記載をされているというふうに理解をいたしております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 真意はそういうことであることみたいですけど、明らかにこの文章を読めば、各款の間の流用がされているというふうに指摘があるようですので、後ほど検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 主要な施策の成果の中から質疑をさせていただきます。

30ページの上のほうの電子自治体の推進の事業の成果として、ホームページのリニューアルを行い、スマートフォンへの対応を行ったということと、事業の意図と目的の中に、様々な手段を用いた行政、地域情報の提供、それと防災、安全・安心に関する情報提供手段の充実などを行い、大津町振興総合計画で目指すまちづくりを情報化の側面から総合的に支えるという内容に関する質疑ですけども、ホームページは確かにリニューアルをされて見栄えはよくなったんです。スマートフォンでも対応で、写真もきれいな写真が載ってということで、見栄えはよくなったんですが、中身がかえって使いづらくなったとか、かえって悪くなったという声をよく聞きます。私もよくホームページを検索しますが、何か使いづらくなったんじゃないかなというような印象を持つんですよ。例えばですね、防災サイトというところが今度できましたけれども、その防災サイトでですね、ハザードマップを検索していただきたいと思うんですけど、ハザードマップを検索すると、そもそもホームページの中の検索のところにハザードマップを入れると出てきやすいんですけども、何もなくてハザードマップを検索するとき4回から5回ぐらいクリックをしないとハザードマップが出てこない。しかもそのハザードマップが出てくるまでに、そのハザードマップは何のためにあるのかとか、どういう目的であるのかということが全く何も書いてなくて、ハザードマップというのがただPDFで出てくるだけなんです。そういうのがいっぱいあるんですね。そのホームページを検索すると、以前よりもそういう説明とか、それが何のためにあるのかとかというそういう説明が全くなくて、そのPDFがただそこに貼ってあるというような内容がその以前よりも増えたんじゃないかと思うんですね。それが1点と。

もう一つは、その今後の方針というところで、住民によりよい情報提供をしていけるようスマートフォンアプリやSNSによる情報発信を検討しているという、これも前からお話をさせていただいてますけども、何をどう検討しているのかを教えてくださいんですけど、一つは、そのホームページ

に関する事で、どのように今のリニューアルして内容を思われているのかと、SNSによる情報発信を、どれを検討して将来的にどうしようかと思っているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 町のホームページ、リニューアルはしたものなかなか使い勝手が悪いというような趣旨のご質問でございますけれども、今、防災サイトを例にとられて、いわゆる防災サイトの中から入っていたときに必要な情報を一番大事でありますハザードマップ、これにたどりつくまでかなりクリックの回数が多いと、行きにくいということでございます。当然、町のほうでいわゆる検索でどういうページを実際に住民の方がご覧になっているかというのはログを見ればわかりますので、その辺をしっかりと分析をしながら、いわゆるその一番こう人気があると申しますか、重要性の高い、皆さんが関心をお持ちの場所についてはですね、やっぱりトップページあたりから直接リンクをはるとか、ちょっともう少し見やすいようなですね、形をどのようにしていくかというのもやはり内部でもまたしっかりと検討していきたいと思っております。

それとSNSとか、それからアプリケーション関係でということでございますけれども、今若い世代の方は、やっぱりSNS、それから携帯の中にはやっぱりいろんなアプリケーションを入れられてて、そのアプリで直接、例えば買い物であったりですね、いろんなことをされております。検索であったり。その中に、例えば大津町独自のですね、町アプリ的なものとか、あとSNSでもツイッターとかですね、フェイスブックとかいろんなものがありますので、若者の方が飛びつきやすいというか、そういったSNSあたりでもですね、活用することでもう少し裾野が広がるようなことも視野に入れて進めたいという意味で書いておりますけれども、こちらについてもこういった形態がいいのかも含めまして、模索をしていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） SNSとかも今もう常識的に行政で情報発信されていますよね。その模索で、これ何年も前から話をしてくれて、ずっとそれもうするかしないかなんですよ。その模索というのが何をどう模索していくのか、しないならしない、するならするのどちらか。もう費用がかかるなら別ですけども、特に大きな費用がかかるわけでもないですから、はっきりそこはしていただきたいというのが一つと、そのホームページに関してはですね、二百何十人か職員の方がいらっしゃって、その半年ぐらい経ちますよね、これリニューアルされて、今まで誰もこういう問題提起とかをされていないんですかね。それともされてまだ改善ができていないということなのか、お聞きしたいと思います。これ誰が使ってもホームページは今までよりも検索の仕方とか、そういうのが悪くなったと思われるんですけども、そのあたり、何の声もあがってないのかどうか伺います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 町の内部の中にはですね、電算連絡推進会議というのがございまして、今回、ホームページのリニューアルもありますけど、リニューアルと同時にですね、やはり古い情報のまま残っているものをそのままリニューアルしてしまったところもありますので、内部の中でも、その辺のまずは見直しをせんといかんというようなことですね、各課で洗い出しをしながら、古いも

の等については更新をするなり、必要ないものは削除するとか、そういったものやっていくという
ことで、そういった動きは今やっている最中でございます。

あと、今言われました、SNSにつきましてはですね、フェイスブックにしる、ツイッターにしる
ですね、費用等がかからないわけでありまして、その中でこれも電算連絡会議のほうに諮りますけれ
ども、作成していく方向でですね、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ホームページというのは、住民の皆様から見ても、まず大津町というのはどう
いう姿勢でそのされているのかとか、他県、ほかの県外だったりとか、ほかの町村から見たら一番最
初に検索して大津町のホームページでいろんな町の情報とかを見られるわけですから、それはね、も
う姿形なんですよ、顔なんですよ。だからそこをきちっとやっばりこれでいいのかとか、そうい
うのをやっばり日々考えていかないと、もう時代にどんどん遅れて行って、もう古い情報だとか、もう
情報発信の仕方が悪ければそれで大津町というのは判断されるんですよ。だからしっかりそこは危機
感持って対応していかないと、そのリニューアルしたのはいいんだけど、町のそういうPRがか
えって悪くなったような感じになるといけないので、ぜひそこはしっかり、ホームページがいいのか
悪いのかというのは考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 一般会計の決算の中で繰り越しの件についてお尋ねしたいと思います。

特にまず項目としてあげたいのは、被災農業者向けの経営再建支援の事故繰り越しの分、それから、
30年度からの繰り越しの分というのがあるかと思うんですけども、3月の議会ですら、これにつ
いてはこれまで何回か私は質疑をさせていただいたと思います。3月の議会の中では、そのときの総
務部長のお答えとしては、とにかく一種懸命取り組んでいきますということの趣旨の答えだったん
ですよ。しかし、結果として、先日の全協の中で、復旧復興計画の進捗状況の報告の中では、これに
関してはやはりすべては厳しいものがあると断念、事業中止の選択も思料する必要性が発生するとい
うようなコメントが入っていたわけです。そして、そこでちょっと私も質問止めた、全協で止めたん
ですけども、本来のあの質問でいいかかったのは、その先がどうなるかということなんですよ。普
通に考えればですね、ここで期間内に終わらずに積み残してしまいましたという事業については、じ
ゃあその先どうなるのかなと考えると、町が単費で補助しなきゃいけないんじゃないかというこ
とを当然考えなきゃいけないわけですね。その辺について、その辺まで含めてという言い方でい
いかな。どのような対応をこの先していられるのかということについてお尋ねをしたいと思いま
す。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 被災者向けの農業形態でございます。全体で600数十件の申請がござい
まして、30十数億円の事業で今やっております。議員にご説明のとおり、29年度の繰り越し、28
年度からの事故繰り越しがございまして。それぞれにございまして。今、100件弱ぐらいの繰り越しが今3
0年度にきております。先日の全協の中での説明がございましたように、ずっとその100件につき

まして、今担当課が回っておりまして、状況を今把握しておるところでございますけれど、数件ほど事業が今進んでないところがございます。そういうところをこの前の全協にもございましたけれど、町としてできますのは、それにつきましての原因なり、今後の進め方でございますけれど、県のほうには逐次そういうところを今ご説明しているところがございます。今、やっていますのが申請者の方にも当然指導はございますけれど、そこを受けていらっしゃる建設業者のほうにも話を直接町のほうでも関わってきているところがございます。一つ状況的には、なかなかその資金繰りが厳しいというお話が出てきておりまして、受けられた業者さんのほうがまず前払い金を求めていらっしゃるころがございます。そういうところで、ご自分で資金的にないというところで厳しい状況も今出てきているところがございます。今、他町村につきましても、今話を聞いておりまして、例えば、西原村につきましても、全体で1千件ほどあって、3分の1が今のところが事故繰越し、明許繰越しでやっているというところで、完全にかかなりの数で厳しい局面があるというお話も今聞いておりますので、各市町村で今県のほうにはこういう状況でございますというところでいっております。で、その後、これをどういうふうにやっていくかということにつきましては、今後私たちも考えていかないかなというふうに思っておりますけれど、今のところ一生懸命今年度内にお願いしますというところですか、今ちょっと対応ができない状況でございますので、私たちの声を県を通じまして、国のほうにも繋げていきたいというふうに今思っているところがございます。

以上でございます。

先ほどちょっと最後のほうにですね、ちょっと含めたんですけど、今、そこまでは結論的に町のほう出しておりませんが、この声を、県を通じまして国のほうにやっっていこうというところで今考えております。なかなかその事業自体がまだできていないところもございますので、全体的に同じ方向性で、今100件のほうを対応しておりますので、今のところ、その町のほうでこういうのを今のところ出せない状況でございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度もう少し突っ込んで質疑をさせていただきたいと思います。

今、一つですね、この被災農業者向けの支援の課題を出させていただいたんですけども、やはり非常にいろいろな事業がスムーズに進んでいないというのが今回の決算から見えるところがございます。ほかにもですね、災害公営住宅についても当初は年度内に完成してといった予定だったものが、やはり数カ月伸びてきているというような状況にありますし、本来なら応急修理が2年半経ってもまだたくさん残っているというようなこともですね、これ応急で本当に言えるのかと思うぐらい心配になるようなところなんですけれども、そのようにいろんなその復旧・復興という局面がどうしても遅れがちに積み残しながら進んでいってしまっているという状況があるわけです。そうしたときですね、やっぱその住民にしてみれば、まだその復興計画でいうところの暮らしの再建というのができてない、できていってない状態にあるわけです。そうした中でですね、本当に私も特別委員会の委員で申し訳ないんですけども、新庁舎建設についてこれまでのスケジュールどおりということで本当にいいん

だろうかということをやっぱり考えるわけですね。確かにその新庁舎というのが急いで必要なものであって、前から言われたとおりに、その災害の拠点としても考えたときに、早く必要だということ確かにわかります。しかし、住民の中にはまだ自分の生活の再建ができていないときに、そこを再建するために必要な業者さん、あるいは資材、あるいはそのお金の面もあるかもしれません。そうしたリソースを本来住民の生活再建に回される部分を町が取ってという言い方悪いな、町が使って新庁舎再建を急ぐということが本当にいいことなのかということをやっぱり立ち止まって考えなければならないと思うわけです。そうしたときに、今ここですね、考えますかといったらですね、それは答えは出ないと思いますので、そういったもう1回考え直す余地というのは本当にないのだろうかということについて質疑をしたいと思います。

認定の中にたくさん見える積み残しとですね、遅れというところが問題の発生です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 庁舎の建設スケジュールに関して、今のままのスケジュールで業者あたりがいろんな事業をされていると、経営体育成もしかり、いわゆる応急修理もまだ終わっていない、その中で住民の暮らしの再建を最優先するといったことが第一義ではないか。これは以前も同僚議員のほうからもですね、同様のご指摘等もあったところでございますけれども、今回、庁舎の進捗につきましてはどうですか、今回の庁舎は、新庁舎につきましては免震構造を採用することといたしております。この免震構造というのが、今うちのほう、庁舎の建設課のほうで実績等を今県内等を把握しているんですけども、この免震構造工事に対応できる企業、これが当然中心に考えておるんですけども、全国の手、ゼネコン等を含めてですね、その辺については実績がございますんですけども、県内の業者では、現在のところ実績がないようでございます。ですので、今後発注にあたりましてはですね、全国大手等も視野に入れた発注形態にならざるを得ないのかなということで考えておりますので、また事業費自体も5千万円越えますので、一般競争入札によって実施をしていきます。入札に関する公募の際にもですね、建設から完成までのスケジュールを詳細に説明をしながら、完成時期が遅滞なく進められるように図っていくということも必要ということで、今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 実績等考えるとまあゼネコンという選択肢になるんだというようなご説明であったかと思うんですけども、プランニングの問題ですよね。その実際に作業にあられる業者さんというのはどこなのかというと、やはり県内であり、地元である。地元でなければならないと思うんですよね。そう考えた時に、きちんとその過去に積み残した分の進捗と新庁舎の分の進捗と、この間に食い違いが発生しないような進め方というのが必要だと思いますので、そこを踏まえたところでもう一度スケジュール等もですね、ご検討いただければと思います。

そこまでいいです。以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 認定第1号について1点だけ質疑いたします。

こちら監査委員さんの審査意見書のほうをですね、一番分厚いやつの2ページにあります、下から3行目の証憑書類の処理や整理保存に若干の不備が見られたものとありまして、こちら私が議員になって5年、6年間、ずっとこの文言って入っているんですよね。そうした中、このたび大型の事務過誤が2件立て続けに起きまして、そこはしっかり反省して改善されていることと思うんですけども、こういったここで書かれている不備というのは、例えばどういったものがあるって、これを解消するためどういったことを行って、実際にそれが減っているのかどうかというのを伺いたいと思います。多分これゼロにするのは難しいと思うんですよ。ただ限りなくなくす努力というの必要なのかなというところも含めて質疑をいたします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こちらのほうに監査委員さん、例月監査をですね、毎月実施していただいております、その例月監査の際に、各課において伝票の起票の仕方、これは細かい部分になりますが、例えば、摘要欄の中に記載する中で、何を買ったのか、どういう目的なのかが一発摘要欄を見るだけですね、ある程度こうわかるような摘要欄の記載の仕方をするかと、一般消耗品を買ったみたいなこう形ですね、実際これが何の事業に使われるのかというのが摘要欄を見るだけでは不明確といったものもあって、そういったその伝票、帳票等の添付の仕方、切り方ですね、書き方、そこらあたりがある程度統一性を持って、摘要欄を見るだけである程度わかるようにというようなことは1点先だってですね、細かい中身のご指摘の中にはありましたので、そのことも含めた事務的な手続きのですね、やり方についてご意見を頂戴したところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） では、今のご説明ですと、その事務過誤だとか、誤り等ではなく、本来統一的にわかりやすく書かれているべきものがそうはなっていないところがあるという意味でのこの不備という指摘というところで担当部長としては理解というか、把握されているということによろしいでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） はい、私のほうとしましてはですね、そういったところのご指摘を受けたというようなことで、今回、報告書の中にもありますように、その中で会計事務の手引き、これを会計課のほうでですね、ちょっと作り上げをしまして、どこの課においてもですね、この手引きに基づいて表記なり何なりがですね、統一感をもって整理されていくと、きちんと整理されていくといった形にしていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第1号について質疑いたします。

熊本地震関連の概要を見て質疑をしたいと思います。認定第1号においては、65ページから66

ページになりますけれども、雑入について、地震が起きまして、このことによる雑入として熊本地震からの復旧・復興に資する事業の財源として、熊本県市町村振興協会より交付されたもの、サマージャンボ宝くじの収益金やそういったものが入っております。これはああいった大災害が起きたために発生した雑入かと考えられますが、雑入と申しますれば、当初の予算には組み込まれてないと思うんです。年度の途中にその収入が増えたと。歳入が増えたと考えるべきこの雑入ではないかと思えますけれども、そういった形で、復旧・復興に資する財源としてありがたい話ではあります。しかし、このそのいろんな事業が多岐にわたっておりますので、どこも予算不足になる可能性というものたくさんあるわけですね。いろんな状況が初めての状況ということがたくさんあります。しかしながら、ここには幾ら雑入であっても、雑入寄附金であっても、毅然とした会計ルールが存在しなければならぬと思うわけでありまして。ですから、こういった9千800万円あたりの雑入あたりを見てもみれば、はした金ではないんですね。ですから、そういったこの雑入に関してもきちんと会計のルールに沿って支出を行いましたというような、そういった優先順位をこういった順序にする。こういったもののもちろん復旧・復興に関するものであるならば使っていよいよというようなですね、その会計ルールというものはきちんと確立されて使用されたのか。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 雑入で市町村振興協会等からのですね、交付金ですけども、これにつきましては、宝くじの収益等が充てられて、震災に役立ててくださいというような趣旨でされております。やっぱりきちんとしたルールの中で、その目的に沿って充てていくべきものであるというようなことで、今回この財源を充てておりますのは、体育館ですね、体育館の災害復旧事業の補助裏、それから補助に載らない単独事業もございまして、これに載せてる分と、それから道路災害復旧工事、これの補助裏と単独事業でみるべきものについて、この2種類につきましてですね、災害で特に重要性が高いというようなことで、これに優先して補助裏に充てさせて使わせていただいております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

そういった優先順位が必要と思われるものを摘出して使われたと申し上げられましたけれども、先の質問において、なかなか復旧・復興が遅々として進まない部分も多々あると、民間の方々も、町民の方々も広くまだ困られている方がおられるというのも優先順位の最優先ではないかなと思って、この使い方というのは非常に重要性があると思うんですよ。どういった理解でいくんですか。町側のサイドで考えるのか、それとも主権者である町民の目線で考えるのかというのが非常に大切と思うんです。ですから、町民の皆様方がその生活空間がやられて非常に困っておられるというときにですね、やっぱりこういったものは最優先に町民のために使うのが順番じゃないかなと思われるわけです。もちろん町としては、その公共のいろんな施設というものをきちんと整備して、また起こるかもしれませんので、そういった備えもしなければならぬ。ただそういったルールというものは、例えば、きちんと場において、例えば、その重役会議において、幹部会議においてそういった形で推進されたのか。

それとも町長の鶴の一声で、やっぱこちらが優先順位だろうというような指示をその受けたのか。ここは非常に重要なところであると思います。全体のいうなら団体自治でしかできないようなものに対するその復旧・復興を優先にしたという今の意見ですけれども、優先すべきは町民の視線でみた、主権者に対するこういった雑入の使用法が本当の地方自治には求められるのではないかなということ、この町民の施設というもの、困っている方々のそういった立場というものもきちんとその話し合いの場に出てきて、その優先順位がちゃんときめられていったのか。

この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 永田議員の再度の質疑で、いわゆるこの優先順位を決める中で、やはり大事なものは、住民主権であり、やっぱり住民に視線を置いた充当の仕方を最優先すべきではないかというようなことでございます。この振興協会の交付金につきましては、いわゆる公共工事関係ですね、こちらのほうに充てさせていただきまして、今住民の生活再建支援につきましては、県の復興基金だとか、それから町のほうに来ている復興基金の部分がございまして、そちらのほうがどちらかといいますときめ細かな対応ができますので、住民向けの充てる財源としましてはですね、利用の仕方がしやすいのかなというようなことで復興基金を充ててですね、しているところでございます。その辺で住み分けをしまして、当然考えるべき点は、住民の暮らしの再建が一番でございますので、それに充てる分はきちんと充てながら、この大きな事業の中でですね、この宝くじの分を利用させていただきながら進めていったといった次第でございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この熊本地震関連の概要を見ておりましたが、今言っているのは4ページの部分ですね。3ページあたりのほうに目を移していただきたいと思いますが、総務部財政課の総務費、県の補助金におきましては、説明の中で、様々な復旧事業における支援、補助、そういったものがもうきちんと名目を書いてあります。ということはですね、そういった様々な公共のものに対する支援というものは逆にもう決められているんです。ですから、本当は何も決められていないところ、いうならば、町が自由に、これこそですね、創造的復興ですよ、そういったものに資するべきではないでしょうか。そのときに、ほかの市町村よりも先駆けて大津町はそういった雑入、いうならば寄附金や雑入を有効に使ったというふうな形に持っていくのが町民も、それはもちろん被災者の方々も喜ばれるでしょうし、それこそが創造的復興に繋がるのではないかなと、ただ単に、今の優先順位は足し算引き算の中でのいうなら町の立場というふうに聞こえてしまうんですが、ということは、一切そういった県や国の支援というものの指示どおりに町民に方々に対していろんな支援をしてきたから、それできめ細やかな支援ができあがっているというふうに理解ができたというふうでしょうけれども、どうでしょう。いまだに壊れたままや、本当は修理したいけれども、外から見たらわからないとか、だからもうどうにか我慢してやっ払いこうとか、いろんな方々が私おられると思いますよ、まだ。ですから、本来ならばそういった町民の方々の意見を汲み上げて有効に使える、本当に自由に使えるですね、復旧・復興に資する

財源と、非常に特別な財源なんです。この使い方というのは、本当に有効に使うか、使わんかというのはですね、その言うならば自治体の質ですよ。だから、これっていうものは私も今見て、今というか、これ配られたときに見て、この使い方は問題だぞと思った次第です。ですから、そういったものがテーブルの上に上がらなかったと。もう議会はあくまでも県の支援、国の支援でいいということで理解していいんですね。本当にまだ困られた方はいますよ。もうこれ使ってしまったら、なくなったらありませんよ。だからその後予算付けをしようとしてもできないじゃないですか、30年度あたりは。ということは、その後不平不満が出てきたとに、何もできないようになってしまいますんで、予備費とか、基金の取り崩しという形に繋がるかなと思います。そういった多年度にわたって、それとも前年度、前々年度のいうならば地震発生からきちんと時系列に考えればやらなければならないことは、この雑入の有効なる使い方になると、そういうふうに思いますが、この点について審議でいろんな使い方があがった中で、そういったものが少しでもあるべきではないのですかという質疑をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 再度の質疑にお答えしたいと思います。

今、3ページの熊本地震復興基金交付金、これを例にとりて今ご説明をいただいたんですけども、この3ページに書いてある左側の分が県のルール分のものでございます。それから、右側の上段、こちらに書いてありますが、いわゆる市町村のほうの創意工夫分ということで、現在、2億7千800万円きとる中で、この決算年度中には3千600万円、約ですね、を使わせていただきました。やはりこちらの市町村の創意工夫分については、もう県のルール分よりも更にきめ細かく町独自のいろんな事業も展開がすることが可能でございます。現在、これにつきましては、残りの約2億4千円につきまして、今基金に積み立てをしておりますので、こちらのほうをですね、十分今言われた趣旨も踏まえて、実際にまだ困っていらっしゃる住民の方がたくさんいらっしゃいますので、その中で本当に主なものが何になるのかということも踏まえて、有効に使わせていただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時40分から再開します。

午後2時29分 休憩

△

午後2時40分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3から認定第8号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第28 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第65号から議案第78号まで、認定第1号から認定第8号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時40分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成30年第3回大津町議会定例会会議録

平成30年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成30年9月12日(水曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																													
欠席議員	14番 津田桂伸																																													
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 大塚知里																																													
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長</td> <td>家入勲</td> <td>兼 会計管理課長</td> <td>坂本一正</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長</td> <td>田中令児</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>長</td> <td>本郷邦之</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民福祉部</td> <td>長</td> <td>藤本聖二</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>長</td> <td>古庄啓起</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>長</td> <td>大田黒哲郎</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>市原紀幸</td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課</td> <td>長</td> <td></td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部総務課</td> <td>長</td> <td>羽熊幸治</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td>荒牧修二</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課</td> <td>長</td> <td>白石浩範</td> <td>兼 総務部総務課主幹</td> <td></td> </tr> </table>	町	長	家入勲	兼 会計管理課長	坂本一正	副町	長	田中令児	兼 総務部総務課主幹	伊東正道	総務部	長	本郷邦之	兼 総務部総務課主幹		住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務部総務課主幹	本司貴大	経済部	長	古庄啓起	兼 総務部総務課主幹	吉良智恵美	土木部	長	大田黒哲郎	兼 総務部総務課主幹	市原紀幸	併任工業用水道課	長		兼 総務部総務課主幹		総務部総務課	長	羽熊幸治	兼 総務部総務課主幹	荒牧修二	総務部財政課	長	白石浩範	兼 総務部総務課主幹	
町	長	家入勲	兼 会計管理課長	坂本一正																																										
副町	長	田中令児	兼 総務部総務課主幹	伊東正道																																										
総務部	長	本郷邦之	兼 総務部総務課主幹																																											
住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務部総務課主幹	本司貴大																																										
経済部	長	古庄啓起	兼 総務部総務課主幹	吉良智恵美																																										
土木部	長	大田黒哲郎	兼 総務部総務課主幹	市原紀幸																																										
併任工業用水道課	長		兼 総務部総務課主幹																																											
総務部総務課	長	羽熊幸治	兼 総務部総務課主幹	荒牧修二																																										
総務部財政課	長	白石浩範	兼 総務部総務課主幹																																											

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 69～p 83

1. 大災害となった西日本豪雨を教訓に、本町の防災体制を見直し強化すべきだ。
 - (1) 西日本豪雨では、気象庁が事前に警戒を繰り返し呼び掛けていたが、十数年一度の大雨が予想される大雨特別警報の発令後も直ちに避難しなかった人が多かった。浸水で多数の被害者が出た岡山県倉敷市真備町では、死者の約8割にあたる約40人が屋内で発見されており、逃げ遅れで溺死した人が多かったとみられている。国や町からの警戒情報を、効果的な避難行動に結びつける以外に人的被害をなくすことはできない。以上のような教訓をもとに3点伺う。
 - ① ハザードマップの活用方法の周知の見直しが必要ではないか。
 - ② 防災計画などが机上の空論にならないように、住民に対する周知の見直しが必要ではないか。
 - ③ タイムラインの取り組みはどのようにおこなっているのか。そして、住民が自らの災害時の動きを決めて、確実に逃げるため、自分自身の生活環境や家族構成に合ったオリジナルのマイ・タイムラインづくりを進めるべきだ。さらに、大人向けだけではなく、小中学生向けのマイ・タイムラインづくりも必要である。
2. 町営住宅の入居に際しての連帯保証人の取り扱いについて
 - (1) 近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることで、町営住宅への入居に際して保証人の確保が困難になっている。住宅セーフティネットである町営住宅を必要とする住宅弱者に対して的確に町営住宅が供給できるよう、町営住宅条例の連帯保証人要件をなくすことが必要である。
3. 悲しい事件を防ぐための児童虐待防止対策の強化について
 - (1) 東京都目黒区で、両親から虐待を受け5才の女の子が死亡するという痛ましい事故が発生した。今回の事案は、国が平成28年、29年と連続して児童福祉法を改正して、児童虐待防止対策を強化しているとともに、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。虐待から子どもを救うためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが重要であり、そのためには児童相談所のみならず、町における在宅支援が極めて重要である。痛ましい事件を二度と繰り返さないためにも、児童相談所の支援を受けている家庭が転居してきた際の引き継ぎなど、児童虐待防止対策の見直し強化が必要ではないか。また、国が7月20日に決定し、町がおこなう緊

急総合対策の実施状況を伺う。

4. 首都圏などの企業が本社と離れた場所に事務所を置くサテライトオフィスの誘致について

- (1) 国が、地方へのヒト・情報の流れを創出するため、サテライトオフィスの開設・誘致に取り組む地方公共団体を支援する中、全国の自治体がサテライトオフィスの誘致に乗り出している。この流れに乗り遅れないよう積極的にサテライトオフィス誘致に取り組むべきだ。

3 番 山 本 富二夫 君 p 83～p 92

1. 通学路の安全対策について

- (1) 大阪府北部地震で、道路に面したブロック塀が倒れ、小学生の女子児童が尊い命を落とされた。

町では通学路の安全対策と校舎内の安全対策確認は行ったのか。特に大津中学校前の通学路の狭さは、傘を差したら1人しか歩けないほどである。その他にも改善すべき通学路があるが、今後の対策は。

2. 区長・消防団と民生委員との連携について

- (1) 区長の消防団員から、地震やその後の大雨の時に、民生委員に高齢者の自宅を聞こうとしたら、個人情報なので教えられないと言われて非常に困った、と相談を受けた。

西日本豪雨でも高齢者の方々が多く亡くなられた。町としては個人情報優先なのか。私は人命が何を差し置いても最優先だと思うが、町の見解を聞きたい。

3. 県営野球場の誘致活動を

- (1) 県営藤崎台球場は、以前から現在の場所からの移転が問題となっている、大津町はスポーツ振興の為に、県営球場の誘致を考えて良いタイミングだと思うが、町の見解を聞きたい。

1 番 三 宮 美 香 さん p 92～p 103

1. 小中学生の荷物の重量化に伴う影響と対策について

- (1) 小中学生の登下校時の荷物の重さが問題視されている。

ある日の大津町の小学4年生（体重25キロ）の荷物はランドセル（4.5キロ）プール・絵具道具（2.2キロ）である。これに図書の本や部活道具が重な

ると9キロほどの荷物となる。中学1年生（35キロ）は普段のカバン（10.1キロ）に体操服や水着セットを持つと12.2キロとなった。これに部活道具は含まれていない。海外では体重の10%以上の荷物では背部痛が増すという調査結果も出ている。

大津町は学校によっては「置き勉」を認めている学校もあるが、それでも荷物は重いようだ。

- ① 今まで、教育委員会や校長会では荷物の重さを問題視されなかったのか。
問題視されたとしたら、どのような解決策が出されていたのか。
- ② 健康面で悪影響が懸念されると思うが、町として対策を講じるべきではないか。
- ③ 安全面でも両手がふさがっていることや、不審者から逃げられない恐れもあると思う。どのように考えているか。

2. 幼稚園・小学校・中学校の熱中症対策について

- (1) 身の危険を感じるほどの暑さなど、今年は熱中症対策が強く叫ばれている。
特に体温調節機能が未発達な子どもをあずかる学校現場では適切な対処が必要になると思う。

今年度だけでなく来年度に向けても、学校管理下における熱中症事故を未然に防ぐ対策を確認したい。

- ① 今年度の幼稚園・小学校・中学校での熱中症発生状況
- ② 熱中症を予防する対策や器具の活用状況
- ③ 子ども自ら熱中症を回避する能力を育成するための指導をどうされているか。

15 番 荒木俊彦君 p103～p113

1. 立野ダムによる被害想定が必要

- (1) 今年の西日本豪雨災害は、広い範囲で甚大な被害が発生した。なかでも洪水被害を防ぐ名目のダムからの放流によって人命が奪われ、財産が消失した。これまでもダム管理者（国交省など）は、想定外の雨、自然災害だから仕方ないと弁明し、被害者への補償はされていない。

愛媛県西予市ひじ川上流の野村ダムの非常放流で、5人の方が犠牲になられた。同規模の立野ダムは、洪水調節機能もない。想定以上の大雨が続けば、ダムを越流した大洪水が大津町に押し寄せることは十分想定できる。

国と県は、想定される事態で災害が起きた時、責任をとるのか、想定される危険に対して説明責任を果たすべきではないか。

2. 介護の不安の軽減を

- (1) 高齢者を中心とした認知症の方が増え続けていると考えられる。特に徘徊があると、家族や介護者は本人の安否と同時に、何か事故を起こしていないかという不安が付きまとう。

久留米市では登録者のGPS装置補助や、認知症患者が徘徊中に鉄道事故や損害事故を起こした場合、家族が賠償請求された場合に備え、市が代わって損害保険に加入する。大津町も導入したらどうか。

3. 耐震診断・補強の推進が必要

- (1) 熊本地震から2年半、被害のあった家の修理補強などは一段落したと考えられるが、これから先の心配として、今回大きな被害がなかった住宅こそ耐震診断や補強が必要となる。耐震化率、補助事業の状況と補助の充実が必要ではないか。

2 番 山 部 良 二 君

p 113～p 126

1. 高齢者福祉（貧困・孤独化）について問う

- (1) 現在、高齢化が進む中、高齢者の貧困化・孤独化が問題となっている。社会保障費が増加する中、今後、高齢者が安心して元気に過ごせる社会環境を整えていくことが急務ではないか。そのような観点から何点か伺う。

① 本町の高齢者世帯の現状

（生活保護基準以下の高齢者世帯数・1人暮らし世帯数）

② 本町の高齢者を貧困化・孤独化させない具体的取り組みは。

③ 振興総合計画の中で包括的支援体制の構築とあるが、進捗状況と課題を問う。

2. 「世界かんがい施設遺産」正式登録について問う

- (1) 白川流域用水群（熊本市・菊陽町・大津町）が「世界かんがい施設遺産」に登録された。大津町からは、上井手、下井手が登録され、大津町の宝が世界の宝となったのではないか。アピールの仕方では、観光資源として認知度も高まることが予想される上に、子どもたちの歴史教材にもなるのではないか。そのことを踏まえ、何点か伺う。

① 町はこの「世界かんがい施設遺産」登録申請に関して、どのような役割を果たしたのか。

② 「世界かんがい施設遺産」登録を今後の町づくりにどのように活用していくのか。

- ③ 町は熊本地震被害をうけた上井手につながる水路の復旧に取り組まれているが、遺産登録されたことから、改めて本町にある水車すべての復旧・復活に向けて、町として一層の努力が必要ではないか。

3. 児童虐待の未然防止の取り組みについて

- (1) 本町の児童虐待の未然防止の取り組み、また、虐待相談世帯数、養育支援訪問事業ヘルパー派遣世帯数は。
- (2) 市町村では、乳幼児健診や新生児訪問などの母子保健事業などを行っており、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にあり、子育て支援センター等の体制強化等が必要であることから、専門職の定数増や児相・民間団体（ホームスタート事業等）との連携・協働の取り組みを問う。
- (3) 各小中学校においても、虐待の未然防止の取り組みが重要になっており、教職員・地域コーディネーターの知識や経験が必要である。それを踏まえれば、早期の地域学校協働本部の立ち上げが必要でないか。設置時期を問う。

6 番 佐藤真二君 p 133～p 146

1. 工事入札落札等の高止まりへの対策は

- (1) 工事入札の落札率が99%台に高止まりしている。
地元企業の育成のためにもインセンティブが必要だ。
国の入札制度改革の施策を踏まえた対策や情報公開の推進を進めるべき。
- ① 予定価格の事後公表、最低制限価格の設定・事後公表への変更を考えてはどうか
- ② 情報公開の推進はすぐにでも取り組むべきではないか

2. 学校施設整備計画の策定は進んでいるか

- (1) 学校施設の老朽化や不具合、雨漏り等が大きな問題となっている。これまでも「中長期的な計画」の策定を急ぐと何度も言われてきたが、国の交付金活用に必要な学校施設整備計画も策定されていない。
- ① 大津中・南小の再生整備計画はその後どうなったか
- ② 整備計画をいつまでに策定するか
- ③ 継続的な財源をどう確保するか

3. 立野ダム建設によるまつぼり風と農業・生活への影響は

- (1) まつぼり風は白川周辺の農業や生活に影響を与えて来た。
しかし、立野ダムが建設されると風の流れが変わる。
この風の流れの変化とその影響についてシミュレーションや地域への説明は

行われたか。

また、まだ行われていなければ国交省に要求すべきではないか。

4. 特定不妊治療費助成制度の導入を

(1) 熊本県は特定不妊治療費助成事業を実施している。

また多くの自治体では、その県の事業を補完し負担を減らす助成制度を作っている。

大津町においても同様の制度を定めてはどうか。

1 1 番 坂 本 典 光 君 p 146～ p 156

1. 荒木元町長の功績をたたえる

(1) 荒木元町長は、サッカーの町大津を確立され、大津町の知名度を上げるのに大いに貢献された。その功績をたたえ、大津町運動公園（スポーツの森）に、記念のレリーフを飾るつもりはないか。

2. 行政事務の司令塔について

(1) このところ不適切な事務処理が2件起きて行政は再発防止に取り組んでいる。副町長が行政の司令塔であるのは勿論である。

以前は収入役という会計上の特別職があり、支出負担行為や支出命令書の最終チェックをしていたが、今は課長待遇の会計管理者に置き換わっている。

強力な指導力を持った収入役制度がなくなったのも、管理が甘くなった一因ではないかと思う。副町長が会計管理者をバックアップして強い指導力を発揮するべきだ。

3. 攻めの農業のリーダー育成が望まれる

(1) 小規模の米作農業が大規模化する途中にある。

将来を見据えることのできるリーダー育成が必要。

4. 開かれた学校

(1) 学校の経営は校長が行う。教育長は何をするのか。

教育長と校長の関係がはっきりしない。

教育長は校長に具体的にどのような指導、助言をされるのか。

4 番 金 田 英 樹 君 p 156～ p 169

1. 昭和園の再整備による町の魅力向上

(1) 昭和園は好立地に4haを超える広大な敷地を有し、つつじ祭の時期には大いに賑わうが、平時における「公共的な憩いの場」としてのポテンシャルを十分

に発揮できていない。一方で、高齢者も子ども（子育て世代）も増加している本町においては、大規模公園の持つ休養・休息や余暇活動、運動、地域のコミュニティ活動等によりもたらされる利用効果の重要性は益々増していく。

トイレや遊具、生い茂る草木、限られた駐車場など改善すべき個別課題は複数あるが、まずは施設の位置付けや在り方を整理し、ゾーニングやメンテナンス、初期投資・維持管理コストまでを含めた現実的かつ抜本的な再整備計画を策定したうえで、段階的に再整備していく考えはないかを問う。

- ① 町全体から見た位置づけと求められる役割
- ② ハードの改善・更新（トイレ・複合遊具・看板・ベンチ及びテーブル、東屋）
- ③ ハードの新設・拡充（防犯カメラと公園灯・自動販売機・駐車場）
- ④ つつじ・高木の部分的伐採（死角やデッドスペース、彩光面での改善と維持管理コストの抑制）
- ⑤ イベントでの利活用促進
- ⑥ 市民参加型の再整備計画策定

2. 全町の視点から見た「スポーツの森駅」新設の意義

- (1) これまで通称「スポーツの森駅」新設に関する議論は幾度となくなされているが、「スポーツの森へのアクセス向上・利用促進」、「公共交通面での利便性向上」、あるいは「数百メートル圏内の近郊エリアの発展」という枠内での議論が中心であったように思う。結果、主に費用対効果の問題から具体的な計画策定や実現には至っていない。

しかし駅新設によって、近隣の発展はもちろん「肥後大津駅が東端として認識されている“市街化エリアの意識上の境界線”」がスポーツの森付近まで伸びることで「両駅間の全エリア」の魅力までを高めることができ、さらに近接する吹田団地や内牧・外牧方面、南北の道路で繋がっている北部の東側地域にも恩恵が見込まれ、投資以外の効果があると考ええる。また、「創造的復興」や「熊本空港への豊肥本線の延伸・分岐」などが議論されるなかで、今こそ空間的にも時間的にもより広い視点での先を見据えた具体的な検討が必要である。

- ① 「近郊エリア開発（発展）」の観点
- ② 「両駅間エリアの魅力向上」の観点
- ③ 「東部・北部の魅力・利便性向上（過疎抑制）」の観点
- ④ 「スポーツの森による経済効果創出」の観点
- ⑤ 「空港へのモノレールや豊肥本線延伸などの動きに先んじる」観点

1. 人生100年時代の備えとは。(ソフトウェアについて)

(1) 人生80年時代から一挙に100年時代と国が言い出した。

人工知能を利用した(AI病院)を産官学で推進する。介護データを民間解放すると言い出したのである。

なるほどの根拠ではあるが、20年の差は今までの既成概念を変えなければならぬ出来事と理解し、町が備えるべき行政システムの構築が求められる。

人生設計を変える必要が出てきた町民への行政対応は喫緊の課題である。

今までの社会保障システムで合理的対応ができるのか。

2. 人生100年時代の備えとは。(ハードウェアについて)

(1) 20年寿命が延びることによる社会資本全体の更新はできるのか。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸君より欠席の届けがっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 3 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからお忙しい中お越しいただき、大変ありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。

本日は、通告にしたがいまして 4 点質問をさせていただきます。1 点目は、防災体制の見直し強化について、2 点目は、町営住宅入居に対しての連帯保証人の取り扱いについて、3 点目は、児童虐待防止対策の強化について、4 点目は、サテライトオフィスの誘致についての 4 点です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、7 月の西日本豪雨、台風 2 1 号、北海道地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、停電や断水など様々な被害に遭われている皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、1 点目の西日本豪雨を教訓にした防災体制の見直し強化についてお伺いをいたします。

日本列島が地震活動期に入ったと指摘され、水害も激甚化、頻繁化していることを踏まえ、平時からハード面、ソフト面、両面の備えを怠らない防災意識社会への転換を進めなければなりません。今回の西日本豪雨は、災害が発生した範囲が広域で膨大な雨が長時間続き、河川の氾濫と土砂崩れが同時多発的に発生したことにより、各地に甚大な被害をもたらしました。5 年前から運用が始まった特別警報は、昨年までは 1 年に 1 回、1 つの県で起きる程度でしたが、今回の西日本豪雨では、長崎県から岐阜県まで西日本を横断して 1 1 府県に特別警報が出されました。5 0 年に一度、いまだ遭遇していないような豪雨のときに気象庁が発表し、最大限の警戒を呼び掛けるものが特別警報ですので、今回はまさに広域で、しかもどの府県も総雨量が 4 0 0 ミリを超える豪雨となり、高知県馬路村では、総雨量が 1 千 8 0 0 ミリ超えを記録するすさまじい降り方でした。平成 2 4 年 7 月の九州北部豪雨で

の阿蘇市の3日間の総雨量が813ミリでしたので、今回の西日本豪雨では、短期間で倍以上の雨が降っています。最近の雨の降り方が激甚化、集中化、局地化しているとともに、通常は短時間で通り過ぎる積乱雲が数珠つなぎになって雨が降り続く線状降水帯や同じ場所の上空で新しい積乱雲が次々と生じるバックビルディング現象の広域化にも備えることが急務となっています。被害状況は、8月末現在、死者220人、行方不明者10人、住宅被害4万8千250棟、うち全壊5千236棟、土砂災害1千518件、河川による浸水557件の被害が出ています。特に被害が大きかったのが広島、岡山、愛媛です。広島は土砂崩れ、岡山は大洪水、愛媛では土砂崩れと洪水が起きています。広島では、4年前に土砂災害があった地域では、砂防堰堤の整備を急ピッチで進められていましたが、今回は別の地域で豪雨に見舞われました。岡山では、天井川のために水がはけず、家屋1階には土砂が考えられないほど入り込んでいました。これまでになかった災害の形態であり、新たな課題を突き付けています。

また、行政からの災害情報を住民がどこまで防災に活かしていたかが問われています。今回、河川の堤防が相次いで決壊した岡山県倉敷市真備町では、地区面積の27%にあたる約1千200ヘクタール、東京ドーム200個分が浸水をしました。この水害で51人が亡くなられ、死因の9割以上は溺死でした。自宅で遺体が見つかったのは全体の9割にあたる45人、被害を受けられたのは、高齢者に集中しており、足が不自由な人も多かったそうです。発見場所は寝室や居間、台所などでほとんどが1階で水に飲み込まれたとみられています。2階に逃げるのができない災害弱者が犠牲になった可能性が高いとのことでした。

また、テレビやラジオが警戒を呼び掛けていたことは知っていたが、災害情報は防災無線に頼っていた。しかし、個別受信機は停電か電池切れで作動しなかったなどで、避難勧告が出されて実際に避難をしたのは0.3%とのことでした。浸水河川や深さなどは倉敷市が作成していたハザードマップ、災害予測地図で示された想定とほぼ一致していましたが、住民側はハザードマップのあることは知っていたが、どうなるかを知らなかったという人が多かったとのことでした。

一方、広島県福山市では、ハザードマップで指定していなかった農業用ため池が決壊し、死者が出るなどの被害が発生し、既存のハザードマップの再点検をする必要性も浮き彫りになりました。人間には、命に危険が及ぶ災害時であっても、私は大丈夫と思いついてしまい正常な判断ができなくなる正常性バイアスといわれる心理が働くそうです。これが逃げ遅れを招くわけですが、正常性バイアスを否定するのではなく、正常性バイアスを前提にした対策が重要となります。避難行動の例で言えば、自分が避難するだけであれば対応は遅くなります。しかし、足腰が弱い近所の高齢者と一緒に逃げると日ごろから決めておけば、自ずと行動が早くなるそうです。高度なシステムやマニュアルがあってもそれを使うのは人です。行政主体の防災体制が当たり前のように続けられてきた結果、住民の命を守るのは行政だと思われています。しかし、避難するかどうかは住民自身の責任として、行政に頼るだけではなく、住民が自ら判断して、事前に逃げるよう意識を変えることが重要となります。また、自力での移動が困難な高齢者や障がい者などの避難対策もハード面、ソフト面とともに難しい取り組みではありますが、それを進めることこそが行政の役割だと思います。記録的豪雨は防げなくて

も、避難していれば命は守れます。

以上のような観点から防災体制の見直し強化について3点お伺いいたします。

1点目は、情報という観点から、災害リスクを可視化するハザードマップの活用についてお伺いします。

身近な地域の災害特性を知ってはじめて情報を的確に活用できるのではないのでしょうか。地域の災害リスクを各家庭で認識できるようにハザードマップをもっとわかりやすく記載している内容や見方に関する説明会を実施するなどして、ハザードマップの活用方法の周知や見直しをしていく必要があるのではないかと思います。どのように考えられていますか。

2点目は、地域という観点から、地域防災計画についてお伺いします。

地域防災計画は、地域の防災意識と防災力の向上を目指しており、計画を作成し、または修正したときには適宜、普及・周知を図るものとすると思いますが、計画が机上の空論とならないように、住民に対してわかりやすく周知し、地域に即した防災活動ができるようにするとともに、住民に身近な自主防災組織が災害弱者を把握し、きめ細やかな防災計画を作成することで適切に避難ができるように支援をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、自助・共助という観点からタイムライン防災の取り組みについてお伺いをいたします。

タイムラインを受ける側の住民が自らの災害時の動きを決めて、確実に逃げるために、自分自身の年齢、住んでいる場所、家族構成などにあったマイ・タイムラインづくりを進めるために、地域でマイ・タイムライン検討会を開き、全町民へ普及させるべきではないのでしょうか。さらに、大人だけではなく、小中学生向けのマイ・タイムラインづくりも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

今こそ役場と地域と学校が一体となった命を守る防災の取り組みを進め、防災意識社会を構築していくべきだと思いますが、町長と教育長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。ただいま豊瀬議員の質問にお答えする前に、先ほど議員からもおっしゃられましたように、7月、9月におきまして、台風、豪雨、地震関連等で大変被災を受けられておる方々に対しまして、心よりお見舞いと被災者の皆様のご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、議員の指摘のとおり、平成30年7月の西日本豪雨では、洪水や土砂災害、ハザードマップが作成されていたにも関わらず、多くの住民の方々が逃げ遅れて命を落とされたり、消防、警察、自衛隊等に間一髪で救出されておられます。

大津町においては、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、通称イエローゾーン、レッドゾーンと言われる区域を熊本震災後の県の見直しを踏まえたハザードマップを更新し、4月に行政区嘱託員さんを通じて全戸配布させていただきました。マップには、河川の氾濫が想定される浸水想定区域と土砂災害が発生する恐れのある区域を示しております。ハザードマップを用いて、自分の家や地域がどのような危険があるかを認知していただき、いつでも避難できるよう心がけ、早めの避難行動のために活用してもらえればと考えております。

次に、防災計画が机上の空論にならないようにについてですが、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、毎年、防災会議に諮り策定しております。これが策定しただけの計画にならないように、それぞれの地域における共助の防災活動を推進し、各地域で災害が起きた場合など、公助が早急に届かないときには、地域の中で助け合うための地域防止計画を地域全員で共有し、行動することが大事だと考えております。

また、タイムラインについては、町では平成27年に大津町タイムラインを作成しており、機を逸しな避難勧告などの発令を発表するとともに、洪水や土砂災害、台風接近時の警報等が発表された際の判断基準として活用しております。現在、町では、各個人または各家族等によるタイムラインをつくるについては、具体化しておりませんが、今後、議員の提案のとおり、先進的な取り組みを参考に、地域の特性に応じ、地域ごとに対応していくことが重要であり、家庭等において、子どもと一緒に災害のリスクについて考え、避難行動等の具体的な対応を自分たちで決め、それに基づき、行動していただきたいと思っております。

また、町としましても、警報等に基づく対応として、空振りを恐れず、避難準備情報、高齢者等の避難開始や避難勧告については早めに出すようにし、避難指示を発表した地域には、行政区嘱託員さんや民生委員さん、消防団との連携により、要支援者を含めてすべての住民を必ず避難させるための取り組みについて、地域と話し合いを進めていきたいと考えております。

現状等について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。私もこのたびの西日本豪雨におきます亡くなられた皆様方のことを思いますと大変心が痛む思いでございます。心より冥福をお祈りしますとともに、このような災害が少しでも減るような様々な対策が必要であると改めて感じているところでございます。

豊瀬議員の大災害となった西日本豪雨を教訓に本町の防災対策を見直し強化すべきだとの質問に係ります、3点目の小中学生向けのマイ・タイムラインづくりについてお答えいたします。

小中学校におきましては、防災行動としてのタイムラインにつきましては、学校教育を推進していく上で最も重要であります。子どもたちの命を守るという視点において大変重要であると認識しているところでございます。特に近年、大型台風の発生や短時間での集中豪雨、地震発生など、私たちが経験し得なかった大規模な自然災害が数多く発生しており、その頻度も年々増えております。町内の小中学校におきましては、火災や地震などの災害を想定した避難訓練を実施し、災害の避難計画であるタイムラインとしての防災行動計画に沿った安全確保ができるように努めているところでございます。

しかしながら、災害発生の頻度は確実に多くなっておりますし、また、学校管理下に限らず、いつ発生するかわかりません。議員ご指摘のとおり、非常時に児童・生徒が自ら判断し、自らの命を守る行動ができるということは大変重要であると認識しております。防災教育は、災害に適切に対応する能力の基礎を養うということを目的としており、防災教育の視点から関連する各教科、領域等におい

て総合的に行う必要があると考えております。

また、避難訓練の状況も、子どもたちが主体的に考えて判断するという視点からは、さらに各学校において改善の余地があると考えているところでございます。命を守る、このことを自分のこととして意識し、日ごろから備えるという意味において、議員より提案のありました、マイ・タイムラインの考え方は効果的であると考えます。児童・生徒が日常的に防災に関心を持ち、自ら安全を確保し、命を守り、適切な判断ができるよう、今後も指導方法の改善を進めていく必要があると考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。現状等を含め説明をさせていただきます。

今回のハザードマップの説明につきましては、行政嘱託員の役員会をはじめ、まちづくり推進室が5月に開催いたしました、各校区別懇談会の中で概要については説明をさせていただいております。

また、広報の6月号の中でも紹介をさせていただき、ホームページ上にも現在掲載をしておりますので、すべての住民の方が情報を認知し、避難行動に役立てていただけるような、さらなる周知を図っていきたくと考えております。

防災計画の策定につきましては、町の委嘱いたしました50名の委員さんで構成された防災会議の中で検討をされ、作成をされております。これは防災のための処理すべき業務などを具体的に定めた計画でございます。この計画に基づき、防災・減災活動を行っております。

また、東日本大震災後の災害対策基本法で、自助及び共助に関する規定が追加されております。その際、先ほど町長が申し上げましたとおり、地域の助け合いの地区防災計画の作成が重要だと考えております。具体的には、要配慮者への支援体制、安否確認や避難所運営のルール等を構築し、地域において共通認識しておくことが必要であると考えております。

また、地域防災計画に記載してある災害予防や災害対応において、住民がやるべきことを明確化することにより、各地区や家庭、個人などがそれに対応して具体化していくことが地域防災力の向上につながっていくものと考えております。

また、マイ・タイムラインにつきましては、現在、中島地区におきまして、中島区みんなの避難計画といった呼び名で地区の避難計画づくり座談会を開催しております。中島区は、ハザードマップにも記載してありますとおり、白川が氾濫した場合、地区のほとんどが浸水する地域であるため、防災に関する意識も高うございまして、避難勧告等が出た場合におきましては、地域全員が避難できるための取り組みを行っていらっしゃいます。7月から始まり、現在、2回開催されているところでございますが、町のタイムラインに基づく発表を基本に、いつ、どこに、だれが、どうやって、実際に大雨が降って氾濫したときに、具体的にじゃあこの一人暮らしの世帯については、だれがですね、対応するのかとですね、そういった具体的な部分について細かく具体的な計画、すぐ動ける計画をつくっておられます。また、これは地域版のマイ・タイムラインといったものと思われま。これをさらに

各家庭におろしてですね、検討していただいて、また、その家庭の中で大人から子どもまで、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、この災害に対する話をですね、みんなですら中でそういう災害に対する危機知識をより深めていただくという部分もありますので、こういった家庭版のマイ・タイムラインにですね、つなげていければなということで考えております。まずはこの中島地区をですね、モデル地区として進めていければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。私のほうから小中学校の取り組みについて説明させていただきます。

町内小中学校におきましては、健康安全教育全体計画における安全分野の中で、火災、地震または不審者対応の避難計画を作成し、年2回以上の避難訓練を実施しております。各学校では、災害に応じた行動や避難経路、また避難場所等につきまして計画が作成されているところではございますが、実際にそれが機能しなければ意味がありません。教師や周りの大人の指示にしたがうだけではなく、児童生徒が自ら考え、危険を察知し、回避していく能力の育成も必要となります。自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面するかもしれない災害に対して的確な思考、判断に基づく適切な意志決定や行動ができるようにすること。危険を理解、予測し、自らの身の安全を日常的に確保できるようにすることであります。そのためには、物事を的確に判断し、行動していく能力の育成が必要となりますので、避難訓練で終わることなく、各教科においても関連する部分において防災教育の視点を持ちながら総合的に進めているところであります。

しかし、災害はいつどこで発生するかわかりません。マイ・タイムラインの考え方のように、児童生徒が各自で非常時の行動を考えておくことは非常に重要であると思っております。

また、災害発生の場所や時間を考えると、家庭と連携した取り組みも必要であると考えております。

また、マイ・タイムラインをつくるための検討ツールとして、国土交通省関東地方整備局で逃げキッドによるマイ・タイムラインづくりが推進されておりますので、このようなことも参考にさせていただきながら検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今回の西日本豪雨での教訓は、その周知をしているつもりであるけれども、住民の側には届いていないという、知ってても理解をされていないという、そしてそれが行動に移されていないということが教訓であったんじゃないかと思っておりますので、周知をしているという意識はあらわれると思いますけれども、しっかり自分で考えて、自分で判断して行動ができるように、防災にこれだよということはないと思いますので、しっかりいろんな教訓をもとに見直しをしていただきたいと思っておりますし、先ほど言われました、今、そういう防災活動で頑張られている中島区の皆様がされているような活動を全地区でできるようにしっかりとそういう良い事例とか、そういうものも教えていただきながらですね、その中島区のそういう防災活動を広げていけるように取り組んでいただ

ければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

町営住宅入居に際しての連帯保証人の取り扱いについてお伺いをいたします。

民法改正により、平成32年度より連帯保証人補償契約につきまして、限度額の設定が必要とされることとなったことから、町営住宅入居に際して、連帯保証人を確保することが難しくなり、町営住宅に生活困窮者が入れないような事態が懸念をされています。例えば、連帯保証人になった場合、10万円であるとか、20万円など具体的な補償額が設定されると、連帯保証人を確保することが難しくなります。国土交通省によると、公営住宅は住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う高齢者や障がい者、生活保護受給者などが連帯保証人を確保できないことにより公営住宅への入居を辞退した例があるそうです。そこで国土交通省では、自治体に示してきた公営住宅管理標準条例の雛型を見直し、本年3月30日に、町営住宅入居に際して連帯保証人を必要としないこととする通知が出されました。国土交通省は、公営住宅管理標準条例を見直す理由として次のような説明をされています。「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換するべきと考えられる。このため、本条例から保証人に関する規定を削除した。各事業主体においては、地域の実状等を総合的に勘案して、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることがないように適切に対応していくことが必要である。」ということが国土交通省の方針です。あくまでも連帯保証人を求めるかどうかは条例で、事業主体である町の判断になりますが、ほとんどの自治体が国土交通省のこの条例雛型をそのまま使われているようです。本町も国土交通省が出された条例雛型をそのまま使われています。住宅セーフティネットの中核をなす町営住宅を必要とする住宅弱者に的確に提供できるよう、今回の国土交通省の通知に基づき、連帯保証人要件をなくす条例改正をして、今後は連帯保証人の代わりに緊急連絡人を届け出ていただくような制度に変更するべきではないでしょうか。

町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の町営住宅の連帯保証人についてのご質疑でございますけども、議員が言われますように、近年、単身高齢者の方が増えており、特に身寄りのない方など、保証人の問題については、病院の入院や手術を受ける際の同意など、日常生活の中においても起こり得ることであり、保証人が確保できないなど、社会問題となってきております。保証人が確保できない場合などには、民間の保証会社を利用する方法もあるようですが、生活に困窮されている方などにとっては、さらに費用がかさみ、負担も大きくなるため、保証人を探さなければならず、大変ご苦労されているとお聞きしております。

議員が言われるように、生活に困っておられる方が保証人を見つけられず公営住宅に入居できないという事態は当然避けなければならないと考えております。議員がご提案の連帯保証人を廃止するこ

とにつきましては、本年3月に国土交通省住宅局から公営住宅への入居に際しての取り扱いについて通知がされ、公営住宅管理標準条例でも連帯保証人の見直しがされております。町営住宅入居者審査会や地域の現状を把握されております区長さんや民生委員さんのご意見をお聞きし、また、先進事例や熊本県、県内各自治体の取り扱いも参考にさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

現状について、また、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。現在、町では町営住宅条例第10条に基づきまして、住宅への入居手続きの際には、連帯保証人をお2人お願いをしております、募集の申し込み時において連帯保証人を2名お願いするご案内をしているところでございます。県下での公営住宅におけます保証人の状況を調べましたところ、現時点ではすべての自治体で連帯保証人の制度は設けられているというような現状でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、平成32年の民法改正に伴いまして、国土交通省から平成30年3月末に示されました、公営住宅管理標準条例が示されておまして、そこには議員おっしゃいますように、入居の際の前提条件から保証人の確保からの転換が求められているところでもございます。保証会社の活用や、あるいは保証人を求める場合も限度額の設定など、保証額を明確に定める必要が示されるなど、地域の実情などをですね、総合的に勘案して適切な対応として、住宅に困窮する低所得者の方が公営住宅に入居できない事態が生じないように入居を希望する方の努力にも関わらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮が示されているところでございます。連帯保証人を求めることにつきましては、ただ単に家賃の滞納に対するということではなくて、その方にあってはなりません、万が一不測の事態があった時に対応をお願いをしたり、あるいは立ち退き等の要請が出た場合に、本人が不在の場合ですと、立ち退きの訴訟あたりも出てきますので、そういった住宅管理上の運営として困難となってくるのではないだろうかと思っているところでございます。

今後につきましては、今申し上げましたような内容につきまして、総合的に判断をして、なおかつ国の指針に照らして適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今言われた、条例を変更する方向で話を進めていくということによろしいんですかね。それまでの間、今もそういういろんな相談があったときには相談にのっていただいて、その保証人がいないというような相談を受けられたらば、それに対応していただいていると思いますけれども、そのそもそもそれがネックとなって、申し込み自体をされていない方とか、そういう人もいらっしゃると思いますのでですね、ぜひそのいつ条例を改正をされるかわかりませんが、それまでの間も町営住宅、いろんな形で募集をされていく中で、そういう方向で行くということであるならば、少なくともそういう特例として保証人がいらっしゃらない方はご相談に応じますとか、そういうことを周知していく必要があると思うんですけれども、今、お手元のほうにお配りしてありますのが、これ佐賀市で、去年、佐賀のほうは2017年の8月20日付けで、これはホームページに掲載してある

分なんですけれども、市営住宅入居に係る連帯保証人についてということで、これは条例改正とかはされてないんですけれども、連帯保証人に関する運用を変更しましたということで、要綱をつくってですね、その要綱に基づいているような対象者であるとか、免除したときには、先ほど言ったような緊急連絡人の届出をしてもらうとか、そういう要綱でさしより対応されています。

また、ここなんかも国土交通省の条例に基づいて変更されていく可能性はありますけれども、今はこういう要綱で対応されています。ですので、本町でも、今はうまい具合に相談があればその相談にのっていただいて免除されたりとか、いろんなことはされてますけれども、こういうふうに条例を変えるまでは、まずは要綱とか、そういうものをつくってもらってですね、ホームページとかで掲載をしたり、大津広報なんかで町営住宅を募集の案内をされるときに、こういう要綱をつくってきちっとその連帯保証人がいない場合には、ご相談にのるようになりますというような周知をしていくべきだと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 今、佐賀市ですね、例をおっしゃったと思いますけども、住宅に困窮されて公営住宅を申し込むときに連帯保証人がいないから断念したと、そういうことについてはもちろんあってはならないことですので、今後につきましては、今おっしゃった佐賀市の例の中でもまずはそのいろいろご相談を受ける中で、困っておられる方については例外的に連帯保証人ではなくて、緊急連絡人等ですね、届出をされている例がございますので、大津町につきましてもそういった取り組みができないかについて、十分検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 知らなかったとか、聞いてなかったということで不公平が出ないようにですね、言った人には免除するけども、声に出さなかった人はそのまま何にも知らないまま辞退したとか、だめだったとかいうことにならないようにですね、もうそういう本当に困っている人に対しては、そういう免除することもできますということで周知をしていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の質問に移らせていただきます。

児童虐待防止対策の強化についてお伺いをいたします。

東京都目黒区で、両親から虐待を受け5才の女の子が死亡するという痛ましい事件が発生をしました。今回の事案は、国が平成28年、29年と連続して児童福祉法を改正して、児童虐待防止対策を強化しているとともに、児童相談所や警察が関与していたにも関わらず、虐待から救うことができませんでした。二度とこのような痛ましい事件が繰り返されないように、児童虐待防止対策の強化に向け、全国で緊急総合対策に取り組むことになりました。子どもの命を守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には、躊躇なく介入することや早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取り組みを地域の関係機関が役割分担をしながら確実かつ迅速に行うこととなっています。虐待の背景には、保護者の孤立や貧困、子どもの発達などの事情があるとの指摘もあり、虐待から子どもの命を救うためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが重要であり、そのため

には児童相談所のみならず、一番身近な町における家庭訪問が極めて重要です。

以上のような観点から3点お伺いをいたします。

1点目は、児童相談所の支援を受けている家庭が転居してきた際、危機感や支援状況が確実に、そして迅速に引き継げるように連携を強化する必要があると思いますが、どのように考えられていますか。

2点目は、子育て中の親が一人で悩むことがないように、住民同士が子育て世帯に目を配り、声を掛け合うことや、そのために住民同士の信頼感や連帯感を基本としたコミュニティ意識を向上させることが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、乳幼児健診の未受診や福祉サービスなどを利用していない、幼稚園や保育所に通っていないなどで、安全が確認できない子どもの情報を町が把握し、今月末までに国に報告するよう求めていることについての現在までの実施状況をお伺いをいたします。

子どもは社会の宝、未来の宝という考えに立ち、児童虐待防止対策について、あらゆる手立てをつくさなければいけないと思いますが、以上の3点につきまして、町長と教育長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の悲しい事件を防ぐための児童虐待防止対策の強化についてお答えしたいと思います。

国の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を受けてとりまとめられました児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策では、すべての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早期に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制、専門性強化のために児童虐待防止対策体制総合強化プランを年内に策定することとされています。

町としましても、緊急総合対策にありますように、職員体制や専門性の強化、児童虐待の早期発見や早期対応、関係機関との連携強化などの重要な対策となりますので、今まで以上に地域の情報をお持ちの方の民生児童委員や行政区嘱託員の方々をはじめ、関係者との連携を密にして児童虐待の早期発見や未然防止に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 豊瀬議員の悲しい事件を防ぐための児童虐待防止対策の強化についての質問にお答えいたします。

町における虐待関係を含む相談への対応につきましては、担当課に現在、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士、社会福祉士）でございますが、このソーシャルワーカーを2名配置して、要保護児童や要支援児童に対しまして、家庭に向いての安全確認や相談支援を行っています。また、児童相談所と情報を共有し、安全確保を最優先とし、一時保護や施設入所等の支援や今後の支援方針を決める支援会議、関係機関との情報共有を図る関係機関会議、定期的な児童相談所と打ち合わせをすることなどにより、早期発見、早期支援に努めているところでございます。

虐待防止対策の強化としましては、今年度、学校、地域からの通報に対する支援体制のフローチャ

ートにつきまして、関係者と協議のうえ、新たに作成し、児童相談所、県教育事務所、教育支援センター、警察、病院等の関係機関への通報、情報の共有の強化を図ったところでございます。

また、家庭訪問、保護者、本人への面接、ケース会議につきましても密に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関であります児童相談所や行政、幼稚園、保育園、小中学校等と警察との間で緊密な連携を図ることが重要であると考えますので、今後も積極的に情報共有に努め、徹底した安全確認や支援体制の強化を図りたいと考えております。

また、現在の取り組み等につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は厚生労働省のまとめでは、平成29年度の速報値で13万3千378件と、10年前の平成19年度に比べ3倍以上増加し、27年連続増で最多を更新したとのことでございます。

大津町においての相談件数も年々増加傾向にあるような状況でございます。

現在の児童虐待の防止でございますが、児童相談所の支援を受けております家庭が転居してきた際の引き継ぎにつきましては、児童相談所においては、移管元の児童相談所が支援を行っているすべてのケースを移管先の児童相談所へ伝え引き継ぎを行います。町としましては、移管元の市町村の担当職員と町の担当職員やソーシャルワーカーが支援の引き継ぎを行っているところです。その後、児童相談所、関係機関を含めた合同ケース会議を開催し、情報の共有を行い、町としての支援体制、方向性を定め、支援を行っているところでございます。

また、学校との連携としましては、児童生徒の欠席や日常生活の中で気になる情報の提供、定期あるいは必要に応じた各小中学校への学校訪問、県のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの情報共有などにより、早期発見、早期対応に繋げる体制を取っているところでございます。

次に、児童虐待防止とコミュニティ意識の向上の関係でございますが、虐待件数の増加の背景には、核家族化や地域コミュニティの弱体化なども要因の一つとして考えられますので、議員からご指摘のありましたように、住民同士のつながりや、地域で子育て世帯を支えるようなコミュニティ情勢も重要であり、そのような観点で地域づくりを進めることについても必要なことであると考えております。

未就学児につきましては、乳幼児健診、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問など、乳幼児を対象とする保健福祉サービスを受けていない児童の把握を行い、健康保険課の保健師による家庭訪問や保育園、幼稚園との連携を行い、速やかに安全確認を行うようにしておるところでございます。現在は、すべての安全確認ができていうふうな状況です。

そのほかにも児童相談所との打ち合わせや関係機関で関わっている児童の支援の状況などの情報共有を行う関係機関会議などを定期的開催しております。今後は、緊急総合対策にあるような職員体制や専門性、また関係機関との連携をさらに強化しながら児童対策防止を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） その最後の、国に今月末までに報告する内容の、先ほど言われた乳幼児健診の未受診、福祉サービスなどを利用していない、幼稚園、保育園に通っていないという人はいるけれども、安全の確認はできているというようなことですかね。

それと、その相談件数は町も増えているわけですから、いろんな形で相談されたりとかいう人は増えていると思いますのでですね、全く大津町にはこういう虐待をされている子どもがいないような印象も持ちますけれども、その何ですかね、こういう乳幼児健診の未受診であったり、幼稚園、保育園に通っていない人、現段階でわかる人数というのはわかりますか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

実際の人数ということじゃなくてですね、大津町での相談件数、さっき増加傾向にあるというふうに申しあげましたけども、昨年で140件相談がっております。そのうち、児童虐待関連が31件というふうな状況でございます。

以上です。

○5番（豊瀬和久君） そのさっき言った、その乳幼児健診未受診とかそういうのわかりますか。

○教育部長（市原紀幸君） については、全員確認ができていますので。

○5番（豊瀬和久君） いやいや人数は、確認ができていない人たちの人数というのは、だれもいないということですか、そういう人は。

○教育部長（市原紀幸君） そういうことです。要するに、直接会って確認が取れているということでございます。

○5番（豊瀬和久君） その乳幼児健診の未受診の人は何人いるんですかという話です。

○教育部長（市原紀幸君） すみません、その件数については、ちょっと今ちょっと資料を持ちませんので、申し訳ございません。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） そもそもこれ乳幼児健診未受診の人を対象に、その何人そういう人がいてというのを、その人に対して安全確認をして、そして安全確認ができたから国に報告する必要がないというような話です。安全確認が取れていない人は報告してくださいという話ですから、これ今お手元にお配りの5番ですね、乳幼児健診未受診者、一番下です。未就園児、不就学児等の緊急把握の実施ということですね、こういう人が一番虐待されている可能性があるんで、こういう人をきっちり把握をして、今月末までに報告を、だから報告するということは、しっかりこういう人を把握してくださいということ町に求めているわけですね、国が。その安全確認ができていないか、できていないかというのは、それは最終的にそうでしょうけども、そういう人たちがいて、その人たちに安全確認に回るわけですから、家庭訪問なりをしてですね。ですから人数はわかるはずなんですよ、確認が取れているということはですね。わからないとおかしいんですよ。その人たちに対して安全確認をするわけですから、それを緊急的に把握をするようにということ国が、一番虐待されている可能性がある子

どもたちですから、こういう現象が一番見つけやすい現象としてですね。ですから、その人数がわからないというのはおかしいと思いますけど。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

実際確認は行っておりますけども、実際何件確認を行ったかという資料をちょっと今手元にございませんので、ちょっと今の段階ではちょっとお答えできないということでございます。申し訳ございません。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） この人数は通告していますよね。この人数を教えてくださいということで、僕はここに。安全確認が取れているならばそれでいいんですけども、その安全確認を取れてる前に、その人数がいて、その人たちに対して安全確認を取っているわけですから、そもそもその人たちが一番虐待をされている可能性があるんですよ。だから、その人たちをしっかりと家庭訪問なり関わっていかないといけないわけですから、そして、それがその人数が把握できないほど多いとかそういう話じゃないと思うんですよ。そもそもこれ通告してますから、まああとでもいいので教えていただきたいと思います。そのね、その何て言うんですかね、1年、その1年がね、虐待を見逃したりするんですよ。絶対大津町からは虐待を出さないというような気持ちが全く感じられないですね、今の答弁からは。まあ数わかったら教えてください。

そして、やっぱそのその考え方はやっぱり変えたほうがいいですよ。よろしくお願いします。

次に、4点目のサテライトオフィスの誘致につきましてお伺いをいたします。

サテライトオフィスとは、主にITや映像、デザイン関連の企業が通勤による混雑が激しい都心部を避けて、本拠地で行う業務と同じ仕事をできるように情報通信設備を整え、かつ社員の自宅に近い、または混雑が少ない経路で通勤できる場所に設置するオフィスのことを言います。国が地方への人、情報の流れを創出するため、サテライトオフィスの開設、誘致に取り組む地方公共団体を支援する中、多くの自治体がサテライトオフィスの誘致に乗り出しています。企業も働き方改革や自然災害などの緊急事態にあった際にも、事業を継続できるように本社から離れた場所にオフィスの設置を進めています。サテライトオフィスの誘致には、都市から地方への新たな人の流れや地元企業と連携したビジネスの創出などが期待できます。先日、個人研修で徳島県の神山町に行かせていただきました。神山町は、徳島市内からバスで約1時間のところに位置する中山間部の町です。スタチの生産量日本一で、人口約6千人、高齢化率は46%に達する過疎地ですが、町内全域に整備された高速ブロードバンド網があり、近年はサテライトオフィスを開設する企業やデザイナー、お店を開く人、起業する人、農業を営む人など、様々な人が移住しています。また、15年続くアーティスト・イン・レジデンスというアーティストの滞在型創作活動を支援する取り組みにより、国内外の芸術家が滞在するアートの町でもあります。四国霊場のお遍路道があり、古くから往還する旅人も多く、多様な人が入り交じる町です。過疎化の現状を受け入れ、数ではなく過疎化の内容を変えることを目標に外部から若者やクリエイティブな人材を誘致することによって人口構成の健全化を図るとともに、高速ブロードバンド

網を活用し、多様な働き方を実現できるビジネスの場としての価値を高めることによって農林業だけに頼らない、均衡の取れた持続可能な地域を目指されていきました。本町にも自然や水の豊さや空港から近いというアクセスのよさなどの特性があります。この環境のよさを積極的にPRするとともに、空き事務所や空き家の有効活用も視野に入れながら、将来を見据えた新たな人の流れやビジネスの創出が期待できるサテライトオフィスの誘致を推進するべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長のご見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員のサテライトオフィスの推進についてのご質疑でございますけども、現在、官民一体となつての推進中の働き方改革において、サテライトオフィスが重要な位置を占めています。サテライトオフィスとは、企業の本社から離れた場所に設置されたオフィスのことで、支社と違い、規模の小さなマーケットにおいて業務をこなすために必要最低限の機能を持たせた基点と言えますが、働く人にとっては、こじんまりとしたオフィスに数人で働く職場となりますが、現在、オフィスの所在を所在地を変える、もしくは増やすことで多様な働き方を実現しようとする試みが行われております。これは今後の日本の人口とも大きく関係しておりまして、労働人口が減少する日本では、人材の確保は最優先課題となります。働き盛りの世代は育児と介護のダブルケアを担う世代となり、より生産性や多様な働き方を促進していかないと日本経済は立ちいかなくなります。サテライトオフィスは、都市型や郊外型、地方型と3つのタイプがありますが、特に地方型のタイプは、国と地方が一体となつて推進しておりまして、東京など大都市と変わらないICT環境を提供することで自然に恵まれた職住環境で豊かなライフスタイルの提案を行っています。

大津町としましても、国が働き方改革と地方創生を推進していますこの時期がチャンスだと思いますし、通常の企業誘致とあわせてサテライトオフィスの誘致に推進をしていきたいというふうに思っております。生産性革命という形で、今後国のほうも打ち出しておりますので、そのような努力をしながら各企業に働きかけながら推進を図っていければというふうに思っております。

そのような状況で、担当部長のほうにまたご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） おはようございます。ご説明申し上げます。

総務省が昨年、三大都市圏の企業へサテライトオフィスにつきまして調査しましたところ、導入済みの企業が8%、検討中や興味がある企業が28%でした。この傾向はますます強くなると思われまます。地方に誘致しますメリットとしましてたくさんございますが、2つほどあげさせていただきます。

まず、あげられるのが、災害時のリスクの分散でございます。東日本大震災以降、BCPが重要視されるようになりまして、異なる2つの地域に就業することで事業機能のバックアップとなり、リスクを二分化することができます。

次に、最適な子育て環境の実現です。地方自治体によっては、過疎化や空き家の問題に直面しているという現実がございます。自然に囲まれた環境で子どもと休日を過ごすことができます。

このようにメリットをあげてきましたけれど、誘致の検討段階では課題も出てきております。空き

家はあるが持ち主が手放さなかったり、住居が不足していたり、市街地に希望が偏重し、市町村が誘致したい郊外に企業が来ないケースもあるようでございます。

サテライトオフィスの先進地につきましては、徳島県があげられますけれど、先ほど議員のほうから詳しくご説明がありましたので省略させていただきたいと思います。

熊本県でも今年度からサテライトオフィス誘致受入施設整備事業で、オフィス系企業の誘致の受け皿となる施設整備を行う県南や阿蘇地域の市町村に対する補助を新設しております。市町村が所有する廃校や購入した空き家にネット環境を整備するなど、企業の出先拠点受入のため改修した場合につきましては、500万円を上限に経費の2分の1を補助するものでございます。

以上、ご説明終わります。

○5番（豊瀬和久君） 以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆様、おはようございます。お忙しい中、早朝より傍聴いただきありがとうございます。3番議員、山本が通告書をもとに、1、通学路の安全対策について、2、区長・消防団と民生委員の連携について、3、県営野球場の誘致活動を、で質問します。

はじめに、1の通学路の安全対策について。

平成30年6月18日、大阪府北部を震源とする大きな地震が起きた。震度6弱、大阪府内で5名の尊い命が奪われた。そんな中で大阪府高槻市寿栄小学校のブロック塀が壊れて、通学途中の小学校4年生の児童がブロック塀の下敷きになり、尊い命を落とされたという痛ましい通学途中の事故が起きてしまいました。寿栄小学校のブロック塀には、壁面を支える控え壁がなかった。高さ1.2メートルを超える場合は、横幅3.4メートル以内の控え壁が設置していなければいけないということです。そのために不幸な出来事が起きてしまった。大津町の小中学校の通学路及び校舎内のブロック塀などの点検と安全対策は大丈夫なのかを各学校ごとについて、次の資料を見ていただき質問します。

まず1、大津中学校正門前の写真である。雨の日の朝、歩道を傘をさして行く生徒がいます。離合が大変厳しいという状況、朝これ7時半ごろ大津小学校の児童が100名近く中高生と離合しながら国道57号線へ向かう。この現実、私がPTA役員をしていた二十数年前から全然改善されていない。計画はされていたが実行がされていないということで、現在まで続いています。

2、南小学校、陣内交差点の写真である。個人商店の敷地と今にも崩れそうでおかしくない軒下を児童が通学路として利用している。県道だから県に陣内交差点の拡張を町はお願いしていると思うが、町としての何らかの対策は考えているのか。

3の写真に移ります。室小学校の通学路の写真であります。交通量が多く、車線も狭い。歩道は見のとおりに1人しか通れない状態の旧国道57号線です。ガードレールは難しいと思うが、プラスチックのポールなどは設置できないのか。

4番目の東小学校錦野区内の通学路の写真です。一番狭い道幅は3.3メートルしかありません。県道瀬田竜田線を立野ダムなどの関係の大型ダンプが、大型ダンプの場合は2.5メートルの幅があります。が頻繁に通学時間帯を通過している中、児童が危険と隣り合わせで歩いて通学路として利用しております。

次に、5番目の北中学校の正門前の写真ですが、他の通学路も桜並木が多くあります。春の桜並木はきれいですが、毛虫が大量に発生しており、生徒の上に毛虫が落ちることもあり、毛虫対策は年に数回の防除はされているということですが、毛虫の防除対策を今後もどのように通学路として桜並木にしていくのか。そういうことも聞きたいと思います。

以上、5校の通学路の安全対策について、町長と教育長に聞きたい。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の通学路関連の改修関連等についてのご質問でございますし、5つの点につきましては、もうそれぞれ県道であったりする中で、なかなか県道改修については、もうずっと前から県のほうでも予算を何回となくつけていただいております。しかし、地権者のご理解とご協力がなかなかできないということで流れたりいろいろする中で、やり方の場所の若干の変更関連等についてお願いしながら今推進を図っております。今後についても、地権者の皆様のご理解を得るように関係者の皆様とともに努力をしていきたいというふうに思っております。そういう県道、国道の関係でございますので、町も使うものは我々でございますので、町民の安全のために今後ともしっかりと協力していきたいというふうに思っております。

状況等につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 山本議員の通学路の安全対策についての質問にお答えさせていただきます。

まず、大阪北部地震で通学路に面した学校のブロック塀の下敷きになって登校中の小学校4年生の女子児童の尊い命が犠牲になりましたこと、本当に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、本町におきましては、このような事故が起こる事のないように必要な対策をしていきたいと強く考えております。

教育委員会でも今回の事故を受けまして、学校を通じ、早急に学校敷地内や通学路に面したブロック塀などの危険箇所の点検を行ったところでございます。その調査結果につきましては、後ほど担当部長から説明いたします。

日常における通学路の安全点検につきましては、各学校において定期的かつ必要に応じた点検が行われており、点検結果の危険箇所などにつきましては、安全マップなどに明示して児童生徒、保護者に周知するなど、事故防止の注意喚起を行っているところでございます。また、学校の取り組みだけ

では対応できないハード面の課題、例えば、信号機の設置であったり、横断歩道及び歩道の整備などにつきましては、町の担当部局と情報を共有し、警察や道路管理者などの関係機関と連携、協議の上、改善策について検討の上、対応している状況でございます。

現在、大津町通学路安全推進協議会が策定しました、大津町通学路交通安全プログラムに基づき、警察署や国・県などの道路管理者、小中学校で合同点検を実施しています。今後も継続的に児童生徒の安全対策に向けた点検を実施するとともに、警察、道路管理者及びPTAなどの関係機関と連携を図りながら危険箇所の改善が図られるよう積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、危険箇所の点検調査結果等につきましても担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。山本議員の質問にご説明いたします。

通学路の安全対策につきましては、今年3月に通学路交通安全プログラムにより、関係機関合同で点検を行いました。その中で区画線を引いたり、区画線と路肩の間に青い線と引いたり、すぐにできるものは熊本県等にお願ひし、実施しているものもでございます。

まず、最初の大津中学校前の県道矢護川大津線でございます。この路線は、高校生、中学生、小学生と多くの子どもたちが利用しております。また、以前から話があつておまして、6月議会でも質問がございました。国道との取り付け部につきましては、用地の協力が非常に厳しいものがあります。そこで、県と相談しまして、できるところから進めようと、交差点部を外して大津高校までの設計、警察協議、先月は交通量の調査を県に行つていただいております。町としてはできるだけ早く事業を進めてほしいと県をお願いをしている状況でございます。

次に、陣内の交差点でございます。こちらも用地の協力がなかなか得られないということで事業が進んでおりませんでした。ただ、概算の概算の平面図が作成されましたので8月末に土地の権利者の方と県、町、ほか関係者の方と現地で立ち会いをすることができました。権利者の方も「はい、どうぞ」ということではありませんでした、小さな一歩を踏み出したと考えております。

3つ目が室の県道大津植木線ですが、こちらは白線が薄くなって見えなくなったということでしたので、白線の引き直しを県に実施してもらったところです。ただ、この県道は道幅が狭く、議員がおっしゃいますように、プラスチックのポールを設置をした場合、まだ道幅が狭くなり、大きな交通事故等が懸念されますので、少しでも目立つように白線の外側に青い線が引けないかお願いしているところでございます。また、桜町付近の道路の拡幅を進めておりますので、写真にあります横断歩道より一つ東側の横断歩道を渡り、そこから上井手沿いに歩けば、若干ではありますが、県道の通学距離が短くなると考えます。

4番目の県道瀬田熊本線でございますが、この路線の狭い部分については、白線の外側に青い線が引いてあります。ただ言われますように、現在、大型ダンプの通行も頻繁にあり、歩行者には危険な状態となっております。この県道は、狭い部分の道路拡幅が計画され、用地交渉も行われております。

したがいまして、事業費総額を増やし、用地買収、拡張工事を一日でも早く完了して、安全を確保していただきたいと県にお願いしているところでございます。

最後に、北中正門前の桜につく毛虫でございます。この道は、町道北中線でございます、春の桜は非常にきれいになっております。ただ、町道で管理をしております関係で町道管理については、町道の数も多く、路線延長も長く、例年多額の維持管理費を必要としております。桜の花の後、5月、6月にかけて毛虫が発生しますので、その時期に2回消毒を行っておりますが、異常発生等の場合はご連絡をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ご説明いたします。

まず、学校敷地内のブロック塀及び通学路に面したブロック塀等の現状と点検結果についてご説明いたします。

まず、学校敷地内のブロック塀などにつきましては、調査の結果、違法な建築物はございませんでしたが、経年劣化のため、大規模地震が発生した場合、倒壊の恐れがあると判断したものが5カ所ございました。その内、大津東小学校内のブロック積み投てき板の撤去及び防球ネットの基礎の固定につきましては、現在、施工を進めているところです。

また、大津北小学校内のブロック積み投てき板の撤去及びブロック塀の補修、大津南小学校のブロック塀の撤去につきましては、今回、補正予算をお願いし、社会資本整備総合交付金を活用して工事を行う予定でございます。

また、通学路に面したブロック塀につきましては、学校を通じて目視ではございますが緊急点検を行い、大規模地震で倒壊の危険性があるブロック塀につきましては、児童生徒に対し、登下校時や通行する際はできるだけ近づかないよう指導したところでございます。

また、町ホームページを通じまして、町民の皆様へ、自己所有物の安全点検の実施と必要な対策など、通学路の安全確保へのご協力をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ブロック塀等について5カ所ということで、いろいろ改善はされているということで、父兄と子どもたちが安心して通学できる通学路というのをお願いしたいと思います。

それと1の大津中学校の前、ぜひ拡張を実現していただきたいと思います。これは今、JAの大津が移転をしてますので、道路が拡張しやすい状況にあると思うんで、言われるとおりに、できるところから広めていただければ、より安全な交通路になるんじゃないかと思います。

陣内交差点も今回初めて地主さんとの交渉があったということで、これもやっぱり今までなかなかそういう場ももてなかったという部分で聞いておりましたので、この陣内交差点、本当に私が見ても今崩れてもおかしくないような状態の軒下ですので、一步一步大変だと思いますが、子どもたちのために頑張って進めていっていただきたいと思います。

1の通学路の安全対策については終わります。

次に、2の区長・消防団と民生委員との連携について。大津町中部地区の区長さんと話し合いをした時、熊本地震時とその後の豪雨時のことについて相談を受けました。地域の消防団から区長に対し、一人暮らしや高齢者の住所を教えてくださいという依頼があり、町の避難勧告もその時点で出されている状態で、急を要する時期であり、区長も地震等でうまく引き継ぎ等ができていなく、地区内の一人暮らしや高齢者の住所を把握していない状態でありました。一番その時点で把握している民生委員さんに聞こうとしたら、個人情報なので役場からくれぐれも個人情報は大事だと言われ、住所を聞けなく、非常に困ったという相談を受けました。その緊急時に、個人情報を盾に高齢者等の避難誘導ができなかったと言われ、区長と民生委員との連携がもっとスムーズにいくようにしてほしいということで、区長のほうから私のほうに依頼あったのが今回の質問に至ったものです。

7月20日、現在の西日本豪雨の住宅被害が3万8千棟、死者が223人、7割が広島、岡山、愛媛の3県が多かった。まさか自分のまちに特別警戒が出るなんてと思われた職員が多くいた。気象庁は過去最多となる9府県に大雨特別警報を出し、最大級の警戒を求めた。自治体も住民に避難を呼びかけ、増水した川に近づいたり、避難勧告を無視して増水した川に近づいたり、避難せず止まって自宅で増水した川の水に溺れたり、土砂災害に巻き込まれて多くの死者、安否不明者が出た。予想を超える自然の猛威からどう住民の命を守るか。西日本豪雨を襲った記録的な豪雨で河川が相次いで決壊、岡山県倉敷市真備町地区では、犠牲者の大半が70歳以上の高齢者であった。一人暮らしの人が多く、夜間に自力で動くことの難しさや情報不足が避難の遅れにつながったようだ。中には、地域で長く暮らした経験が油断を招いたケースも、障がい者や後期高齢者の災害弱者の命をどう守るかという課題が改めて浮かんできた。真備町では40人の死者のうち、32名が70歳以上であった。倉敷市の場合、7日の午前1時半、小田川北側地区に避難指示を出し、サイレンを伴う防災無線で繰り返し避難を呼びかけた。しかし、地区内の一人暮らしの多くの住民は、豪雨の雨の音しか聞こえなかったと振り返る。7日、午前3時ごろ、身内からの固定電話で初めて事の重大さを知った。高齢者の場合は、携帯電話などの豪雨に対する情報はなかなか知らないことが多い。多くの高齢者の場合は、経験による思い込みや油断という課題がある。今までの地域で暮らし、経験で大雨があっても安全だと信じていた。西日本豪雨から他人事とは思わず、大津町も多くのことについて学ぶべきではないか。学んだことを今後の課題としてどう住民に活かしていくかが大事である。自分の命は自分で守る、地域の皆さんの助けを借りて守る、このことを肝に銘じ、災害対応を行政がどう住民に徹底するかが今後町に対して期待する課題だ。大津町には、全戸にハザードマップ、こういうマップが配られています。住民に避難方法と、再度、周知徹底をしてもらいたい。

我が内牧区は役場の指導で、熊本地震3年前から地区全体で熊大教授の指導のもとに、区民全員でハザードマップをつくり、大変地震のときには役に立った。区民全員で避難訓練は非常に役に立つので、町としてもこういう避難訓練を実施すべきだ。ハザードマップは、危険性が表示されている地区はいつも危険性が高いと認識し、防災ダムがある地域は、過去小規模の土石流があったと認識し、大雨時は早い避難を呼び掛けるべきだ。防災ダムはここ近年の想定外の豪雨には何の役にも立たない。

地域住民に徹底しておくべきではないか。愛媛県のひじ川の野村ダムは、豪雨の際はダムの決壊を防ぐため放流し、下流地域は床上浸水の大被害を受けた。ダムがある場合、豪雨時は下流地域はいつでも危険性があるということに住民に徹底していくべきだ。決してダムがあるから安全ではないと。

9月6日の北海道地震では、41名の人命が大規模崩壊で亡くなられた。大津町にも熊本地震で多くの亀裂

○議 長（桐原則雄君） 山本議員、この質問の項目とずれがないようによろしくをお願いします。

○3番（山本富二夫君） 今までのことを踏まえ、西日本豪雨や高齢者の方々が多く亡くなられた。町としては、個人情報優先なのか、私は、人命が何を差し置いても優先だと思う。そのことを踏まえて、2の質問の区長・消防団と民生委員との連携について、町長の見解を聞きたい。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の防災についての、特に要支援者や高齢者の命を守るためのそれぞれの役員の取り組みについてのご質疑でございますけれども、現在、日本におきましても、7月、9月に大きな大規模な災害が起きております。そういうような状況の中でいつまた災害が起きるかわからない危険な方々、あるいは危険な地域に住んでおられる方々というのは、特に高齢者等が多く、犠牲になられる割合が多いようでございます。そのため災害時には自ら避難行動を取ることが困難な高齢者を守り、被害を最小限に食い止めるためにも地域や家庭で平常時から避難支援体制の整備を図ることが防災対策としても極めて重要であると思っております。そのような中、区長さん、民生委員さん、消防団におかれましては、日々の活動はもちろんのこと、災害時には避難誘導や支援が必要な方への見回りなど大変お世話になっております。今後につきましても、民生委員さんや区長、消防団などの各避難支援者が保有する情報について、災害時はもちろんですが、平常時から共有できるように事前に避難支援の方法を取り決めておくことが地域での防災力の向上に大きく繋がることとなりますので、町といたしましても、熊本地震からの教訓から、避難支援者間での情報共有を含めた連携のあり方など、防災力向上のため取り組みをさらに強化してまいりたいと思っております。

現状について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） まず、個人情報提供の件でございますけれども、民生委員さんにおかれましては、地域住民の生活状況を把握し、特に高齢者を中心に訪問等により様々な相談、支援を行っておられますけれども、生命、身体、財産に関わる緊急を要する場合につきましては、個人情報の第三者提供は認められているところでございます。民生委員さんも民生委員法によりまして守秘義務がございまして、緊急時の情報の取り扱いや、あるいは地域との連携、協働につきましても、再度周知、啓発等をですね、十分に行ってまいりたいというふうに考えております。

熊本地震の際には災害対策基本法に基づきます、避難行動要支援者名簿について前震後の4月の15日にはすべての要支援者名簿を各行政区の嘱託員さんのほうにお渡しをし、安否確認に活用をしていただいたところでございます。その安否確認の中で、地域によっては避難者の方がどこに避難されているのかわからないと。あるいは、名簿に載っているけれども、会ったこともないというような

様々な課題、ご意見をいただいております。これらの教訓からも災害時は民生委員さん、あるいは区長さん、消防団などの避難支援者と連携を取りながら、要支援者の安全を確保していかなければなりません。そのためには、平常時から避難支援者同士で情報や避難の仕方等をですね、共有しておくことも重要なことではないかというふうに認識をしておるところでございます。

今年度、地域福祉の取り組みの中で、先ほどのご質問の中で答弁があったように、中島区においてモデル的に地域版の避難計画策定を始めております。これは災害時の中島区住民の方の避難の方法であったり、あるいは、要支援者に対する避難協力者の選定、それから、個別支援計画等を事前に住民の方々と話し合いをしていただいております。まだこの取り組み始めたばかりですので、今後、地域の中で情報、あるいは取り決め等を共有しておくことが災害時におきますスムーズな避難と共助の意識向上にも確実に繋がっていくものだというふうに考えているところです。今後、この取り組みをさらにですね、ほかの行政区にもおいて取り組んでいただけるように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

大規模災害になればなるほど地域での助け合い、いわゆる共助の活動が多くの人を救うことに繋がります。住民、それから地域、行政と一つのネットワークの中でそれぞれの立場でできることを位置づけながら、いつ起こるかわからない災害に備えた事前の対策を今後とも強化してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今後、町として区長と民生委員さんの会合を定期的に行っていく計画があるかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 民生委員さんと、それから消防団、それから区長さんとの連携をですね、どういうふうにやって強化していくのかというご質問だと思います。民生委員さんにつきましてはですね、民生委員さんの中で、それぞれの中で要支援者の行動マニュアルというのを民生委員さんでつくっておられまして、要支援者の人たちを実際、災害のときにどう避難させるかというマニュアルをつくっておられますので、それに基づいているような勉強をされております。町のほうもですね、要支援者の避難行動支援計画もつくっておりますので、そういったところのすり合わせも必要かなと思っています。それから、消防団、あるいは区長さんたちにつきましては、区長会の役員会等もごさいますし、あるいは、消防団につきましては幹部会等もありますので、そういった中で私ども民生委員の立場として、福祉の立場としてこういったことが連携できるかについてはしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 区長、民生委員さん、部長のほうから前向きに検討して、風通しのよい話し合いができるように持っていただければなと思います。大事なお年寄り、一人暮らしの人たちが安心して住みよいまちづくりをやっていただければなと思います。

次の質問に移ります。

3の県営野球場の誘致活動について。今回の県営野球場の提案に至ったのは、以前からスポーツの森から瀬田駅周辺の畑作地域の土地の有効利用について瀬田地域の住民の方々と話し合いをしてまいりました。瀬田地域への民間指導による住宅開発や工場誘致を進めていってはどうかなど話し合いをしていく中で、今回の県営野球場の提案になったものです。大津町には、スポーツの森をおおづを抱えている。大津町には都市対抗野球ホンダ野球部をはじめ、大津高校野球部、翔陽高校野球部、大津中学校野球部、北中学校野球部、各小学校のクラブ野球チームがあり、盛んに活動をされている。ホンダ熊本野球部は都市対抗で大変活躍されており、社会人野球部、アジア選手権など多くに参戦中で活躍しておられます。高校野球は、大津町から2校の野球部が参加し、もちろん小中学校の野球部も活躍している。地元大津町役場の野球チームも今年は県大会において準優勝の素晴らしい成績であった。大津町には、スポーツの森にサッカー場があり、サッカー場を利用して自治体サッカーに参加して、大津町役場サッカーチームは全国大会でベスト4に入る優秀な成績をあげている。今回の県営野球場の誘致は、多目的野球場の誘致を考えてもらいたい。野球以外にコンサートや全国大会の催しができる球場の誘致を。誘致することにより、高校野球はもちろん、都市対抗野球の地方予選大会の誘致を県と町とホンダ野球部とで共同でしていければどうかと。また、大津町は交通アクセスの便利さを利用し、熊本の空港を利用し、韓国のプロ野球、中国のプロ野球、台湾のプロ野球の合宿等の誘致などいろんな催しができると思う。1年中使える野球場を目指したら大津町のビジネスホテルや飲食街も多いに潤い、町の財政にもプラスになる。2016年6月、新球場を目指す新球場建設連絡会が発足した。3万人規模のメイン球場と雨天時練習場、サブ球場が必要だ。藤崎台球場も1960年の熊本国体時にできて早58年が過ぎて老朽化、それと駐車場が非常に狭いということで、移転問題が県議会でも5回質問にあがっている。隣町の菊陽町は、早くから非常に県営野球場の誘致に町長を先頭に熱心に取り組まれている。その菊陽町よりも我が大津町は道路アクセスがよく、広大な土地と菊陽町に比べたらまだまだ安価な土地の手配が可能である。菊陽町に比べ建設費が安くすむ。場所は一応スポーツの森の東側ということで考えて、今回の質問をしております。交通アクセスでいえば、今月9日にスポーツの森体育館で日本ダンススポーツの九州ブロック大会があり、町長の出席もいただいた。誘致のポイントとしては、立派な体育館があり、熊本空港のアクセスやJR、国道57号線、それとビジネスホテルの取用があるというのが大きな開催の部分にもなりました。このように、交通アクセスのよさには、近くには世界の阿蘇山もあります。野球大会やその他の大会が期待できるので、町長が先頭に立ち、県営野球場の誘致をぜひ考えてもらいたいが、町長の前向きな考えを聞けたら、私たち地域住民は県営野球場の誘致の期成会をつくり、適地地区の土地の買収等に協力できるものは協力していきたいと思う。

以上、県営野球場の誘致活動について、町長の見解を聞きたい。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の県営野球場の誘致により町の振興を図っていければなというご質問でございますけれども、県営の野球場、ただいま八代と藤崎台に2つの球場がございます。山鹿は市営球場でございますけれども、特に藤崎台球場につきましては、今、議員ご指摘のとおり、1960年

の国体開催にあわせた高校野球の会場として建設されたもので、現在、県内の高校のシンボルというか、甲子園にも勝るような憧れの球場として高校野球に貢献をしておるところでございますし、そういう球場の中で駐車場とか、いろんな課題のあるのは確かでございますけども、そういう状況の中で、菊陽、合志、この近郊についても県営球場の誘致をなされておるといようなお話を聞いております。しかし、県といたしましては、県営野球場建設については、現在のところ検討されていないといような状況でもあります。

また、県の動きなどもしっかりと確認しながら、大津町に建設する場合の条件などの情報を収集しながら、今後進めていければなというふうに思っております。例えば、運動公園の東というように話も立派な候補地だと思いますし、例えば、社会人野球のホンダさんもホンダの野球場の近くに球場をつくればなというようにお話も出ております。2つの球場が並ぶということになると、あるいはホンダの駐車場もあるとなると経費関係等がだいぶ浮いてくるなというようにところであるし、条件的にもあそこも良い場所だなというように思っております。例えば、前にも社会人野球関係の年間行事という形の中でいろいろとホンダの関係の方ともお話をしましたけども、なかなか球場をつくるとなるとそれ相当の金がかかってきておるといような状況でございますので、我々もそうだけども、県についてもそういうような状況でなかなかそこまでまだ審議するときではないようでございますし、そのほかにも大津町の関係者もおられますけども、期成会をつくりまして、県のほうに要望をされておることも重々承知でございますので、県の動向、あるいは熊本市の関係もございまして、都市圏関連等について今後推進をできるようなことをもっていければなというふうに考えておりますので、現状について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、県の状況についてですね、説明させていただきたいと思っております。

県営野球場の誘致につきましては、先ほど話がありましたように、平成27年1月に県高野連をはじめとする県内野球関係団体により、新球場建設連絡会が設立されております。このことにより、新球場建設要望書の提出や新球場建設の署名運動が行われ、約20万人を超える署名が集まったというふうに聞いております。

また、こちら先ほど話がありましたように、県議会におきまして、新球場建設について平成25年度から5回、一般質問が行われております。その中で、蒲島知事からは、「野球をはじめとするスポーツの振興は県民の健康づくりのみならず、県民に感動を与え、子どもたちの夢の実現につながる」と考え、多くの県民が多目的に利用できる県営野球場が実現すれば県民に夢や希望を与え、また、地方創生や防災の拠点の観点からも効果ができると思っております。」と述べられております。また、答弁の最後では、「今後は、県、市のスポーツ施設のあり方検討会議において議論を含めた上で、広く県民の意見を伺いながらその方向性を見極めてまいります。」と答弁されております。県、市のスポーツのあり方検討会議のほうに確認をしましたところでは、現在、県営野球場に関しては、その件以外に検討しなければならない案件が多数あり、現状としてはもうしばらくは議題として審議される状況ではないといようなところでお伺いしております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3 番（山本富二夫君） 一つの球場をつくるのに大体400億円前後かかるのではないかと思います。今、誘致を大津町がしたいということを声をあげないと、他の町村に遅れをとって県がここ何年かのうちに野球場をつくりたいというときに、大津町は声をあげなかったということも考えられます。

再度町長に聞きます。町長としては誘致を考えていくのか。いや、もう大津はそこまで考えてないというのか。その返答をもらいたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 私としては、現在のところ球場をつくる金がない。県のほうにお願いしても大津町がどれだけ協力して、どれだけ支援を町独自でやってくれるかというようなそういう条件も出てくるのは確かでございます、そのような条件にあうような形を我々町民の皆さんにその辺のところをご理解できながら、その金が出せれば今後の推進を県のほうにも声を高くしてやっていきたいというふうに思っておりますけども、現状のところ、災害復旧をはじめとするいろんな形の物入りでございますので、今の段階については、県営球場については状況を見るというような状況で、つくる方向は今のところ、現在のところは考えておりません。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3 番（山本富二夫君） 町長の見解を伺いました。ちょっと今厳しいということで言われたんですけども、財政が許すようになれば、またその方向で考えていっていただきたいなと思います。

以上、質問終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。通告にしたがい質問させていただきます。質問は大きく2つです。1、小学生の荷物の重量化に伴う影響と対策について、2、幼稚園、小学校、中学校の熱中症対策についてです。1番目の小学生の荷物の重量化に伴う影響と対策については、本日、傍聴にいらっしゃった皆さんの中にもここに関心を持っていらっしゃった方も多いと思います。どうぞ執行部からの回答をよくお聞きになってご自宅に持ち帰っていただきたいと思います。

最近のニュースでもよく聞くようになりましたが、小学生、中学生の荷物の重さが問題視されています。既に9月6日付けで文科省から各都道府県教育委員会へ児童生徒の携行品に関わる配慮についてという通知が来ているようですが、予定どおり質問をさせていただきます。資料を準備したのでご

覧ください。大津町の小学生、中学生に荷物の重さを測ってもらいました。表の1番上が学年、性別、体重、荷物の重さ、荷物体重比になっています。この荷物の重さは、小学生はランドセル、中学生は通学カバンに教科書や筆箱を入れたときの週の一番重い日の重さで、ほかに付属する手で持つものなどは含まれておらず、ランドセルとカバンのみの重さです。重い時の数字ではありますが、これにサブバッグや体操服、水着、部活道具が含まれていませんので、これにそれを加えるとどうなるのか。荷物が軽いほうの小学4年生が2人ありますが、軽い方の3.4キロのお子さんの場合、ほかのものを持たせると5.6キロになります。隣の5年生は6.6キロになります。隣の6年生は10キロ、その隣の6年生は7.8キロ、中学生になると、順番に9.6キロ、12.2キロ、11キロになります。大正大学の白戸健教授は、海外ではランドセルの重量が体重の10%以上になると背部痛が増すという調査結果があると、2017年12月17日付けの読売新聞に書かれていました。アメリカのカイロプラクティック協会では、小学生、中学生に荷物を持たせる場合、体重の10%以下を推奨しているそうです。このカイロプラクティックについては、整形外科のドクターに確認したところ、国家資格であり、権威のあるものだということでした。資料に戻りますが、ここに表示しているお子さんが荷物の重さにばらつきがあるので、私は意として荷物の重いお子さんだけを抽出したのではないとわかっていただけでは思いますが、この8人のお子さんすべてが体重の10%を越えています。では、大人の判断だけで荷物が重だろうと決めつけて進めるのもいかなものかと思いましたので、子どもたちがどう思っているのかも聞いてみました。小学生については、重い、階段はさらに重い、段差はバランスを崩す、肩が痛い、雨の日は傘が差しにくい、肩が痛く疲れる、坂道を登るのがきつい、傘は差せない、ランドセルに筆箱は入らない、荷物が多い日は車で送迎してもらおう。中学生については、肩に食い込む、嫌気がさしてくる、雨の日が辛い、だるい、自転車のハンドルをとられる、肩が折れそう、基本歩きは猫背姿勢です、自転車置き場から教室までが辛い、重くて肩こりがする、帰りは車で迎えに来てもらうなどでした。大津町の各学校では、雨の日は特に送迎の車で混雑して困ると言われていますが、その原因の一つにもこの荷物の重さがあると思います。

大津町は、学校によっては以前から置き勉を認めている学校もありますが、それでもこの表のとおり、荷物は重いのです。1、今まで教育委員会や学校では荷物の重さを問題視されなかったのでしょうか。問題視されたとしたらどのような解決策が出されていたのでしょうか。2、健康面でも悪影響が懸念されると思います。町教育委員会として対策を講ずるべきではないでしょうか。3、安全面でも両手がふさがっていることや不審者から逃げられない恐れもあると思います。どのようにお考えでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の小中学生の荷物の重量化に伴う影響と対策についての質問にお答えさせていただきます。

児童生徒の登下校時の荷物の重さにつきましては、近年、メディア等でも何回か取り上げられておりまして、本町の子どもたちの荷物も重くなっていることは認識しております。これは、第6次学習

指導要領の改訂で学習内容が増えたことにより、教科書のページ数が増加したこと、教科書自体がB5からA4に大きくなったこと、これに伴いましてランドセルも実は大きくなっております。それから、教科書の紙の質がよくなったことなどによるものです。また、教科書に付随する副教材の内容も増加しております。このことが児童生徒の登下校時における荷物の重さの増加の大きな要因であると考えております。

議員ご指摘のとおり、登下校時の荷物が重いということにつきましては、年度当初、主に低学年の児童及び保護者からいくつか声があったと聞いております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の学力充実の観点から、学校においてはもちろん、家庭におきましても教科書及びその他の教材を活用し、いつでも児童生徒が学習に取り組めるような学習環境づくりは大変重要であると考えております。しかしながら、登下校時の交通安全や防犯に係る児童生徒への安全確保の配慮は最優先であると考えております。現在、荷物の重さや個数に対する配慮は各学校で、その実態にあった取り組みを行っておりますが、今後も交通安全や防犯に加え、健康面についても配慮しながら、各学校が児童生徒の発達段階、学習上の必要性、通学の状況等を考慮し、適切な対応ができるよう指導するとともに、さらには個に応じた対応を充実していくことが必要であろうと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、私のほうから各学校での取り組み等についてご説明させていただきます。

まず、①の今まで教育委員会や校長会では、荷物の重さを問題視されなかったのか。また、②の健康面で悪影響が懸念されると思うが、町として対策を講じるべきではないかとのことについて説明いたします。

登下校中の荷物につきましては、各学校において、重いものやかさばるものが必要となる学習が重ならないように時間割を工夫したり、あるいは分散させて学習教材等を持ってこることができるよう配慮したり、重くかさばるものにつきましては、長期休業前や授業参観日に保護者の皆さんにお願いして持ち帰ってもらう等の配慮を行っているところでございます。

また、毎日使用することが少ない教材等、習字道具とかそういった部分でございますけども、また、教科書等につきましても学校で保管するなどの配慮や、中学校におきましては、教科書、その他教材等さらに重くなること等を考慮しまして、学年ごとに学校に置いてよい教材、必ず持ち帰る学習用具の一覧を配付する等の工夫も行っているところでございます。

校長・園長会におきましては、会の議事の中に児童生徒の交通安全・防犯についての項目を毎回盛り込み、児童生徒の安全面において町内小中学校・園の情報の共有を図るとともに、その後の安全確保に向けて指導を行っております。ここでは交通事故や防犯等の安全の面から転倒防止やけがをしないような指導等を行っているところではございますけれども、議員が言われますように、荷物の重さに特化した取り組み等については十分とは言えないところもございます。

重さの半分以上はランドセルであり、教科書の重さを変えることもできませんので、今後も各学校における取り組みについての情報を共有し、継続的に重いものを持たなくてもよい工夫をするとともに、児童生徒の正しい姿勢づくり等の健康指導についても取り組んでいきたいと考えております。

次に、③の「安全面でも両手がふさがっていることや、不審者から逃げられない恐れがあると思う。どのように考えているのか」ということにつきましては、先ほども述べさせていただきましたけれども、校長・園長会における議事の中で、児童生徒の交通安全・防犯につきまして項目を毎回盛り込み、安全の確保に努めているところでございます。児童生徒の安全面におきましては、ご指摘のとおり、両手がふさがっていることへの配慮は必要があると思っております。現在、子どもたちはできるだけランドセルに入れたり、フックに下げたりしておりますが、保健の授業での交通安全、防犯の項目で、このことを関連させて学習を進めたり、また、先ほども述べました時間割を工夫し分散させて学習教材を持ってくること、必要に応じ学校に置いて置くものを決めることなど、現在、各学校で行っております対策等を体系化し共有するなど、安全に配慮した取り組みを行っていくよう各学校に指導していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 先ほど文科省から県教育委員会へ通知がきていますが、大津町教育委員会としてどのような具体的な考えがありますかというようなことも入れての質問だったんですが、文科省からきている通知の中にある、児童生徒の携行品に関わる工夫例は、今まで教育長、市原部長が返答された中にすべて入っていて、半分以上の事例は大津町では既に何年も前から実施していることです。実態にあった取り組みを行っていると言われましたが、工夫した結果が今であって、先ほど表をみてもらったあの重さが今の状態、工夫した後の今の状態が続いているということだと思います。それ以上の具体策を出さなければ問題は解決しないのではないのでしょうか。お配りしてあります資料左下のある1週間のランドセル、カバンの重さを見ていただくと気が付かれると思いますが、この2人の重さは水曜日がほかの曜日に比べてどちらも少し軽くなっています。水曜日はほかの日に比べて1時間少ない5時間授業だから1教科分少ないのです。特に中学生は1教科減るだけでも随分重さが変わります。先ほど教育長の説明の中にあつた、一つの教科に対する本、副教材などが多いというところがここにつながるもので、一つの教科が減るだけで重さがかなり変わってくるということです。今後、小学生での英語の授業や小中学生での道徳が教科になることに伴い、ますます持ち物は増えるでしょう。資料右下のランドセル比較の写真をみてください。これは昭和のころのランドセルと今のランドセルの比較です。一目瞭然、大きくなっています。先ほどの説明で教科書のページ数や大きさが変わったという理由からではありますが、多分、右側の小さいほうのランドセルは、左側の大きいほうのランドセルの中に入ってしまうでしょう。私の聞き取りに答えてくれた6年生の女の子は、ランドセルと水着バック、体操服バック、水筒、まだ小学生は部活動がありますので、部活バック、計7.8キロをしょって登校班で40分かけて学校に通います。ある日、登校班の1年生が急に走り出したときに、危ないと思ったけれど、追いかけてやろうとしたけどできなかったそうです。上級生は荷物の重さ

だけではなく、責任もしょっているのだと思いました。安全の確保に努めていると校長会でも話を進めているということでしたが、安全の確保以前の問題かもしれません。ランドセルだとびんとこない方もいらっしゃると思うので、ゴルフバックで説明をしようと思います。フルセットだとキャディバッグが4千500グラム、ドライバーが310グラム、フェアウェイウッドが330グラム掛ける3本、ユーティリティ380グラム、アイアン400グラム掛ける9本、パター500グラムでトータル9千880グラム、およそ10キロです。この8人を並べた表の中の中学1年生の女の子は10.1キロの重さをしょっています。この子は10キロのゴルフバッグをしょって通学していることとなります。平坦な道だけではなく坂道もあるでしょう。この現実をどう思われるでしょう。皆さん、ゴルフバッグをしょって毎日片道2キロ、往復4キロ歩けますか。再質問は、10キロのゴルフバッグをしょって通学ができるかに加え、例えば、モデル校をつくり、きちんと子どもたちの荷物の重さを確認して検証する。置き勉と言われる学校に置いて帰れる教科書、道具を今よりも明確に表示して増やす。置き勉を増やすために置き場を工夫する。高校などは廊下や空き教室に鍵付きのロッカーを設置してあるところがあります。また、家で使うものと、学校で使うものを2冊使いにする。中学生は自分たちでルールを決めさせるなど、細かくできる取り組みはたくさんあると思いますが、どのように思われるでしょう。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど話がありましたように、文部科学省のほうから児童生徒の携行品に係る配慮についてということで、事務連絡で文書のほうが出されております。その中の取り組み例いくつかございますけども、児童生徒の教材等を使用する見通しを明らかにし、携行品の分量が偏らないようにする。あるいは、学習用具の一部について、必要に応じて学校に置く。また、学校で栽培した植物等を持ち帰る場合、児童等の状況を踏まえ、保護者等が学校に取りに来るよう協力を依頼する等の記載がされておまして、確かにですね、この中で大津町でも取り組みあたりも進めているところでございます。

先ほどの取り組みも含めましてですね、各学校で取り組みを行っておりますので、各学校の実態とあわせてですね、その辺の情報を共有していいものはほかの学校にも取り入れるとか、また、町外以外のそういった取り組みあたりもですね、参考にしながら、今後検討のほうを進めさせていただければというふうに思います。

また、議員のほうからご指摘がありましたように、自分でですね、考えて行動していくという部分も大切ですので、そういったその発達段階に応じた指導等も含めて今後工夫していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再々質問です。

今までの校長会、教育委員会などの話し合いでは、特に重さに特化したものはなく、安全・防犯について話し合いがなされたという回答であり、今の市原部長の回答では、発達段階に応じた指導を行

っていくというような回答でしたが、今取りざたされている健康面についてもっと深く考えていただきたいところですよ。整形外科のドクターにお尋ねしたところ、側弯症には、先天的なものや突発的なものがあり、継続的な重さによる刺激で椎間板が傷んで変形することがあると言われました。成長障がいや椎間板が血流を欲しがるのに圧迫されて十分な血液が回らないと起きるそうです。男子は中学3年から高校2年生ぐらいまで、女子は中学2年生ぐらいまでは成長が続くらしく。お話を伺った整形外科のドクターは、今までランドセルやカバンの重さについて考えたことがなかったが、この重さは異常だねと驚いていらっしゃいました。例えば、腰の治療でされる骨盤けん引、皆さん受けたことがある方いらっしゃいますか、基本体重の3分の1以上はけん引で負荷をかけないそうです。この表の中学1年生、35キロの女の子だと3分の1は11.7キロです。けん引は引くほうですが、圧がかかるのも危険な数字だと思います。皆さんも年とともに若いころの無理が体に出ている年齢だと思います。子どもたちに今かかっている負荷が今後どう出ていくのか。長い目で考えて心配にはならないでしょうか。今までは意識されていませんでしたが、これから荷物の重さによる影響が医学学会でも取り上げられるのではないかと思います。今の重さは異常であり、人体の構造上かけてはいけない負担が子どもたちにかかっている状況を危ないとは思われないでしょうか。教科書がタブレットに変わる時代はまだ先です。今すぐに荷物を軽くすることができないにしても、当面何らかの対応は、具体的な対応は考えるべきだと思います。喫緊の対応をどうするか、具体的に多分、私、時間がたっぷりあるので、具体的にお答えください。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の今後の健康面への配慮、そこに対する大津町の学校における具体的な対策についてということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁させていただきましたとおり、確かに、これまでも大津町内の小中学校では、それぞれの学校の実態に応じて、子どもたちの荷物の重量化だったり、数が増えることに関して配慮はなされてきたと思います。今回、それぞれの各学校においてどのようなことをしていますかということでアンケートをしましたところ、例えば、両中学校もですね、子どもたちに対して、学校に置いてよい教材とかいうものを紙面に落として、子どもたちに配っているというような取り組みもされております。ただ、先ほど来言われているように、先生方が子どもたちの荷物の重量化を以前と同じような感覚で捉えている、そういう流れはあるのかなという気はします。つまり、重そうだからちょっとこの日の時間割は工夫をしようとか、ちょっと数が多いので減らして持っていくようにしようとか、ただ、そこに科学的な重さに関する考察をしていたかということ、それはまだ十分ではないというふうに私も認識しておりますので、今回のこのようなことを受けまして、校長会におきまして、科学的にやはり子どもたちの実態を掴むということ、また、それに対して従来のやり方をさらに改善して行って、子どもたちの健康面への配慮をするといったことをですね、指導していきたいと思っております。具体的に私がここでこれとこれとこれをしますということではなく、今学校がやっている効果的なものをですね、校長会を通して、あるいは作業部会を通して共有しながら全町でやれる取り組み、あるいは学校の地域性であったり、あるいは、子どもたちの1週間の様々な時間割の問題等もありますので、い

ろんな課題に関して具体的に検討をしいながら、さらにより対策を練っていこうと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 科学的根拠を持って動きますという言葉に期待したいと思います。義務教育期間は、教科書は無償提供です。もしかしたら、そういう意味のある大切なものだから置き勉なんてとんでもないという意見をお持ちの方がいるかもしれません。ただ、では持ち帰っているからといって家で大切に使用しているとは言いきれないと思います。また、荷物を軽くすることが成績に表す影響というものも不明であり、悪影響を与えるとも言い切れません。置き勉をしたときの管理や盗難などの問題もあるかもしれませんが、それはまた別の問題だと思います。今までの考え方をやめて、生徒にも考えさせるのも一つだと思いました。6月の日本教育新聞に広島県のある中学校の放送部が置き勉を提案する動画を作成し、市主催の文化祭で優勝したという記事がありました。小学生には難しいかもしれませんが、先ほど市原部長もおっしゃいましたが、中学生では、自分たちで置き勉のルールを決めさせる。携帯などマナーのルールも中学生に決めさせて動いているところもありますので、置き勉についてのルールを自分たちで決めさせるというのもありだと思います。何が必要で何が不要かは自分で判断すべきもの。主体的に判断する力がなければ、これから人工知能が全盛の時代を生き抜いていくのは難しいのではないかなと思いました。早急な対策を期待します。

では、次に、2番目、幼稚園・小学校・中学校の熱中症対策についてです。

身の危険を感じるほどの暑さなど、今年は熱中症対策が強く叫ばれていました。特に体温調節機能が未発達な子どもを預かる学校現場では、適切な対処が必要になると思います。総務省消防庁が熱中症による救急搬送状況をホームページ上に出しています。週ごとに細かくデータが出されていますが、7月16日からの1週間が一番多く突出していて、全国で2万3千191人救急搬送されています。都道府県別にも出されていて、その週の熊本は、九州の中では福岡の次に多く330人でした。ぴんときませんが、前年度は165人なので、ちょうど1年前と比べて倍に増えています。熊本の今年度、4月30日から9月9日までの救急搬送は1千714人で、その内、年齢区分で言われる少年は303人です。発生場所の区分もありました。1千714人中、教育機関から救急搬送されたのは159人です。ということは、搬送された少年のうちの半分が教育機関からということになります。では、大津町と近隣ではどうなのか。菊池連合消防本部、そこにある消防署で確認をしたところ、あちらの統計が6月1日から8月30日までとなっていましたので、その分で熱中症で救急搬送されたのは、2市2町で174人で、うち小学生、中学生は11人でした。細かく言うと、菊池市が8人、合志市が2人、大津町が1人、菊陽町が0でした。大津町の1人は、部活動などの活動中の中学生だったようです。発生場所別でも中学校の部活動など、または大会などの時の救急搬送が多い結果となっています。ただこれは救急搬送された場合の数字であり、実際、搬送には至らなかったが体調を崩した児童生徒はいたと聞いています。保護者の間でも心配する声が聞かれていました。今年度だけでなく、来年度に向けても学校管理下における熱中症事故を未然に防ぐ対策を確認したいと思います。

1、今年度の幼稚園・小学校・中学校での熱中症の発生状況、2、熱中症を予防する対策や器具の

活用状況、3、子ども自ら熱中症を回避する能力を育成するための指導をどうしているか質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の幼稚園・小学校・中学校の熱中症対策についての質問にお答えいたします。

近年におきましては、この時期、毎年のように暑い日が続き、メディアから最高気温の更新のニュースをよく耳にしますが、本年度は特にその頻度が増しているように感じております。

このような状況の中、教育委員会といたしましては、児童生徒の安全を第一に捉え、学校と連携した熱中症対策を行ってまいりました。

小中学校におきましては、水分を随時取れるよう配慮したり、WBGT（暑さ指数）を活用し、必要に応じて体育館での集会等を取りやめて、各教室で放送設備を使った方法に切り替えたり、ときには、校外学習を中止するなどの措置も取りながら、子どもたちの安全に配慮してきたところでございます。

また、熱中症を防ぐには、気温上昇時のみの対応では十分ではありません。睡眠を十分にとることや三食きちんと取り十分な栄養補給を行い、規則正しい生活を送るなどの配慮も必要でございます。学校と家庭が一体となった予防が必要であるとも考えております。

町内の熱中症の実態としましては、残念ながら本年度の発症数は0ではございません。この詳しい報告とともに、今後の熱中症予防の対応につきましては、各学校での対応及び実態を含めまして、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 最初に、①今年度の幼稚園・小学校・中学校での熱中症発生状況について説明いたします。

今年度4月から現在まで熱中症と思われた児童生徒及び熱中症と診断された児童生徒の状況についてですが、公立幼稚園、保育園におきましては、該当はございませんでした。小学校におきましては、熱中症と思われた児童が57名、うち熱中症と診断された児童が1名という状況です。中学校におきましては、熱中症と思われた生徒が28名、うち熱中症と診断された生徒が3名となっております。

状況としましては、小学校では、水泳の授業後、給食摂食中に倒れ、病院に搬送されたものが1件、診断としましては、当日、腹痛を訴えており、そのこととの関連も指摘されているようでございます。中学校では、朝の陸上競技の練習後に足のしびれや発熱があり、病院に搬送されたものが1件、帰宅後に気分が悪いと訴えて病院に行き、熱中症ではと診断されたものが1件、集団宿泊中の夜の活動後、足のしびれを訴えたので病院に搬送し、診断を受けたものが1件の合計3件でございます。いずれも重篤なケースには至っておらず、翌日は通学できたと報告を受けております。ただ、あくまでもこの件数につきましては、学校・園での生活における数字であるため、休日等含めると、さらに増える可能性はあると思われれます。

次に、②熱中症を予防する対策や器具の活用状況についてでございます。

本町におきましては、すべての小中学校・園において各普通教室にはエアコンの設備を整えており

ます。気温の上昇に伴い、エアコンの使用とともに、対流を促すための扇風機もあわせて活用しております。そのほか、登下校中でも水分補給ができるように水筒の持参を行っているところです。また、気温の上昇により気分が悪くなった児童生徒に対しては、保健室に経口補水液や塩分補給剤を準備するなど、その予防や対応に備えているところがございます。また、業間や昼休みなどに気温の上昇に伴い、放送機器を活用し、熱中症予防を呼びかけるなど、全体で取り組んでいるところがございます。熱中症予防につきましては、児童生徒の学習環境がどのような状態となっているのか、客観的に見るのが大切であります。環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数等も活用しながら各学校の状況に応じた学習環境への配慮を行い、その予防を行っていきたいと考えております。

最後に、③子ども自ら熱中症を回避する能力を育成するための指導をどうされているのかについてでございますが、各学校や園では、保健指導のほか、校内での集会や通信、掲示物などで熱中症の仕組みや症状などを紹介したり、熱中症の予防や対処法について啓発を図るなどの取り組みを行っております。

例えば、暑い日の過ごし方として、こまめな水分補給、帽子の着用、定期的に休息をとることなど、自分の体長を管理することや、睡眠や食事などの規則正しい生活習慣も熱中症対策として大切であるということなどの意識づけなどを行っております。また、気象情報等に応じた活動を考えるために、その日の気象情報等を自分で確認することなど、自ら考えて行動するような指導にも取り組んでおります。

今後、各学校や園の実態に応じた予防や個に応じた対応を日々の基本的生活習慣に対する指導とあわせて行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） 再質問です。

先ほど具体的に小学校、中学校で熱中症と思われた児童生徒数、また、診断を受けた児童生徒数などの数字を教えてくださいましたが、これは重篤にならなかったからいいじゃないかという問題ではなく、もともと小学生のお子さんは腹痛があったなど、そういう症状が出ていたところで加わったものではあったかもしれませんが、では、生活リズムをきちんとすれば熱中症にならないかといえそうではなくて、やはり私たち保護者は、学校に子どもを預けている以上、学校管理下で何か起きたときには、やはり学校で対応を一番にさせていただかないといけない状況ということになります。日本体育協会が出している、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックというものがあります。これが気温が35度以上、暑さ指数、先ほど教育長が言われた、WBGT、31度以上では運動は原則中止、基本31から35度、暑さ指数28から31度では、嚴重警戒、激しい運動は中止というふうになっています。ただこの暑さ指数を計測する熱中症指数計というものは各学校には置いてないのではないかと聞いてきました。これは判断の一助になるものだと思います。この指数計を統一して各学校に置く予定はないのでしょうか。また、合志市では、以前から学校に冷水器を設置されていて、平成28年に8台設置されたので、全小中学校に冷水器があるそうです。大津町も冷水器を設置する予定は

ないでしょうか。今年は夏休み中のプール開放が気温・水温が規定以上だったために、町内すべての小学校でプール開放ができなかったと聞きました。これは今後、プールの授業もできなくなることもあり得る。または、プールの授業中に暑さの為、体調不良になる児童生徒が出てくるということも危惧されます。阿蘇の中央高校は、プールに屋根があります。これは火山灰対策で平成4年に付けられたそうです。阿蘇という涼しい気候や冷たい湧き水という条件の違いはありますが、夏の期間中のプールの水温は20から25度だったそうです。町内の学校のプールも長い目で見て屋根を設置する、日陰をつくるなど考えてはいかがでしょうか。

また、体育の授業や運動会、体育大会など、木陰がないために運動会ときには早朝から競って場所取りに走り、テント村ができるような学校もあります。自然をできるように、植樹をするなど、具体的な考えはないでしょうか、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えいたします。

まず、熱中症ということで、先ほどからも言っておりますように、児童生徒の学習環境、これがどのような状況になっているかということで、客観的に判断することは必要ということでございます。先ほど話がありました、熱中症指数計ですかね、これを使用して予防を行っている学校というのは何校かございます。ただその全校で使用している状況ではございませんので、これにつきましては、環境面から科学的根拠に基づき、予防が行っていけるということで、今後、学校に配置ができるようにですね、考えたいということで思っております。

それから、冷水器の関係でございますけども、現在、各学校では水筒を持参してですね、必要に応じて補給できるような対応はしているところでございます。冷水器の設置につきましては、各学校の設置の必要性とか、衛生面等もございますので、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思えます。

それとプールの関係でございますけども、現在、プールサイド、特にですね、気温あたりが高くなります。現在、プールサイドあたりに授業前に水をまいたりということで、プールサイドの温度を下げる等の改良は行っているところでございます。今後、各学校の状況あたりも考慮しながら、テントの設置ですとか、食事等についても効果的な事例あたり等、また調査させていただきたいと思えます。

また、プールに屋根という話がございますけども、新たに整備する場合は、当然多額の財源が必要となりますので、こちらについても熱中症対策に効果的な事例等についてですね、どんな方法があるか調査させていただければというふうに思えます。

以上です。

失礼しました。植樹等も含めてですね、ほかの事例を参考にさせていただきたいということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再々質問です。

冷水器については、衛生面の問題もあると言われましたが、では、なぜ合志市では平成28年に8

台も入れてまた追加して全学校に置くことにしたのでしょうか。それは衛生面の問題がクリアできるからではないかと思います。検討をお願いしたいところです。

また、プールや屋根についても効果的などころを考えて事例を調査するというようなお話でしたが、多分そのままではきっと調査するままの段階で進まないような気がしますので、どのように進めて、もしも進めるなら進めていかれようと思っているのかもお尋ねしたいと思いました。

また、この通告書の3番目に書いている子ども自ら熱中症を回避する能力を育成するための指導のところをもう少し確認したいところですが、先にお話した、日本体育協会のスポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックの中では、その指標、熱中症予防運動指針というところで、暑さ指数が31度以上では特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。また、28度以上では、熱中症の危険が高いので、激しい運動や持久走など、体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩を取り、水分、塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止と書いてあります。そうすると、このままでいくと、熱中症を回避するために体育の授業が進まず、子どもたちの体力や運動能力も低下するのではないかという心配も出てきます。そもそも体力のある人が頑張れるわけで、対処療法もちろん大切ですが、本質的には、体力をつける教育も必要になってくると思われてこの質問を書きました。今年の異常な暑さはもちろん、校長会やいろんなところで話題になっていると思いますが、その今後どのような指導が案として出てきているのかをお聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、冷水器の件ですけども、先ほど衛生面あたりということで話をさせていただいて、継続的に使うとかですね、そういった部分で衛生面の部分を申しましたけども、合志市のほうで導入されているということですので、そういったところの状況あたりをですね、再度ちょっとまた確認させていただいて、あと設置する場合にしましても、財源あたりが必要になってきますので、その辺を含めてですね、検討させていただきたいと思います。

それと屋根につきましてもですね、実は阿蘇のほうでつけられているという例はございますけども、そのほかに熱中症対策ですね、つけられているという事例については、ちょっとまだこちらのほうではまだ確認取れておりませんので、そういったところがあればですね、調査していただいて、それも当然財源等も関係してきますので、そういったところも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

3問目については、ちょっと教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 本年度、熱中症予防のためにというか、今後もですね、熱中症予防のために中止になるようなプールの授業であったり、体育の授業であったり、そういったものが繰り返される中で、それでは子どもたちの体力はどこでつけるのかという、これは大変悩ましい問題でございまして、じゃあほかでこうしますって、はっきりと答えられませんが、ただ、今後涼しくなった中で

の体育の授業を充実させて、しっかりと体力を付けるための運動量を回復していく。あるいは、プールは使えないけれども、屋内においては授業を行ったという例もあると思いますので、やはり今後の対策につきましては、校長等と各学校の実態を聞きながらですね、しっかりと進めていかなければならないのだと思っております。ただ、全体でいきますと、プールの授業をしなかったのもので、それでそのままいいということではございませんで、年間に体育の授業はこれだけ確保をしなければならないといったようなものはちゃんとありますから、その分の運動量は適切に確保するように今後指導をしていきますし、また、様々な効果的な方法につきましても、事例等を参考にさせていただきながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 金額の面とかいろいろ問題はあるとは思いますが、やはり子どもたちのために長い目で見て、一つずつ前に進んでいただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時より再開します。

午後1時49分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。本日の同僚議員の質問の中でもこの最近の日本全国で起きている自然災害、最近では北海道の地震、あるいは西日本の豪雨、尊い人命が犠牲になりました。同時に、ものすごい量の国民の財産が失われたところであります。被害に遭われました皆さん方に改めてお見舞いを申し上げたいと思っております。

そこで、私が今日質問をする第1点目は、立野ダムによる被害想定が必要ではないかということにあります。ご承知のように、南阿蘇村、そして大津町、その間を流れる白川の立野峡谷にダムとは名ばかりの穴があいた自然放流されるという立野ダムが8月の初旬に地域住民にはきちんとした説明もしないまま国土交通省が着工を強行をいたしました。私は、改めてこうした国民の疑問に答えようとするしない国土交通省のやり方に非常に激しい怒りを覚えるところでもあります。同時に、この立野ダムがつくられることによって想定されるであろう隣域住民の被害、とりわけ私たちの大津町町民の被害が想定される。このことを今日は質問の中で明らかにしてまいりたいと思っております。

そこで、今年の西日本豪雨災害、先の質問でもありましたが、広い範囲で甚大な被害が発生し、中でも洪水被害を防ぐ名目のダム、そのダムからの放流によって人命が奪われ、莫大な財産が消失をした。そういう事実がございます。ところが、私もいくつかこうしたダムの放流によって下流域住民

が被害を被った。じゃあ国土交通省は、あるいは県管理もあるかもしれませんが、大きなダムは国土交通省管理であります。は、こうした自然災害に対して、被害者に何ら補償するのか。それを調べましたが、残念ながら大半のこうしたダム放流被害に対して、自然災害ということで補償がなされていない。そういう事実がございます。そしてつい最近、愛媛県西予市、ちょうど四国の西側ですね、このひじ川、ひじのように曲がったということでひじ川と言うらしいですが、このひじ川にはダムが2つございまして、その上流に一番上流に野村ダムというのがございます。この野村ダムの非常放流で5人の方が犠牲になられました。そして、このひじ川にかかるこの野村ダムと同規模と言えるのが立野ダムであります。ところが、立野ダムは洪水調節機能もない、想定以上の大雨が続けばダムを乗り越えた大洪水が大津町に押し寄せる。これが十分に想定できると思うからであります。

お配りをしております質問資料の1番であります。これはネットで調べたやつですが、FNNのニュース記事からですが、この野村ダムの放流によるこの洪水は人災ではないかという疑問が出されているわけですが、国交省の四国地方整備局は、こう述べたそうであります。今回の洪水でダムは洪水調整機能を発揮している。そして、今回の放流操作は関係機関も同意した操作規則に、いわゆるマニュアルどおりに行ったと。被害が発生した直接の原因は、計画を上回るような豪雨があった。つまり想定外。2つのダムは数日前から事前放流で洪水に備え西予市と下流の大洲市には、異常洪水時防災操作の可能性を早くから伝えていた。いわゆるダム関係者の対応に問題はなかった。ダムが豪雨を受け止めたと強調した。さらに担当者は、あの時点で野村ダム下流の鹿野川ダムで異常洪水時防災操作を行えば、今回のような甚大な浸水被害が起こることはわかっていたと、ダムの担当者は平然と答えたそうであります。その下の写真をご覧くださいと思います。真ん中がこれは野村町の市街地です。中央にある大きな川沿いの建物は、どうも温泉施設らしいですが、その右側の写真をご覧ください。これは被災者の方が撮った写真らしいですけど、ちょうど反対側から、川の反対側から撮った写真です。平屋の家のもう屋根まで洪水が押し寄せております。記事を読みますと、2階の床まで水が上がってきた。あつという間に上がったという証言があるそうです。

それで、この野村ダムとはどういうダムかと言いますと、右下の写真がございまして、まさに普通のダムです。誰もが考えるダムと言えたいこの形ですね。コンクリートの壁で水をせき止めて、上に道路が走っている。この野村ダムもそうですが、中央に大雨が降ったときに、水を下流に流すための放流ゲートが2つございます。つまり、この放流ゲートを開けて最大では1秒間で約1千800立米の水を下流に流したということです。ダムが満水になって、もしダムのこの堤防を超えるようなことがあると、ダムが崩壊をする可能性があると言われていたそうではありますが、この放流ゲートの上にこのゲートを上げ下げする施設が洪水によって壊れると、そこが多分一番危ないということらしいですけど、そういうことで、この野村ダムは、約40年前につくられたということでもあります。ここにダムに水を貯めて下流の、愛媛県はみかんの産地でありますから、下流のみかん農家などにかんがいのために水を利用してたと。同時に、こうした大洪水を調整するための治水、そしてあわせて利水、両方の目的をもった、本当に誰もが考えるダムだと言わなければなりません。

ところで、今回、この左側の真ん中の囲みですが、想定外の被害だから損害賠償なし、それでいい

のかということが問われているわけであります。この水没をしたところは、この野村ダムから2キロから3キロ程度下流にある市街地であります。650棟が浸水をしたそうです。5人の方が尊い命が犠牲となってしまいました。しかもこの野村町には、再三質問にも出てまいりましたが、洪水ハザードマップはございませんでした。ダムがあるから洪水は絶対起きない、そういう説明のもとでこの野村ダムがつくられてきたわけです。ですから、下流の方は、絶対洪水はあり得ないと信じきっていたと言ってもいいと思います。西予市もハザードマップでここが水に浸かることはあり得ないと、想定してないという状況であったわけであります。そして、国土交通省ダム管理者は、被害者の遭われた方は大変お気の毒だが、我々はマニュアルどおりの操作をいたしました。想定外の大雨が降ったんだから仕方がなかった。そういうことで想定外の自然災害として損害賠償に応じてはおりません。現在、下流の被害に遭われた方々が損害賠償を集団でやろうということで、そういう会が立ち上がったそうではありますが、どのくらい皆さん被害があるかと思いませんか。650戸水に浸かってしまった。1戸当たり100万円損害だったとして、例えば、車1台でも普通車だったら100万円以上します。水に浸かった家具、電化製品、すべて、私も阿蘇市で洪水がきたとき手伝いに行きましたから、全部ですね、水に浸かったやつは捨てざるを得ない。使いものにならない。1戸当たり100万円被害が出たとしますと、650戸の被害額は6億5千万円になります。大津町が地震で遭った被害どころではありません。莫大な被害がこの野村町では発生をしたということでありますが、お見舞いはあるかもしれませんが、国土交通省は、想定外だから、自然災害だから損害賠償には応じないというのが現在の状況であります。

ほかの事例でもこれまでのダムからの放流によって起きた災害に対して、国は損害賠償に応じていないというのが実態のようであります。

そこで、我が大津町にとってこれを教訓としなければならないということですが、この野村ダムのように、放流によって町が浸水をするなということは想定をしていなかった。想定外、ですから、私が再三指摘しておりますように、立野ダムをつくることによって、大雨が降った場合、下流の大津町が一番危険な目に遭う。このことが十分に想定をされる。想定されることを国土交通省にきちんと認めさせておかないと、いざ災害が起きた場合は、国交省はしらんぷりをするということになりかねないということであります。

そこで、質問資料の1ページのほうですが、2番目ですね、想定外では済まされない、立野ダムによる災害想定と説明が必要であると、私は思うわけであります。災害を想定していないと「災害が起きた時、国は想定外の自然災害として、被害の補償はしない」ということになっておりますから、事前に想定される災害についてはきちんと国に認めさせなければならないと思うからであります。野村ダムをなぜ例に挙げたかといいますと、右側の表を見ていただくと、立野ダムとほぼ規模が一緒であります。有効貯水量は立野ダムが1千万立米、野村ダムも1千200万立米、ダムの堤防の高さ、立野ダムが90メートル、野村ダムはそれより低い60メートルです。ダム堤の幅が立野ダムが200メートル、野村ダムは横幅が広くて300メートル、そういうことで、横幅が広い野村ダムが若干貯水量が多い。この表の一番上、集水面積、ここが大事なところでありますが、野村ダムの集水面積は

168平方キロメートルですが、立野ダムはその倍以上です。383、いわゆる阿蘇のカルデラ内が全部、水がこの立野ダムに押し寄せてくる、ものすごい広い面積から、水がこの立野ダムに押し寄せてくるということです。そして決定的に違うのは、似てますけど、決定的に違うのは、野村ダムは先ほど写真をみたように、洪水調節ができるダムです。一番上にゲートが付いております。このゲートを、まあ一番下にもありますけど、ゲートを上げ下げすることによって事前に水量を減らしたり、大雨が予想されれば水量をどんどん下げていくと、こういう調節ができるゲートを持った、いわゆる普通のダムですけど、ところが、立野ダムはこうしたゲートがありません。下のほうに穴が3つ開いているだけで、ゲートによって放水量を調節するということはできない。そういうダムであるわけです。

それから、このダムの私は模型を、断面図を書いてみましたけど、この下の、ダムの一番下のほうに5メートル角のトンネル、そのちょっと上に5メートル角のトンネルが2つ、合計で3つの放流トンネルで、上から洪水が来た場合、ここから水が噴き出すという仕組みになっているわけですけど、満水状態になりますと、この噴き出す水の速度は時速110キロです。一番下はもっと早い。つまりこのトンネルからですね、高速道路を走る車のように110キロ以上の水が噴き出してくる。これがいきなり下流に押し寄せたら大変だということで、その噴き出したところに1回水を受け止める副ダムというんですけど、水よけ堤防がつくられる予定になっております。いずれにせよ、国土交通省が言うように機能すれば、満水状態に1秒間に2千250立米、これは野村ダムより多いですね。2千250立米の水がこの3つの穴から噴き出してくるということです。これが下流の大津町に流れてくるわけですけど。これだけ済めばまあ一応想定外と言われているわけでありまして。ところが、この左上の表を見ていただきたい。これは国交省の資料を、国土交通省は我々に直接説明をしようとしません。ホームページに全部書いてありますから見てください。何という傲慢な態度でしょうか。この中で、この資料を見たら、①として、計画流入水量というのは、上流からこのダム湖に流れ込んでくる水量です。1秒間に2千800立米、これは昭和28年の6・26水害の時に、大体このくらいの水量があっただろうということらしいです。2番目に、計画最大放流量ということで、これは一番下の底の穴から5メートル角の穴から3カ所、水が、国交省が言うように順調に流れた場合、1秒間に2千250立米、時速150キロ以上、3番目に、非常時洪水放流量、これが問題です。これは国交省が本当に説明をしませんけど、いわゆる、我々が想定外の大雨が降った場合、ダムの上から堤防を越えて放流されるという、放流というのは、ダムを乗り越えて水が流れ出すわけですけど、これが2千400立米、これは国交省の資料に書かれております。ダムの堤防が90メートル高さがありますから、その90メートルの上から1秒間に2千400立米が流れ出す、まあそれが最大だと国交省は言っているわけです。

これで2番目と3番目を合計しますと、最大洪水流量は4千650立米になってしまうわけでありまして。まあこんな雨が降ったらもうそれこそ大変です。6・26水害でも2千800立米だったのが、国土交通省の資料では4千650立米まで、我々には説明しませんけど想定されるということを経験の中に書いていたということでありまして。

で、立野ダムから下流の2キロから3キロと言いますと、内牧地区、あるいは外牧地区あたりも入

るかと思いますが、温泉センターあたりに、まさに滝のような、津波のような水が押し寄せて、3千か4千立米水が落ちてくれば、多分温泉センターは押し流されてしまうのではなからうかと、私は危惧をしているわけであります。

これは国土交通省が言うように、立野ダムが、彼らが言うような機能をきちんと果たした場合です。ところが、一番下のあるこの5メートル角の穴がもし閉殻をした場合は、2千800立米、1秒間に流れ込んでくれば1時間弱でこのダム湖は満水になってしまいます。その後は、流れ込んできた水が下流にそのまま流れ落ちるといことです。

説明が長くなってしまいましたが、私が、今日、町長に対してお聞きしたいのは、こうした想定外の大雨が降った場合、ダムの下から、トンネルから流れ出す水以上に放流量が増えることが十分に想定される。もしそれが増えた場合、下流の大津町の町民の財産が、あるいは命が失われる、そういう危険が十分に想定される。そのことを国土交通省に対して確認をすべきではないか。また、流域住民に対して説明をし、こうした質問に対して真摯に、真剣に答えるべきではないか。このことについてお尋ねをするところであります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の立野ダム建設についての地域住民の安心・安全は大丈夫かという
ようなことで、議員のそれぞれの資料、調査に基づいてただいま説明がっております。このような
ことで、前の議員からのご指摘にもよりまして、白川水域の住民の皆さんに説明を国交省のほうに求
めましたところ、70何名の方が参加され、現地での説明を受けておられるようでございます。もち
ろん我々もこれまでの白川水域についての6・26水害、あるいは大きなものはそうですけども、例
えば、大切畑堤関連につきまして、あの下流の鳥子川区域につきましての課題事項も十分承知してお
りまして、地元の住民の皆さんも常に心痛めておられるということで、例えば、前におきましては、
やはり放流する場合については、我々のほうにも連絡があり、それを地元住民に報告し、避難、いろ
いろな状況を地元民のこれまでの経験とそれに基づいて安全な避難関連等について取り組んできてお
られるようでございます。また、平川におきます仮宿のため池関連等についても、危険な状態とい
うことございましたので、地元の住民の皆さんとご相談しながら、県においてそのため池関連の事業
もさせていただいております。そういう各地域における課題事項、そしてまたこの上井手水系の町内
における課題事項についても、今、国交省のほうと大谷川関連というような形の中で貯水池をつくら
たり、あるいは上井手の関連につきましても運動公園の近くに遊水地をつくるとか、そういうような
状況の話を今、県あるいは国の関係でお話を進めさせていただいております。もちろん一番心配する
のは立野ダムでございますけども、立野ダムつくる以上、安全なものをつくるというようなことで、
国のほうからもちゃんと我々のほうにもそれぞれの説明を受けて、今回の予算も国の予算52億近く
の予算を組みながら本体工事に入られておるようでございます。そういう中で、議員の心配されるダ
ムの設計、あるいは施工関連等に伴いましては、しっかりと国交省のほうで設計、施工を今それに基づ
いてやっていただいておりますし、我々としては素人でございますから、我々が心配することにつ
いて十分国土交通省のほうにはしっかりと意見を共有しながら、その安全性についてしっかりと取り

組んでいただいております。

そういうふうにおきまして、現状の状況等については担当部長のほうでしっかりと意見交換共有しておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

今年の西日本豪雨は本当に大きな災害でありました。同じころには大津町でも避難所を開設したり、パトロールを行ったりしましたが、小規模な土砂崩れや倒木が数件あったにとどまりました。

今回大きな被害がありました、愛媛県のひじ川水系に位置する野村ダムでは、操作規則により通常の操作から異常洪水時防災操作に移行したとのことでした。また、国ではこのことを踏まえ、野村ダム・鹿野川ダム、操作に関わる情報提供等に関する検証等の場を設置し、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行い、地域のさらなる安全・安心の確保に努めていくとのことでした。

ご存知のように、立野ダムは、穴あきダムで放流口にはゲート設備がなく、操作を行わない方式が採用されています。仮に洪水によりダムが満水になった場合は、ダム天端の越流部から水が流れることとなりますが、その場合も水はダム本体をすべるように落ちていくような形を取り、70メートルほど下流の副ダムという小さなダムで水の勢いを減らして流します。通常時の3つの放流口から流れる場合も、同様に水の勢いを減らして流します。

あの災害の後ですから、ダムに対する不安はお持ちであると思いますが、立野ダムは有効な洪水対策であると考えます。ほかにも阿蘇の遊水地、白川の河道掘削などハード面の対策が進められています。また、被害をなくすには避難の体制や我々一人一人の災害に対する意識を高めることも必須であります。ハード面、ソフト面のあらゆる対策で住民の皆様が安心できるような白川を目指し、立野ダム工事事務所とは常に連携を取りながら、今後も国や県に対しまして疑問がございましたら、町からも説明をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私はこれまでも立野ダムのことをずっと質問をしてまいりましたが、先般行われました見学会ですね。町主催ということでありましたが、私も行きましたけど、要は、現地見学会ですね、あそこで細かい数字を出してどうのこうのという質問はとてもできる状況ではございません。まして大変難しい問題です。数字を1秒間に何トンの水が流れて、それがどれだけの速さになるか、そういうことがですね、きちんと国土交通省がきちんと計算をしたということでもありますならば、国土交通省が流域住民に対して、こうした我々の疑問に対して真摯に答えるべきではありませんか。本当に安全だというのであれば、どんな疑問に対しても答えることができるはずですよ。町がそれをきちんと要求しなければ国交省はやらなくてすむということになってしまうわけです。建設が中止になりました川辺川ダムでは、何十回にわたって住民討論、意見交換会がなされたわけです。立野ダムについては、1回意見表明の機会がありました、1回だけ。しかし、それに対して応答、説明ははまだ

に私も聞いたことはございません。ホームページを見てくれ。こんな何ですかね、木で鼻を括ったような答えしか返ってこないわけです。ですから、国土交通省が言うように、立野ダムの穴は詰まらないと。下の穴から1千万トンの水が溜まって、下の穴から毎秒110キロ以上の水が出して、毎秒200トンから300トンぐらいの水を減らすことができると。ところが、それ以上の雨が降ったらその下から出ている水とあわせて、上から越流してくる水があわさって下に落ちてくるということです。野村ダムが私がなぜ取り上げたか、野村ダムによってこうした何メートルも水が上がったのは、この野村町の市街地だけなんです。市街地を通り越したらですね、何の被害もないですよ。次の鹿子木ダムですかね、下流のダムまでの間は洪水は起きてないんです。つまり、野村ダムが水を流すことによって、このダムの堤防を滑り落ちた水と一緒に、ダム堤を滑り落ちるように流すのは全く一緒です。ですから、この立野ダムを野村ダムの教訓からすれば、2キロ、3キロ下流のこの大津町の町民が被害に遭うということを私は言いたいわけです。それが想定されるではありませんかと。10分から15分の間に水位がですね、3メートル、4メートルと上がってごらん下さい。誰だって逃げる暇はありません。野村ダムでも消防団の人たちが真っ暗な中、1軒1軒声を掛けて避難をさせたそうではありますが、それでも5人の方が逃げ遅れて亡くなったわけです。しかもこのダムを40年前につくったときの町長さんがちょうどこの野村町の市街地に住んでいらっしやって、とうとう避難所には避難しない、そのまま水に浸かった家の2階で生活をなさっているそうです。その当時の町長さんは、ダムに水を貯めて下流のかんがいのためにダムが必要なんだということで一生懸命やられたことは頭が下がりますが、立野ダムは水を貯めて水を使うこともないんですよ。治水専用、しかもその調整する機械がないと。何で調整するゲートをつけないんですか。つけるんだったらまだわかりますよ。しかし、立野ダムは水を貯めることができないダムだからゲートがないということです。そういうことで、国土交通省が言うように、立野ダムがきちんと穴から水を放流して洪水を減らす。そこまでいいです。それ以上の雨が降ったら下流が洪水になるのは目に見えていると思いますけど、そのことを国土交通省に対してきちんと説明してくれというのが町民の安全を守る町長の役割ではないですか。何ですか、模型をつくって実験したといいますけど、誰も見てないでしょう。これから後500億円ぐらい使ってダム本体をつくるんですよ。模型実験を誰一人見てないのに安全だと、国土交通省が言うから安全だと。しかも直接説明は聞いてない。ホームページに載っているというだけでしょう。こんなことでいいんですかということをもう一度町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国のほうでしっかりと地域の安全についてダムをつくっていただいております。もちろん、穴あきダムというようなことで、我々も今まで白川の洪水のときに、阿蘇に降った水が大津に何時間で流れてくるかというようなことを、大体2時間ぐらいで走ってまいりますけども、それが熊本へというような形で流れていく水、そういう関係で国交省も七障子橋での水流の計算関係等も日ごろからやっておるようでございますし、もちろんそういう中で、穴あきダムについては、雨貯まるまでの時間帯の差を検討しておられるダムではないかなというふうに私は思っております。いろいろご意見を承っておりますので、議員のほうもしっかりと国交省のほうに意見を言っておられる

と思いますので、我々も町民の安全・安心のために国交省のほうに丁寧なる責任説明をしていただくようお願いをしていきたいと思います。もちろん議員おっしゃるように、現地での説明会はこの前終わっているいろいろと話をしておりますけども、現地に行かれなかった方の意見というのがまだ行き届いてないというような話も聞いておりますので、この辺につきましても、国交省のほうにご説明をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 先般行きましたのは、あくまでも現地の見学会です、単なる。これがこうしてこうなりますという説明です。ホームページに載っていることをあそこに持って行ってこれはどうなのと、とても聞けるような状況ではありませんでした。見学会です。ですから、町長が説明を求めていくということでもありますならば、見学会はこの前確かにありました。しかし、説明会はきちんとやっていただきたい。見学会と説明会の違いですね。再度、流域住民に対して国交省が何百億円も使ってダムをつくってからああこれはだめだったということがあってはならないと思うわけですね。そういう意味でもう一度その説明会をきちんと求めるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 百間は一見に如かずと言われておりますように、まず現地見ていただいたということになると、大変うれしく思っております。今後については、それぞれの課題事項等について国交省のほうから説明をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長のほうで説明会は求めていくということではありますが、先に話しました、この野村ダムもそうであります。当時の町長さんは水を貯めて下流の人のためにつくったと。ダムの操作がここにも書きましたけど、ダムの放流操作がまずかったのではないかと。その町長さんが洪水のあとの説明会で質問なされたそうです。その町長さんはそのですね、避難所に行きたくても行けないわけですよ。犠牲者がそのダムによって5人の方が亡くなって、莫大な財産が失われたと。本当に可愛そうです。その可愛そうな町長さんが説明会に行って、ダムの操作がまずかったのではないかと。言ったにも関わらず、ダム管理者はマニュアルどおり、想定外ですから仕方ありませんでしたとしか答えられないわけ。被害者の方にきちんと補償をするとは言わないわけ。それをやっぱり大津町に教訓として想定外では済まされないということを国土交通省に私はこれからも言い続けてまいりたいと思います。

時間がありませんので、次の質問に入ります。

次は介護の不安の軽減ということでお尋ねをいたします。

ご承知のように、介護保険が2000年から始まりました。2025年に向けて団塊の世代が高齢者が増え、その高齢者の中の年齢の高い人たちが増えていくということでもあります。私も関東のほうにいましたが、父親が痴呆で徘徊をし、それ介護してた母親が倒れたので私はこの故郷の大津町に帰ってきたという経過がございますが、本当に徘徊をされると家族は、もちろん本人の体が一番心配であります。人様に迷惑をかけてはなからうかという心配が常につきまとうわけでもあります。ここ

には、今回質問したのは、高齢者の夫の男性が線路に入って電車にはねられて死亡したけど、JR側がその介護者の高齢の奥さんに対して賠償金を請求したと。一審、二審は賠償金を払いなさいということです。最高裁判所で最後は棄却をされましたが、状況によっては何千万円という損害賠償を払わなければならないという事態もあり得ると言われたわけです。そういうことで、全国でこうした徘徊痴呆症の徘徊をされる方々が万が一そういう事故を起こした場合の損害などについて自治体が保険を掛けるということで、今回書いたのは、九州で初と言われております、久留米市で保険をかけてたということ、これから始まるんですかね。全国的にはいくつかそういう事例があるらしいので、大津町でもぜひ検討をしていただきたいということでお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の心配されるように、これから高齢者の多くの方が認知症あるいは徘徊というような行動に出られてくるちゅうことになりますと、施設もそうですけども、介護する側についても大変な問題であるというのは確かでございます、今回、大津町においてもいろいろと警察と、あるいは消防等によって徘徊された方を人探しをしたり、いろいろする状況がこれまでも何件か起きておるような状況でございますけども、しかし、生命を大事に見つかればいいんですけど、亡くなられた方もおられるようでございます。しかし、それと別に、今議員おっしゃるように、久留米におきましての保険の問題でございますけども、このような保険につきましても、今後については町独自でなく、県の町村会での加入というようなものに持っていければなということで考えておりますので、今後につきましては、町村会での自治体一体となった一括しての加入賠償金の関連のメニューをつくらせていただければなというような思いをしておりますので、関係町村と手を取りながら、町村会のほうから働きをかけていければなというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 町の現状についてご説明をさせていただきます。

まず、大津町の現在の介護保険の認定者ですけども、約今1千400名いらっしゃいまして、その中で認知症の症状がある高齢者の方、約63%、890名の方が今いらっしゃるような状況でございます。認知症の人数につきましては、今後高齢化とともに増加をしている状況にありまして、大津町では、平成27年から「あんしん声かけネットワーク登録」をやりながら外出されたまま自宅に戻れないというような恐れがある方についての対応をやってきたところでございます。ちなみに登録されている方が、現在が27年から始めまして、今現在、21名の方が在宅で生活をされている方で登録をされているような状況でございます。

また、7月には大津署管内で大津、菊陽、西原と、認知症の高齢者見守り連絡票に関する協定というのを結ばせていただきまして、これは、警察がいろんな警察活動の中で認知症高齢者に関する情報を把握した場合において、必要に応じて町へ情報提供を行って、事前に情報提供についての家族の同意を得た方については警察と情報の共有を行うというような取り組みをやっているところでございます。

また、今年度新たな取り組みとしまして、小中学、高校生を対象にした認知症のサポーター講座あ

たりもやっていくこととしております。

ちなみに認知症のですね、徘徊対応について、現在GPS装置の補助につきましてですけども、現在介護保険の給付の中で1件申請をされて、今度の7月ですね、申請をされましたので、これからそういう取り組みをしていくところでございます。

なお、今後につきましては、ほかの自治体もですね、同じような状況でございますので、先ほど町長が申し上げましたけども、県町村会あたりに申し入れをしまして、そういった損害賠償についてはメニューがつかれないかどうかについてですね、検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 広域でそういう制度ができあがれば、本来は介護保険の中で十分想定されること、保険の中で対応できれば一番いいことだと思いますけど、国がなかなかやらんということであれば、地方から実績をつくっていかないといけない。GPSを、何か受信を洋服に縫い付けたり、くっつけたりという装置もあるらしいですけど、これは東京の大田区で高齢者見守りキーホルダーというのがどうも有名になっているらしくて、お一人お一人に連絡先等付いたキーホルダーをお渡しをしているらしいです。毎年65歳以上の方が包括支援センターに来て、元気な人も含めて全員このキーホルダーを登録してもらうということをやっているらしいです。もちろんこのキーホルダーを持っていれば行方不明になったとき誰かというのはわかるということもあるんですけど、その登録制度をやる効果として、元気な方も含めて、包括支援センターに元気なうちにですね、包括支援センターというのはこういうところなんだということをおまわかってもらうという効果が上がっているそうでありますので、お金もそう財政もかからないみたいなんで、こちらのほうもぜひ研究をしていただきたいと思っております。

それでは、すみません、3問目に入ります。

熊本地震から2年を過ぎて3年目に入りました。家の修理、補強はほぼまあ公的なものは終わったと思いますけど、今度の地震で壊れなかったけど古い家は結構ありますので、そういった住宅の耐震診断、補強、現状について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

現在までの耐震化事業の状況について説明いたします。

耐震化の事業としては、戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金があります。この補助金は、戸建て木造住宅を対象に、現に住宅所有者が居住されていて、在来軸組工法や枠組壁工法、または伝統的工法により建設されたもので、3階以下で昭和56年5月31日以前に着工したもの、または、平成28年熊本地震で被災したことが確認できる建物が対象となります。補助金の額としては、耐震改修設計は、設計に要する費用の3分の2以内または20万円のいずれか低い額です。耐震改修工事は、各工事に要する費用の2分の1以内または60万円のいずれか低い額です。建替え工事は、各工事に要する費用の23%以内または60万円のいずれか低い額です。耐震シェルター工事は、各工事に要する費用の2分の1以内または20万円のいずれか低い額です。

今後の事業で平成31年度より耐震改修設計と耐震改修工事を一緒にしたセットメニューにより、補助金が5分の4で100万円以内の事業を行っていく予定です。

現在の町の戸建て木造住宅耐震改修等事業については、平成29年7月から受付を開始し、平成30年3月末時点で耐震設計10件、改修工事4件の申請を受けています。

また、現在までの町の耐震化のPRについては、平成28年度は12月に建築士による住宅耐震化相談会、3月には県の耐震相談士派遣事業のチラシを町内全戸配布しております。平成29年度は7月、3月に町の戸建て木造住宅耐震改修等事業、9月、11月、3月に県の耐震診断士派遣事業を広報紙とホームページに掲載しています。

本年度は、5月と8月に町の戸建て住宅耐震改修等事業について広報紙とホームページに掲載しております。

熊本県でも新聞に8月に2回にわたり広告を出されております。大津町としても、今後は、広報紙やホームページの広報活動のほかに、新たに県や町の耐震化事業の説明や防災情報を掲載した耐震改修のすすめを全戸配布予定しております。このような方法で耐震化を推進するためPRを行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 北海道地震がつい最近起こりましたが、我が熊本でもまた大きな地震が来ないとは限らないわけです。耐震改修の補助がですね、なるべく多くの方にやっていただくのが一番ベストだと思いますけど、熊本市あたりは、耐震診断を図面がなくても一律に定額で5千500円で受付けているようであります。県の事業は、図面がないと1万9千円負担をしなくちゃいかんという、だいぶ差がございます。たくさん耐震診断をまず受けてもらうということが肝要かと思っておりますので、その点も含めて、ぜひ状況を見ながら、必要であれば町が補助の上乗せをして促進をする必要があるかと思っておりますので、またこの質問は次回にまたやりたいと思っております。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時10分より再開いたします。

午後2時57分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 皆様、こんにちは。通告にしたがい、2番議員、山部が一般質問を行います。その前に、町長、そして町民の皆様、おめでとうございます。熊本地震にも負けなかった大津町の誇る文化遺産、白川流域用水群が世界かんがい施設遺産に正式登録されました。私も本当にうれしく思っています。

それでは、最初の質問に入ります。

現在、大津町は高齢化率21.5%と他市町村に比べればまだまだ若い町ではございますが、北部、南部地区では高齢化の歯止めがきかない現状ではないでしょうか。2025年には厚労省の試算で75歳以上の後期高齢者が18%、65歳から74歳の前期高齢者を含めると30%を超えるとされています。それは人類が経験したことのないレベルの超高齢化社会に向かってハイスピードで突き進んでいることを意味します。このような時代を迎えるにあたって、ただ手をこまねいているだけはいけません。いたずらに不安を感じるのではなく、その背景を正確に把握し、今から高齢者が安心して元気に暮らせる社会環境を整えていくことが必要ではないでしょうか。現在、国民年金受給額は夫婦2人で約11万円ですが、不幸にもどちらかがお亡くなりになれば、月約5万5千円での生活を余儀なくされてしまいます。それでは生活保護で支給される額よりも少ない年金を頼りにぎりぎりの生活を送るということになります。必要な社会保障を受けられない、いわゆる下流老人と言われる高齢者が増えることが予測されます。大津町でも生活保護を受けていない一定数の生活保護基準以下の高齢者世帯が存在し、今後増え続けていくことが懸念されているのではないのでしょうか。それとともに問題となっているのが、高齢者の孤独、孤立化ではないでしょうか。内閣府により発表された高齢者の経済生活に関する意識調査によると、一人暮らしをしている高齢者の会話の頻度は、電話や電子メールを含んだとしても2、3日に1回が最も多く、続いて1週間に1回未満となっていて、日常生活で会話はほとんどしないという一人暮らしをする高齢者の日常が浮き彫りとなっているのではないのでしょうか。また、同じく、内閣府が行った調査では、近所付き合いの程度を問う設問に対して、1人暮らしをする高齢者の約64%がほとんどない、もしくは挨拶をする程度と回答しており、地域社会との接点がなく、社会から孤立する一人暮らしの高齢者が多く、だれしも他人事とは言えなく、地域社会から孤立し、普段から人との会話がなく、近所付き合いがない暮らしをしていれば、急に体調を崩してしまったり、家庭でけがをしてしまったときに、誰かに助けを求めることができない状況に陥ってしまうわけです。かつては3世代同居などで年老いた両親の面倒は子どもが見るのが一般的でしたが、近年では核家族化が進み、残された親世代は死別や離婚で一人暮らしとなることが増えているし、老老介護も問題となっています。振興総合計画の中に、高齢者福祉の充実とあり、今後、高齢者が安心して元気に暮らせる社会環境を整えていくことが急務ではないのでしょうか。

そのような観点から3点についてお伺いいたします。1、本町の高齢者世帯の現状（生活保護基準以下の高齢者世帯数・一人暮らし世帯数）。2、本町の高齢者を貧困化・孤立化させない具体的な取り組みは。3点目は、振興総合計画の中で包括的支援体制の構築とありますが、進捗状況と課題をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 先ほど山部議員からお褒めの言葉をいただきましたけど、これはやっぱり先人たちの苦勞の結果がそのような力が今世に認められたのかなというような思いで、先人たちに対して心より敬意を表しておきます。

さて、議員の質問におきまして、町においての高齢者の人口が増加している中での生活困窮に関す

る相談件数や生活保護受給世帯はここ数年横ばい状況が続いておりますが、高齢者を取り巻く環境は厳しく、今後、生活に困窮していく世帯は増加していくことが予想されます。その背景には、介護や医療等の社会保障費、また、税金や震災後の生活再建等のための支払いにより必要生活費以上の費用負担が大きくなり、限られた年金だけで生活している高齢者にとっては、今後の生活への不安感、負担感を抱えておられる方が多くおられることは十分認識しております。こういった不安を取り除き、いつまでも健康に、安心して生活していける環境をつくり上げていくためにも、経済的に困難な状況に直面している高齢者を支援する事業や高齢者や要介護状態や病気にならないように生きがいをもって元気に暮らすための介護予防事業、生活支援事業などに力を入れて取り組んでいく必要があります。そのためには介護や福祉、健康、医療など多くの職種や多くの機関が各分野を越えて高齢者を支援、支える包括的な支援体制が重要でありますので、地域包括支援センターを中心核として潜在的に孤立化している高齢者にも総合的に支援できる体制の構築が必要です。また、地域の力を巻き込みながら、地域全体で高齢者を支える仕組みを作り上げ、一人一人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの強化に努めてまいりたいと思います。

現状の状況につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 大津町におけます高齢者の経済状況についてでございますけれども、65歳以上の高齢者、現在7千465人のうち、これ介護保険料の算定ベースでございますけれども、いわゆる非課税世帯で本人年金収入が80万円以下、いわゆる介護保険の第一段階になりますけれども、その方が1千103名いらっしゃいます。その中で一人暮らしの高齢者で収入が80万円以下の方が623名おられるというような状況でございます。その中で生活保護を受給しておられます高齢者の方が111名、これ97世帯ですけれども、そういった状況でございます。

これは、大津町の生活保護受給世帯、現在160世帯ですけれども、そのうちの約6割をですね、高齢者のほうで占めているような現状でございます。

生活保護申請に至ります主な原因を見てもみますと、高齢や、あるいは疾病等により就労ができない。また無年金などにより収入もなく、それを援助する親族等もないなど、自力での建て直しが困難な世帯が申請をされておるような状況でございます。また最近では、熊本地震の影響で、これまで貯蓄していた預貯金もですね、家の修理に充てるということで残金もなくなり生活保護申請に至ったケースもあるというふうに聞いております。

厚生労働省の国民生活基礎調査、これ平成29年の調査ですけれども、それによりますと全国的な高齢者の1世帯当たりの平均所得金額、これはあくまで収入ベースですけれども、でいきますと318万6千円というようなことになっております。公的年金や恩給の収入が66.3%、仕事等のいわゆる稼働所得が22.3%となっている状況で、約56%の世帯が生活が苦しいというような回答結果になっておるような状況です。

公的年金のうち、年金制度のベースであります老齢基礎年金を満額受け取れる場合、年額で77万9千300円ですけれども、月額に換算しますと約6万4千900円になろうかと思いますが、大津

町の高齢者の方が生活保護受給した場合の最低生活費は月額6万3000円という基準になっております。生活保護基準に至りませんが、生活保護基準に満たない方で、例えば、年金収入しかない方が体調を崩されたり、あるいは医療費等が新たに発生したり、資産もなく、支援する家族などもないような場合については生活保護申請に至るケースも出てくることになります。

このような事例を防ぐために、いわゆる第2のセーフティネットと言われます生活困窮自立支援法が平成27年4月に施行されまして、早期に、そして予防的な対応を未然に行うため各種事業に取り組んでいるところでございます。生活困窮等に関します相談関係については、今福祉課もそうなんです、社会福祉協議会でも行ってございまして、それとあわせまして町としてもケース会議、あるいは調整会議等です、参加しながら連携をしてやっているところでございます。

平成29年度の相談実績件数は62件でしたけれども、今年度、平成30年度の7月末ですけども、既に半数の31件のご相談がっております。そのうち高齢者の相談は12件ということになってございまして、今現在、町全体での生活保護申請が15件申請をされているような状況でございます。

このように、高齢者を取り巻く環境は非常に厳しいものになってございまして、生活に困窮されている高齢者の方をいかに早期支援することで孤独化を防止することも重要なことではなからうかと思っております。そのため、保険料あるいは税金等の支払いの際に、納付相談等です、高齢者と接する機会がある場合については、介護保険あるいは健康保険、税務課等が連携しながら高齢者の方のいわゆる危険信号といいますのか、それを早期にキャッチし、支援していく体制を構築していくことが大事だというふうに考えております。

また、高齢者の課題については、貧困問題だけでなく、病気あるいは介護、それから住まいなど多岐に渡る課題が複雑に絡み合っておりまして、個人だけではなく、世帯全体の課題となっております。そのため、総合的に支援が必要な世帯も増えてきておるような状況でございます。そのため、第6期の振興総合計画にも記載しておりますように、行政や専門機関が一元化した支援が行える包括的支援体制の構築が必要であるというふうに考えております。

現状としましては、本年度から福祉・介護・地域づくりの部門の各担当課が集まりまして、月1回協議会と地域ケア推進会議を兼ねたものを、開催してございまして、地域課題への対応方法、あるいは様々なサービス等の進捗確認などをそれぞれ行いながら、各分野の情報共有をしながら横断的な連携を取り始めたところでございます。

また、この協議会は担当課のみの今コアメンバーの構成となっておりますけども、国が求めております地域全体で地域の課題を受け止める体制、いわゆる地域包括ケアシステムですけれども、そこまでまだいっていませんので、今後、各種団体や地域住民を交えた体制づくりが今後の課題になっておるような状況でございます。

また、高齢者、あるいは障がい者、貧困等に関する相談につきましては、現在は各部署で相談を受け付けている状況でございますけども、今後につきましては、その相談内容を一元化できるようなシステム構築も今後必要な課題だというふうに思っております。こういった課題に取り組みながら地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの強化に繋げていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今お聞きしまして、やっぱり1カ月6万300円で生活するというのはかなり大変なことだと思います。もう一度お伺いいたします。本町でも高齢化が広がる中、生活保護制度を理解していない要保護者に対する老朽防止策や今後要保護水準になる可能性のある高齢者への啓発をどのように進めていくか、取り組みの現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

2点目ですが、地域包括支援センターの機能強化についてです。今後さらに高齢化が進むことから業務量が増加していくことは一目瞭然であり、職員一人一人の業務量は適切か、聞き取り調査では非常勤を含めた18人体制で業務を行っていて、残業も年々増加しております。今後高齢化率も高くなっていく現状を踏まえれば、ランチやサブセンター設置は必須条件ではないでしょうか。

3点目、先ほども出ましたけれども、今年度の生活困窮相談件数は7月時点で31件、その中で生活保護受給まで至った件数が15件、これを多いと考えるかどうかは別として、残りの16件の方々にはどのような対応を取ったのか。また、そして生活保護が必要と判断する基準を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 3点ご質問があったかと思えます。

まず1点目ですけれども、高齢者の方々の啓発環境をどう取り組んでいくかというところのご質問ですけれども、住民の方たちが高齢者も含めてですけども、いろんな窓口関係にご相談に来られます。あるいは、先ほどの税関係のですね、納付相談に来られたり、あるいはお住まいにですね、困って町営住宅の申し込みに来られたりとかありますので、そういったその税での納付相談のときであったりとか、あるいは住民課に来られます住宅への入居申し込みだったりとか、そういったときにいろんな経済状況等の聞き取りをしますので、そういった経済状況を聞く中で、やはり福祉課のほうにですね、雇用の点については回していろいろ協議したほうが良いという件については、今連携してですね、各課と連携して取り組みをやっているところでございます。

それから、2点目のですね、包括支援センターの機能強化についてのご質問だと思います。この件につきましては、地域包括支援センターについても年間約1千件から1千200件の延べの相談件数を現在受けております。そんな中で内容も非常に複雑化しております、困難な事例もあって、相談時間も長がかかったりということで、職員の負担もですね、かなり膨らんでいるのかなというのは大変認識をしているところでございます。議員ご質問のランチとサブセンターの件ですけれども、これにつきましては、現在進めております地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでおりますので、その中で現状の課題の分析をしたり、あるいは今後包括支援センターに求められる役割をですね、きちんと整理をした中でランチ、あるいはサブセンターの検討をしまいたいというふうに思っているところでございます。

それから、3点目につきましては、生活困窮の相談があった中で、生活保護受給に至らなかった方についてのその後の相談支援をどうしているかというようなところのご質問だと思います。それにつ

きまして、生活保護の申請に至らなかった場合の理由としましてですね、一番多いのが収入はあるけれども、借金があり生活費が回らないとか、あるいは、収入以上に医療費が嵩み支払いが困難な状況であるとか、あるいは、次の年金までの生活費がないとか、そういったご相談が非常にあっております。対応としましては、いわゆるその適切な家計運営が必要だということですので、家計相談事業というのがありますので、そういったものを取り入れながら家計の見直しを図って、いわゆる借金の返済であったり、生活費の確保ですね、そういったものを行えるように一緒になって相談をやっているところでございます。また、場合によっては弁護士等ですね、専門化の先生も入れながら伴走的に支援をやっていってるところでございます。また、一時的な貸付け等で解決できる場合等についてはですね、本人に有利な貸付制度等あたりを提案してですね、それでいわゆるつなぎ資金といいますか、そういった形でやっていってもらっているところでございます。

それから、生活保護基準の話が最後にあったかと思いますが、これにつきましては、国が生活保護基準を定めておりますけれども、保護を受けようとする世帯全員の収入等を比べて、収入が最低の生活費に足りないと、いわゆる基準額がありますので、その場合について保護が適用されるということで、県のほうでこれ決定をされるようになっております。ただ生活保護については、あくまでも公的支援の最終的な手段といいますか、そういった形ですので、まずいろんな本人さんですね、今の経済状況とか、家庭状況とか、いろんなその今の就労状況であったりとか、そういうのをお話を聞かせていただいて、そしてまた不動産等の資産あたりも含めてですね、聞かせていただいて、個々の状況に応じながら、まず何ができるかについて早期的に、そして予防的に何ができるかについてそれぞれ対応をしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 日本国憲法第25条の生存権で裏付けられた生活保護も含めた高齢者の生活を守る対策を町をあげて考えていかなければならないのではないのでしょうか。今後も引き続き問題提起していきたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

今年の8月15日の熊日新聞は、白川流域用水群、熊本市、菊陽町、大津町が世界かんがい施設遺産に登録されると報道いたしました。世界かんがい施設遺産登録は、2014年から始まり、熊本県内3件目であります。大津町は、上井手・下井手に関わるかんがい用水群が対象となっております。世界かんがい施設遺産はインドのニューデリーに本部を置く国際かんがい排水委員会がかんがいの歴史、発展を明らかにし、理解、情勢を図るとともに、かんがい施設の適切な保全を資することを目的とし、かんがい施設を登録、表彰するために創設したもので、登録によりかんがい施設の持続的な活用、保全方法の蓄積や研究者、一般市民への教育機会の提供、維持、管理に関する意識向上に寄与するものとかんがい施設を核とした地域づくりに活用することを期待してできております。

また、このことでアピールの仕方によっては、認知度も高まることが予想され、活用の仕方によっては観光資源としてまちづくりに貢献できるのではないのでしょうか。認定されたということは、歴史的価値を保存するということであり、子どもたちの歴史教材になるものではないのでしょうか。子ども

たちへ体験させ、継承していくことが重要で、熊本地震を乗り越えて保存されているということは、一段と価値が上がったと思われます。それはまさに大津町の宝が世界の宝になった歴史的瞬間ではないでしょうか。

以上のことを踏まえて、3点についてお伺いいたします。

1、町はこの世界かんがい施設遺産登録申請に関してどのような役割を果たしたのか。2、世界かんがい施設遺産登録の今後のまちづくりにどのように活用していくのか。3、町は熊本地震で被害を受けた上井手につながる水路の復旧に町をあげて取り組まれているが、遺産登録されたことから、改めて本町にある水車すべての復旧・復活に向けて、町として一層の努力が必要ではないでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の世界かんがい施設遺産ということで、県下で3番目に認めていただきました。これにつきまして、今言われましたような、大津町関係、菊陽関係、それから熊本市というような熊本中流域関連における世界かんがい施設の遺産ということで認めていただいております。熊本の水田を潤し、農業の発展に貢献した、この歴史的価値のある農業用水利施設ですが、世界かんがい施設遺産は、登録されることが目的でなく、これを契機に地域活性化に結び付けていくことが重要だと考えております。かんがい施設を観光資源とすることで、外部からの訪問者の方が期待されやすく、鼻ぐり井手・上井手・下井手だけでなく、迫井手、あるいは畑井手等の白川水系の散策コースや取入口の見学ツアーなどのイベントを検討していければなというふうに、また思っております。この施設を町内の子どもたちへの歴史教材としての活用や非農家への用水路の必要性アピールに利用したいと考えております。来年は上井手開削から400年ですので、この築造に大きく関わった加藤清正を土木の神様として顕彰する事業を熊本市、菊陽町と連携し、行っていきたいと考えております。

また、熊本地震で上井手からの支線水路の一部の崩落にして通水困難な状況となっておりますので、水路復旧を目的に、測量・設計をただいま行っておりまして、大津町としましても民有地を流下している里道・水路等の公共用地に集約して維持管理しやすい水路建設を実現させたいと考えております。当初は、里道・水路等の公共施設内に水路を埋設できないか検討をしてみましたが、一部地下を掘削する機械設置が困難なところであるため、民有地での管布設工事の協力が必要となりまして、民有地を水車の所有者が今回グループ補助を活用して進めるということで、町は公共施設の水路整備を行うことにより、農業用水としてだけでなく水車動力水としても有効活用できるようただいま協議をしているところであります。

今後についてもかんがい遺産関連等については、しっかりとPRを取り組んでいければなというふうに思っております。前は、地震前につきまして、白川の南地区について、白川ラインのマラソン関連を体協とともに計画をいたしましたけども、水車のあの震災の結果、中止というような状況になっておりますので、今後についても再度検討しながら町内外のお客様と一緒に走りながら、その地域の食文化関連等についてもしっかりとPRできればなということで、再度また検討をさせていただければなというふうに考えております。

再度詳しいことにつきましては、担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 山部議員の世界かんがい施設遺産正式登録についての質問にお答えさせていただきます。

この度、おおきく土地改良区や関係者の皆様のご尽力のお蔭で、上井手及び下井手を含む白川流域かんがい用水群が世界かんがい施設遺産に登録されたことは、非常に喜ばしいことであると思っております。議員ご指摘のとおり、今回のご登録により、上井手や下井手が観光資源として生かされれば観光客も増えて、町にも活気が生まれることが予想されます。教育委員会としましても歴史的な視点から、これまで以上に価値ある遺産として子どもたちへの学習教材に活用していきたいと考えているところでございます。

教育委員会では、現在、上井手関係の歴史教室を開催しているところであり、今後は小中学生を対象とした上井手関係の歴史教室の計画についても担当課には指示を出しているところでございます。今後の活用につきましては、広いくアイデアを伺いながら、各学校はもとより、地元の方々や関係課、あるいは上井手の水とともに生きるまちづくりの会などの民間の団体等の皆さんと連携した取り組みを模索していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。

今回の登録申請に際し、熊本連携中枢都市圏に所在する4つのかんがい施設を登録するため、平成29年に熊本市が中心となり、菊陽町や大津町の自治体やおおきく土地改良区をはじめ関係土地改良区等で世界かんがい施設遺産に関する連絡協議会を設置いたしました。大津町は、登録申請のための調査・研究資料等の情報提供や現地調査の協力等を行っております。

また、大津町の観光資源としましては、400年も前に造られました上井手・下井手や、銅銭糖、梅の造花などがあります。地元の人にとっては当たり前の風景ですが、地域外の人には興味深く価値あるものになります。今回の遺産登録を機に、そういった宝の山を掘り起こし、磨き上げ、観光資源として結び付けていくことがとても重要であると考えております。

まず、世界かんがい施設遺産の登録をアピールするため、今月号の広報おおづに掲載し、町民の皆様に世界の宝をアピールして、地域活性化に結び付けていきたいと考えております。現在、昭和園から大松山までの上井手沿線を散策観光ルートとして計画しております。ほかにも白川沿線には歴史文化財の江藤家住宅や神社・仏閣等があります。このように観光に活かしていただけるのではないかと考えておるところでございます。そして、今回の申請に関わった熊本市や菊陽町だけでなく、近隣の益城町や西原村などを巻き込んで新たな観光ルート発掘につなげていきたいと思っております。今後、関係団体と協議しながら町の活性化に繋げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

教育委員会では、上井手に関しましては、昨年上井手に親しむと題した歴史教室を4回開催しております。これは上井手から堀川、そして坪井川への合流地点までバスを利用して散策し、主要なポイントポイントで各市町の学芸員等から上井手関係についての説明をしてもらうことで、参加される皆さんの知識を深め、沿線住民の皆さんの歴史、認識の向上を図るとともに、引いては、伝承者の育成にまでつなげられないかと企画したものでございます。この企画には総勢68名が参加され、とても好評だったと聞いております。今後は第2弾として、小中学生を対象とした上井手関係の歴史教室について計画できないか検討しているところでございます。

また、観光面での散策ルートなどができた場合には、歴史文化伝承館を休憩所を兼ねた施設として利用していただき、そこでお茶でも飲みながら歴史モニターや施設内を見学していただければ歴史文化伝承館の活性化にもつながるのではないかと考えております。

今後の上井手や下井手の歴史的教材としての活用につきましては、先ほど教育長からもありましたように、関係者の皆さんとも連携をしながら取り組みを模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 2点ほど再質問をさせていただきます。

平成18年に農水省によって上井手は疎水百選に指定されていますが、ほとんどの町民には知られていないのが実情ではないでしょうか。今回の遺産登録とあわせてアピールするべきではないでしょうか。

2点目が世界かんがい施設遺産登録を踏まえて、町長から大津町、菊陽、熊本市と連携するという言葉をいただきました。そのことを踏まえて、民間も含めた共同でのシンポジウム等の考えはないか。また、ホームページにも大々的に掲載するべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。

疎水百選とは、農林水産省が日本の農業を支えてきた代表的な用水を選定して、用水によりもたされる水・土・里を次世代に伝え、維持する活動でございます。農林水産省と疎水百選実施事務局は合同で平成18年に県内では、通潤用水とともに上井手用水が選ばれております。今回の世界かんがい施設遺産登録と併せまして、上井手用水を町内だけでなく、県内外にアピールして観光等に結び付けていきたいと思っております。

また、今回の登録申請は、熊本市を中心とする熊本連携中枢都市圏事業の中で行われましたので、今後も熊本市、菊陽町と連携しながらシンポジウムやたくさんの事業を通じてアピールしていきたいと思っております。

そして、大津町のホームページにつきましてでございますけれど、こちら農政課のほうで既にこれを掲載させていただいておりますので、今後皆さんのご意見を聞きながら、さらにいいPRをさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） よければホームページ、トップページに載せていただけたらと思っております。

また、町は申請にあたり、今年1月に町長名で白川流域かんがい用水群に対して世界かんがい施設遺産申請に同意する意見書を提出されているので、今後とも取り組む強化をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

豊瀬議員とかぶる点もあると思いますが、再度重ねてお伺いいたします。

児童虐待の未然防止の取り組みについてです。

振興総合計画の中に、子どもを安心して産み、育てられる地域づくりとあり、児童虐待の発生予防や早期発見をうたっています。近年、生まれてきた大切な命が虐待に遭い、奪われる事件があつてを繰り返しません。初めて覚えた平仮名、片仮名で、「パパ、ママ許して」と書きながら、非業の虐待死を遂げた5才の女の子、生後8カ月でトイレに長時間放置され凍傷を負った女の子、親や同居する大人による虐待で死に至る子どもが後を絶たないことが悔しく、無垢な幼子、社会的弱者をどう守っていくかを考えると、淡々たる思いになります。本町としてもこれまで以上に強い危機感を持ち、虐待を許さない、絶対に虐待を起こさないという強い覚悟を発することが大切ではないでしょうか。平成27年度の熊本県の虐待相談処理件数は486件、そのうち警察、学校、市町村併せて325件にのぼります。先ほど言われましたが、大津町は31件でございます。この数字を見れば地域虐待防止ネットワークの重要性が浮き彫りになってきたのではないのでしょうか。現在、児相への通告件数が増えており、ただ通告が増加すると児相職員の負担が重くなり、本当に緊急対応が必要な事案に手が回らなくなる恐れがあります。救えるはずの子どもを救えないケースが増えており、ますます市町村の支援体制の構築が重要となっております。もともと市町村は乳幼児健診や新生児訪問など、母子健康事業を行っており、虐待リスクの高い家庭を把握しやすいし、子どもの支援をしている民間団体とも協力関係をつくりやすいメリットがございます。

それを踏まえて、県や児相、市町村が組織の壁を越え、連携し、体制強化の取り組みを進めていくべきではないでしょうか。以上を踏まえ、次の点に関してお伺いいたします。

本町の児童虐待の未然防止の取り組み、また、虐待相談世帯数・養育支援訪問事業ヘルパー派遣世帯数。

2番目、市町村では、乳幼児健診や新生児訪問などの母子保健事業を行っており、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にあります。子育て支援センター等の体制強化等が必要であることから、専門職の定数増や児相・民間団体、ホームスタート事業等との連携・協働の取り組みをお伺いいたします。

3点目です。各小学校においても、虐待の未然防止の取り組みが重要となっております。教職員・地域コーディネーター等の知識や経験が必要であり、それを踏まえれば早期の地域学校協働本部の立ち上げが必要ではないでしょうか。開設時期をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 山部議員の児童虐待の未然防止の取り組みについての質問にお答えさせ

ていただきます。

大津町における児童虐待の未然防止の取り組みについてでございますけれども、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題であり、教育委員会としまして、児童相談所や警察、県、学校・園、その他の関係機関と連携しながら対応をしているところでございます。

そのような中、虐待相談世帯数や養育支援訪問事業の派遣世帯数につきましては、部長より詳しく報告いたしますが、年々増加傾向にあります。

専門職の数や児童相談所、民間団体との連携・協働の取り組みについてですけれども、大津町においても虐待関係の相談業務は多く、専門職となるソーシャルワーカー2名体制で児童相談所、病院等の関係機関への繋ぎ、警察、学校や町関係機関等への連絡など年々増加する案件に対応しているところでございます。児童相談所との連携につきましては、児童相談所が児童虐待に対応する専門機関であることから、対象世帯の転入時や虐待の通告など、虐待案件に関して、常に情報共有をしながら対応しているところでございます。また、民間団体との連携につきましては、子育て支援事業を委託しておりますNPO法人とも情報共有や連携をしながら子育て支援を進めているところでございます。

次に、地域学校協働本部の立ち上げについてお答えいたします。

文部科学省から地域における繋がり現状について発表された資料によりますと、「子育ての悩みを相談できる人がいる」という項目におきまして、平成14年度73.8%の人が「いる」と答えたのに対し、平成26年度になりますと「いる」と答えた方は43.8%と半分近くにまで落ち込んでいることがわかりました。この背景としましては、家庭や地域といった社会の構成基盤が弱くなっていることが指摘されています。仕事の内容や時間、生活様式、価値観が多様化する中、人々との絆はもとより、集い語り合う時間がなくなり、社会の中に居場所を見出すことができず、孤立感を感じながら生活する人が多く存在していることが考えられます。このような状況も虐待などの深刻な社会問題が多発している要因の一つではないだろうかと考えているところでございます。

人と人が自然発生的に繋がるのが期待できない現在、顔の見える繋がりを意図的につくっていくことが求められております。このような中で、社会教育法が改正され、地域と学校が相互にパートナーとして連携並びに協働して地域づくりを推進する地域学校協働本部の設立に向けた取り組みが全国で進められております。大津町でも担当課である生涯学習課が設立に向けて準備を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 児童虐待の件につきまして、ただいま教育長も言いましたように、担当課だけでなく、また、乳幼児健診関係をやっております子育て健康センターの職員だけでなく町職員全体とともに、関係の民生委員さんをはじめ、多くの皆さんからの意見をしっかりと取り入れながら、絶対出さない、あるいは絶対起こさないというような気持ちで情報網をしっかりと回しながら対応をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう具体的な例につかま

ては、担当のほうからまたご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

最初に、本町の児童虐待の未然防止の取り組みと虐待相談世帯数や養育支援訪問事業の派遣世帯数について説明いたします。

平成29年度に子育て支援課が受けた相談件数140件の内、児童虐待関連の相談が31件ございました。また、養育支援訪問事業につきましては、平成29年度は3世帯13件で、平成27年度、28年度と比較しまして増加している状況でございます。実績内容で見ますと、沐浴、調理、片付けなどの利用が多くなっております。

本町の児童虐待の未然防止の取り組みですが、幼稚園、保育園の未就学児につきましては、各園からの情報提供のほか、乳幼児健診未受診者や未就園など、関係機関において安全確認ができない場合においても目視による安全確認や関係機関等へ繋ぐなどの対策を行っているところでございます。

小中学生につきましては、学校からの相談や学校訪問により、学校現場から気になっている児童生徒についての情報を収集し、支援等が必要な場合には、担当課が児童相談所、福祉課、病院等の関係機関へ繋ぎ、支援を行っております。

その他に県教育事務所、町教育支援センター、役場の各関係課等による情報共有やケース会議等の開催により連携を図っております。

次に、専門職との連携でございますが、大津町ではソーシャルワーカー2名体制で児童虐待の対応をしております。虐待の種別においても心理的、身体的、ネグレクトなど様々な虐待があり、要因は複雑化しております。また、虐待以外でも家庭への支援が必要な世帯は増加し、今後も相談、対応件数は増加するものと思われまますので、専門職でありますソーシャルワーカーの必要性は今後増していくものと考えております。

次に、地域学校協働本部の立ち上げについて説明いたします。

地域学校協働活動を推進するための地域学校協働本部の設置につきましては、現在、生涯学習課で準備を進めております。本年度は既に町内全部の学校を訪問し、学校との打ち合わせを行い、また、町内各学校のコーディネーターを招集した会議を開催しております。今後は県から講師を招いて数回の研修も計画しているところです。

地域学校協働本部は、コミュニティ・スクールのような、学校ごとへの支援体制の横の連携を図り、その支援を充実させたり、学校以外における子どもの支援活動をコーディネートするものでございます。児童虐待の未然防止に直接的な支援を行うものではございませんが、本事業を通して地域における繋がりができ、地域で子育てを支える気運が高まることで虐待の未然防止にも繋がるのではないかと考えております。

地域学校協働本部の組織につきましては、各学校のコーディネーターや関係課などの意見を伺いながら組織づくりを進めていきたいと考えており、本部の設置につきましては、早ければ30年度中に体制づくりができればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） まず、児童虐待の予防や早期発見、早期対応について一番大切なことは、妊娠の初期段階から母子に係る様々な問題を把握しておくことが大事なことだと考えております。町では、現在、年間約400件の妊娠届を受けておりまして、その際、面接を丁寧に行うことで妊娠中の母体の健康状態、あるいは不安だけでなく、就労の有無、仕事の内容、相談相手や育児支援者の有無など、児童虐待を見逃さないための実態の把握に努めておるところでございます。

また、町が妊婦健診を委託しております産婦人科のほうからも受診状況をはじめ、児童虐待につながる情報の提供をいただきながら、支援を要する妊婦の方につきましては、必要に応じて保健師などにより妊婦の家庭訪問を行いながら、安心・安全な出産ができるように支援をしているところがございます。子どもの出生後も子育ての孤立化を防ぐために、育児の支援により安定した生活ができるように、乳児のいるすべての家庭を訪問しまして、訪問の際には必要な保健指導を行うとともに、様々な不安や悩みを聞きながら必要な家庭に対しましては、子育て支援に関する情報提供、あるいはサービス等に結び付けるような支援を行っておるところでございます。

また、乳幼児健診では、児童虐待に関するアンケートや問診の内容から育児不安や子どもの育てにくさなど、児童虐待につながる課題の把握に努めておるところです。虐待につながる課題がある場合には、必要に応じて医療機関などの専門機関や子育て支援サービスを紹介しているなど、育てにくさの要因を見極めるため、母子保健事業を通じて継続的に関わるようにしておるところでございます。

これまで申し上げましたように、母子保健事業の中におきまして、児童虐待の予防や早期発見に努めており、毎月開催しております関係機関のミーティングの中でも育児支援が必要な家庭等について情報共有を図っているところでございます。

また、子どもの虐待につながる可能性が危惧される家庭を発見し、緊急性がある場合につきましては、子育て支援課等の関係機関へ随時情報を提供をしているところでございます。関係機関ミーティングの中で児童虐待が心配される新規のケースとして健康保険課から情報を提供した例としまして、平成28年度は年間5件、平成29年度は10件ございました。実例を少し紹介しますと、母子手帳交付時に妊婦さんのほうから出産後に子どもを可愛いと思えるかわからないといったご相談や子どもを育てる自信がないと、そういったご相談もありまして、養育への支援が必要と思われるケース、あるいは乳幼児健診を受診されない状態が続く場合につきましては、電話相談はもちろんですが、家庭訪問等を繰り返し行って連絡が取れないケースについても情報提供を行っているところでございます。

平成28年6月に閣議決定されました、ニッポン一億総活躍プランでは、妊娠・出産期から子育て期を通してあらゆる相談や支援を一つの窓口で行う子育て世代包括支援センターについて、平成32年度までにすべての市町村で設置を目指すことが掲げられておりますので、子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今お聞きしました、早期の地域学校協働本部の立ち上げについてですけれども、

もう間違いなく30年度内にはできると認識でよろしいでしょうか。

それと、今そのソーシャルワーカーが2名体制ということですが、専門職のソーシャルワーカーの方を2名で本当に足りるのかなというところがありますので、そのことですね。

先ほどから何度も、何度も言っていないですけど、絶対に虐待を起こさないという強い覚悟が大津町が発信することが大切だと思います。先ほど豊瀬議員が質問し、回答できなかったところの乳幼児健診未受診数とその対応を聞かせていただきたいと思います。

それと教育社会学者の前田博士が製作いただいたデータによりますと、乳幼児の保育所在所率と虐待相談率は相対関係にあるそうです。ということは、保育所に行っている乳幼児が多い県ほど虐待が少ないわけで、すなわち子どもと離れている時間が長いほど育児ストレスが少ないことを表しています。悩み苦しんでいる保護者にしてみれば、ほんの数時間子どもと離れているだけで気持ちをリフレッシュすることが可能ではないでしょうか。大津町でも一時預かり事業がありますが、一時的に仕事や病気などで家庭での保育ができないときとあります。子育てがづらいや休みがほしいなどの理由で預かることは可能なのでしょうか。

その点についてお願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

まず、地域学校協働本部、今、立ち上げの準備を進めております。早ければ今年度中に体制をつくりたいということで、遅くとも来年度にはですね、本部のほうを立ち上げるところで進めております。

それとソーシャルワーカーが一応2名体制ということで、相談件数も増えておりますけども、現在の状況からですね、まだ状況が増えるということであれば、それについてはまた増員あたりのほうも検討する必要があるかなということで考えております。

それと一時預かりでございますけども、いろんな状況状況でですね、そのような事業がございます。当然一時預かり事業もそういった形で保育園でですね、実施しております。そのほか、ファミリーサポートセンター事業ですとか、子育て短期支援事業とかございますので、相談いただくケースケースに応じてですね、個別に対応したいということで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） すみません、今の質問あと一つ。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 健診の未受診の件ですけども、17件ございまして、これにつきましてはすべて訪問、家を訪問しまして健診のほうに結び付けているというような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） もう少し質問したかったんですけど、これで終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時10分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成30年第3回大津町議会定例会会議録

平成30年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

平成30年9月13日(木曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄																																																																	
欠席議員	14番 津田桂伸																																																																	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 大塚知里																																																																	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長</td> <td>家入勲</td> <td>会計管理課長</td> <td>坂本一正</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長</td> <td>田中令児</td> <td>兼 会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>長</td> <td>本郷邦之</td> <td>兼 総務課主幹</td> <td>伊東正道</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部</td> <td>長</td> <td>藤本聖二</td> <td>兼 総務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>長</td> <td>古庄啓起</td> <td>兼 総務課長</td> <td>本司貴大</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>長</td> <td>大田黒哲郎</td> <td>兼 財政課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課</td> <td>長</td> <td></td> <td>兼 財政課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課長</td> <td>羽熊幸治</td> <td>兼 財政課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>財政課長</td> <td>白石浩範</td> <td>兼 財政課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課長</td> <td>木村欣也</td> <td>兼 財政課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 教育課長</td> <td>吉良智恵美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 教育課長</td> <td>市原紀幸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>兼 農業委員会事務局長</td> <td>荒牧修二</td> </tr> </table>	町	長	家入勲	会計管理課長	坂本一正	副町	長	田中令児	兼 会計課長		総務部	長	本郷邦之	兼 総務課主幹	伊東正道	住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務課長		経済部	長	古庄啓起	兼 総務課長	本司貴大	土木部	長	大田黒哲郎	兼 財政課長		併任工業用水道課	長		兼 財政課長		総務部	総務課長	羽熊幸治	兼 財政課長		総務部	財政課長	白石浩範	兼 財政課長		総務部	税務課長	木村欣也	兼 財政課長					兼 教育課長	吉良智恵美				兼 教育課長	市原紀幸				兼 農業委員会事務局長	荒牧修二
町	長	家入勲	会計管理課長	坂本一正																																																														
副町	長	田中令児	兼 会計課長																																																															
総務部	長	本郷邦之	兼 総務課主幹	伊東正道																																																														
住民福祉部	長	藤本聖二	兼 総務課長																																																															
経済部	長	古庄啓起	兼 総務課長	本司貴大																																																														
土木部	長	大田黒哲郎	兼 財政課長																																																															
併任工業用水道課	長		兼 財政課長																																																															
総務部	総務課長	羽熊幸治	兼 財政課長																																																															
総務部	財政課長	白石浩範	兼 財政課長																																																															
総務部	税務課長	木村欣也	兼 財政課長																																																															
			兼 教育課長	吉良智恵美																																																														
			兼 教育課長	市原紀幸																																																														
			兼 農業委員会事務局長	荒牧修二																																																														

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸君及び山部良二君より欠席の届出があつておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

○6 番 (佐藤真二君) おはようございます。6 番議員、佐藤真二が通告にしたがい一般質問を行います。

今日は 4 つ用意してありますけれども、まず一つ目が工事入札の落札率の高止まりへの対策はというテーマでございます。これに関しては資料をお配りしておりますので、それをご覧になりながら聞いていただければと思います。

この質問をいたします理由がですね、2 つありまして、まず一つがですね、6 月の議会で追加議案として提出されました工事案件ですね、追加があつたんですけれども、あれのあの落札率がすべて 9 0 % を大きく越えていて、ほぼ 1 0 0 % に近いような状態だったということがまず一つですね。それからもう一つがですね、この状況が続く中で、今のところ 4 0 億円以上と予想されております新庁舎の工事が行われました場合に、町としてですね、非常に不利な結果が出てしまうのではないかと、その辺を危惧するところでございまして、この 2 つがこの質問の主な理由ということになります。

まず、前提としてですけれども、落札率というものが世間一般ではどうなのかということについてお話をしたいと思います。細々と条件が違いますので、目安ではありますけれども、例えば、総務省がですね、平成 2 6 年分について全国の都道府県、政令市、市町村の落札率について調査したものがございます。これ資料見つけた後に、先日これより新しいものが出てたんですけれども、これについてはちょっと前の資料ということで申し上げますと、大津町がですね、大体 9 7 % ということでできておりました。これ全国の平均でいきますとですね、大体が 9 6 以下ということ、市町村で 9 6 以下ですね。すみません、全国じゃありません、熊本県の 4 3 の市町村についてでいくと 9 6 です。これが都道府県や政令市ということになりますと、これは全国市民オンブズマン連絡会というのがあってその調査ですが、都道府県で大体 9 2 . 5 %、政令市では 9 0 % と、大体そのくらいが平均になってくるというところなんです。自治体によりましてはですね、こうした事象に対して、高落札率調査制度と

いうのをつくっておりました、90%を超えるような落札率であった場合には、積算書、積算の内訳書ですね、内訳書の提出を求めるとかというような対応をしているところもあると。つまり、95%というのは検証が必要なほど高い落札率だということなんですね。これが大体世間一般の考え方であって、大津町の現状はこれからちょっとかけ離れているというような状況になっていると思います。このかけ離れているという原因は何かということを考えますと、国はですね、これまで何度も入札とか、契約とかの制度改革を行ってきております。その中で、これ平成22年度の国交省の資料を基に申し上げますが、一般競争入札、総合評価方式の導入、それから、低入札価格の基準価格等の引き上げ、それから予定価格の事後公表と、これ入札後に予定価格を公表するという意味ですけれども、そうした取り組みを自治体に促しているわけですね。ところが、こうした変化に対応していくことができていないのではないかとというのが一つ原因として考えられるわけです。

予定価格の事後公表について少し詳しく申し上げますと、予定価格の事前公表の弊害ということで、国交省はこういうふうには言っております。建設業者の見積もり努力を損なわせる。あるいは、くじ引きに落札件数が増加するなど、偶然による受注が増加することになりまして、経営面、技術面で努力をするというインセンティブが低下するということを国交省のほうは言っております。平たく言ってしまうと、自社であれば幾らでできるかということではなく、すみません、予定価格からどの程度差し引くかというようなことが基準になってしまっているのではないかと、そういうことです。

もう一つ考えられますのが情報公開の改善点についてでございます。これは資料をちょっとご覧いただければと思うんですけども、資料の中段にですね、各市町、これは菊池の2市2町ですが、この2市2町のホームページからどこまでこの入札の情報にアクセスできるかということ調べたものがございます。この表でまず一番上にある行がアクセスの容易さ、つまりどのくらい簡単にこの情報に接することができるかというものを評価したものでございます。細かくはその下の表に書いてありますけれども、合志市が1番、で、大津町としては△というような評価になっております。それから、その下の6項目が実際にどういう情報が開示されているかということになります。一つ、入札の方式、これ一般競争入札なのか、指名競争入札なのか、総合評価方式なのかとか、そういったその方式ですね。それから、予定価格が幾らだったのかということ。それから、最低制限価格が幾らだったのかということ。参加した業者さんがどこだったのかということですね。それから、応札した金額が幾らだったのかということ。それから、落札率はどうだったのかというような6つの項目について書いてございますけれども、これを見ると大津町というのは、ほぼ××××というような結果になってたわけですね。それに対して、合志市のほうはほぼ〇〇〇〇というようなことになっていると。これがどういう結果になるかということ、この上の表に戻っていただきますと、平成29年度の工事を対象にした合志市の調査は、平均落札率が91.07%ということ、低いことになってますね。大津町のほうが99.04%、前回の分がですね、なっておりますので、こういったところにも差が出てくるのではないかとというふうに考えるところでもあります。

これを受けまして、この通告を出しましたところ、その後、町のほうも少し改善をしていただきまして、現在ではホームページで公開されている情報が少し広がっております。これに予定価格が入っ

できましたですね。その結果、落札率というものを計算できるようになったというような違いがあるのがあります。改善はしていただいたということですが、ただまだですね、やはり改善の余地があるわけで、できればこの合志市のようなですね、全部フルオープンというようなですね、公開に切り替えていただけないのかなと、これがどのくらい効果があるかというのはわからないものですが、情報公開というのはやって悪いものではありませんので、やるべき価値はあるのではないかなと考えております。

こうした背景を基にですね、2点ですね、お尋ねします。

国が求めているような予定価格の事後公表、最低価格の設定、事後公表との入札のやり方の改正ですね、これをぜひやりませんかというのがまず一つです。それから、もう一つが情報公開をさらに進め、合志市並みの内容まで公開項目を拡大しませんかと、この2点について答弁を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。佐藤議員の工事入札関連等につきましての質疑でございますけれども、議員のご指摘のとおり、6月定例会に提案いたしました工事案件6件の平均落札率は99%となっております、とても高止まりであるというような状況であるということでございますけれども、国は、平成26年10月に公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めて、その指針の中で、原則として国発注工事の予定価格を事後公表としましたが、地方公共団体においては、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表取りやめなど適切な措置を講じることとされておりまして、事後公表の義務化には至っていないのが現状でございます、熊本県をはじめ県内の8割近くが事前公表を採用しているところでありまして、県下の状況を注視して今後検討をしてみたいと思っております。

また、情報公開関連等についても2市2町の中で大変遅れておるようでございますので、今後についても十分なる検討をしながら公表関連に取り組んでいければなというふうに思っております。

状況等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。現状等につきましてご説明をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたように、ご指摘のとおり、6月定例会に提案させていただきました建設工事6件の平均落札率は約99%となっております。

参考までに申し上げますと、平成29年度に熊本県が実施した一般競争入札、これは78件ございます。これにおけます平均落札率は96.6%でございます。かつ、不調・不落が発生しているというような状況でございます。大津町では、98件の建設工事を指名競争入札により発注し、平均落札率は97%、不調・不落は発生していないという状況でございます。

平成24年の九州北部豪雨のときにもですね、熊本県発注工事におきましては高い率での落札が相次いだことから、現在も含めまして、地震発生後はいわゆる売り手市場の状況にあると考えられ、人件費の高騰や不足する資材の高騰などを招き、結果として高止まりと言われる落札率を維持する結果

となっているということが推測をされております。

次に、予定価格等の取り扱いに関してでございますけれども、平成27年に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議より、発注関係事務の運用に関する指針が示されておまして、国が発注する工事においては、予定価格は原則事後公表となっている中、市町村が予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討することとされておまして、大津町におきましては、過去の反省のもと、予定価格の漏洩事案等を未然に防止することも含めまして、入札参加者に入札金額の内訳書を求めながら、当面は予定価格の事前公表を維持する方向で考えているところでございます。

また、ホームページの公開内容の充実の件でございますけれども、紙媒体の開札調書は、入札担当課でいつでも閲覧ができる状況にありますので、応札価格を含めた入札参加者の情報もホームページに反映させて改良をしてみたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度質疑いたします。

おっしゃってます2回ほど繰り返された文書ですけど、正確に申し上げたいと思います。

先ほど言われたのは、国の機関においては事前公表をしませんと。地方自治体については規定はありませんというようなことで言われたかと思います。正確に読みますとですね、こう書いてあるんですね。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする、こういう文章だと思います。弊害が生じているのか、生じてないのかということですね。この高止まりの状態というのは、これ弊害ではないんでしょうかね。そこなんですよ、考え方。そこで全国の標準というのはどうなんだということを最初に申し上げて、それからかけ離れていますと、これは弊害ではないですかという趣旨のことを申し上げているわけです。この99%というのは、これ熊本県ではどうだということを言われましたけれども、全国で言うそうですね、ものすごい異常なんです。熊本が特別な状態にあるということで、それを参考にしても仕方がないんですね。先ほどちょっと古い資料でしたというふうに申し上げましたけれども、結果としてよかったのは、これ震災前の情報だったからよかったかと、今思っているところなんです、これ見ていきますと、全国というのは低い中で、熊本だけちょっと高くなっているんですね。昔から高いんです。これが異常です。ですから、熊本を基準に考えてこんなもんですよという話にはならないということなんです。そうでないと、税金が無駄に流れて出ていくわけですから、ここについても厳しくやっぱり考えなければいけないと、想定していた答弁の中ですね、業者さんをやっぱり地元の業者さんを大切にしたいとかですね、そういうお話もあるのかなと思ってたんですけども、そこについてもですね、考えていただきながら、この弊害ということの意味ですね。それを弊害ではないと考えているということについてお尋ねしたいと思います。お答えをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） この高い落札率というのは、まさに国が示している弊害にあたるのではないかというようなご指摘でございます。先ほどまでの答弁にもありましたように、熊本地震後の特殊な今状況のもとでありますので、建設資材、労務単価の急激な高騰によって高い、県内でもですね、高い率での落札傾向にはあるようではございます。ちなみに、建設工事以外のですね、建設工事に係る設計業務委託、この入札につきましても予定価格を事前公表をいたしておりますけれども、こちらはですね、17件で落札率が91.68%、予定価格の事前公表を行わない測量及び調査業務等につきましては12件で94.31%となっております。予定価格を伏せた調達のほうが高率な落札数字になっているといった状況も一方ではあるようではございます。ただ、なおですね、工事につきましては、ご指摘のとおり、かなり高い落札率になっておりますので、これらをこう改善する方策といたしましては、まず業者間の談合への対応策ということで、本年度は契約約款の見直しを行っております。談合が行われた場合の賠償金の額を請負額の10%としておりましたが、これを請負額の20%、倍に引き上げているところであります。これは8月から実施をいたしております。また、併せまして、すべての業者さんの入札の状況がわかるような、先ほども申し上げたような情報公開に改めながらより透明性、競争性の高い入札制度の構築に努めていきたいと考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私は、根拠のある話で質問をしておりましたので、談合ということについて、一切触れたつもりはなかったんですけども、そこまでおっしゃられたということですね、考えなければいけないのかなともちょっと思ったところです。

ただここでですね、これやってくださいということ、決めてくださいという話ではありません。十分考え得る話があるのではないのでしょうかということをご指摘して提案しているわけなんですけど、その中でですね、総合評価方式ですね、これについてちょっと提案を広げさせていただきたいと思っております。現在ですね、さっきその町の業者さんを優遇するべきだというような話の中でですね、その優遇というのがどこに表れるのかなと考えた時、現在の状態では落札した業者さんにしかメリットはないんですね。ところが、総合評価方式にした場合には、入札に参加されたすべての業者さんがちょっと言葉としてどうかもしれませんけど、総合評価という下駄じゃないですね、事前にその有意な評価を受けた上で地元ということなんです。地元への貢献とかいろんな面で評価を受けた上で入札に参加できるという意味においてはですね、こちらのほうがすべての町内の業者さんにメリットを配分することができるという言い方でいいかな、配分することができるのではないかと、ですから、事前公表の話もそうなんですけれども、一つ総合評価方式というものもですね、ぜひ検討をしていただければなと思っております。

最後に弊害のことなんですけれども、やはりその弊害だということは理解していただいているかと思っておりますので、ぜひ今後ですね、制度の変更、あるいは情報の公開においてご検討をいただければと思います。1問目はこれで終わりたいと思っております。

続きまして、2問目に移ります。

2問目は、学校施設整備計画の策定は進んでいるかということで質問をさせていただいております。

6月の議会です、学校の雨漏りをはじめとする維持管理のひどさというものがちょっと課題になりまして、緊急に対応をしていただいているところであります。8月15日にはこの設計業務です、修繕業務の設計の入札がありまして、1千500万円程度の費用がかかっておりますけれども、これをもとに11月中ぐらいまでには設計をあげてくるというような状況にあるということで、この点に関しては聞いています。ただですね、その設計があがってきたところでどうなるのかなというのが少し不安になるところでして、昨日ですね、質問がございました。話としては子どものランドセルとかカバンとかですね、そういった重さの話とか、熱中症対策の話ではありましたけれども、これも施設、学校の教育環境ということで関係がございまして、少し触れさせていただきますと、話はですね、子どもの命とか、健康とかに関わる話だったんですね。そういった話に対して、学校間の取り組みの共有とか、非常に何かぼんやりした施策で対応しようとしているのではないかなど。さらに、その財政面で何とかと言われたですね。測定器の購入にあたってですね、財政的な面もありますのでとか、そういうこと確か言われたかと思うんですけども、あれ機械って1万円もしないようなものなんですよ。それを全部の学校に配布したところで9台あればいい話ですかね。9台、9万円、10万円もかからないと。それに比べて、今回の決算では、学校備品というのは何十万も不用額が出てたんですね。すぐ買えるじゃないかと。すぐには買えないじゃないかと思うんですけども、それをそのやっぱり財政面がどうのというような言い方をされたときに、私非常に疑問を感じたところです。危険というのは、いわゆる、その今そこにある危機というやつですよ。今困っている、今大変な状態になっている。そこで力を発揮するのは教育長であったり、教育委員会、事務局であったり、教育部長であったり、そうした人たちがきちんとこういうふうに取り組めと、緊急なんだからって、そういうふうな施策を示して学校に指示をするべきなんですよ。そこをやっぱりしないと、今のままのだらつとした状況が続いてしまうのではないかと、そのだらつとした状況がこの前回の雨漏りなんかの話に反映してきているというふうに考えているところです。

話少し戻しまして、そうした状況の中でですね、繰り返されてきているのが早期の中長期的な全体の計画を定めなければならないというふうな言い方をこれまで何回もされております。ちょっと前の話になりますが、平成25年6月の一般質問で、私は予防保全の必要性と、老朽化に対応していくために国から交付金を受ける前提となる学校施設の整備基本構想、基本計画の策定を必要なんではないかということで求めたところです。その際の答弁の趣旨をちょっと読み上げますと、平成24年に町内小中学校及び幼稚園の校舎、体育館等の老朽化度合い等を調査、分析し、整備の優先度を定め、適正な時期に適正な保全ができるよう、学校施設中長期保全計画を作成した。これを踏まえながら、現在作成中の町全体の公共施設維持改修基本方針と財政面を含め、整合性をただいま図っているところ。学校施設整備基本構想の策定についても、中長期的な整備方針を検討することは重要なので、策定に向けて準備をしていきたいというふうなお答えをいただいております。5年経っております。調査分析もできていて、保全計画というのでも策定されている。優先順位が高いものとして、平成25年度には大津中学校、そして去年は大津南小学校の再生整備計画というものも立案されているわけですね。

このように、調査とか計画の立案ばかりで実際には何の進展もないという現状がずっと続いているわけです。そろそろ今後の進め方というものが明らかになっていいのではないかなと思うところです。

それから財源の問題もありまして、一度平成25年、先ほどの質問のときですね、には学校の改修工事に約1億円の予算が付きまして。これは大きな予算だなと思ったんですけども、その財源が何だったかという、地域の元気臨時交付金という、いわゆる降って沸いたような経済対策ですね。そういうものが財源だったわけです。つまり、学校の大規模な改修、大きな修理というのは国の経済対策にでもないとできないのかと、そういうふうに疑問に思うところあるんです。学校は子どもたちが1日の大半を過ごす学習と生活の場であり、災害時には、児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所として、また地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことから、学校施設の性能確保は重要です。これは先ほどの答弁をされた、当時の教育長が言われたことですね。この学校施設の性能確保というのが経済対策頼みでいいのかということですね。学校教育施設整備基金というのがあります。この基金がですね、美咲野小学校をつくって以来、ほぼ空っぽの状態ですね。どのくらい残っているかという、私が1件飲みに行ったらなくなってしまう程度の金額、3千数百円というものです。この状態でいいのかということですね。一方では、様々な計画を立案しながら、その財源となるべき基金には全く積立というものが行われていないと。厳しく見れば、計画実行する気ないんじゃないかとも思えるくらいなんです。やっぱり財源をきちんと確保しなければいけないと思います。先ほど、当時の教育長もですね、今の教育長も同じように、何とかしたいという思いを持っておられると思います。今回、雨漏りの件でようやく動き出したのかなと期待しておるところでもございますので、ぜひこの前向きな答弁をいただきますように、この3つですね、1、大津中、南小の再生整備計画はその後どうなったのか。2番が整備計画をいつまでに策定するか。そして3番目の継続的な財源をどう確保するのかと。この3つについて答弁をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の学校施設整備計画の推進関連等についてのご質問でございますけれども、ご承知のとおり、大津町におきましても公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。そういう中で、大津町の学校施設関連等につきましては、当初20年ごろには北部の3校合併しまして、5年以内には学校つくりましょうというような地元との約束がございました。そういう中におきまして、美咲野小学校、想定外の子どもたちが増加するというような状況でございましたので、美咲野小学校、大津小学校を分離するというような形で、美咲野小学校に学校建設を進めると言うような状況になっております。そういう約束のもとで北部の北小学校については、大規模改修事業で事業をさせていただいております。また、そういう段階で、教育委員会のほうから大津中学校の基本構想関連等が出てまいっております。そういう中におきまして、人口増関連等を兼ねまして、差し当たっては大津、今建設改修しておりますところの給食センターの問題が浮き上がってまいりまして、新たにつくれば県としては、あの北中の近くにつくればというようなこともいろいろ検討さしていただきまして、10億円以上の金がかかるというようなことで、財政的な問題もいろいろございまして、将来の人口関連等検討して、差し当たって今の給食センターの改修関係をお願いするというところで、

その時の増築が350ちょっと、数字はわかりませんが、その辺の増築が認められるというような状況でございましたので、それに合うような形で、今大津の給食センターの改修工事をやらせていただいております。そういう中におきまして、新たにまた南小学校の計画関係が、基本構想が出てまいりまして、中身を見させていただきまして、いろいろな形で大津陣内幼稚園の関連もございまして、これにつきましても、認定こども園をどうするかというような検討も大津幼稚園との兼ね合いもございまして、そういう課題事項もございまして、そういう中におきまして、今後の方向をどうするかというような状況も考えなくちゃいけないというような形で、今回の地震関連等にございまして、今大きな事業を庁舎建設関連等に取り組んでおる関係で、今後の検討事項というような形でもお願いできればなということで、基金もだいたい底ついておりますので、今後の計画関連等につきましては、しっかりと積み立てながら文科省の予算を取っていかなくちゃならないと思っておりますけれども、なかなか文科省の予算少のうございまして、文科省についても、今後しっかりとそういう全国的に老朽化しておる学校が多いというような状況ですので、予算獲得も文科省でもしっかりとやっつけていかれるというふうには思っております。そのための計画関係等をしっかりとつくっておきなさいというような指示があつておると聞いておりますので、町といたしましても、そのような状況を把握しながらやっていきたい。差し当たって、ご指摘受けました、6月の雨漏り関連等については、もう即そういうものについてはしっかりと取り組んでやっていただくように、教育委員会のほうにも指示をしておるとような状況でございまして、今後についても、しっかりと子どもたちに迷惑がかからないような学校経営ができることを願っております。

状況関連等につきましては、教育委員会のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。先ほどのご質問に答弁する前に、先ほど、昨日の熱中症対策の測定器の購入につきまして、佐藤議員より少しご意見がございましたけれども、昨日、部長のほうから答弁させていただいた中で財政的に厳しいのは、プール等におきます屋根の設置等に関してございまして、測定器に関しましてはですね、全校に整備するというところで、配置するというところで答えさせていただいたと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、佐藤議員の学校施設整備計画の策定についてお答えさせていただきます。

平成25年11月に国が策定したインフラ長寿命化基本計画におきまして、各地方公共団体はインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにし、整備の基本的な方針としての公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定することになりました。

さらに、各地方公共団体は、当総合管理計画に基づき、個別の施設ごとの具体的な対応方針を定める計画としまして、個別施設ごとの長寿命化計画を平成32年ごろまでに策定するとなっております。

公立学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけ児童数の急増期に集中的に整備された結果、今日、建設後30年以上経過した施設が全国的にみて7割を占め、老朽化が深刻な問題となっております。その対策が大きな課題となっております。

町内の小中学校9校におきます諸施設につきましても、築30年を超える施設が6割であり、速や

かに整備計画の検討が必要な状況となっております。文部科学省では、今後の公立学校施設整備費につきましても、限られた財源を効率的・効果的に国庫補助とするため、平成31年度から個別施設計画の策定状況を勘案し、事業採択することが検討されているとのことでございます。

教育委員会としましては、今後予想される学校施設の大規模な改修等について、財政面で有利な補助事業の採択を受けるためには長寿命化計画の策定は必須であると考えており、新年度で計画策定の予算を計上させていただき、31年度中には全体的な施設整備計画を策定したいと考えております。

議員がおっしゃられましたように、学校施設は児童生徒の安心・安全な教育環境を確保すると同時に、災害時の避難所として地域の核となる施設でもあることから、早急に整備計画を策定した上で計画的に学校施設整備を進めたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今の答弁で大体ですね、方向性というのはわかったところなんですけれども、ちょっと一つだけ指摘させていただきたいのがですね、やっぱりその財源の問題なんです。もう当然やりたいという気持ちはあるということは前提です。それはもう十分に理解しております。そして、やらなければいけないことというのは、もう正直言ってもう何年もずっとこの問題やっているわけですから、計画はたくさんあるんで、できているはずなんです。だからそれをまとめるだけでその基本計画というのは、そんなに難しい話にはなっていないだろうというふうに考えています。そうした中、財源の話なんですけれども、今、総合教育会議という形になっておりましてですね、教育委員会の上位の会議ということになるんですかね。というのがあります。これ何かと言いますと、首長ですね、大津町の場合は町長ですけれども、町長が主催する教育の会議ということになります。その学校の施設整備とか、大きな財源を伴うような大きなお金が必要になるようなものというのは、教育委員会だけでは絶対にできないんです。当然、その町長部局との連携が必要になってきて、むしろ町長部局のほうがですね、お金こうしてこうするよっていただければ非常にありがたいなところもあります。ですから、財源の確保というのは教育委員会だけの責務ではなくて、町長部局も一緒にですね、考えていただきたいということを申し上げて、この質問についてはもう終わりたいと思います。

次、3つ目がですね、立野ダム建設によるまつぼり風と農業・生活への影響はということで、これもすんなりこのまま読ませていただきますと、まつぼり風は白川周辺の農業や生活に影響を与えてきました。しかし、立野ダムが建設されると風の流れが変わります。この風の流れの変化とその影響についてシミュレーションや地域への説明は行われているのでしょうか。まだまだ行われていなければ国交省に要求すべきではないでしょうかということ。まつぼり風といいますのは、私、地元の出身ではございませんので、実は知らなかったということで、議員になって一番最初の委員会でまつぼり風って何ですかというのを聞いたので覚えております。ただ、私も勉強が嫌いなほうではありませんので、その後いろいろ勉強させていただきましてどういうものかということも理解したつもりですけれども、いわゆる局地気象と言われるものでして、局地的にですね、その場所だけに限定的に発生す

る気象条件ということで、非常に珍しいものだということです。立野ダムができましたら、当然その風の流れというものが変わりますので、それがどんなふうに影響するのかなということをやっぱり想像すると、何かあるかもしれんなというふうに危惧するところです。それ私もですね、シミュレーションの技術は持っておりませんので、そういったことというのは国交省のほうでやっていただくべきことではないかなと思いましたので、この質問をさせていただきます。

答弁をお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員のまつぼり風について、もうおっしゃるとおりでございますけども、これは昔から立野から吹き降ろす強い風を言っておりまして、この土地独特の局地風でございまして、利水目的の立野ダムでございますが、水に対する不安や地震時の課題など、これに対しては幾度となくご質問やご説明があったかと思っておりますけども、風に関しては初めてのことでございまして、この地域に対しての、営農に対して影響を与えているかどうか。あるいは農家にとってはやっかいな風でありますけども、どのような対策が取れるかなというようなことにつきまして、大変生活に関する重要なことでございまして、今回、そのようなまつぼり風に対しても、今後、先の質問にもありましたように、地域においての説明会をさせていただければなと国交省のほうにお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、もちろん風についても国交省のほうで調査があつておるものと思っておりますので、よければ担当のほうからその辺についてご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。ご説明させていただきます。

議員おっしゃいましたように、まつぼり風は、阿蘇西部、特に立野から吹き降ろす強い風として知られてまいりました。大津町東部では、これまでも幾つかの被害があつたようでございます。地形的にも風が強いのでしょうか、3年前の台風では、大津東小学校体育館の屋根が壊れるなど、強風による被害は町内でも大きなところですよ。現在も筑波大学が大津東小付近において、まつぼり風研究をされていると聞いております。立野ダム工事事務所では、ダム本体の安全性はもちろんですが、周囲の環境にも配慮され、まつぼり風についても調査されております。まつぼり風は、外輪山の切れ目の立野から大津方面に流れてきます。立野の切れ目部分は、白川上流から見ると左側は520メートル程度の山頂、右側は標高750メートル程度の山頂、左右の山頂の間は2、3キロとなっております。

また、立野集落がある白川の右側は、台地上の地形であり、台地のごく狭い窪地が白川となっております。立野ダムは、このごく狭い窪地の場所に建設されるため、ダムが完成してもまつぼり風に変化はないであろうとのことでございました。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再度質問をいたします。

今のお話からすると、国交省のほうが何らかのシミュレーションをしていて、影響はないだろうということになっているというようなことなんだろうというふうに理解したところなんですけれども、

本当にそれでいいのかというところなんです。昨日も立野ダムについての質問がありまして、その中で感じたことなんです、やはりこれも同じように住民の生活、命、安全がかかっているような問題なんです。それに対して、町は、国交省がこう言ってますから安全ですよということ、まあそれはそれでいいのかもしれませんが、それが悪いとは言いませんけれども、ただそれが本当にそうなのか。町としてそれを認めて、それにしたがって今後やっていくのかという姿勢はきちんと示さなければいけないと思うんです。そうしたときに、じゃあ町として何ができますかと。素人ですからなかなかわかることはありません。ということであれば、例えば、病院であれば必ずセカンドオピニオンというのが、必ずじゃないですか。難しい場合にはセカンドオピニオンというのをもらうわけです。立野ダムに関しても反対もされている学者さんもいらっしゃる。そうした人たちがどういうふうなことを言っているのかということ、セカンドオピニオンとして聞いた上で、じゃあ町としては安全と判断しましたと、そこまでやらないと、将来何かが起こったときに、町として、いや、これ国交省が言ったらそのまま信じましたという、非常に情けないことをいわなきゃいけなくなってしまうようなことになってしまうわけです。今の問題に関して、このまつぼり風に関してもそうなんです。シミュレーションをやったと言われましたけれども、多分ですね、カオス理論という言葉が聞かれたことがあるかなと思いますけども、ないですかね。じゃあバタフライ効果というのはいかがでしょうか。カオス理論のバタフライ効果というのがあります、これは特に流体、風、空気ですね、空気とか水とか流体の動きに関しての理論でございます。その中で有名なのがバタフライ効果ということで、言葉として有名なのがブラジルで蝶々が羽ばたきをするとテキサスで竜巻が起こるとというような話なんです。これほど気流というものはどういう影響が起きるかというのは読みにくいものだと、そういった標語ということなんですけども、そうしたその非常に難しいこと、単純なシミュレーションだけでOKとしてしまっているのかなというふうに思うところです。ですから、シミュレーションは求めなければいけないんですけども、それを鵜呑みにしてしまうことがないようにやはりしなければいけないのではないかなと思います。

以前から、私、委員会の中でですね、上井手下井手での水質調査を10カ所でやっているという話を聞いておりまして、ぜひ取水口のところの調査をやってください。今、やってないということなんです、やってくださいということをお願いしてきました。何でもかという、立野ダムができたなら白川の水が濁るんじゃないかということ想定しているわけです。濁らないということになるかもしれないし、濁るということになるかもしれません。ただいづれにしても、じゃあ現在がどうなのかということ把握しない限りは、濁ったか、濁らなかったかということにはわからないんです。ですから、きちんと初期値を知ることが大事なので、この提案をさせていただいているわけです。つまり、町としてですね、きちんとシミュレーションを確認して、影響はないという判断を多分先ほどの質問ではされたんだと思うんですけども、それを決して真に受けるだけではなく、いろんな考え方を対峙していく必要がありますねということ、ここでは指摘させていただいて、町民の生活を守るためにやるべきことがあるということ、ですね、指摘させていただいて、この質問はもう終わりたいと思います。

次に、4つ目ですね、特定不妊治療費の助成制度の導入について申し上げます。

今日、偶然ですけれども、新聞に記事が載っていました。今日の新聞ですと、体外受精児18人に1人ということで、これ多いとを感じるか、少ないとを感じるかというのは、まあそれ人それぞれだと思いますけれども、これが10年前に比べると3倍ぐらいですかね、大体3倍ぐらいに増えているということを考えますと、結構多いんだと、その背景、一つは晩婚化というのが背景にありますということが、この記事には書いてあるんですけども、それだけじゃないよという指摘をされているコメントも載っているところです。そのように、今この体外受精を含めた不妊治療というのが非常に増えていきているということを背景にですね、この質問をさせていただきたいと思います。

知り合いの人からちょっと聞いた話なんですけれども、不妊治療をする中で、その人じゃなくて、その人の知っている人がやっているという話なんですけど、非常にお金がたくさんかかっているんだということを言われました。県からの助成金を受けているけれども、全然足りないと。熊本市などではそれを補う独自の助成制度があるんですけども、大津町にはないんですかということをお聞きしました。調べてみますとですね、確かにそういうことがあります。この不妊治療をするにあたりまして、大きく4つの負担があると言われておりまして、一つがその体の負担ですね。それから心の負担、それから、通院などに要する時間的な負担というのもありまして、そして経済的な負担と、この4つの大きな負担がありますと言われております。この中でですね、体の負担、心の負担、時間的な負担というのはやっぱり家族であったり、周囲であったり、職場であったり、そういった人たちの理解やサポートというものでですね、対応していくべきことなんだろうとは思いますが、この経済的な負担に関してはなかなか周囲がサポートがしにくいと。これができるのはやはりその公共団体の力ではないだろうかと思うところですね。そうした中で県のほうはですね、こうした治療に対して国がもちろんお金を出しているんですけども、一定の治療費の補助をしていると、資料をお配りしておりますのでこちらのほうをちょっとご覧になっていただければいいかと思いますが、この治療費というのが相場がありまして、この大体1回が人工授精の場合は1回が1万5千円程度、顕微授精になってくると1回が40万円から60万円ということです。これ1回ですね。1周期という考え方がありまして、治療を初めてから結果が出るまで、これを1周期という言い方をしてみたいですが、この1周期ですと、どうしてもやっぱり100万円を超えてしまうというようなことになります。これを何回か繰り返せば数百万円の負担になるということで大きな負担なんですけど、それに対して、県のほうがやっている1回の治療につき大体15万円ですね、しかも様々な条件があります。年齢の条件、回数条件、いろんな条件の中でこのくらいの助成が得られるということです。やはりこれだと残りどうするのってやっぱり心配になってきます。そうしたときに、この③のところに書いてありますように、県の事業をさらに補う助成をする県内の自治体ということで、熊本市もちろんあるんですけども、私が見た資料には熊本市が入ってなかったんで、ほかのところを出させていただいていますけれども、ここに表にありますような市町村がですね、助成を行っている。その中で西原村の例、お隣ですので、出させていただきましたが、助成額としては県の事業の助成金を控除した額で県事業が30万円及び15万円の場合、限度額を10万円としてというような形ですね、助成を行いますということ

です。回数についてもですね、限度とかありますけれども、何らかの形でやはりその経済的な負担、お金の負担というものを軽減することで不妊に苦しむ人たちを少しでもサポートしていきたいという考え方が表れているのではないかなと思います。こうした助成制度をですね、大津町でもぜひ採用してはいかがでしょうかと思うわけなんですけれども、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 特定不妊治療費の助成制度の導入についてでございますけども、特定不妊治療費助成事業は、少子化対策の一環として次世代育成支援対策推進法の施行に伴い開始されたもので、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、高額な特定不妊治療の治療費の一部を助成するために創設されたものです。都道府県、あるいは政令都市や中核市を実施主体とする事業ですが、特定不妊治療の費用はかなりの高額となり、特定不妊治療を受ける方の経済的負担が大きいことから、独自に助成制度を定めている市町村もある状況です。

妊娠・出産を実現するために治療を受ける方の身体的・精神的負担の軽減や、より安心・安全な妊娠・出産に資するという観点から、町としても取り組まなければならない課題と認識しております。支援関連等の負担につきまして、関係市町村を検討しながら、実施に向けた検討をさせていただきたいというふうに思っております。

担当部長のほうから具体的な市町村についての説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。

特定不妊治療費の助成事業につきまして若干ご説明をさせていただきます。

保険外診療であります体外受精または顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、もしくは妊娠の可能性が極めて少ないと医者に判断された方で、法律上の婚姻をしている夫婦に対しまして経済的な負担の軽減を図るために費用の一部を助成する事業ということになっております。

夫婦合算の所得額が730万円以下の夫婦を対象としておりまして、初めて助成を受ける際の治療期間開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成が受けられ、1回当たりの給付額は15万円というような形になっております。助成事業の実施主体であります熊本県、それから熊本市では、国の2分の1の補助金を財源としてされておりまして、県、それから熊本市以外の自治体につきましては、先ほど議員のほうからご紹介いただいたように、独自に不妊治療の助成を行っておられます。

熊本県特定不妊治療費の助成事業の近年の大津町の住民の方の申請状況につきましてご説明いたしますと、平成29年度が述べ27人、28年度が37人、27年度が述べ35人と、毎年30人前後の方からの申請が、県ですね、のほうにあっているような状況でございます。

先ほど西原村のほうの例をご紹介いただきましたけれども、ちなみに菊池保健所管内で菊池市がですね、昨年9月から取り組みをされておりまして、県の助成事業を受けておられる方を対象として独自の事業を始めておられます。事業開始後の実績としましては、昨年度は延べ9件の申請があり、35万4千円の助成金額ということで聞いております。また、近隣の益城町のほうでもですね、取り組

みをされておりまして、平成28年度から同様の助成事業をされておりまして、平成28年度実績が述べ7件に対して約34万円、29年度につきましては34件に対し150万円の助成を行っておられるというふうに聞いております。

議員がおっしゃったように、妊娠・出産を希望して不妊治療をされる方々の4つの負担の中で、いわゆる経済的負担を軽減し、1人でも多くの方の安心・安全な妊娠・出産、幸せにつながるために国や県内市町村の動向を踏まえて、事業実施に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 前向きにご検討いただけるというような印象を受けましたので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、ちょっと付け加えますとですね、今日のこの新聞の記事の情報のもとになっているところのNPO法人ファインというところがあって、不妊に悩む方を支援する団体ということです。そこが調査したアンケートというのがあるんですけども、その中でですね、経済的な負担が理由で高額の治療を受けることを躊躇した、あるいは延期したというようなこの費用がですね、ネックになって治療をためらっている方というのが81%おられるそうです。ですから、これは少しでもですね、負担を軽減するというのが大きな効果をですね、産むものではないかと考えますので、ぜひですね、前向きにしっかりと検討いただければと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、荒木元町長の功績をたたえる件です。昭和31年の合併で新大津町が発足しますが、合併した旧大津町は陣内村、平真城村、瀬田村、護川村、錦野村とともに細川藩時代から米づくりの地域です。産業は農業です。高度経済成長と農業の衰退で町の人口は減少していきました。その後、高遊原に熊本空港ができ、国道57号線のバイパスが完成、交通の利便性が格段に向上しました。こういときに本田技研熊本工場が大津町に建設されました。熊日の大津支局も設置されました。西岡町長は農工商併進のまちづくりを推進されました。これ以降、大津町は農業から工業の町に変貌していきます。人口も増加に転じていきます。熊本県での大津町の知名度も格段に上がりました。ここまでは皆さんご存知のことです。そういうときに、西岡町長の後に町長になられたのが荒木町長です。よく大津大好き人間をつくらと言われていました。ここで荒木町長の経歴をたどってみたいと思います。昭和6年生まれ、昭和28年熊本大学教育学部卒業、同年県立水俣高校勤務、昭和33年県立菊池農業高校勤務、昭和44年から53年まで熊本県教育庁体育保健課勤務、昭和53年熊本県教

育庁同和教育室副室長、昭和55年熊本県立菊池少年自然の家所長、昭和56年熊本県教育庁体育保健課長を経て、昭和61年熊本県立大津高等学校に赴任されました。大津高校の活性化と特色あるまちづくりのため、普通科の体育コースと美術コースの設置に奔走され、翌年両コースの学級増設が許可され、現在に至っております。菊池農業高校では、情熱的、優れた指導力で女子ハンドボールを全国高校選手権大会へ導き優勝、また、国民体育大会に5回出場し、優勝4回と素晴らしい成績を残されました。大津高校校長時には、サッカーの強い熊本にすると宣言され、県下から集まったサッカーの生徒を住まわせる大志寮もつくられました。平岡監督を大津高校に招聘され、万全の体制です。ここから大津高校のサッカー部は何度も全国大会に出場しました。そのおかげで大津町が全国的に知られるようになりました。また、大津高校女子サッカー部の監督として全国大会で優勝されました。校長を退職され、平成3年から平成15年まで12年間、大津町長として在職されました。荒木町長の一番の功績は、芝のコートが4面取れるサッカー場、今のスポーツの森の建設でしょう。当初、町の規模からみてあまりにも大きすぎる施設だ、お金がかかりすぎるなどの意見がありました。当時は人口が2万8千人ほどだったと思います。普通の人だったらこれだけお金をかけて失敗したらどうしようという不安が先に来ると思いますが、荒木町長は違いました。自信満々でした。その自信は一体どこからくるのか、やはり国体4回優勝の実績ではないでしょうか。それとスポーツを通して日本全国を周り、全国レベルの視野を持っていらしたのも重要でした。その後、町の人口も増加しました。今となってみれば、町の一番の財産です。熊本国体のサッカー会場になりました。Jリーグがキャンプに利用しました。県高校サッカー大会の会場となっています。町長を辞められてから5年後、散歩されている荒木町長に出会いました。「おはようございます。先生、お元気そうでなによりです。」と申しますと、「坂本君、サッカー場のことだが、今考えるともっと大きな規模でつくったほうがよかったな。そしたらJリーグが来たかもしれんな。」と言われました。「いや、先生、あれくらいでよかったと思います。」と答えましたが、大きな夢を持つスケールの大きな方でした。家入町長は、多目的広場を人工芝に張り替えられたおかげで利用者が増え、連日夜中も照明が眩しいくらいです。サッカーのために来町した生徒たちの宿泊で大津町の民宿は賑わっているようです。夜明けから夜中まで外周をランニング、ウォーキングする町民がいっぱいです。大津高校サッカー部を通して、全国に誇れる大津高校をつくりあげられたこと、スポーツの森をつくり、サッカーの町を確立し、大津町の知名度を上げるのに貢献されたことの功績をたたえて、大津町運動公園スポーツの森に記念のレリーフを飾るつもりはないかお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の元荒木町長の功績について、今述べられたように、本当に大津町におきましては、彼のスポーツの振興を兼ねた、あるいは大津町の観光振興、経済、そしてまた町民の健康増進に大きな役割を今スポーツの森は果たしておりますとともに、サッカーの町としての知名度を全国へ広めさせていただいたのも彼のその功績であるというふうに考えております。そういう中におきまして、サッカー場におけるモニュメント関連等について、町として今どうするかというような形でございますけど、功績は認めますけども、町独自で建てるというようなことにつきましては、

ほかの先輩の町長さんの功績もありますので、その辺を検討しながらやっていかなくちやならないというふうに思っておりますので、もし多くの有志の皆さんの力によって建てるというようなことが進めば、そのとき十分検討をさせていただければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） それはそのとおりであります。ありがとうございます。待っていても仕方がないので有志で進めたいと思います。

第2問目に入ります。

行政事務の司令塔について。このところ不適切な事務処理が2件起きて行政は再発防止に取り組んでいます。昨日、行政のほうから不適切な事務処理等に係る再発防止策が配られました。21ページの結構膨大な枚数の防止策になっております。民間の株式会社における管理業務と公務員の管理業務では内容、考え方が随分と変わります。株式会社の目的は、あくまで利潤の追求です。会社の持ち主は株主です。株主が投資した金額に対して多くの配当金がもらえるように、経営者に発破をかけます。経営者はそれぞれの部門で利益が出るように頑張ります。もちろん一番は売り上げです。営業が最も大事です。会社には営業を補佐する事務部門があります。事務部門はどのようにして利潤追求に貢献するか。もともと事務は費用ですから、費用を極力少なくする。つまり仕事のスピードを上げ、PDCAなどの方法を駆使して仕事を合理化する。合理化した分人を減らすことができます。日々合理化なのです。利潤の出ない会社は倒産します。職場を失います。大変なんです。そういう点から見ると、公務員はぬるま湯としか言いようがありません。役場が倒産することはないし、終身雇用ですから緊張感がありません。そういうところで信賞必罰といってもなかなか難しい。大きな功績をあげてもいきなり部長になれるわけでもない。いきなり給料が大幅に上がるわけでもない。なぜなら、年功序列だからです。それでは、必罰のほうはどうか。基本的に職員は大津在住であり、みんな知り合い、奥さん同士もお友達、子どもたちも友達、なかなか処罰はできません。要するに、ぬるま湯なんです。こういう状況では、ベテランが厳しく叱り、教え込むしかない。さらに、ベテランが専門性を持ってなかったら教えることはできません。かつては収入役という会計専門の特別職の公務員がいました。収入役は、今の副町長と同じように、町長が任命します。町長、助役、収入役を3役とっておりました。今は、町長、副町長、教育長が3役です。ところが、法律の改正で収入役制度はなくなりしました。その代わりに、職員の中から会計管理者を置くということになりました。会計専門の収入役が支出負担行為や支出命令書の最終チェックをしていましたが、今は課長待遇の会計管理者に置き換わっております。しかも専門家ではないから指導ができない。職員だから責任感が甘い。その点、収入役は三役だったから、間違いはすべて自分の責任になるから厳しくチェックしておりました。君はわかって書類をつくっているのか、根拠となる法律は何か、もっとわかりやすく摘要欄に理由を書きなさい、わかっていない、この条例を3回書いて持ってきてきなさい、これで覚えたか、このようなきめ細かい指導、年配者であればうるさく言っても相手は怒りません。副町長は行政の司令塔です。当面、副町長が会計管理者をバックアップして強い指導力を発揮すべきではないでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

本当にこのたびは議会議決案件を失念した事案並びに介護保険の特別徴収の事務処理誤りと、不適切な事務処理が重ねて発生し、議会及び町民の皆さんにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

この問題は、役場全体にかかる重大な問題であり、原因の分析、並びに再発防止策など全職員で話し合い、再発防止に努めてまいっております。

さて、議員ご指摘の収入役と会計管理者については、平成19年に地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を置くとの法改正がなされました。もともと収入役は特別職という位置づけでありましたが、法改正により一般職から会計管理者を任命することになりました。

ただし、地方公共団体の会計事務については、独立の権限を有するものであり、会計管理者は、その地方公共団体を代表するものでもあります。会計管理者に移行されても、これらの職務内容については何ら変わるものではありません。議員がおっしゃるように、特別職の位置づけが一般職の職員に変わった点は国の方針と時代の流れの中で位置づけが変遷してきたところでございます。

また、今回の再発防止策の一つとして、会計事務の手続きの作成を、現在、会計管理者を中心に進めておるところであります。今後もしっかりと会計管理者として適切な職務の遂行に務めていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 副町長田中令児君。

○副町長（田中令児君） まずもって6月議会にお願いしました、備品等の購入契約の議会未議決案件や介護保険料特別徴収の事務の処理の誤り、そして今回の特別職の非常勤職員の報酬等の改定など、不適切な事務処理が続きまして、議会並びに町民の皆さまに深くお詫びを申し上げます。

副町長として職員を管理、監督しなくてはならない立場であり、責任を痛感いたしております。再発防止につきましては、町長が申しましたとおり、再発防止策をまとめ、企画体制の強化やシステム改修などを行い、法制執務研修やコンプライアンス研修、そして危機管理内部統制研修などの職員研修を実施してまいりました。しかし、仕組みやマニュアルを整備し、職員研修を行っても職員一人一人が自分のこととして真剣に受け止め、考え、行動しなければ根絶は難しいのではないかと感じております。部長や課長の幹部職員を通じて、また、直接、全職員に、今本当に危機的状況であり、職員の本気度が問われていることを認識させ、信頼回復に努めていきたいと考えております。

また、会計管理者につきましては、会計事務を適正に執行する独自性を持った機関でありますけれども、その職務が適正に遂行できるよう支援をしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今その会計管理者というのは、役場の職員の普通のその行政職の方が交代交代というか、何年かに1回替わりながら務めておりますけども、しかし、この会計というのは、専門性が必要だと思っております。これ一般的にですね、ここはその複式簿記ではないから単式簿記だからそうそう難しいもんでもないけども、しかもRKKのコンピュータシステムに入っているからその非常にその間違いが少ないということはあるんだけども、それに甘えて、わからんでもデータが出て

くると。意味はようわからんと。会計責任者というのは、最初からですね、帳簿組織、こういう会計にはこういう帳簿が必要だと、指定金融機関とは一体何なのかと、当座預金とは一体何なのかと、現金出納帳とは一体何なのかと、残高証明で何なのかと、こういうのがですね、わからんといけませんね。わからん人がなってやっていったら、それは無理だと思います。これを一般的に会社でいきますとですね、普通そのちょっと大きくなった会社でいきますと、会計責任者というのは、普通簿記で言うならば1級簿記の資格を持っておりますね。1級簿記というと、簿記だけで言うならば公認会計士レベルですね。だから商業簿記、工業簿記、それから原価計算も入りますね。だから、それくらいの知識が本当は必要なんです。けども、大津町の場合はそこまでないから、多分2級簿記プラス経験ぐらいでわかるんじゃないかと思うんですけどね。だからそういう普通の人をですね、会計管理者に回すんじゃなく、ある程度資格を持った人を会計管理者にすべきだと思いますが、これいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 収入役の職権関連等についてお話ですけれども、19年前につきまして、その前にも収入役については、事務執行の前の指導というような形で取り組んでいただいております。また、常勤の監査委員というような方もおられまして、事務事業のチェック関連等をしっかりと取り扱っていただいていた経緯がございます。そういう平成19年の折りにも議会議員のほうから会計管理者でいいかというような質問、指導を受けた点がございます。そのためには、会計事務のできるしっかりした者を配置し、しっかりとチェックをしていただくというようなことを約束しながら、現在に至っておるわけでございますけども、議員ご指摘のように、このところいろんな課題事項が今山積みして出てきておるといような状況で、事務事業の量も多くなっておりますので、このようなかにおきまして、職員の適材適所といいながらもなかなかうまくいかないところもあるようでございますし、また、会計管理者につきましても、会計関連の中においても大変苦勞をしておるようでございますので、そういうなかにおきまして、議員のおっしゃるように、会計関係の資格を持ったものということになるとなかなかないようでございますし、そのような職員をしっかりと育てるためには、やっぱり会計事務を経験した者を持っていかなくちゃならない。また、議員おっしゃるように、そのためには1、2年で替えることなく、ある程度の期間頑張ってもらいたいというような方向を持っていかなくちゃならない。その中でしっかりと会計管理者としての事務執行ができるよう勉強をしてもらわなくちゃならないというような思いをしておりますので、今後の人事配置等についてもしっかりとその辺を考慮しながら職員の奮起に期待をしていきたいというふうに思っておりますので、今後とも不幸な事件が起きないように、しっかりとできる職員関連等をもって充てていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 当面は特別職の副町長を中心になってですね、その会計管理者を補佐しながら強い権限を持って職員を指導していかれるというほうがよろしいんじゃないかと思います。しかし、町が段々大きくなっていくとき、将来的には先ほど申しました、専門性のある人を入れる、あるいは

養成するというふうなことをやっていっていただきたいと思います。

それでは、3問目に入ります。

攻めの農業のリーダー育成が望まれる。小規模の米作農業が大規模化する途中にあります。将来を見据えることのできるリーダーの育成が必要ではありませんか。ということです。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の将来の農業を見据えた人材育成等について、また、農業の振興に取り組むというふうな形についての提案関連等じゃないかと思いますが、現在の国の政策は、大半の補助事業の交付要件には認定農業者と定めております。計画の達成や集落での効率的営農を実践することが将来を見据えた次世代のリーダー育成と足腰の強い経営体の確立に繋がることから、町も支援を強化しております。

認定農業者の中で、特に大津町は集落営農法人を推進しております。大津町には、ネットワーク大津、農業法人大津白川、もやいネット真城、灰塚農事組合法人と4つの組織が設立しており、その中でもネットワーク大津は、経営面積約320ヘクタールと大規模農業を実施しており、現在、先駆的な事業として大津町、熊本県、熊本県農業研究センター、JA菊池、農機具メーカーと連携し、畜産農家への飼料供給プロジェクトを進めており、安定した国産飼料供給の確立に向けて実証実験をされております。

今後の大津町の農業につきまして、町の特産であるからいもは、JA菊池の甘藷部会が熊本県経済連を通して、主に香港、シンガポール、台湾に輸出していますので、さらに推進していきたいと思えます。また、農業技術の輸出につきましては、本町の多くの農機具メーカーや種苗企業、野菜加工企業とともに連携しながら推進していきたいと思っております。そのためには、議員ご指摘のとおり、大規模化に対応できる自立したリーダーを育成していくのが重要と考えております。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明します。

認定農業者とは、自ら5年後の経営改善計画を作成し、市町村が認定するもので、平成5年度に創設されました。本町の平成30年3月末の認定農業者数は164経営体、うち農業法人44法人、ネットワーク大津を含む4つの集落営農法人も認定農業者でございます。

現在、矢護川・真木地区において圃場整備事業を推進しており、平成33年度に事業着手を目指しております。当地区は3反以下の田畑が半分以上占めていますので、大型機械を活かせない状況でございます。区画を大きく整地し、効率的な作業ができるようにしてまいります。特に矢護川地区は、独自のブランドで販売している「おいしい米作り研究会」が組織されており、リーダーが育っております。町は矢護川地区に集落営農組織を推進しており、真木地区の集落営農法人「もやいネット真城」とあわせて、農地の集約を進め、大規模化を支援していきたいと思っております。

主食用米につきましては、平成30年度から行政による生産数量目標の配分と直接払交付金が廃止されました。実質的な生産調整はなくなりましたが、今後も米価の安定を図るための需給調整は必要

であることから、熊本県では独自の作付け目安を算定し、各市町村の地域農業再生協議会に提示しております。本町には100ヘクタール、約550トンの作付け目安が提示されておりますが、主食用米の作付面積が大幅に増加することはありませんでした。今年は減反廃止元年ですので、全国の作付け動向を見守りながら今後の政策に活かしていきたいと思っております。

今後の本町の農業につきましては、国施策に沿いながら、地域の特性を活かした高品質・高付加価値のある農産物の生産を支援するとともに、新技術の確立や高能率農業機械の導入、農地の集積・集約等により、大規模化を推進し、これに対応できるリーダーの育成が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今、香港では、香港にその日本の卵が大量に輸出されているようでございます。なぜかと、香港では、卵掛けごはんが流行っているそうです。そのためには、新鮮な日本の卵が必要なんだそうです。だから香港関係には、県のほうもずっと進出されていると思いましたが、地道にですね、やっぱり前を向いて、海外を見ながらその闘っていくと、いつまでもですね、補助金農業ではいきません。それは農業する方が誇りが持てません。誇りの持てる農業、そういうのを目指して海外に打って出るということで頑張ろうではありませんか。

それでは、4番目に入ります。

開かれた学校、学校の経営は校長が行う。ここに運営となっておりますが、経営に訂正いたします。教育長は何をするのか。教育長と校長の関係がはっきりしない。教育長は校長に具体的にどのように指導、助言をされるのか。ここでも要求、指導というふうになっておりますが、指導、助言に訂正いたします。

憲法第26条に、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うと、義務教育はこれを無償とすると規定されております。そもそも義務教育の目的は何なのでしょう。新教育基本法では、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとされています。

第5条2項で、今まではちょっとわかりにくいですね。第5条2項で、義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立に生きる基礎を養い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする規定されています。この後者のほうが少し具体的でわかりやすいと思いますが、これでもまだなかなかわかりにくいですね。

現代の義務教育の始まりはプロイセンから始まったようですが、強い国家をつくるには、人材育成が大事である。ということでしょうか。富国強兵、殖産興業を標榜した明治政府がそれにならったのは言うまでもありません。戦前は、教育に関する事務はもっぱら国の事務とされ、地方では府県知事及び市町村長が国の教育事務を執行しておりました。戦後、アメリカ教育使節団の報告や教育刷新委

員会の提言により、教育委員会制度が導入されました。教育委員会は、行政から独立した委員会です。その後、改正があり、教育長は首長が議会の同意を得て任命することになりました。ここで教育長は教育委員会の事務のトップから教育委員会のトップに格上げになったわけです。教育長を通じて教育委員会への首長の関与も強まったということが言えるでしょう。

一方、学校長は、県費職員であり、大津町に赴任したら大津町の職員です。学校の経営は校長が行う。では、教育長は何をするのか。教育長と校長の関係がはっきりしません。教育長は、校長に具体的にどのような指導・助言をされるのかお尋ねいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の開かれた学校の質問にお答えさせていただきます。

まず、教育長と校長の関係を考えるにあたりましては、学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法でございますが、これが主に関わってまいります。

学校教育法において、公立学校は、各地方公共団体が設置管理し、その経費を負担する、いわゆる学校の設置者、管理主義が規定されております。そのため、各市町村がその設置した公立学校を管理するために設置している機関が教育委員会になります。教育委員会の役割は、地教行法において規定されていますが、設置者が行うべき学校に対する物的管理、人的管理、運営管理の一切を行うことが原則になります。

教育長は、この教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行することになります。しかしながら、教育活動における学校の自主性や創意工夫を尊重する必要があり、また、教育委員会は学校だけではなく、その他の教育、学術、文化に関する事務も管理、執行する機関であり、複雑・多岐にわたる学校の活動のすべてを教育委員会が直接管理、執行することは実際問題として困難であることから、各教育委員会の学校管理規則によりまして、学校という教育機関の長である校長に、教育委員会の職務の相当部分を処理させています。これは、地教行法33条に基づくもので、学校が自主的に決定して処理すべき事項と、教育委員会の判断を受けて処理すべき事項等を事前に明確にしておき、学校に必要な一定程度の主体性を保持させる趣旨であります。特に、地域に開かれた特色ある学校づくりを促進する観点から、文科省などは、これまで教育委員会の承認事項であったものを届出制にするなど、学校の裁量権を拡大する傾向にあります。

したがって、校長は、学校教育法など法令によってそもそも校長の職務として定められている職務及び教育委員会が校長に委任し、または命令した職務を行うこととなります。

学校教育法により、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定していますので、議員の質問にありました、学校経営は校長の職務でございます。

校長は、学校という教育機関の長として、通常は教育委員会の指揮監督を特に議論することなく学校の管理運営を行います。しかしながら、その学校の管理運営に問題があり、教育委員会が何らかの指揮監督を行わなければならない場合や、教育行政上の必要性から教育委員会として学校の通常管理運営に変更や改善を求めることができます。

教育委員会は、公立学校の管理機関として学校の物的管理、人的管理、運営管理に関する包括的、

最終的な権限と責任を有していることに鑑み、一般的に言いまして、校長の職として任されている事項であっても、教育委員会は校長に対し指揮監督を行い得ることになります。校長としましても、法令、条例、規則、規程にしたがい、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない、教育委員会の指揮監督に服さなければなりません。

ただ、通常におきましては、教育委員会の指揮監督という職務命令で、教育長として大津町の教育方針等に基づく学校経営のあり方について、校長に対する指導・助言等を行うことが基本となります。

校長に対する指導・助言につきましては、具体的にお答えしますと、日常業務におきまして、多くは国あるいは県の文書も含め、教育委員会からの文書による指導・助言を行います。そのほか、毎月の校長・園長会において、児童生徒の安全の確保や学力向上、生徒指導、さらには学校運営のあり方等様々な面から具体的な課題の指摘及び改善に向けた指導・助言を行っております。また、教育委員会が実施する年3回の学校訪問や町主催の教職員研修会など、定期的あるいは必要に応じ、教諭等も含めたところで様々な機会を捉えた指導・助言を行っているところです。

また、保護者や地域住民の方々からの個別の学校にかかる問い合わせや要望、苦情等が直接・間接的に教育委員会に寄せられることもあります。この場合、校長及び関係者から詳細な内容を把握し、問題を明確化したのち、学校運営上の改善が必要な場合は、該当校長に対し、具体的な指導・助言を行うこととなります。

なお、今年度から学力向上、不登校対策、働き方改革の三つのワーキングチームを校長をメンバーとして設置し、改善に向けた具体策を継続して検討させながら実行に移しております。

また、喫緊の課題の解決と同時に、第6次大津町振興総合計画に基づいた取り組み、さらには、平成32年度から小学校を皮切りにスタートする新しい教育課程への移行と、ここ数年は、教育が大きく変わる過渡期でもあり、大津町教育の今後の方向性を示していく大切な時期と捉えております。

教育委員会の代表である教育長といたしましては、今後とも各校長の学校経営に対するやる気と経営力を高めながら、大津町の教育の充実に向けリーダーシップを発揮していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今の説明で、法により教育長と校長で仕事の区別があるということはわかりました。今、文科省は、校長の権限を強めようとしているようですが、周りの状況を変えないと難しいと思います。今はよくなったと多くの教育関係者が言いますが、私は昔のことが蘇ります。教職員が、いや担任の先生がなかば強制的に狭山裁判の集会に生徒たちを駆り出していました。保護者宛に文書がきて、参加できない場合は理由を書いて提出してください。私は、「裁判のことは司法に任せるべきです。子どもたちに判断する能力はありません」と書いて提出しました。先生から睨まれたくないという思いで参加させた保護者も多かったでしょう。職員会議では、数人の教師が大声を上げ、会議を牛耳ったという話もありました。こんな状況で校長が学校を経営するとなるととても任せられません。校長先生、経営者はあなたの意思ですか。それとも誰かに恫喝されてやっているんですか。今よくなったとおっしゃるなら、学校を開かれた状態にして、住民に見せてください。職員会議を公開してください。校長に学校経営の権限があるなら、説明責任もあります。議会に出て町民の代表た

る議員の質問に答えられますか。というふうに、私は不満を持っているところでございます。

ここで、教育委員会に寄せられた保護者、住民からの苦情、意見にはどのようなものがあるか具体的にお答えください。そして、それはどのように対処されておりますか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） ただいまの教育委員会への学校に対する意見や苦情について具体的にどのようなものがあるかについてお答えさせていただきます。

教育委員会への意見や要望としましては、主に教職員の児童生徒に対する指導のあり方に関する意見やあるいは苦情、生徒指導を行う際の規則に対する意見や要望、宿題の出し方に関する意見、通学路の安全確保に対する要望、保護者間におけるトラブル等についてでございます。また、ときには校長自らが相談に来られるケースもございます。また、テレビや新聞、インターネット等によるマスコミ報道を受けてのご意見等をいただくこともございます。

電話や直接来庁されてご意見等いただく場合は、まず内容をしっかりと把握し、その場において対応できる場合には対応をいたしますけれども、関係講演の聞き取り等などを経て、後日、改めて対応したりもしております。

メールでのご意見等におきましては、直接メールにて返信するか、電話で直接お話をすることでの対応等も行っているところでございます。

さらに詳しい具体的な事例の詳細につきましては、申し訳ありませんが、ここでの答えは控えさせていただきますけれども、教育委員会といたしましては、保護者や地域の方々に大津町の教育についてご理解とご協力をいただけるようできるだけ丁寧に、そして真摯に対応させていただいているところでございます。

先ほどもお答えしましたように、今後も各校長の管理・運営等に課題等が生じた、あるいは生じるおそれがあると判断した場合は、積極的に学校に対し、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

大津町では、地域と一体となった学校づくりに取り組んでおり、すべての小中学校で国版あるいは県版のコミュニティ・スクールを設置し、地域に開かれ、地域と連携、協力した学校づくりを目指して取り組んでおります。坂本議員が言われる、開かれた学校づくりの重要性に関しましては、新学習指導要領の中におきましても、社会に開かれた教育課程の実現という項目で大変重要な位置づけとなっております。学校教育を学校内で閉じることなく、社会と共有、連携しながら充実させていくことは今後の教育を考える上で大変重要となっております。教育委員会といたしましては、今後も保護者や地域のニーズに応えられる学校経営がなされるよう、各校長への指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 学校が透明化され、開かれたものになり、校長が保護者だけでなく、地域住民からの苦情や意見に責任を持って理論的に答えられるようにならない限り、教育長の指導・助言は大いに必要だと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時01分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、山部良二君から欠席の届出があっておりましたが、午後から出席ができましたので、遅参の届出に変更させていただきます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆さま、こんにちは。傍聴席の皆さまもお忙しい中、お越しくださり大変ありがとうございます。お許しをいただきましたので、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。今回は通告書に記載のとおり、いわゆる広義の都市計画に関する2項目について伺います。

さて、エリアマネジメントや公共施設整備にあたって念頭に置くべきことは多数ありますが、日常性、波及性、継続性の3点は、必ず踏まえる必要があると言われております。質問をする上で前提となる考えですので、少し説明をさせていただきます。

まず、1点目の日常性に関して、特殊な行事、イベントを必要以上に想定するのではなく、何よりも日常、平時の活用を第一に据えた上で計画をつくる必要があります。実際に夏祭りのときにも活用できるようにというたぐいの話が幾つも出て、365日中、年数回のイベントのために日常時の有用性が低下する。あるいは予算が膨らむということが起こりがちです。

次に、2点目の波及性に関して、施設の整備にあたっては、当該施設や限られた近隣のエリアだけに目を向けるのではなく、全町的な視点、あるいは市町村の枠を超えた上で施設を位置づけて、必要な中身を考える。つまり、広域から局地を捉える必要があります。施設自体の利用効果は高めることは当然として、町全体の賑わいや経済効果を創出するために人の流れを生む動線を踏まえた計画が必要です。

次に、3点目の継続性に関して、施設やエリア整備にあたっては、初期投資だけではなく、維持管理に要する費用を追い込む必要があります。例えば、管理者を置くのであれば人件費は当然として、経年劣化による補修も木々の剪定などの定期的なメンテナンスも必要になります。そうした中長期的なコストや展望を持つこと。そして、必要に応じた見直しの視点が必要です。

以上、3点、日常性、波及性、継続性も踏まえ、まずは一つ目の昭和園に関する質問に移ります。なお、議論がしやすいようにお手元にイメージ図を配付していますので適宜ご覧いただければと思います。簡単に説明しますと、表が昭和園の全体像、裏面が本日指摘している具体的な課題箇所の一部となります。こちらです。少し読ませていただきますと、赤文字のあるほうが表なんですけども、概要は、改善すべき点はありますが、好立地かつ広大な敷地に緑あふれる素晴らしい公園。再整備によって利用効果の大幅な向上を図ることができるということで、写真上から見ていきますと、まず児

童広場があって、北側には、駐車場前芝生広場がある。こちら少々老朽化しておりますが、斜面を利用した野外ステージがあり、広大な中央の芝生広場があり、さらにテニスコートがあり、東屋のある広場もあり、美しいつつじ園や緑豊かな歩道があります。しかし一方で、裏面を見ていただきますと、こちら一部になりますが、例えば、南北にある施設案内板は既に薄ぼけた状態になっております。また、東屋は数カ所ありますが、この写真でもわかりますとおり、かなり老朽化しており、可能であれば塗装等も必要な状況となっております。また、その下のトイレに関しましては、すべて老朽化しており、一部は使用不能であり、さらに、トイレ付近に低木があるところは、女性のほうから不安等の声も聞かれました。児童広場に関しましては、こちらはもう数年前に一般質問でもしたところでありますが、複合遊具ありますが、ものすごく旧式であるため、可能であればリプレースが必要だと思っております。また、この同じ児童広場のところに低木が植えてありますが、そこの切れ目があって、それで落ちないように柵を設けてありますが、柵に大きな隙間があって、結局子どもが転げ落ちるような状況に、何かあればですね、なっております。最後の全体像に関しまして、つつじの季節は美しく、高木があるから日陰ができていところもあるんですけども、高木も低木も生い茂っているために、やはり全体的に暗いというような状況でありまして、また、夜間の照明も少ないというのが、私が何度か歩いて感じた印象でございます。

それでは、質問に戻ります。

昭和園は、好立地に4ヘクタールを超える広大な敷地を有しています。これはよくある例えで言えば、東京ドーム1個分弱の大きさであり、正方形にすれば200メートル四方のサイズです。実際に歩いてみると数字以上の大きさに感じられ、また、つつじ祭りの時期には多いに賑わう大変魅力的な公園だと私は思っております。しかしながら、その他の期間においては、テニスコートやグラウンドゴルフコートとしての利活用はあるものの、恒久的な憩いの場としての公園利用は少なく、ポテンシャル、潜在力を十分に発揮できていないと感じております。実際に昭和園の現状に目をやると、老朽化して、さらに一部は使用不能なトイレ、旧式の遊具、視界を大きく遮るほどに生い茂る草木、限られた駐車場など、改善すべき個別課題は複数あります。

一般質問に先立ちまして住民の方にヒアリングを行ったところ、利用者の方からは、主にトイレに関する苦言や夜間の照明の暗さが多くあげられました。また、数年以上訪れていない方からは、雰囲気暗くて怖い、そもそも何があるかわからない。何が置いてあるかわからないというような意見が多く聞かれました。これらはいずれも私自身が入念に歩いて回って感じた印象とほぼ同じです。また、訪れた際は猛暑の時期ということもありますが、日と時間を改めて4度訪問したものの、テニスとグラウンドゴルフのプレーヤー及び駐車場で車内で休息されている方を除くと、出会ったのは、運動を兼ねてご夫婦で散歩をしている様子の2人のみでした。こうした状況ですが、当該公園には、剪定や消毒などの草木の管理で約900万円、トイレなどの清掃で約150万円の合計で年間1千万円以上の維持管理費用がかかっていることも踏まえれば、なお一層、有効活用の必要性を感じております。再整備に必要な予算は、改修レベルによって大きく異なりますが、まずは施設の位置づけやあり方を整理し、敷地を児童エリアや運動エリアなどに分ける新たにゾーニング、区画整理案や初期投資及び

維持管理費用を盛り込んだ現実的かつ抜本的な整備計画を策定した上で、段階的に再整備する考えはないかを、次の6つの観点から伺います。

1点目、主要な施策の成果の今後の方針をみると、本日から昨日の一般質問の答弁でもありましたが、昭和園から大松山公園までのルートを整備し、観光客が立ち寄れるようにする必要があるとの記載もあります。その点も含めて、町全体から見た昭和園の現在の位置づけと求められる役割について伺います。

2点目は、老朽化した施設、物品のリニューアルの観点です。具体的にトイレ、複合遊具、施設案内看板、ベンチ及びテーブル、東屋をあげておりますが、ハードの改修・更新についての考えを伺います。

3点目は、防犯及び心理的安全面を考慮した防犯カメラと公園灯の設置。利便性の向上と収益確保を意とした自動販売機の設置。敷地面積に対して少ない駐車場などのハードの新設拡充についての考えを伺います。

4点目は、視覚やデッドスペース、つまり草木が生い茂っていて利用できない空間、彩光面での改善及び維持管理コストの抑制を意としたつつじ高木の部分的伐採についての考えを伺います。

5点目は、イベントでの利活用促進についての考えを伺います。こちらは、つつじ祭りで実施しているようなステージイベントや青空教室などを思い浮かべていただければと思います。どのような場にするかのあり方の整理が先になりますが、要綱を定めて文化ホールなどのように住民が気軽に借りることができるようにして門戸を開くことで、平時の利用者増にもつながり、賑わいが生まれると考えております。

6点目は、市民参加型の再整備計画策定についての考えを伺います。そもそも再整備計画を策定するかどうかの問題が先にあるのですが、策定するのであれば、住民参画が不可欠だと考えています。住民の声を聞きながら進めることで、住民ニーズとのずれが抑制できるとともに、愛着が湧くことで完成後の利活用も進みます。また、自治体の財源難などを背景に、地域住民主体で維持管理を行う公園も全国的に増えています。それも一つには、企画段階からの協働があってこそだと考えております。

以上、6点になりますが、高齢者も子育て世代も増加している本町においては、大規模公園のもつ休養、休息や余暇活動、運動、地域のコミュニティ活動等によりもたらせる利用効果の重要性はますます増していくものと考えられます。

そうした点も踏まえ、町長の答弁を求めます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。金田議員の昼からの第一発目の質問にお答えをしたいと思います。

昭和園の管理関係等についてでございますけど、ご承知のように、昭和園は、完成当時におきましては、近代的な公園として、また、日本一のつつじの里づくりのシンボル公園として、地元住民だけでなく、人々の憩いの場として昭和52年から都市公園として整備を行ってまいりました。現在、か

らいもフェスティバルをやっており、30回を迎えておりますけども、第1回目のからいもフェスティバルの場所ともなっております。しかし、駐車場の問題とかいろいろありまして、HSRの広場のほうへ変更になってきております。しかし、桜の開花あるいはつつじ祭り等には多くの町外からのお客さまが花見を楽しみにしておられます。日常的な利用といたしましては、もう議員おっしゃるように、グラウンドゴルフの団体が利用されたり、あるいは小学校や保育園の野外活動関連等にも利用されております。

当初の目的であった、日本一のつつじの里づくりにおいて、一定程度の成果を達したと考えております。今後の位置づけは、昭和園からの上井手を通りながら大松山まで結ぶつつじの散歩道としての起点として持っていければなどというふうに考えております。現在におきましても、上井手を守る会をはじめ、駅北の商店の関係の皆さんがこの地域の活性についていろいろと取り組みをされておられますので、大津町としましてもしっかりとその民間の活用を支援をしていければなど、そういう中で、これまで我々は大津町の上井手水系とともに文化伝承館を基点に、あるいは、交流館をとというような形で、この全体地域を、北側の全体地域を公園とともに今まで点であったのを線で結ぶような地域振興を図っていければなどというふうに考えて、今後についても多くの町民の皆さんのアイデアを活用しながら支援をしっかりとやっていければなど、53年ごろつくった公園でございますので、議員ご指摘のように、大変公園も傷んできております。同僚議員からもトイレの改修関係、洋式に変えろとか、いろんな形でこれまでやってきておりますけども、一部の扱いでございますので、担当のほうに今後公園の長寿命化の計画をしっかりと今やらせて、去年つくっておると思っておりますけども、その中で計画をつくらないと国の補助金がもらえないというようなお話でございましたので、計画をつくりながら、補助事業を活かしながら今後の整備をやっていければなど。ただし、議員も心配されておられますように、遊具関連等はいつ悪くなるかわからないというようなこともございますので、この辺の公園の見回り関連等についてもしっかりと取り組みながら、単独でやるべきものは即やっていかなくちやならないというふうに思っております。剪定関係等についても、大分大きくなっておりますし、私も散歩の傍ら朝いきますけども、下の公園の中にあるトイレ関連等の入口関係等には、やっぱり高木になるとちょっと怖いな、利用できないなというような思いをしておりますので、ああいう高木のものについてはカットすることも必要ではないかなというふうに思っております。すべてをカットするとなるとやっぱり毎年お見えになれるお客さまの花の楽しみというのができないし、我々としても植栽管理業者については、花の咲くようにというのを第一目標に宿題を出しながら剪定をお願いしておるところでございますけども、この辺は担当と業者の中で十分話ながら危険箇所関連等についてはしっかりと管理をしていければなどというふうに思っております。

5つの問題関連等につきましては、担当の部長のほうから詳しくご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

議員ご質問の昭和園の再整備による町の魅力向上についてですが、まずは、昭和園の歴史について若干ご説明させていただきます。昭和園がある場所には、以前、菊池東部実業学校がありました。昭

和6年11月に昭和天皇の行幸を記念し、菊池東部実業学校庭園を昭和園と名付けられました。その後、昭和50年に大津産業高校の移転に伴い町が買収し、昭和52年度より、周辺の土地を買収し、昭和62年度まで整備を行い、現在の昭和園ができあがっております。

昭和園の状況についてご説明いたします。

公園の施設としては、先ほど議員もおっしゃいましたように、敷地面積は4万2千361平米でございます。施設としましては、管理棟1棟、休息舎1棟、パーゴラ2棟、東屋2棟、便所5棟、テニスコート2面、植栽としては、つつじ15種類3万1千200本、クス・ケヤキなど樹木が25種類、220本が植栽されております。広場としては、行幸記念碑の北側の檜林を中心に、東につつじ庭園、多目的広場、南に児童広場、西には芝生広場、屋外ステージなどが完備されております。

施設の利用状況ですが、平成29年度の状況については、テニスコートでは、延べ426団体、1万3千208人で、町内利用者が1万2千129人、町外利用者が1千79人です。芝生広場については、グラウンドゴルフが毎日午前中行われており、町内4団体、年間約1千名程度の利用で、室小などの利用が5団体、812名と駐車場の利用が6団体から使用があがっております。また朝の早起き会や隣接するあけぼの団地の住民の方々も利用されております。

施設の状況ですが、昭和52年から62年にかけて整備を行っております。30年以上の施設がほとんどです。また、議員ご指摘のように、公園整備後30年以上経過し、トイレや遊具など施設の老朽化も著しく、つつじや高木の清掃、樹木の管理費用や伐採など、課題があります。

平成29年度に行った公園施設長寿命化計画では、東屋やトイレなどの施設が老朽化しており、年度ごとに撤去更新や補修をする必要があります。すべての施設を改修すると多額の費用が必要となりますので、社会資本整備総合交付金など補助事業を活用しながら改修を進めてまいりたいと思っております。また、防犯カメラ、公園の照明についても補助事業や基金等を探してみたいと思っております。自動販売機については、諸条件はありましたが、美咲野の公園に防犯カメラ付きの自動販売機が設置してありますので、同じような利活用はできないかなど、調べてみたいと思います。駐車場につきましては、広ければ広いほどよいと思われませんが、近隣は住宅地が広がっており、用地の買収は非常に厳しいと考えます。植栽については、つつじについても30年以上が経過し、また、園内を暗くしている高木についても予算の範囲内で手入れを考えたいと思います。

位置づけとしましては、今町長が申しましたように、昭和園から上井手沿線の神社仏閣、上井手公園の水車、手永会所の門、石橋、日吉神社、大松山を結び、これまでは点々としておりましたが、これからはそれを線で結び、地域振興の起点として位置づけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

大きくまとめると2項目ですか、2点再質疑させていただきます。

まず1点目、ほぼ町長がおっしゃられた項目に関するところなんですけども、そもそも現在の位置づけだとか、今後の計画とかありますが、私がやはり一番考えているのが、この既存のトイレだとか、

東屋だとか、順次更新する必要があるのやっっていく必要があるという話だったんですけど、やはり計画というのが大前提になると思うんですよ。今回、同僚議員のほうでも学校整備でも計画というのがありましたけども、順次直していくのもやり方ではあるんですけども、本来的には、そのあるべき姿とか、10年後、5年後の段階的整備の計画の姿を描いた上で、では、どこを直すか、どこを優先順にやっっていくかと、場当たりのになりますし、結局、もののリニューアルにしかならないんですよ。今回、私をご提案したいのが、今のゾーニングも一応区画整理もできて看板もありますけども、結局、看板自体が錆びれたような状況で、うまくわけてないというような印象を受けております。ですので、それも踏まえた上で、昭和園全体としてどこに何を設けて、先ほどつつじだとか、桜の高木等をすべて切るわけにはいきませんというお話もありました。私もそこは同意します。ただ、例えば、子どもが遊ぶ児童スペースであれば、特に高木とかつつじとか、死角をなくすだとか、そういった配慮は必要だと思うんですよ。そういったところを一つ一つ描いた上でやっっていく必要があると考えております。ですので、その計画づくりというのをやる考えがないかというのを改めて聞きたいと思います。

そこに関連して2問目というか1.5問目なんですけども、先ほど上井手からの散策ルートというのもありました。そちらのほうも、こちら昭和園を全町的に考えるのであれば、そちらも計画を立てた上でやらないといけないと私は思っているんですよ。この町のほうからも、町長からも強い思いがあって駅前から上井手の景観だとか、整備計画進めていますけども、ざっくりとしたイメージは何度も町長もお話していますけども、書面に落ちた具体的な絵面というのが、特に昭和園までにかけてですね、出てきて、私は今まで見た記憶がないので、そこもあわせて考える必要があるのではないかとこのように考えております。

3点目というか、すみません、こちら3点目にさせてください。3点目ですね、2点目が先ほどのもう少し大きな計画の話。3点目がハード面のところで、1点ちょっと聞き逃して申し訳ないんですけども、公園灯について、もう一度、先ほどなかったのであればどうするかという考えを伺いたいと思います。

後は防犯カメラ、自動販売機に付けるような話もありましたけども、自動販売機だけではなく、中のほうの防犯カメラというのがやはり抑止力があると考えています。もちろんコストもかかる話ですので、ライブで確認できる必要はないと私も思うんですよ。ただ、安価なもので後に録画を確認できるようなものとかあればいいのではないかと考えています。特に今回、経済建設常任委員会のほうでもトイレのいたずら等ありましたけども、トイレのいたずらだとか、破壊に関しても修理費用がかかります。ただこういったものを置くことによって抑止力になったりだとか、あるいは、犯人探しとか、そこを突き詰めて賠償金なり、修理費用なり負担をお願いすることもできると思いますので、そういった全体観も踏まえた上で、改めて答弁を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 順番が前後いたしますけれども、公園灯につきましては、今現在、役場庁舎の計画を立てておまして、それに付随して幾つかの整備計画が必要になっ

てくるというようなところを、今庁内で話しております。それには全体計画を補助事業をもらって計画を立てて、そして整備をすると、その中の計画に昭和園が入れられないかというようなところで、今都市計画のほうで検討をしているところではございますけれども、補助事業をもらうにはいろいろな諸条件がありまして、それについては、半径が1キロ以内というようなところもございまして、そういった補助事業に乗せて、電灯とかも金がかかると思いますので、そういったものでできるならばやりたいというふうには考えております。

それから、トイレ等の場当たりの更新というようなお話でございましたが、今立てております長寿命化計画と申しますのは、改築更新はできます。全体計画の整備のやり直しというものについては、この事業ではできません。ただ、今現状、非常に30年も施設が経っておりまして老朽化が激しいということで、ハードの更新、改築については、今考えております。遊具についてもその中で検討を今しているところではございます。

それから、上井手散策ルートの全体的な図面ということでございましたが、こちらにつきましては、商業観光等担当課と今後検討したいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 現在ある公園関連等については、29年度で計画しておる、それに基づいて補助事業関連等で管理をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。公益的というと、どこまで公益かと、例えば、先ほどかんがい事業の関係がありましたように、鼻ぐり井手でも入れるのか、それに基づいて上井手や下井手関連等の取り入れの石の文化というか、そういうものの中で菊陽と一緒にやっていく方法、関係、イベントも同じですけども、あるいは鉄砲小路の関係と大津町の流れの関係をどうするかということも今後広域的に公園あるいはこの地域の振興に考えていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、まずは町の中での広域的な公園整備関連等につきましても、北部のほうにつきましては、常日頃からいっております矢護川の鞍岳周辺の森林紅葉浴というような森林の森に森関係を計画したいというようなことで、植栽関係もゴルフ場跡に植えながら植樹関係も大体終わってきておりますので、後は環境保全税関係をうまく利用できながら、林道とあわせたとことでの観光ルートの道路ができないかなと。部分的でありますけど、まだまだそういう部分的な事業の中で最終的にはそういう北部地区の観光ルート、あるいは、住民の皆さんが期待しております白川水系の観光ルートについても、江藤家を中心に岡本家や、あるいは下町の坂本家などをつなぎながら、神社仏閣関係がございまして、その散策関係をうまくつなぎながら、立野ダムや俵山のほうへの自転車やバイク関係の観光ルートにできないかなと、そういう意味におきまして、震災でいけなかった岩戸神社関連等についても登山口関連についても復旧をできないかというような形で、今担当のほうと、国の担当のほうとご相談をさせていただいております。そういう意味におきまして、岩戸の里の跡地の問題、これにつきましてもいろいろ検討を重ねておりますけれども、この件につきましても、グラウンドゴルフ関係は地域の皆さんが一生懸命あそこで健康増進関連でやっておられますので、これを取り上げるわけにはいかないなというような思いをしておりますので、そういう観光ルートの中での一つの位置として、今後、何か考えられないかなと、企業誘致はどうかなというような思いを

しておりますので、そういう大津町全体の中で、まず一つ一つのものをつくりながら将来的には、それが一体的になるようなものを今後計画をやっぱりやっておかないと、それぞれの個人の思いだけではまずいなというような思いをしておりますので、今後につきましては、そういう観光関連をはじめとする公園や神社仏閣関連の計画、図面というか、計画をもっていくための計画をしっかりと問いながら国・県の補助を取り入れていければいいなというふうに考えておるところであります。そういう意味におきましても、今後、今やるべきものをある程度揃えながら、全体的な町の流れの中で、広くは菊陽や益城、あるいは西原、そして南阿蘇、あるいは菊池というような形の中で、それぞれの関連の道路もございますので、うまくその辺の広域関係で計画をしていかなくちやならないというふうに思っております。この件につきましては、県のほうは玉名や菊池、山鹿という線が強く観光振興をしておりますので、我々として豊肥線絡みのこの菊陽、大津についてももう少ししっかりと考えていただくようお願いをしておるところでありますし、空港関係もございますので、県にはそういう形でしっかりと今要望しながら支援をしていただくように、今お願いをしながら町の振興に役立っていければなというふうに思っておりますので、今後については、そういう計画も策定していかなくちやならない時期にくるんだなというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 昭和園を含めた全町的な公園のあり方、観光について詳しく述べていただきました。改めて、再度質問をしたくてですね、私のほうが話広げて恐縮なんですけども、あくまでも今回昭和園という公園を全町的に位置づけたところで考えたいと思っております、と言いますのも、最初にこちらチラシ見たとおり、昭和園、私も久しぶりにゆっくり歩いてみたんですけど、本当に広大で緑も豊かで素晴らしいんですよ。職員さんの方もぜひ、いろんな意見で、結構職員さんでも最近行ってないねという声がよく聞かれてですね。先ほどテニスコートだとか、グラウンドゴルフの利用はものすごい多いですと、それは私も承知しております。でもそれは公園、憩いの地としての公園の利用ではなくて、あくまでもグラウンドゴルフ場、あるいはテニスコートとしての利用なんですよ。そこで、この昭和園の広大な敷地、そして立地ですね。町の最も人口密集部に近いところであって、かつ駅から歩けないことはない。で、町長の考えの中で大松山等で散策ルートとしても考えていると。そうしたときに、この昭和園というものは、現在、維持管理1千万円ほどというお話ありましたけども、もう少しお金かかるようになるかもしれないんですけども、今1千万円で、例えば、年間一般利用者が1千人いたとして、200万円出すことで3千人、4千人来るような公園できるのであれば、それはまた投資対効果として、私はプラスだと考えているんですよ。そのために必要なことが、先ほど長寿命化計画立てているという話もありましたけども、それはあくまでも助成金をもらうための計画であって、やはりどういう展望を描いて、どういう公園にしていくかという計画と、やはりそれがあると私も中身確認して感じたところなんですよ。ですので、そのもっとも頭となる計画を今日、明日とは言わないんですけど、まずは概要だけでも話し合っただけで考えていくことによって、もっと有効な活用、そしてそれが住民の憩いだとか、豊かな時間を過ごすことだとか、あるいは観光客、経済効果、そういったものに繋がっていくのではないかとという上での質問ですので、その上でこの計画

づくり、ゾーニング等も踏まえた大きな絵ですね。をどう考えるか、改めてご答弁いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

先程来申しておりますように、長寿命化計画につきましては、施設が老朽化しているというようなところで、施設の改修を行わなくてはならない。ただ、議員さんおっしゃいますのは、施設の改修じゃなくて、全体的にどうやるのかを考えてから改修等もやれというようなお話だと思いますけれども、今、喫緊の課題としては改修をせないかん。ただ、計画をつくるにしましても、それを行うにしましても、今では単発、昔はよくあったんですけども、道路改良すると、何とか線の道路改良という補助事業があったんですけども、今ではほとんどそういった事業がありませんで、全体的に考えないといかんというようなことで、昭和園整備単発の補助事業はないと思われまして、全体的な計画の中での一つの公園というようなことを考える必要があると思ひまして、その中ではここ1、2年ではちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 理解がかみ合っていないんですけど、私は別に単発で整備しろという話じゃなくって、その今後5年、10年かけて補修メンテナンスしていくかもしれないんですけども、それするにあたって、現段階でその緻密に、例えば、1人の担当者が2、3カ月かけてつくるような壮大な計画だとか、緻密な計画をつくれという話じゃなくって、もう少しもう大綱でもいいので、そういったものを立脚した上でやっていかないことには、多分今のままの利用しかかわらないんじゃないかと。それでいいとすればそれでいいんでしょうけど、私としては、この素敵な立派な好立地な公園をもっと活用したいと思っております、その上で、まあ質問できませんけど、改めてご検討というか、ご考察というか、していただければと思います。

それでは、質問回数上限ですので、次の質問に移ります。

続いては、スポーツの森駅に関する質問になります。こちらも俯瞰図というものをお配りしておりますので、参考にいただければと思います。

これまでスポーツの森周辺への駅新設に関する議論は多様な視点から幾度となくされています。今回の質問に先立ち、過去の議会議事録を確認し、各担当課の方ともお話をさせていただきましたが、主にスポーツの森へのアクセス向上、利用促進、公共交通面での利便性向上、あるいは数百メートル圏内程度の近郊エリアの発展という視点での議論が多くなされていることを確認しております。結果、主に、費用対効果の問題から具体的な計画策定や実現には至っていないというのが私の現状認識です。この費用対効果については、今議会で配付された最新の一般質問への行政の対応状況においても、駅については、以前から何度も検討した結果、建設費用や維持管理費用等に多大な出費が必要となるため、非常に難しいという結論になっていますとの記載があります。確かに、先に述べたスポーツの森へのアクセス向上や近隣のエリア開発の延長線上で考えるのであれば、初期投資で数億円、やり方に

はよると思いますが、毎年数百万円から1千万円を超えることも考えられる維持管理費の費用対効果は収支あわないと結論に私も同意するところです。

したがって、今回は視点を変えて、中長期的な時間軸で、かつ空間としても全町的に見た上でのスポーツの森駅の意義について、改めての意見を交わしたいと考えております。まず、大枠をお伝えすると、この駅の意義を全町的に捉えた場合、新設によって近隣への発展は当然として、少し概念的な話になりますが、肥後大津駅が東の端として認識されている市街化エリアの意識上の境界線がさらに東、スポーツの森まで伸びることで、両駅間の全エリアの魅力までを高めることができると考えております。この点は、後ほどもう少し詳しくお話します。さらに、近接する吹田団地や内牧・外牧方面、南北の道路でつながっている北部の東部地域などにも恩恵が見込まれると考えています。また、創造的復興や熊本空港への豊肥本線の延伸・分岐などが議論される中で、今こそ空間的にも時間的にもより広い視点での先を見据えた具体的な検討が必要だというのが私の現況認識です。

以上を踏まえ、当該駅の意義を6つの観点から問います。

1点目は、近郊エリア開発、発展の観点です。こちらは、これまでも多く議論されてきた点ですが、新駅によって森区や大林区、引水区などは直接的な発展が見込めると考えています。もちろん、先にエリアの未来像やあるべき姿を描いた上で開発を主導、あるいは誘導するという発想は必要です。

2点目は、両駅間のエリアの魅力向上の観点です。都市の発展モデルとしては、一般的にある場所に駅が新設された場合、当初は周辺の開発が進みます。そして、次の段階として、既存駅と新設駅間の開発エリアの間を埋めるように、アメーバー状に都市が広がって行きます。さらに、先ほど意識の境界線の話をしました。町内不動産会社の方にもヒアリングをさせていただきましたが、入居や用地購入を決める際、この土地へのイメージというものは、我々が考えているよりも大きな要因のようです。例えば、私個人としては、陣内、下町、上町のエリアは、肥後大津駅や空港、市内への好アクセス面、さらには小中学校や幼稚園も至近で、コンビニや飲食店もある好立地という認識ですが、特に大津町内からの転居を考える方は、南過ぎるというような漠然としたイメージで、最初の選考段階で避ける方が多いという話を聞きました。また、若年層の移住傾向として、阿蘇の方は大津へ、大津の方は菊陽へ、菊陽の方は熊本市へというのが大きな流れのようですが、肥後大津駅よりも阿蘇側と比較して、スポーツの森駅をはじめとした振興開発エリアよりも熊本市側のほうが立地は全く同じでも、特に若年層は魅力的に感じるというのは、私も直感的に理解できます。もちろん開発レベルなどに依存しますが、新駅の開発は両駅間エリアの魅力向上につながり、それは不規則に広がるスプロール状の開発の抑制にも寄与すると考えております。

3点目が東部・北部の魅力・利便性向上の観点です。スポーツの森駅が新設されるとともに、周辺に飲食店などもできることで人口減少傾向にある内牧・外牧区までの生活利便性への向上、引いては過疎の抑制にもつながると考えております。また、北部においては、吹田団地はもちろん、高尾野地区や真木地区などへも一定の恩恵があるのではないかと考えております。

4点目は、これまでと切り口が若干異なりますが、スポーツの森による経済効果創出の観点です。現在、スポーツの森には多くの方に利用されていますが、宿泊者を除き、飲食などによる経済消費は

極めて限定的だと考えています。その理由の一つには、徒歩圏内に飲食店や商業施設などが無いことがあげられます。コンビニが1カ所ありますが、大会などの開始後にわざわざ歩いていく方は極めて少ない状況です。先ほど同僚議員の質問にもあった、近年の人工芝も含めて、多大な予算を投入して完成したすばらしいスポーツの森です。一層投資や費用対効果の視点が必要だと考えています。駅の新設とあわせた飲食店や商業施設を織り込んだ開発計画によって、施設を利用する方が試合の前後や合間、あるいは随行者が送迎前後や待ち時間に消費活動を行える環境を構築することで、町の雇用や税収増、さらには周辺住民や利用者の利便性向上も図ることができると考えています。近隣に中九州横断道路のインターチェンジが建設されることも踏まえるべき要因かと思えます。

5点目は、空港へのモノレールや豊肥本線延伸などの動きに先んじる観点です。ご承知のとおり、蒲島知事は、昨年12月の県議会において、空港へのアクセス向上に向けた、熊本空港連絡鉄道の検討を再開する旨の答弁をされています。県は、鉄道によるアクセス改善について3案、1つ目、豊肥本線から分岐して熊本空港まで延伸、2つ目、モノレールを熊本市の中心部から空港まで建設、3点目、熊本市電の延伸を比較検討しています。個人的には諸々の条件を踏まえると、今回の再検討も豊肥本線の分岐延伸案を基本に進められているのではないかと考えております。その前提に立てば、より一層、前回検討の俎上に載っている三里木駅からの延伸は有力な案の一つであり、仮にそうならば、本町にとっては宿泊、観光、利便性等の面で様々な不利益が生じると考えています。また一方では、創造的復興の一環として、南阿蘇鉄道の豊肥本線の乗り入れの話も持ち上がっております。スポーツの森駅の新設が必ずしも直接的にこのような動向に対するアクションになるとは言いませんが、こうした広域的、中長期的な動きも織り込んだ上で、多様な観点から検討を行うべきだと考えています。

以上を踏まえ、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員のスポーツの森の駅周辺の開発関連等について、今議員からいろいろと提案がございました。我々もあの地域はしっかりと開発する適当な場所というふうに考えております。これまでにつきましても、まずは駅をつくってはどうかというような形で、スポーツの森関連の開発の段階では、開発行為の中に駅をつくる計画がなされておりましたけども、JRとの相談、いろんな形の中で、今その駅の完成には手間取っておるといような状況でございます。もちろんそういう駅が先かどうかということで、JRのほうでもいろいろと相談する中で、我々がやっぱり地域の開発をしっかりとやっておかないと、乗客関係の数をしっかりと増やしてやらなくちゃJRも乗ってこないなということを、そうしてまた、大津町がどれだけその駅に対して金を出すというか、支援をやっていけるかというような課題もあります。つくった後の問題も、今陸上関係のバスの赤字路線についても金を出しておるように、そのようなことも考えられるというような状況でございますので、いかに地域の開発をしっかりとつくっていかなくちゃならないかというようなことで、これまでいくつか内々でご相談を地元の方にご相談した件もあります。JR瀬田駅の開発関連、あるいはまた瀬田周辺の開発関連等について、民間活用での大型開発ができないかというようなことをやらせていただいております。そういう中で、我々も今後についても、その方向でしっかりと取り組んでいきたいなとい

うふうに思っております。その辺の調査を今いろいろと検討させていただいておりますけども、要は、町がどれくらい、10億なり幾らなりをやっても、その費用対効果で10年後は、20年後は、その地域の経済、あるいはそれが報われるようなことであるならばというような考えを持っておりますので、その辺のところについては、またある程度計画関連等が出来上がった段階でご相談ができるかなというような思いをしております。そういう我々として大きな民間活用を進めながら、それぞれの地域に北側とか、駅周辺とかについては、今、民間の住宅開発関係がどんどん進んでおります。その住宅開発につきましても、やっぱりいろんな課題がございますので、できれば民活で確保された中で、基幹道路が必要であればそういう道路については用地を寄付していただければ町で道路の建設はやっていこうというようなことで、今そういう民間の開発の推進を今そういう形で図らせていただいております。今後につきまして、いろんな形であの地域は大津町の次の夜明けの地域だなというふうに考えておりますので、いろんな形で今後の開発をするとともに、そうすることによって駅の開発も自然となされて、運動公園をはじめ、その周辺の皆さんに大きな利便性が向上してくるんだなというような思いをしております。もちろん、スポーツの森から空港までというようなお話も聞いておりますけども、いろんな形で、今議員おっしゃるように、3つの案について、大変大津町としては不利な条件ばかりでございますので、現在、今ライナー関係が走っておりますので、このライナー関係をいかに大事に利活用、発展していくような形を我々は維持していかなくちゃならないというようなことで、県の交通対策課についてもいろいろと相談する中で、それなりの多くの金を打ち込まなくともこのライナー活用のできるような方向をやっぱりしばらくはここ何十年かはお願いできればなというような思いを県当局にもそういう形で話をさせていただいております。そういう交通体系についても、県道関連等についても、今しっかりと森と吹田間のバイパス工事をはじめとする道路整備、あるいは57号の拡張工事関連等についても、計画に則って今開発が進められておりますので、それなりの利便性がどんどんとあがってくる地域だなと、我々もそういう思いをしております。そういう思いで、今後につきましてもしっかりとその開発関連等については、いろんな情報をしっかりと取りながら、町の発展のためにも、あの地域の開発は考えていきたいというふうに思っております。

詳細については、また担当部長のほうから若干お話をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 新駅設置に関して、ご説明申し上げます。

運動公園に新駅を設置する費用については、平成16年度に調査を行っており、前提条件として、運動公園想定利用者数を15万5千人、大津町想定人口を3万2千300人、新駅の乗降客を341人と想定した場合、10年以上前の試算ではありますが、駅舎関連のハード事業に4億2千700万円、維持管理費に人件費を含んで、毎年1千万円の経費が必要になるという結果が出ております。無人駅で簡易な駅となれば費用は抑えられる可能性があるものの、請願駅扱いになると思われますので、その費用はすべて町が負担することとなります。JR九州としては、新駅を設置するにあたっては、設置後の収支が見込めることが大前提になるということでございまして、新駅設置実現については非常にハードルが高い状況であります。

また、議員ご指摘のスポーツの森へのアクセス向上・利用促進、公共交通面での利用性向上、数百メートル圏内の近郊エリアの発展という枠内での検討においては、費用対効果の面で課題があります。近隣の例では、熊本市北区の光の森駅は1日に2千711人、平成29年度、肥後大津駅は2千555人です。乗車人員の利用があり、熊本県住宅供給公社が事業者となり建設しました。光の森の分譲が始まると開発は一気に進み、大型ショッピングセンターのオープン以来、店舗・住宅ともにさらに加速し開発ラッシュの地域となりました。

現在、大津町運動公園の近郊の開発については、引水から東のほうに住宅などの開発が進んでおり、国道57号の復旧と4車化が進み、交通網の整備が進んでくると周辺の開発も今後は進んでいくものと考えております。また、瀬田駅周辺については、町長が申しましたように、瀬田駅周辺の振興が進めば、引水東と瀬田駅との間において、民間による開発も考えられると思います。

もう一方の考えとして、民間による開発ではなく、土地区画整理事業を行い、新たに商業集積や大型の物産館を誘致するなどの方法もありますが、多額の費用と時間が必要となってきます。例えば、合志市御代志の区画整理事業は18.1ヘクタールの面積で約30億円の事業費が必要となります。また、若干規模、事業内容も違うかとは思いますが、益城町の区画整理事業では、面積28.3ヘクタールで総事業費も126億円と多額の費用を要し、事業期間も長期にわたります。以前、引水東区周辺の区画整理を手がけましたが、途中で頓挫した経緯もございます。

また、振興策の一つとして、町道アルコール前線のように、用地の無償提供を受ければ、幹線道路工事は町で行うなど、様々な振興策は考えられると思います。

一方、スポーツの森への交通アクセスにつきましては、空港へのモノレールや鉄道の延伸など、空港アクセス改善の問題とも関係してまいります。現在、熊本県がJR豊肥線の分岐・延伸、熊本市中心部からモノレールの敷設、熊本市電の延伸、道路整備など複数の選択肢について、利用者数や事業費、定時制所要時間などを比較する調査を行うなど検討されていますが、前提として、熊本市からの定時制の確保と時間の短縮が求められていますので、スポーツの森を経由しての路線は遠回りとなるため大変難しいのではないかと予想しているところです。

ただし、菊陽町から分岐される話もあるようなので、分岐路線が設置されるならば、肥後大津駅から分岐するよう要望したいと思いますが、モノレールなど新しい軌道敷を設置する場合には多額の費用がかかると見込まれ、開通後の運営形態や採算面の課題などもありますので、できない場合も想定しているところです。

町としては、肥後大津駅から発車している空港ライナーの運用開始から7年目を迎え、利用者数は昨年度過去最高となり、今年度はそれを上回るペースとなっているところでありますので、現状においては、空港ライナーの知名度を高め、更なる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

今後、町中心部からスポーツの森、瀬田駅方面に向かって開発が進めば、スポーツの森周辺に飲食店や宿泊施設などの進出も期待でき、税収面等を含め一定の経済効果が期待できるものと考えられ、更にはJRを利用する方が増加し、新駅設置の必要性も高まると思いますので、そのような状況になれば、設置に要する費用や利用者の見込み、その効果等を十分検討の上、JRとも十分協議しながら

進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 町長からも非常に前向きというか、町長自身としてもぜひ進めたいと。ただコストの面だとか、地域との折衝の関係でなかなか進められないところがあって、多分ご自分として苦しいというようなニュアンスで私は受け取りました。で、部長のほうからは、主にコスト面でなかなか厳しいのではないかというお話でした。私もですね、議員になってからしばらくの間は、正直、スポーツの森駅反対だったんですよ。なぜかという、せつかく町外の方が利用するために車で来て途中で買い物してくれて、ホテル泊まってくれてというのが、変に駅ができてしまうと、結局駅だけ行って、施設だけ使って帰ってしまってお金一切落ちないという話になって、意味がなくなってしまうので。ただ、もうちょっと広い視点でさっきいった商店街、飲食店の開発だとか、あるいは町全体に及ぼす効果を踏まえたとき、これは先ほど4億2千万円ほどという話と、年コストで1千万円という話がありました。これで十分ペイできるという上での質問というか、ご提案になります。例えば、ビジターセンターのほうでも南口1千数百万円かかっているじゃないですか、そこ踏まえても決して高額とは思えなくて、町全体の施設等とかもそこを含めて改めて整理していけば捻出しなくてもいいですし、それを費用対効果と利便性等を含めて考えていけば、これ十分ものになると思っています。その上で開発が進めばと話があったんですが、そうではなくって、ここの開発を進めていくんだという力強い思いのもとに、計画なり、議論なりを改めてやっていく考えはないかということをお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の再質疑でございますけども、卵かひよこかというような状況でございますので、おっしゃるように、駅をつくることによって、多くの方々が足を向かわれるというようなことになるかと思えますし、それについては、それだけの5、6億の費用を打ち込んでも利便性が向上し、地域の開発になるんだなというようなお話ではないかということでございますけども、いろいろ今後についても、いろいろと皆さんが言われておるようなスポーツの森の駅については、今後いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 時間なので終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。今回の質問は、人生100年時代の備えとはという題でありまして、非常に大きな問題ではありますが、そういった時代に突入していくのかなというところで、今町ができること、備えなくてはならないことは一体何だろうかと、町長と議論しながら将来像を描きたいと思い、この質問をしたいと思います。

現状の認識といたしまして、国の対応とその根拠であります。国は人工知能を使った病院をこの産官学で強力に進めたいというふうなことを申し上げております。もうそれこそ国家総出で5年後には10カ所程度の知能精度を大きく高めた人工知能を積極的に利用するAI病院というものをつくりたいというふうに申し述べております。カルテの自動入力や画像診断に最適な治療法の選択など、人工知能医療を取り入れた病院を2022年までに10病院をつくと豪語しております。膨らむ医療費や慢性的な医師不足といった構造問題をAIの力で克服したいと。人工知能を搭載することで医療産業の国際競争力の強化も狙うと言っております。そしてまた、それに伴う専門人材の育成もやっていくというふうにいっております。そしてまた、介護のほうにおきましては、今までの介護のデータを民間開放するということです。厚生労働省は、介護保険サービスの利用状況や利用者の状態などに関するデータを民間の研究機関などに開放する、膨大なデータを民間の知恵を生かして分析するというので、要するに、ビッグデータを解析して、適切な介護のあり方というものを探っていくということでもあります。そういったことにすることによって、膨らむ介護の費用、そういったものも抑えていきたいというようなことでもあります。

以上のようなことから、国の姿勢は、医療介護と双方の保険を国として皆保険として存続しながら、扶助費の抑制をすとした国家戦略ではないかと思っております。長生きがついてきても、今後さらなる技術医療が進展し、いわゆるぴんぴんころりという、それを成し得る国という形をつくっていくのかなということを感じております。

そしてまた、現状認識その2としまして、国が最近取り組んでおります、雇用延長、働き方改革であります。そして、年金支給開始年齢の問題であります。年金支給開始年齢の更なる引き上げが現実味をおびてきております。定年から年金支給が始まるまでの空白期間が将来、5、10、15年になる可能性は十分あると考えられます。そうすると、貯金で食いつなぐのは非常に難しくなってくると思われ。雇用もそこまではなかなか伸びないと思っております。そうすると、自分で稼ぐ力を付けておく必要が発生します。企業で雇用延長や定年延長、定年廃止の動きが一段と広がってはおりますが、しかし一方で、高齢社員の増加には、若い世代を中心に組織の硬直化やビジネスのマンネリ化、競争力の低下を招くとの声も出ております。いわゆる、日本では、社員は首になりにくい風土があります。終身雇用というやつであります。一旦就職したならば基本的には途中で再教育を受けることもなく、定年までいられます。時代は常に進化し、必要な知識やスキルは変わるものであります。本来ならばそんなことが成り立つわけがないのです。この上、さらに雇用延長というものであります。これまでどおりのやり方でそれをすれば日本企業はますます競争力を失うという恐れも出てきております。

定年の年齢が引き上げられると、自分自身も年を取っていきまして、それとともに、高齢になった

親をみるのが難しくなるのも必然と考えられます。買い物や病院などの送り迎えのための足が必要になってきます。介護タクシーで対応するのか、新たな仕組みを町として独自につくるのか。そうした状況下におかれたら、自助努力では到底追いつかないと思われれます。公的援助が必要で、その対応のあり方によって就労のあり方も変わってくると考えるのであります。できることなら、体力が続く限り生産活動に従事し、人に迷惑をかけないように堂々と生きていきたいと考えます。年を取って貧困に至らぬようにと考える次第であります。

最近のニュースにおきましては、熊本市のシルバー人材センターにおきましては、会員が減少しているということを耳にしました。企業が努力して雇用延長を行って、そういった影響が出ているのかなと思っております。人手不足か企業努力か、様々な変化は既に起こっていると思います。

まとめに入りますれば、人生100年時代の社会保障予算をどう確保しながら、有効なる福祉政策を町は展開できるのか。今このとき、今あるデータで将来を予測して、有効なる施策を打つことができるのか。私もやがて60歳であります。まだ若いときから定年年齢と位置づけていた年になります。もはや今では65歳が基準となりつつ、定年年齢設定はなくそうとの時代にもなっています。こういったことを考えますれば、法治国家日本では、法律は不遑及の原則がありますので、年金制度の国の対応等々に対しましては、私も非常に腹が立っている一人であります。しかしながら、国家の一員としていたがいます。人生100年時代となりましても、人間は夢や希望は必要であります。老いも若きも将来に対して不安が募ると言われておられます。少々精神的に病んだ国になっていないかと心配でもあります。寿命が20年延びたと喜べる政策を町長と議論して、よりよきまちづくりをやっていきたいと思っております。

確実な一歩から始めなければなりません。町長の力量、そしてまた、担当部力の能力が試されております。答弁に期待したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の人生100年という時代を迎えると、まさしく今日本では平均寿命も男女とも伸びておまして、国においても100年時代に備えるために、高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるために、子育て世代や子どもたちに政策資源を投入し、また意欲ある高齢者に働く場を準備する「人づくり改革」やビッグデータやロボット、人工知能を活用した「生産性革命」についての論議が国でされております。

一方、年々増加し続ける社会保障費をこれからも維持していくためには、やはりそれを支えていく生産人口をしっかりと確保していくことが大事であると考えております。

国におきましても、労働力を確保するための検討は既に進められており、希望する高齢者が70まで働けるように、現行65までの雇用継続義務付け年齢を見直す検討もされております。

町といたしましても、高齢者の仕事の確保としてシルバー人材センターはもちろんですが、企業などのご理解を得ながら、高齢者の方がいつまでも健康で、生きがいを持って働くことができるような環境整備を進めていかなければならないと考えております。

また、若者の雇用の場の確保を継続していくことも、今後、生産人口を増やすという観点からも重要であり、すべての世代で、今後の社会保障を考えていかなければならない課題であると考えております。

今後迎える100年時代に備えるため、国の動向を注視しながら、町といたしても、来るべき時代にしっかりと対応していきたいと考えております。

国におきましても、人生100年を見込んで、また少子高齢化へ対応していくために、2020年度までに人づくり改革と生産性革命による取り組みで社会保障の充実を行い、安心できる社会基盤を築き、経済を成長させていくことが、若者や年寄りも、女性も男性も、誰でも生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる1億総活躍社会をつくりあげるために、人づくり改革を断行し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策試験を投入することで社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世帯型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、介護、離職ゼロの実現を目指しておられます。生産性革命を実現し、人工知能、ロボットなどの生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現していく人手不足に悩む中小、小規模事業者も含め、企業による設備や人材の投資を力強く推進するあらゆる施策を総動員し、力強い賃金アップと投資を後押しすることでデフレ脱却を確実なものとし、名目GDP600兆円の実現を目指しておられますし、成長することにより富を生み出し、それが国民に広く金銭され、多くの人たちがその成長を享受できるという成長と分配の好循環を確立し、力強く成長していくという基本理念に基づきまして、その財源たるものは、2019年の10月予定の消費税の引き上げによる財源を予定しておると国のほうでは言っております。本当に介護費は、医療や年金を上回るペースで増加が見込まれており、科学的な観点から効率的に介護サービスを提供する必要があると、先ほど議員おっしゃるように、民間へのデータ開放によって、要介護への進行や介護サービスの有効性、地域差などの分析が進み、有効な対策が期待されると厚生省では言っております。

そのような中でも、やはり先ほど議員おっしゃるように、AI病院を産学官が連携して、モデル病院を2020年度末まで10病院つくるといようなことで、そのAI病院では、医師や看護婦の慢性的な人手不足の解消に役立つことも重要な診断や説明が手術などに集中できるという方向へいくと厚生省では考えておられるようであります。

生活習慣病の予防や重度化防止をとった保険事業と要介護状態を防ぐ介護予防は、自治体間で実施自治体がわかるなど、連携が十分でない。住民に身近な市町村に予防対策をまとめ、健康寿命を伸ばしていきたいと考えております。

高齢者は年齢を重ねるほど、医療と介護の両方のニーズを抱える高齢者の健康づくりに効果をあげた自治体には、保険者協力支援制度からの交付金を手厚くすることなどを今国では検討をされておられます。

そのような中で、現状の中で、今後の大津町の課題を担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 人生100年のご質問の中で、ソフトとハードというのがありましたので、まずソフト面についてのご答弁をさせていただきたいと思います。

議員が先ほどおっしゃいました、人工知能を利用したAI病院を産学官で推進する。あるいは、介護データを民間開放するというような施策については、先般の新聞等でもですね、報道をされておりました、これは介護保険法が改正されて、介護給付費の請求データ、あるいは要介護の認定データの提供が義務化されたことによりまして、大津町におきましても、先月、国に提出をですね、既にすませている状況でございます。その法改正の趣旨としましては、民間企業を含む研究機関にデータを提供し、ビッグデータを分析することで、要介護度の進行や介護サービスの有効性、また地域ごとの格差などを今後の施策やサービスの報酬体系に反映させるためというふうになっております。これまで町単独ではなかなか難しかった科学的な検証が行われることとなりますので、この結果につきましては十分に精査をし、介護事業所への指導、あるいは町の施策に反映をさせていきたいというふうに考えております。

このほかにもICTを活用した事業であります、くまもとメディカルネットワークというのが推進されておりますけれども、これは県の医師会、あるいは県、それから熊大の附属病院等が中心になりまして構築しておりますシステムで、県内の病院、あるいは薬局、地域包括支援センター、それから介護事業所等をICTで繋ぎながら、医療と介護の連携を進めるというようなものでございます。

このように、ICT、また介護ロボットや人工知能などの新しい技術の事業を取り入れながら、時代に即した方法で地域包括ケアシステムの構築、あるいは介護給付の適正化に努めてまいりたいと思っております。

また、人生100年時代を見据えまして、国とともに町が重点的に取り組む必要があるということにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたけれども、高齢者が働ける環境の整備だというふうに考えておるところです。

高齢者の身体年齢につきましては、10年前よりも若くなっているとの研究結果から、65歳を一律に高齢者とみるのはもはや現実的ではないという考え方も既にごございます。国におきましては、65歳以上の継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備や、あるいは企業における中高年の中途採用を推進する取り組み、それから、高齢者の介護分野への参入、公務員の定年引上げなどに取り組んでいるところでございます。

町内の企業におかれましても、新卒者をはじめとする人材の確保に苦慮されているというふうにも聞いております。また、最近、店舗、コンビニ等でもですね、よく外国人の方がレジを打たれたりとか、そういう姿を見ることも増えてまいりました。介護施設等でもですね、人材不足は深刻ということで、外国人の方のですね、技能実習生の受け入れを検討されている施設も既にあるようでございます。不足する人材を外国人に頼る流れはあるものの、まずは高齢者が担える仕事は、町内の高齢者が担っていくというようなシステムを町内企業あるいはシルバー人材センターとともに行っていく必要があるものと考えております。継続雇用だけではなく、既に仕事を離れていらっしゃる高齢者が1人でも多く就業の機会を得られるような取り組みが必要だというふうに考えております。

先ほど熊本市のシルバー人材センターの話がありましたけど、大津町のシルバー人材センターの現状を少し説明をさせていただきますと、従来からの請負業務よりも最近では派遣業務のほうが件数が増えてきたということになっております。それだけ人材の派遣要望が増えたということではないかなと思っております。町内におきましても、高齢者の雇用に対する需要の高さが伺えるところですので、受注件数に対応するためにも、今年度は会員拡大に重点的に取り組まれておりまして、入会説明会を定期的に開催されております。

町におきましても、定期的に広報誌等でですね、仕事の支援の受講者募集ということで、パソコンだったりとか、フォークリフトであったりとか、あるいは調理、保育関係のスタッフ関係のですね、そういった講習会のご案内もしているところがございます。

高齢者の方が自らの希望を叶えて働くことによりまして、健康が維持され、やりがいや生きがいを感じながら、仕事仲間と助け合うという人との繋がりがある生活を継続することができるかと思えます。そして、健康である期間をできるだけ長く保つことによって、介護給付の増大をですね、抑制することができるというふうに考えております。

人生100年と考えますと、不安材料になりますのは、おそらく健康とこれからの生活資金だというふうに思っています。これからの高齢者の方はできるだけ長く働いていただいて、健康を維持しながら自ら収入を確保していくというスタイルに変わっていくのかもしれない。高齢者が自らの健康状態にあわせて働くことができる環境を整備することが重要であり、それが引いては医療、介護、年金の社会保障制度の持続可能性を確保していくことになるものというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問します。

答弁を聞いておりますと、全くそのとおりでありまして、やっぱり健康で就業についてもらうというのが一番でしょう。ところが、その就業に就くまでのプロセスというか、順序というのは必ずあるんですね。例えば、一律に20年、今まで人生80年と言っていましたけれども、20年全員がすべからず伸びたとは、私も考えてはおりません。しかしながら、可能性は非常に高くなっているということで、本当に健康で働きたい人には、もちろん生産活動に勤んでもらいたい。国家のために働いている、自分のためにもですけれども、そういったことを考えますれば、じゃあどうすればそういった年齢的にその65、70となった方が就労をできるのかというのを考えなければならないと思うんです。ですから、例えば、今の医療や介護、いろんなことを考えれば、もちろんもうずっと前から予防が一番なんですよという形ですよ。ですから、就労することによってそれが予防につながるというのはわかります。じゃあその予防するための、その就労するための企業はどうみるでしょうか。私は経済建設委員会ですけども、まあ継続審議ということで、町のですね、企業連絡協議会あたりと先月ですか、そういったいろんな形で懇談会を持ちました。そして、今町長、部長が言われたようなことを投げかけてみました。高齢者雇用はどうでしょうかということです。これについて返ってきた答えは、まあ部長が心配しておられる体力ですよ。そういったですね、保障は欲しいんですよ、言うならば。だから観点をそちらのほうに持っていけばおもしろいと思いませんか。町がですね、例えば、

私が高齢になって永田というじいさんは、例えば、70になったけれども体力的には随分やれるので、能力的には、例えばいろんな分野の中の例えば農業が得意なんだとか、工業のほう得意なんだ、サービスのほう得意なんだというものがあって、町がお墨付きを付けるんですよ、言うならば。そうしたことによって、企業は安心してその雇用に繋げることもできるし、町が保障するのならば心配ないと、それが幾つかの項目はもちろん必要でしょうけれども、そういったシステムをつくるとか、そういったものですね、もうスムーズに、例えば、雇う側も雇われる側もスムーズにいくと思いませんか。だからこういった知恵が必要なんですね。これが最初の一步です。ですから、今、そういった双方の間にギャップがあることを埋める。これが行政の役割です。私はそういうふうにも考えます。ですから、今話を聞いただけで、今のは単なる私の思いつきですよ。だけど、それは脈々と根底にあったんでしょね。今までも介護の質問とかいろんなものやってきましたから、例えば、その予防が大切であり、やる気を出すためにインセンティブ効果ですね、そういったことをして、そういった予防に努めたところには大きく、言うならばそういった補助も出しましょうというようなことも以前質問したこともあります。非常に大切なんですね。やっぱり人というのは幾つになっても褒美をもらえるなら楽しいんですよ。それがやりがいになるということで、幾つになってもああ年取った、70になった、80になった、90になったって言って生きてますか。これっておかしい問題で、私の主治医の先生が言いました。先月ですか、私も血圧の薬を飲んでますんで、「先生、もう人生100年時代に突入しましたね、もう政府が言ってますよって」「え、永田さん、100まで何して生きるんですか」と言われました。逆に返されて詰まりましたけれども、結局、描いてますかということですよ。そんなに長生きするのは、それはご本人のご自由でしょう、描いてますか、あなたは100歳まで生きることを。まだ描かれてなかったんですね、そういったことは。私が描いているのは、もうごく普通に私の子どもがまた結婚して、子どもを持って、孫と一緒に、またもう100までもしそういった寿命が延びるのならば、ひ孫と一緒に掘りごたつの中に入って暖をとりながら一緒にみかんを食べるというような光景が好きです。ただ、そのためには健康でなければならぬということですよ。ですから、そういった施策を我々が今考えてですね、つくり出すんです。そして、そういった用意は天津町は前からあるんだと、今は試験的にもこういった健康寿命を延ばして、ぜひ生産活動、そしてそういったものに従事してもらうためのシステムを構築しましたというソフトウェア、そういったものが必要じゃないかというこれは質問の趣旨なんです。ですから、今後、我々がそういったいろんな保険制度やそういったものを維持しながらですね、もちろん介護を受ける人もいるでしょう、医療を受ける人もいるでしょうが、その前に努力して健康に勤しむ人たちのプログラムをつくらなければならない。保険制度はできています。これからもっともっとよくなっていくでしょう。それも先ほど言ったように、AIが活躍するような世の中になってくるでしょうということでもあります。しかしながら、財源が窮してからでは遅いということですね、人口は減っています、税収も減るんです。ということは、国家予算は減するという事なんですから、そういったことを考えますれば、今早急にそういったソフトウェアの構築は必要じゃないかなというふうに考える次第であります。

このことについて、再度質問をします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 健康で高齢者まで過ごして、高齢者ですね、支援をどうしていくのかというご質問だと思います。

まず、健康が一番でございます、今までの80年から100年の時代が変わりますけども、人生のいわゆる設計書の見直しと申しますか、今までの教育を受けて仕事をして、定年して、老後を迎えるというような時代から、おそらくいろんな関わり方が変わってますんで、そういったもののそもそもの設計書と申しますか、グランドデザインの見直しというものがそれぞれが必要になるんじゃないかなというふうに思ってます。中には、その今働き方改革と言われてますけども、逆に生き方改革を考えていくべきじゃないかという方もいらっしゃるような時代になっているかと思っております。今後、その高齢者についてどう支援をしていくかということで、国もですね、いろんなその100年構想の中で、いわゆるリカレント教育ということで、学び直しということで、これから高齢者になって、いろんな知識、スキル等を持っていらっしゃる方がいろんなところに行くときに、もう一度学び直しをしてスキルアップをしていくと、そんなこともされていますので、そういったことは必要じゃないかなというふうに思っております。

それから、雇用関係につきましてもですね、熊本県のほうで、これは間もなくつくられると思えますけど、生涯現役促進地域連絡協議会ということで、新たに立ち上げられるということで、どういうことかと言いますと、県が事業主体になりまして、いろんなマッチングの期間、シルバー人材であったりとか、そういった財団とあとは関係者、事業者関係の方々ですね、そういった方々と協議会を開いて、生涯現役プラザ熊本というのをつくられましてですね、いろんな雇用についてのご相談をされるようになっておりますので、そういった仕組み等についても、ぜひ私どもとしても推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ソフトウェア部門は、想像の部分でありまして、また、憶測の中からもいろんなものを構築していくという形で、非常に難しい点はありますが、またそういった状況に至らないとそういったシステムをつくり出すのは難しいというのはわかっております。しかしながら、ある程度はそういったものを想定しながらですね、やっていかないと、その遅れを取るようなことであるならば、そこでまた時間差が生まれるわけです。そういったものを避けたいなと思っております。

続きまして、この100年時代を考えますれば、そういったそのソフトの部分もありますが、何せ財源が必要になるハードの部分、これが頭が痛い部分だろうと思っております。先ほど町長が消費税のことをちらりと言われました。今、国におきましては、2019年度当初予算の概算要求が8月末にはまとまっております。今後ですね、予算編成等税制改正に向けた議論が本格化して、12月が復活折衝ですか、そこまで侃々諤々あるものだと思います。大きな焦点となりますのは、来年10月の消費税率の引き上げに伴う景気対策と食料品などに適用する軽減税率の財源確保であると言われております。軽減税率によりましては1兆円前後の恒久的な財源が必要と政府はこれまで説明をし

てきております。その内、4千兆円は低所得者の医療や介護費の負担を和らげる総合合算制度の実施見送りで賄う方針であります。残り約6千億円もの財源をいかにして捻出するかが喫緊の課題であると言われております。既に昨年度末の税制改正で決まったたばこ増税や給与所得控除の縮小部分を財源として当て込む声は出ておりますものの、それでも約2千500億円足りないという状況であると言われております。今の中に低所得者の医療や介護の負担を和らげる総合合算制度、こういったものが導入予定であります。これが4千億円、今回は、それを見送るということではありますが、翌年度にまた4千億円増えるという形になってきやしないかなという形で、見送りという恥ずかしいぐらいの言うならば頭しか国もないんですね。この程度なんですよ。ですから、策は出した、しかし財源が足りないというのが現状でしょう。予想以上の人口減、税収減、そういったものに見舞われているのかなというふうに考えました。しかしながら、財源の議論は大切であります。そういった財源を使って、町もその100年時代に備えた整備をしていかなければならないと考える次第であります。

健康維持のためのウォーキング、そのためには歩道の整備が必要でしょう。また公園整備、雨天時の対応、もう雨天時は運動しなくていいのか。室内で何かできることをやるのか。そういったものもあるでしょう。そして、またそういった外に出て健康に勤しむ人たちを見守る人たち、そういった人件費も出てくるかと考えます。そしてまた、以前にも質問したこともあるんですが、公衆トイレの必要性ですね。私も年を取ってくると、まあ恥ずかしい話、トイレが近くなったりするんです。ですから、高齢者が外に出るのを嫌がるのは、トイレがないということで、トイレのほうも知恵を出してですね、やはりその100メートル、200メートルおきにはそのあるとかいう理想に近づけていかなければならない。そういった整備も必要ではないかなと考えます。となると必要以上に財源が確保しなければならぬということですね。それでは財源をどうするかということですね、実際、今その人生100年と言ってますけれども、人の今の新しい取り組みですね。ところが、人の寿命が延びてもものの耐用年数は伸びないのが事実であります。ですから、人の寿命を基本にハードウェアに視線を向けてみますれば、今までと比べて、その更新のサイクルは早くなってくるんですね。もういい方が悪ければ、逆にハードウェアからの視点で100年寿命に視点を向けて見れば、80年時代は10年更新で8回だったのが100年になってくると10回更新しなければならぬ、そういった人たちが使うということになってくるんですね。ですから、そういったものも既存のハード自体も対応しなければならぬということになります。先ほども言いました、日本全体では人口減社会でありますから、人口減イコール税収減ですね。大津町や菊陽町が人口が増えても国税の収入は減っていくということです。国庫補助をあてにできなくなるということになりますね。当たり前のごとく官僚は、分配パーセンテージを下げてきます。これは当たり前のことだろうと思います。ですから、大津町や菊陽町、合志市が人口が増えたやったやったというのは、本当地方税収におきましても、実は、ほかよりも、それは人口が減るところよりもいいかもしれませんけれども、それだけではすまされないということです。国家全体から考えなければならぬということでもあります。

そこで考えますのが、我が町の状況ということを考えますれば、町の収入源というものが、例えば、工業用水道会計特別会計があります。体質は健全で黒字であります。これをですね、長寿命社会対策

に使えないかということを考えました。以前、私は法人町民税が予定以上にその納税された場合は、その予定以上の分を何らかの形でそういった介護対策費に基金に貯めないかといった覚えが、もうほぼ20年ぐらい前に言ったことがあります。ですから、そういった工業用水道特別会計がですね、黒字体質ならば、条例を広域に付すということをもちろん前提にしまして、長寿社会整備基金あたりのですね、そういった名称を付けて条例を制定すべきとも私は考えております。そしてまた、法人町民税というものを増すためには、やはり企業誘致ということで、そしてまた、それによる雇用増を図りまして、税収の増加を戦略的に持つべきだと、そういうふうを考えております。

そしてまた、財源として資産の有効活用という点で、国へ要望したい点というのが、最近問題になっておりますことの中に、認知症患者の資産、これがですね、200兆円ということであります。しかし、これ個人資産でありますから、それを何らかに回せということはできません。しかし、身寄りのない方々やそういった方々の資産というものは国の収入としてあげられていきます。ですから、いろんな形で国への要望も出していかなければならない。町の戦略も持たなければならぬ。そういうふうを考えます。そしてまた、今の町の状況からするならば、収入源であるものは、そういった工業用水道会計、もちろん今度第4ポンプですか、掘りますから、もちろん財源は、もちろん要りますけれども、そういったものを効果的に配分する。それをずっと先のはですね、大局感を持ってそういったものをつくりあげていく、そのことによってハードウェアの整備促進が加速されるということで、よりよき町になるというふうを考えております。

付け加えるならば、私が年を取っていった一番楽しみにするのはおそらくお風呂じゃないかなとも考えたりして、以前、温泉ライナーを大津町から、もう菊池の温泉が大好きなんで、出さないかと町長に言ったことがあります。あそこのやはり軟水の温泉というのは非常に気持ちがよくて、もう透明ですね。ああいったものをですね、ぜひ高齢の方々にも提供したい。やはり自治体間のそういった協力をもとにですね、そういったその年齢を重ねても住みよい大津町は実現可能であると、そういうふうを考えます。このことについて町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、高齢化社会になってくると、働く人も国が言っておるように、65とか70というような方向に延ばしても100までとなると、あと残りの15年の人はどうして生活を持って行くかということ、年金も今の金額で納まるだろうか。原資がないのに今のをやるとなると、また財源をどこからか探さなくてはならない、そういう中で、議員おっしゃるように、大変厳しい国の状況でございますので、年金も減るだろうし、また、先ほど言われたように、買い物をするにもまた消費税が加算してくるということで、なかなか裕福な生活というものはできない。しかし、我々としては、大津町に住んでいただいて楽しく最後まで頑張ってくださいためには、やっぱりまずはやっぱり健康が一番というようなことでございますので、この健康に対しては、やっぱり働ける人は最後まで働くような形をやっぱりシルバー人材で今やっておるように、講習会や関係等でしっかりとそこを調べながら企業との連携を取りながら働く人を斡旋してやるというような形で、自分たちで働いて

ある程度の収入を得られるような支援をやっぱりしていかななくちゃならないといふふうに思っております。極端な話ですけども、集落における今回の震災で集会所の負担が部落でできないというようなお話を聞いております。そういう部落については、例えば、改修する中で水洗便所関係にやらなくてはならないというような状況と、それに対する審査表とかいろんなものが要りますので、その辺のところについては、もう町で全部みるようにしなさいというような指示をさせていただいております。この前も議会のほうで質疑がありましたように、860万円の補助金が介護基金のというような、生涯学習の予算でなくて保険のほうから出るような形を県のほうから担当が持ってきましたので、それでやりなさいというようなことですけども、補助金を見つけることも大切ですけども、やはり自分のそこで働ける場所をどうつくるかと、その地域の特性に活かしたものを日銭という言葉が悪いんですけども、その金を得られるような支援も我々は今後やっていかななくちゃならないんじゃないかなと。そこによって、その地域の高齢者の人が話す交流の機会も出てき、その中で介護包括支援センターから行って健康の話もできるというような小さなことでございますけども、そういうようなシステムをしっかりと集落のほうではやっていけないかなというような形で、今検討を担当のほうにさせていただいております。

残念ながら温泉でございますが、温泉はやっぱり前々から大津町が望むところで、岩戸の里をつくりましたけども、残念ながら我々の経営の微力さでとても第三セクターではやっていけないということで、いろんな形で検討してやめさせていただきましたけども、新たな温泉関連について、今検討をさせていただいております。9月までが温泉の申請の時期となっておりますので、民間活用の中で温泉を掘って、そして高齢者の方に無料である程度入っていただくことが、そこでのお話というような形に繋がってくればなというような思いで、今民間活用で温泉関連もやっております。そういう意味において、しっかりと健康を守って、己で守る努力と働く努力、これはしっかりとやってもらいたいというような支援を町当局でやっていかななくちゃならないといふふうに思っております。そういう意におきまして、若い者が住んで年金の原資にもなるような状況には、やっぱり経済のまわるためには企業誘致が一番必要でありますし、大津町の役割果たすのは、やっぱり阿蘇とか山間地に企業は来ませんので、大津町がその辺の利便性を活かして、しっかりと企業誘致を取り組んでいかななくちゃならないというようなことで、今その都市マスの中でいろいろと検討させていただいております。これも町でやると金がかかりまして、100万円以下というのが町がやると3百5、6十万円用地が上がるし、なかなか町がやると地権者のご理解が得られないというのが現状でございますので、民活でやれば2倍ぐらいですむというようなことでございますので、民活を活用した中で、用地の確保なり何なりをしながら企業誘致関連等についてもしっかりと取り組みさせていただければなと、しかし、そのためには、それなりの人件費と用地代の関連は町が負担しなくちゃならないんじゃないかなというようなことを考えておりますけども、いろいろと言われるように、投資効果があるような形の中で検討をしていければ、今後の100年の人生の中でしっかりと若い者が元気でまた継続して町内の企業に勤めていかれるというような方向にもなってくるんだなというような思いをしております。まずは健康のために、健康増進にしっかりと努力していくし、そして、若者たちが、女性の方も心配なく

介護や子育てに心配ない制度を我々は今後支援をしていくように努めていかなくちやならないというような思いでありますので、今後についてもそういう社会保障関連と共に、子育て関連等についてもかなりの金がどんどんと要ってくるというような形でございますので、大津町にあった目線でしっかりと財政運営をやっていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長はやっぱり企業誘致が必要だと、財源の確保というものは、そんな簡単にこう捻出されるものではないが、地の利を活かしたいというふうなことを今言われたと思います。まさにそのとおりで、その地の利というものもこういった産業革命の中においては、どれだけ聞いてくるのかなというものが考える点もありますが、やはりハードの整備をするときにそれなりのやっぱり予算が必要になってきます。しかしながら、それは少しずつでもですね、一歩ずつ進めなければ一遍にはできないんですよ。貯蓄と一緒に。すぐにはお金は貯まりません。ですから、そういった世の中を見据えたハードの整備というものはあるべきです。ですから、何が今高齢の方々に対する一番の施策なのかというですね、ハードのあり方、そしてまた、長寿命化といってもやはり機械は壊れるんです。ですから、寿命というものもそれもありますんで、そういったものもきちんと算出をして、今後に備えなければならぬと考えます。そしてまた、やはり例えば、その国もですね、もうさっきちょっと少しき下ろしましたけれども、もう少し施策はうってくるだろうと思うんですよ。例えば、その年金にしても、後期高齢者医療に対してもですね、やっぱりこうマクロ経済スライドを実施していなかったという責任があるんですね。そういった形でちゃんと自分たちがそういったマクロ経済を操作しながら、そういった制度に対してからはそれを適用しなかったという責任も国にはあると私は思っております。もう耳障りのいいようなことばかり言って、例えば選挙対策をしているようなもう政治家はもううんざりでありますので、そういったものをですね、厳しくこっちは意見書なり何なり出しながら、町の方針というものを、確固としたものをつくりあげていく。これが政治です。そういうふうに思っております。ですから、今喫緊の課題として、じゃあ何ができるか。もちろんその民間企業を使いながらそういったその有識をするための用地の確保、工業団地の整備、そういったものをやると。やったらどうかと。経費もそれで安くつくんじゃないかとも言われました。しかしながら、足元に目を向けてみて、今のこの行政のあり方というものをやはり再評価しなければならないと思います。経費削減がやっぱり一番なんですね。傾いた会社を再建するのは何をするかというのは、まず経費削減なんです。無駄なものを省いていく。無駄なものはないでしょうけれども、公益貢献度あたりをですね、きちんと算出して、ABC評価ぐらい付けてもいいと思います。ですから、そういった評価を付けた政策やいろんなものに対してはですね、もうずばっと切っていく。今回の言うならば、財源不足に対して、ABCのうち、どちらが上下は別として、Aはもう全部切るぞと、Bから始めるとかですね。もうここまで窮してきたならば、Bまで切ってCが貢献度が強いからこういった形は必ず残して、ほかは少々自助努力で町民の方をお願いするというようなね、そういったやり方も必要になってくるかと思うんです。ですから、そういったことをしてでも新たな公益貢献ができるような長寿化社会に対するハー

道の整備を確保しなければならない。そういうふうに思いますが、この点について、最後に質問して終わりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 高齢者対策の件については、福祉のサイドからお話をさせていただきたいと思います。

まず、人口分布について人口推計をどう考えるかということも大事なことだと思いますので、少し触れさせていただきたいと思います。人口ビジョンをですね、平成28年の3月につくりまして、2060年でいきますと人口3万4千500人で、高齢者は1万人を超えるというような試算をしております。高齢化率は30.6%というような形で今推計をしております。高齢化は今後かなり上がると思っておりますけれども、その中で生産者人口、あるいは年少人口がどうなるかということですが、生産年齢人口は約1万9千人、年少人口は約4千500人という形で今見込んでおります。今後、交通あるいは流通に関するハードウェアをどのように整備していくかについては、今申し上げた中で、町内の立地企業の話もございましたけど、そういった動向の変化に伴いまして、将来の人口は影響が出てくるんじゃないかなと思っております。

ちなみに、福祉サイドでですね、ハード整備のことを触れさせていただきますと、特に高齢者の方にとっては住みやすい町というのは、おそらく買い物であったりとか、医療であったりとか、憩いの場の確保であったりとか、そういったことが大変重要になってくるんじゃないかなと思っております。そういった意味におきまして、今年度から福祉タクシーあたりについてもですね、今まで公共施設や医療機関に限定していたものを利用目的に買い物を追加してですね、利便性の向上を図っているところでございます。

それから、平成29年に町民アンケートを毎年実施しておりますけれども、その中でも公共交通の充実に関する満足度というのは、一番低い結果となっておりますので、やはり公共交通体系をですね、どう組み立てていくかということも大事じゃないかなと思っております。そんな中で、公共交通関係についてですね、部局とも十分協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、今後の老後につきまして申し上げますと、今後の医療に関してですけども、今後、在宅医療関係の必要性がですね、どんどん増していくんじゃないかなというふうに、今福祉サイドとしては思っております。そんな中で、県のほうでもですね、慢性期の入院病床を減らしながら、在宅療養での対応にやっていくということで転換をされているところです。ただ、そういった形で公共交通関係もですね、仮に整備したとしてもなかなか医療機関にですね、通えないという方がいらっしゃいますので、その方たちについては、訪問診療とか、そういった形になりますので、先ほどからおっしゃっておりますけれども、介護と医療の連携、いわゆる保険関係については、生活習慣であったりとか、重症化予防をやっておりますけれども、それと介護保険については、要介護を防ぐ介護予防をやっておりますけれども、こういったのを含めて連携しながら、若いうちから健康づくりをやっていくということが大事じゃないかなと思っております。今後そういった形で福祉政策については進めていきたいというふうに思っております。

○13番（永田和彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午後3時06分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成30年第3回大津町議会定例会会議録

平成30年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

平成30年9月14日(金曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 大塚知里
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 入 勲 会計管理課長 坂本一正 副町長 田中令児 兼 会計課長 総務部長 本郷邦之 総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 住民福祉部長 藤本聖二 総務部財政係長 本司貴大 兼 財政課長 兼 財政推進係長 経済部長 古庄啓起 教育長 吉良智恵美 土木部長 大田黒哲郎 兼 工業用水道課長 兼 工業用水道課長 総務部総務課長 羽熊幸治 兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 兼 総務部財政課長 白石浩範

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 5 号	「認定第 1 号 平成 2 9 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」の提出について
発議第 6 号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について
発議第 7 号	介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書の提出について
選挙第 1 号	大津町選挙管理委員会委員の選挙について
選挙第 2 号	大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
同意第 3 号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 4 号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 3 0 年 9 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決
- 日程第 4 発議第 5 号 「認定第 1 号 平成 2 9 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 発議第 6 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 発議第 7 号 介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 選挙第 1 号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について 議決
- 日程第 8 選挙第 2 号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について 議決
- 日程第 9 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 0 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○**経済建設常任委員長（永田和彦君）** ただいまから、経済建設常任委員会委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第66号関連、議案第71号、議案第72号、議案第73号関連、議案第75号、議案第77号、認定第1号関連、認定第3号、認定第4号、認定第6号、認定第8号の11件であります。

当委員会は、審議に先立ちまして、9月4日・5日に関係する25カ所の現地調査を行い、その後、9月6日からオークスプラザ1階の研修室1・2において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第66号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

経済部農政課関係におきましては、さしたる意見はありませんでした。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、地域おこし協力隊の報酬に変更があるのは、国の施策によるものかとの問いに、執行部より、国の規定の中で報償費等250万円、その他経費が150万円の合計400万円の上限額があります。国の額の変更も考えられますが、町の設定している20万円を協力隊の業務内容、必要性を考慮し、金額の変更を考えると、今回の条例改正では金額の明記をせず、任命権者が町長の承認を得て予算の範囲内で定める額と明記し、運用したほうがよいと考えます、と答弁がありました。

土木部建設課関係におきましては、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第66号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第71号、町道の路線廃止についてであります。

特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第71号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、町道の路線認定についてであります。

委員より、町での改良計画ですが、大空港構想もあるので県への要望等を行っているのかとの問いに、執行部より、県には、先の議会で陳情があった陣内線から岩坂台地への道路整備、そのほかにも瀬田竜田線のバイパス工事、瀬田熊本線の道路改良、熊本大津線の付替、中部農免道路の補修、本田技研南通線の菊陽までの延伸など、県道拡幅やバイパス工事などの要望を行っており、その一部は改良工事をおこなっております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第72号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

経済部農政課におきましては、委員より、今年は例年より早い時期に鳥獣被害が発生し、事業要望が既に予算額に達したため、補助事業を利用せずに電気牧柵を設置した農家もあるとのことだが、予備費での対応や当初予算の増額は考えなかったのかとの問いに、執行部より、農作物への被害が発生

するため農政課内において予備費での対応も検討しました。しかしながら、鳥獣被害防止につきましては、農家による自己防衛が基本となり、電気牧柵等の補助は町予算の範囲内で支援をさせていただいているのが現状であります。9月の補正成立後、設置を希望されている農家の要望を計上しているところであります。なお、鳥獣被害については増加傾向にありますので、今後は予算増額に向けてデータ収集等を行ってまいりたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、地震関連の復興基金の期限は決まっているのか。切りがないのではないかとの問いに、執行部より、熊本県に確認したところ、現段階では期限は決まってないが、基金がなくなり次第終了するとのこと、と答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の美咲野地区の用地は、幅1メートルの取得で対策工事が可能なのかとの問いに、執行部より、町が行う幅1メートルの用地取得に併せて、請負業者が工事を行うために5メートルから10メートルの足場を組む土台が必要となり、請負業者と地権者とで借地協議を行っています、と答弁がありました。

また、委員より、現地で大豆が栽培されていたが、どのような対応になるのかとの問いに、執行部より、収穫後に行うよう打ち合わせをしております、と答弁がありました。

また、委員より、全体的に公園のトイレが古いと思うが改修等の計画はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、公園の長寿命化計画を策定しましたが、全てを行うと膨大な費用がかかりますので、国庫補助事業を活用しながら可能な範囲で改修し、維持管理を行っていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、公園のトイレ修繕につきましては日々利用もするものであり、予算がないからその都度の対応では問題があると思うが、何か背景があるのかとの問いに、執行部より、完全に故障しているものから修繕しており、調整によって何とか使用できるものはその後の対応としております。できる限り早急に対応ができるよう、財政担当との協議、検討を重ね予算を確保し、施設の維持管理に努めたいと考えております、と答弁がありました。

また、意見としまして、コンビニのトイレはきれいに管理されている。トイレが近くなるので外出を控える高齢者の方々がいらっしゃるのではないかと。本来ならば、これくらいの地域にこれだけのトイレが必要といった検討が必要ではないかと思える、との意見がありました。

土木部建設課では、委員より、調整池浚渫業務委託については、かなりの費用がかかるようですが、内訳はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、美咲野調整池の浚渫費用におきましては、約20年前に町が管理を受けて以来、初めて行うもので、堆積土砂の運搬処分が主なものであります。併せて調整池内の除草も行います、と答弁がありました。

また、委員より、調整池の管理を地元をお願いすることはできないかとの問いに、執行部より、単純な除草程度ならお願いできるかもしれませんが、規模も大きく、堆積土砂の運搬処分などで業者に委託しないと地区では難しいと考えられます、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、農集を公共下水道につなぐことは、今現在考えているのか。何かあって使えなくなつてからの検討では遅いのではないかとの問いに、執行部より、矢護川

処理場は処理開始をしてから13年が経過します。もしばらくは十分に利用できると考えておりますが、杉水処理場につなぐことについては検討を始めているところであります、と答弁がありました。

また、委員より、機械は流入量が少なくなっても維持管理費は変わらないのかとの問いに、執行部より、処理のため動きを続けている機械であるため、電気代にはあまり影響はないと考えております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第73号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第75号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、職員の企業会計に対する知識向上が必要ではないのかとの問いに、執行部より、職員は、企業会計に関する研修に参加している状況であります。今後、条例の上程や来年度の予算計上について準備を進めているところで、と答弁がありました。

意見といたしまして、企業会計移行によって起債の残高が明らかになり、起債の性質が明らかになるため、十分な知識が必要と考えられる、と意見が出ております。

採決の結果、議案第77号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

農業委員会におきましては、委員より、農業委員会が新制度に移行し1年が経過したが前の制度と現行の制度ではどのように変わったのかとの問いに、執行部より、農地利用最適化推進委員が新設され、各担当地区に配属しております。地域ごとに細かく分けておりますので、農地パトロールで新たに耕作放棄地を発見されましたが、耕作放棄地解消に向けて地元農家との交渉に入ってもらい解決に繋がっております。このような点が前の体制と変わったところで、と答弁がありました。

経済部農政課におきましては、委員より、被災農業者向け経営体育成事業においては、繰り越しだけでなく事故繰り越まで発生している。本来は年度内に完了すべき事業であるが、繰り越すことによって本年度の事業量が増加することになる。本年度事業への影響はないのかとの問いに、執行部より、この事業は、県を經由する国庫補助事業のため事故繰り越はもとより、繰り越しについても本年度内の事業完了が求められております。平成30年度事業に組み込みながら優先度を上げて取り組んでいるところで、と答弁がありました。

また、委員より、青年就農給付金について、受給期間終了後の定着率はどうか。また、就農地として大津町を選択した理由はあるのかとの問いに、執行部より、給付金の給付期間が5年間のため、給付期間が終了した方もおられます。なお、1名の方が事情により離農され県外に転出されておりますが、ほとんどの方が営農を継続しております。また、就農地の選択理由につきましては、元々町内出身で親族等が町内で農業を営んでいるから、という方がほとんどだと思われま。

また、委員より、畜産農家の戸数については、酪農家と養豚農家の戸数が減少しているが、その理

由は何かとの問いに、執行部より、畜産経営につきましては、大規模化や法人化、または高齢化等による廃業の二極化をしており、農家戸数が減少する中、飼養頭数が増加する傾向にあります。なお、農家戸数の減少理由は高齢化等による廃業であります、と答弁がありました。

また、委員より、多面的機能支払交付金事業の大津町組織の一本化はいつ頃から予定しているのかとの問いに、執行部より、平成31年度から一本化を予定しております。統合一本化した先進地への研修を行い、代表者が集まる総会で一本化の話はさせてもらっております。現段階で大きな反対意見は出ておりませんが、元々各組織へ分配されていた交付金が他の組織へ取られてしまうのではないかと不安の声があがっております。しかし、各組織の配分額は原則変わらないが、組織間での調整ができることを説明すると納得されている状況であります、と答弁がありました。

また、委員より、統合一本化するメリットはどうかとの問いに、執行部より、組織の再編をしないと交付金が減額される組織が数組織ありますので、一本化することで事業費の維持、一部事務の軽減が可能となります。また、一本化した組織内での事業費調整ができますので、効率化が図れますと答弁がありました。

また、委員より、矢護川地区の圃場整備事業は、着手まで後何年かかるのかとの問いに、執行部より、矢護川地区の圃場整備は、大字矢護川と大字真木となります。事業は、受益者の同意に基づく県営事業であるため、同意率が課題であります。県から実施要件の仮同意率95%以上、事業採択申請の仮同意率100%が求められております。現在の仮の同意率は矢護川地区が97%、真木地区約90%であります。最短で2年後の事業採択を目標に、地元推進委員会を中心に同意徴収を行っておりますが、今後は、推進委員会との協議を踏まえ、未同意者の事業地区除外等も検討する必要があると判断しております、と答弁がありました。

また、委員より、町有林が町外にも点在しており、その町外の町有林についても維持管理していくメリットはあるのか。転在する市町村に引き取ってもらうのが効率的ではないのか。町外に点在している元々の理由は何かとの問いに、執行部より、大津町史によりますと、明治32年に国有林野下戻法が公布され入会地等の下戻申請がなされ、明治38年2月に下戻を受けることとなります。下に戻すと書きます。大津外十ヶ村山林原野組合が設立され、造林事業を行っております。それから昭和24年まで植林が行われました。当時はそれなりの価値があったため、戦後の学校・町営住宅建設の財源になったと記載されています。現在は、材木の価値は当時に比べると低くなっておりますが、環境面や防災面での維持管理の重要性はあるかと思われます。また、来年度から森林環境譲与税、仮ではありますが、を活用する森林管理も始まりますので、早急な解消は困難かと思われます、と答弁がありました。

経済部商業関係課におきましては、委員より、地蔵祭で花火を打ち上げたときの反応はどうだったのかとの問いに、執行部より、平成29年度に約30年振りに花火が復活し、多くの人に喜んでいただきました。しかし、花火の高さが低くて見えなかったことや時間が短いという意見もありました。本年は、打ち上げ会場付近の混雑もなく、高さもあり大変よかったのではないかと考えられます、と答弁がありました。

また、委員より、ホームページは町の公式のものであり、いろいろな分野で活用することができる。情報は出し続けていくことで、町に来る人が増えるのではないかと思われる。まずは観光の部分だけでもSNSも含め一層の活用を行うべきではないかとの問いに、執行部より、SNSの活用については、参考になる事例もありますので、町や観光PRに一層活用していきたいと思ひます、と答弁がありました。

また、委員より、雇用対策相談員配置の事業成果を見ると、相談件数、マッチング件数は減少している。今後どのようにしていくのかとの問いに、執行部より、平成29年度の事業実績は減少している状況であります。今後、ハローワークの状況や原因について調査し、開催回数について検討の必要性があると思ひれます、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会の法人化の状況と、次年度の予算はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、一般社団法人化につきましては、現在、申請中であります。現在、観光協会と毎月事業打ち合わせを行っており、予算についても精査している状況であります。打ち合わせの内容を踏まえて次年度の予算を計上していきたいと考えております、と答弁がありました。

意見としまして、観光の分野は、幅が広く、簡単なものではないと思ひれます。そのため、町としての戦略が非常に重要となると思ひれます。観光は町にとって大切なポジションにあるため、是非、前に進めてもらいたい、と意見が出ました。

また、委員より、弥護山自然公園の借上料はいつまでの契約かとの問いに、執行部より、本年度が5年契約の最終年度となり、本年度で返却する予定であります、と答弁がありました。

また、委員より、上井手、下井手が「世界かんがい施設遺産」に指定されたが、何かPRを考えているのかとの問いに、執行部より、上井手に水車を建設したので、上井手の景観を活かしたまち歩きのコースに入れてPRを行ってきたいと思ひます、と答弁がありました。

また、委員より、現在、交流センター使用料は徴収していないが、どのような理由で無料としているのかとの問いに、執行部より、町民交流センターは、町民の交流を目的にした施設であります。一定期間無料にし、交流促進を目標に使用料を徴収していない状況であります、とあります。

また、委員より、交流センター使用料の徴収を行わない規定は、条例に明記してあるのかとの問いにおきまして、執行部より、大津町まちづくり交流センター条例施行規則の第7条、使用料の減免というものがあります。この中に「交流センターの目的に沿った会議や事業を行うために使用するとき。ただし、当分の間とする」と明記してあります、と答弁があり、今までは目的にあった場合であれば減免していましたが、開館から6年経過しており、十分周知期間も終わっていると思ひますので、新年度からは徴収する方向で検討していきたいと思ひます、と答弁がありました。

また、委員より、施設の指定管理はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、将来的には指定管理移行を考えていますが、現時点では準備段階であります、と答弁がありました。

また、委員より、ビジターセンター管理費用の上昇の要因は何かとの問いに、執行部より、シルバー人材センターの賃金の上昇によるものです、と答弁がありました。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、年間200件以上企業訪問を行っているが、食糧費

は足りているのかとの問いに、執行部より、立地協定後の会食などについては、食糧費を利用しているが、それ以外については手出しで対応している状況です、と答弁がありました。

意見としまして、積算根拠を明確にし、予算確保を行い、より積極的に企業訪問などを行うことで、立地に繋がる可能性がある。そのために、食糧費を活用することは大事なことだと思われ、と意見が出ております。

また、委員より、立地協定が9件と、前年度の2件から増えているが、その要因は何かとの問いに、執行部より、既に町内に立地されている企業の地震からの復興を含めた増設や、半導体関連企業が好調で、立地協定件数が増えています、と答弁がありました。

また、委員より、新たな企業進出の話はあるのかとの問いに、執行部より、製造業関連の企業から進出についてのご相談をいただいております、と答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、公園管理の光熱水費が200万円近くかかっているが、公園内の電灯をLEDに換えていく予定はあるのか。換えることによって電気代が抑えられると思うが、と質疑があり、執行部より、光熱水費は年々増加傾向にありますので、できれば電灯をLEDに換えていく電気代を節約する方向で進めたいと思われ、と答弁がありました。

また、委員より、町立公園管理委託事業について、トイレは含まれているのかとの問いに、執行部より、このなかには公園清掃業務委託として含まれており、町立公園の中でトイレが約20カ所あり、矢護川公園は地元で管理をお願いしていますが、その他4社へ委託しております、と答弁がありました。

また、委員より、ほかの市町村で公園や学校など、公的施設職員が保守的な管理を行っているところはないか。また、そのような技術者は職員にいないのかとの問いに、現在、保守管理を行う技術者はおりませんが、今回の修理で水道業者と職員で現地を確認する中で、簡単な根詰まりなどの作業は職員が自ら行っております、と答弁がありました。

また、委員より、都市公園の長寿命化計画について、こういったレベルのものをいつごろつくって、どのように運用、活用していく予定なのかとの問いに、執行部より、町立都市公園の安全度などを調査しまして、長寿命化計画を作成しました。今年度につきましては、かぶとむし公園の遊具が健全度判定で顕著な劣化が認められるDランクの判定が出ましたので、補助金を活用しながら改修を行います。長寿命化計画の内容を全て行うと相当な金額になりますので、補助金を活用しながら、取り掛かりの5カ年の計画に基づき、予算の範囲内でできる限り行っていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、都市公園などの公共施設に限らず、長寿命化計画の概念がまさに適切な時期に適切なケアをすることによって、ライフサイクルコストを下げようという考え方があると思うが、今の段階では必要とところに助成金をもらうために計画を立てて活用しているという現状がある。ライフサイクルコストを踏まえたうえの長寿命化計画について検討してはいないのかとの問いに、執行部より、長寿命化計画につきましては、下水道や道路もありますが、壊れてから修繕するとお金がか

かります。壊れる前にメンテナンスを行うことが今まで維持管理の範囲で助成がなかったものですが、最近では、計画を立てることによって補助金対象とするといった国の考え方がありますので、それを利用していきたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、公園敷地使用料の防犯カメラ付き自動販売機の設置について、どこから話があったのか。また、映像などの確認はどのようにしているのかとの問いに、執行部より、美咲野地区の区長さんから話があり、協議のもと契約をして、一台3千円の借地料で設置しております。何かあったときだけ映像を確認することとしております、と答弁がありました。

土木部建設課であります。

委員より、道路の損傷については、SNSなどを住民からすぐに行政に連絡できるシステムなどがあつたらよいと思うので検討してはどうかとの問いに、執行部より、地震後は、通過車両の増加により、町内の道路の損傷が激しくなっております。地元区長からの報告を受け、国・県に補修を依頼している路線もあり、補修を行ってもらっております。そのほか町職員に社内メールで道路の異状報告を呼び掛けて対応もしております、と答弁がありました。

また、委員より、道路の改良や維持補修の基準はどうなっているのか。また、町道認定の基準はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、以前は点数を付けて優先度を判定していたが、予算の問題もあり、なかなか難しいところであります。地元区長からの要望も多く文書で提出していただいているものにつきましては、できるかどうか回答するようしております。また、町道認定については、不特定多数のものが通行できるものを基本としております。開発道路についても公益性を重視し、受け入れ等を検討して町管理とするようしております。これまでもいろいろなケースがありましたので、要綱等を整理するように現在策定しているところでもあります、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、浄化槽補助金の災害分は何基あるのかとの問いに、執行部より、5人槽が5基、7人槽が7基、計12基となっております、と答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号、平成29年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定であります。

特に質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号、平成29年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、処理場の改築については多大な費用がかかると思うが、今後も処理場の改築工事は計画的に続くのかとの問いに、執行部より、現在の施設で1万2千トンの処理能力があり、毎日9千から1万トンの処理を行っている状況ですが、水洗化率も伸びており、また今後の管布設工事もあることから、既設の処理施設6千トン×2系列で1万2千トンに対しまして、3系列目の6千トンの増設を行い、1万8千トンの処理能力を持たせる計画を立てて順次進めております。そのため、平成34年度末までの増設の期間、費用が掛かる予定であります。その他、老朽化が進んでいる施設の改修もス

トックマネジメント計画を踏まえ、国の補助を受けながら進めていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、処理施設を1万2千トンから1万8千トンへ増設することでコストがかかるが、下水道料金に変更はないのかとの問いに、執行部より、担当課としましては、現在の料金について早急な改定は考えておりませんが、一般会計繰入金の基準外繰入金が多いと一般会計への負担が大きく、好ましくない状況となりますので、今後の会計維持のためには、住民及び企業への負担がかからないよう、そう簡単に進められる内容ではありませんが、将来的には基準外繰入金をなくす方向で、使用料の改定についても検討しなければならないと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、今の時期に処理能力を1万8千トンへ増設する必要があるのかとの問いに、執行部より、将来推計を行って、平成34年度までには増設が必要になるものと予測し計画を進めているところであります。今後、流入量が増える要因としましては、室の北側に大規模な新興住宅の造成が進んでおり、他にも頻繁に10区画前後の宅地開発が行われており、新たな家が建つことで汚水の流入量が増えるものと考えられます。また、熊本中核工業団地におきましても、工業用水道の使用量に一部企業が時期によって1千トンほどの増減があることや、工業用水道の供給量を増量する計画もありますので、供給量に合わせて流入量も増えてくることとなります、と答弁がありました。

意見としまして、今後も前向きに検討を続け、本委員会へ情報を流してほしい、と意見が出ております。

また、委員より、第三者が直接現場に赴き、業務の内容を見て監査するのではなく、内部でモニタリングした資料によって監査することは、外部監査とは言えないのではにか、あくまで書面による確認であり、現場に赴き現地で業務状況を確認することが外部監査であると考えがどうか、との問いに、執行部より、要求水準書で放流水のBODやCODの基準を定めており、それらの年間の数値の提出に対し、監査を行っているものであります、と答弁がありました。

委員より、その程度の監査であればする必要はないのではないか。職員が確認した資料をわざわざ見てもらい、それに対す監査をする必要はないと思われるとの問いに、執行部より、水質改善のため、運転管理に対し、アドバイスのようなものもされているところであります、と答弁がありました。

また、委員より、包括的民間委託が今後よりよきものになっていく監査となっているのか。逆に、単なる書類上の確認になってしまっているのであれば不要ではないかと考えるということ。監査は、それ以上の指摘をするようなものでなければならないと思われま。職員の知識以上に能力を有している業者が監査しているということで理解していいのかとの問いに、執行部より、ご指摘のとおりの内容で理解お願いいたします。包括的民間委託を導入したときに業務に携わった業者が監査を行っており、包括的民間委託の導入時から必要と考え発注しております、と答弁がありました。

採決の結果、認定第4号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計の認定についてであります。

委員より、接続はしているが、水道使用料を支払ってないという例はあるのかとの問いに、執行部より、単純に無断接続というものについては、定期的にパトロールを行って調査し把握を行っており、

無断接続を確認した時点で使用開始届を出してもらい使用料の賦課につなげております、と答弁がありました。

意見といたしまして、公共下水道と農業集落排水事業を比較して考えるが、受益者負担や使用料でどの程度、事業を賄えているのかを考えると、公共下水道では53%、農業集落排水事業では85%であり、金額のふくらみは公共下水道における施設投資の影響であり、この状況をみると農業集落排水のほうが自らの力で事業を行うことができる効率であるように思える。このような比較を行い、公共下水道が非効率で経費がかかってしまっていることを認識しなければならない。自治法に基づき、特別会計は独立採算であることを念頭におき比較すれば、まだまだ努力が必要であると思われる。農集を公共に取り組むとなれば、処理場の増設にもつながると思われるため、綿密な計画を立ててほしい、と意見が出ております。

採決の結果、認定第6号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号、平成29年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

委員より、第4水源地の新設についてはどうなっているのかとの問いに、執行部より、今年度は、設計費と井戸を掘る工事費、用地買収費などを計上しており、6千万円ほどの予算組みとなっております。3カ所で電気探査を行って、そのうち最も良いと思われる場所を選定し、用地交渉を進め、内諾をいただいている状況であります。これからの流れですが、用地費については来年度改めて計上させていただくこととなります。平成31年度は、ポンプや建屋、自然流下による受水槽をつくる予定としており、合計で1億円程度を必要と考えておるところです、と答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました今議会での案件は以上であります。

我が委員会におきましては、毎回定例議会の終了時に継続調査の申し出をしております。その申し出にしたがって所管事務につきましていろいろな形で行動を起こしておりますので、その中の一つとして、我が委員会と大津町企業連絡協議会との意見交換会を行いました。8月21日午後5時に大津町役場仮庁舎2階の大会議室におきまして、企業連絡協議会の皆様方と意見を交換したところであります。やはりこういった行動をすることによって、身近に企業様が考えていることが把握できて、町政に反映できるものと思われました。

内容について何点か申し上げますれば、我が委員会から雇用の件について、町への支援や町への要望はありませんかとの問いにおきまして、企業連の方々から、熊本地震前後から県内からの採用が難しくなっている。県立学校の先生や生徒の親が県外の企業へ向いている傾向にある。自分たち企業としては、まず知ってもらうことが前提で、ブライト企業認定などの取り組みを行っています。大津町で育った人材は大津で働けることが大事かと思われまます。

そしてまた、委員より、60歳、65歳ぐらいの人たちから働こうと思ってもなかなか働き先がないという話を聞くが、そのような人材の活用は考えてもらえませんかとの問いにおきまして、企業連からは、65歳までは継続雇用するように努めております。ただ企業としては、畑違いの人材の雇用

については心配があります。このような世代の人たちが仕事を望んでいることは初めてお聞きしたので、マッチングの機会を得たいと思います、とあり、また、別の方からは、65歳以上の人たちの雇用については、適正や体力などの評価がないと心配する面もありますので、そのような資質が事前にわかればいいと思われま。また、別の方からも、今回、会社を移転するにあたり、できれば大津町内へと思いつながらも町外も含めて用地を随分探しました。大津町は企業への支援を親身に行っていた、このような自治体は県内にはないと思いつ。お蔭で大津町内に用地を確保することができた、と感謝の言葉もいただきました。

様々なそういった意見をいただき、町政に反映させる。それが継続審査の重要性ではないかと思われま。我が委員会におきましては、そういった継続調査を十分に利用しながら、所管の委員会での責務を全うしたいと考えておいつ。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願ひ申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。10時55分から再開します。

午前10時47分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

なお、報告につきましては、相当量の記録がございますので、大幅に要約した形での報告となりますことをお許しください。

当委員会に付託されました案件は、議案第65号、議案第66号関連、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第73号関連、議案第74号、議案第76号、議案第78号、そして認定第1号関連、認定第2号、第5号、第7号の13件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、9月4日に、関係する12カ所の現地調査を行い、9月5日からオークスプラザ研修室3で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

まず、議案第65号、件名、大津町町立診療所の設置に関する条例を廃止する条例についてであります。

委員より、町立診療所を廃止した場合、住民接種はどこで行うのか。執行部より、行動計画の中で、生涯学習センターや子育て健診センター、学校等の施設を利用して集団接種を実施する計画としています、とのことでした。

委員より、平成25年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、今年になって町立診療所を廃止する流れとなっているが、こんなに時間がかかるものなのかとの問いに、医師会との調整に時間がかかったことが時間を要した理由です、とのことでした。

採決の結果、議案第65号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号関連、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

住民福祉部福祉課と健康保険課関係では、ともに質疑ありませんでした。

教育部学校教育課関係では、まず、学校教育指導員について意見があり、報酬が月額職員の一般的に週40時間の月21日勤務というイメージがあるが、要綱では週18時間となっている。町全体では非常勤職員は常勤職員の勤務時間の4分の3以内となっていて、基準がバラバラであり、その中で月額の金額が規定されていて、その意味が通るのかが疑問である。現状を整理した上で進めたほうがよいと思う、との意見がありました。

委員より、月額報酬を増額することになったのはなぜかとの問いに、平成29年10月に熊本県の賃金が増額改定されました。町では平成27年4月から賃金を改定していなかったため、総務課のほうで全庁的に非常勤・臨時職員の処遇改善を図ろうということになりました。

委員より、その時に教育部以外の部分は条例が改正されているのか。見直しの対象はこれだけだったのかとの問いに、対象となるのは教育部関係だけで、条例は改正されていませんでした、とのことでした。

また、奨学生選考委員について、奨学金制度を利用している人は何人いるのかとの問いに、今年度は継続が6名で新規に2名の申請がありました。

委員より、奨学生選考委員会をつくらなくても学校の先生がすればいいのではないかとの問いに、執行部より、申請は学校を通さず、保護者から直接教育委員会に提出してもらいます。経済的な要件がありますので、民生委員に各家庭の状況を報告していただいて審査しています、とのことでした。

教育部生涯学習課関係では、社会教育指導員とはどのような人で、業務内容は勤務形態はどうかとの問いに、2名任用しています。1人は、学校の元校長先生で、主に学校と生涯学習課のパイプ役として学校訪問やコーディネーターの指導、助言を行っています。また、地域未来塾の講師もお願いしております。もう1人は、主に文化協会との調整役として、文化協会と生涯学習課をつなぎ、文化祭や子育て支援講演会などの開催に従事しています。勤務形態は週21時間勤務です、とのことでした。

委員より、学校教育指導員も社会教育指導員も元校長先生でスキルは同じなのに、賃金の差は何かとの問いに、社会教育指導員については教員免許が不要ですが、社会教育の指導にやる気がある方がよいと考えています、とのことでした。

これまで学校の先生でない方が社会教育指導員だったことはあるのかとの問いに、2人のうち1人は今までも学校の先生でした。現在、1人は学校の元先生ではありません。社会教育指導員は、社会教育の指導を主に行い、社会教育指導主事の資格を持った人をお願いしたいのですが、最近は資格を持った人が少なく、学校教育関係者をお願いしています。学校教育指導員は、学校教育の専門性を有る人が必要になります、とのことでした。

採決の結果、議案第66号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委

員会条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の改正に1年半の遅れがあることについて、委員より、条例をきちんとチェックしていく仕組みが町の中にないといけないと思うが、その辺のノウハウも含めてどうかとの問いに、町が導入している例規システムでもチェックできますので、総務課と関係課で連携するような形を取っていただければと思います、とのことでした。

採決の結果、議案第68号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

委員より、議員定数が増えることで、さらに市町村からの意見が広域連合の運営に反映できるということであるが、広域連合からきちんと市町村に対して情報提供はなされているのかとの問いに、執行部より、情報提供はあっています。年2回の定例会開催前に構成市町村の主幹課長が出席する事業協議会が開催され、議案の説明が行われており、定例会後には構成市町村に議事録が送付されている、とのことでした。

委員より、広域連合議員の定数増に伴うデメリットとして、議員報酬が増えることが挙げられているが、報酬等の見直しについて検討はするのかとの問いに、特別職の報酬等の見直しについて、広域連合で検討することになっています。また、特別職以外の議員報酬についても、現行の年額3万円の報酬から、出席議員のみに支払う日額1万円の報酬への見直しを検討しています。過去の出席状況から試算し、議員定数が増えても経費上昇への影響はほとんどない見込みです、とのことでした。

採決の結果、議案第69号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入についてであります。

質疑のはじめで、ソフトを導入する学校と来年度導入の学校、ライセンス数やインストールのやり方等についての説明がなされました。

入札の結果については、委員より、結果を見ると落札した1者は97.95%で、予定価格を下回っているが、他の3者は辞退、また4者はオーバーとなっている。普通であれば予め3者くらいから見積もりをとり、競争できる環境にあることを確認して入札をかけると思うが、その結果がオーバーになることはあり得ないと思うがという問いに、執行部より、今回、参考設計書を作成する上で、1者からの見積もりで設計書を作成したのは事実です。今後精査する上では、複数者に見積書の提出をお願いし、よりよき設計書を作成していかなければならないと考えています。管財課からは3者から見積もりを徴収するよう指導もあったかと思いますが、認識不足で、実績のある1者からの見積もりで設計書をつくりました、とのことでした。

この後、管財課からの説明も受け、さらに詳細に審議を行い、最終的に担当課の以下のような説明で整理しました。

委員より、今回のタブレットパソコンソフトウェア購入に関する一連の事務の経過及び今後の設計方法と活用についてはどうかとの問いに、執行部から、今回のタブレットパソコンソフトウェア購入につきましては、前例もなく特殊なものでありました。そのため、教育委員会ではよりよき方法をと考えまして、各学校の情報担当の先生から意見をいただき、3つのソフトを指定し、見積もりにより

設計を行い、入札を行ったところです。今後、設計の方法としまして、設計書を作成する中で複数のソフトを指定し、さらにそれと同等品以上の記載をし、また、数者からの見積書による設計をすることで、今回の設計内容よりも入札指名業者間での競争が働くと考えられますので、今後、ソフト購入の設計につきましては、そこも含めて、よりよい方法を検討したいと考えています。さらに、今後の活用についてご説明します。国では、情報教育を小学校では各教科領域、さらには、総合学習の時間での指導を通じて行うこととしています。小学校時には、基本的操作を確実に身につけておくべきとの考え方を示しています。それを踏まえまして、各学校では諸計画が作成されていまして、例えば、大津南小学校の計画では、情報教育指導計画の項目があり、その計画の内容として、各学年における目標の観点、具体的な学習内容、活用ソフトを記載する項目等がございます。それに沿って、児童への指導がなされているところです。今後は、情報教育指導計画の中に今回のソフトウェアについても記載し、児童への指導をお願いしたいと考えています。各学校の校内研修では、情報担当の先生もおられますので、中心になっていただき、各学校に対して研修をお願いしたいと考えています。また、校内研修や情報担当者へのサポートについては、ICT支援員を活用し、効果的に行っていきたいと考えています。また、各学校の使用状況につきましては、パソコンに記録等が残りますので、それを確認し、また定期的な活用状況の報告をお願いすることで、機器がより多く学校で活用されるように進めたいと考えています、とのことでした。

採決の結果、議案第70号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号関連、件名、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、カーボン・マネジメント強化事業は間接補助事業だが、予算的には国の補助金と考えてよいのかとの問いに、一般財団法人環境イノベーション情報機構が、環境省が二酸化炭素排出抑制対策等補助金の交付決定を受け、当該事業の補助金で交付する事業になりますが、最終的には環境省が判断しますので、会計区分上は問題ないと思います、とのことでした。

委員より、2013年度と比較して2030年度までに二酸化炭素排出量を40%削減することは目標と考えてよいのかとの問いに、執行部より、地方公共団体は、国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定または改定しなければなりません。大津町は、平成14年度に大津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しておりますので、これを改定し、PDCAサイクルを通じて温室効果ガス排出の削減に努めます。まずは、実行計画の改定作業と並行して町長をトップに温暖化対策に係る庁内検討委員会を設置して、カーボン・マネジメント体制を整備します。庁内検討委員会では、新庁舎建設に関する省エネルギー設備導入等を検討します。庁舎建設後は、省エネの実施、その結果に対する評価、次年度への改善策の検討を行い、実行に移すPDCAサイクルの構築、具体的には、2030年度までの長期的視点から5年ごとに実行計画を見直し、改善策を実行してまいります。その後は実行計画に基づき目標に向かって各施設で温室効果ガス排出の削減に努めます。なお、実行計画を改定しますと、次の段階の省エネ設備の補助金申請ができますので、まずは、新庁舎の省エネ対策に取り組むものです、とのことでした。

住民福祉部住民課関係では、火災がありました町営住宅の補修についてですが、委員より、火災のあった町営住宅の両隣の部屋に住む方に対する家賃の減免等を行ったのかとの問いに、近隣入居者から、臭いがきついなどの話は伺いましたが、家賃の減免は条例上、入居者が長期入院するなどに限られているため行っていません、とのことでした。

委員より、予算の説明欄では、火災箇所修復関係業務委託とあるが、どこまでの業務内容かとの問いに、建物内部の燃えたものなどを撤去する業務と住めるようにするための設計業務の2つになります、とのことでした。

次に、委員より、町営住宅全般の話だが、電気等を止められている世帯などの把握はしているかとの問いに、退去者が電気を止める手続きをせず、電力会社により町に電気を止めて良いかという連絡は受けたことはあるが、料金払えずに電気を止められている入居者の話は聞いていません、とのことでした。

委員より、猛暑の中で電気を止められたりすると生死に関わるので、町として確認できないのかとの問いに、他自治体での把握状況を確認します、とのことでした。

住民福祉部福祉課関係では、質疑はありませんでした。

住民福祉部介護保険課関係では、委員より、米山地区の介護予防拠点事業では、高齢化率が85%で、9世帯人口が17人とのことであったが、人口構成はわかっているか。介護予防になるのか、もうその時期を過ぎているのかということであって、県からの補助があるからということではなく、内容を理解して実施しなければいけないのではないのかとの問いに、執行部より、17人中、40代が2人、それ以外は65歳を超える方になります。介護認定を受けている方が1人、それ以外の方は在宅で生活をされています。町としても介護予防の拠点をづくり、近所で集まってもらって住民の自主的な活動を促すこととしています、とのことでした。

委員より、1世帯が転出されて実質13人のため850万円を使って介護予防拠点を整備する必要があるのか。このような前例をつくると他のところでもやらないといけなくなる心配はないかとの問いに、各地区は既存の集会所や公民館があり、集まりやすい場所で介護予防事業を実施しています。米山地区には地震後何も建っていないということで、介護予防拠点施設として進めています。将来的には古城と一緒にできないかという話はしています。

委員より、米山より古城のほうが人口が多い。米山につくったら古城にもつくりたいという要望が出てくるのではないかとの問いに、昨年からは古城にもこの事業の説明をしましたが、週1回介護予防事業を行うことは農作業が急がしくてできないため辞退したいと言われたので米山のみとなりました、とのことでした。

委員より、この事業は集会所の建設なのではないのかとの問いに、介護予防事業はそれぞれの公民館に出向いてやっていますが、米山は災害で公民館が被災しましたので、どうするかを検討しました。復興基金でやるやり方と、介護予防でやるやり方がありますが、地元と協議して介護予防事業としての施設をつくらうということになりました。古城も米山と一緒に活用してもらいたいと考えています。介護の拠点には2つあり、施設としての拠点、活動するための拠点があります。今回は、活動するた

めの場所を確保したいと考え、県の事業を活用して行うことにしました。

委員より、県の補助事業の事業主体は市町村または市町村の補助を受けるものと記載しているが、今回はどこになるのかとの問いに、米山区になります、とのことでした。

委員より、区で大丈夫か。通常だと社会福祉法人などだが、区は地縁団体かとの問いに、執行部より、地縁団体の登録をすることで進めたいと説明をしていますが、県に聞くと地縁団体でなければならぬという指定はないということです。地元の区で申請ができます、とのことでした。

委員より、区が主体になった場合、活動報告等をしなければならないときに、13人しかいないのに現実的にこの事業を受けることができるのかを心配しないといけないのではないかと問いに、住民の方に集まっていただき、説明しましたら、やる気があるとのこと、委員より、やる気があるのとできるのは違う、できるという判断なのかとの問いに、執行部より、できると判断しています。町としても支援できるところは支援をしなければいけないと考えています、とのことでした。

意見として、米山に公民館がなくてどうするかを考えたということはわかるが、正攻法であってほしかった。今後は、南と北では高齢化率は上がり、人口は減り、地区は小さくなっていく。これから地区のたたみ方も考えながらいかないといけないので町をブロック化して計画をしなければいけない。そこを見据えての第8期計画を検討する必要があると思うとの意見でした。

次に、住民福祉部健康保険課関係です。

病院群輪番制病院の仕組みについての確認があり、これについて、今回補正で病院群輪番制病院運営事業費補助金を4千円増額した理由についてもう少し詳しく説明してほしいとの問いに、病院群輪番制病院として8つの医療機関にお願いしているところですが、輪番の割り振りが当初予算の計画から変更され、民間の医療機関の輪番回数が増えたため、人口割りにより大津町の負担が4千円の増額となったものです、との説明でした。

続きまして、教育部に入りました。

教育部学校教育課関係では、小中学生の台湾派遣事業に伴う通訳手数料の気質について、通訳の水準をきちんと確保することについての議論がありました。

続いて、委員より、学校管理費の小学校施設の改修工事で、大津北小学校のブロックを改修したいとのことだが、このことは県教育委員会を通じて通知はあっているが、適切なブロックの点検はしたのか。また、その後の対応はどうかとの問いに、公共施設等は各担当課で確認をして、早急に対応が必要な場合は、予備費で対応したり、補正で対応します、とのことでした。

委員より、施設は点検していると思うが、通学路に関する危険箇所についてはどのような対応を行っているのかとの問いに、先般の大阪地震を受けてすぐに学校を通じて通学路の点検をお願いしました。地図上にブロック塀等の危険箇所を表示してもらい、土木部に状況を報告しているところです。通学路のブロック塀については個人の所有物となり、ホームページや広報を通じて安全点検のお願いを行いました、とのことでした。

委員より、学校を通じて点検したとのことだが、その基準が必要であると。どのような点検を行ったのかとの問いに、大阪の事故を受けて緊急に学校に点検をお願いしましたが、その観点としては、

このブロックが倒れてきたら危ない、子どもがけがをしてしまうのではないかと、という形で点検をしてもらいましたので、倒れてきたら危ないという観点であげているものです。それ以上の調査については専門的な目を通さないと、教育部での対応は難しいと考えています、とのことでした。

委員より、学校の雨漏り調査設計委託はいつできるのかとの問いに、業務委託完了日は11月30日としています。現在、受注者と協議しており、来週から学校の調査に入ってもらいます。原因が地震によるのか、経年劣化によるのかを判断し、地震によるものであれば補助、起債等考えられるので、まずは1日でも早く調査をしてくださいと指示をしています。財源確保が必要になりますので、9月末までには調査を終わらせてもらい、一般財源であるのか、起債であるのか見極めをしたいと考えています。災害復旧工事については県とも協議をしていますが、一度査定を受けているものは、災害での復興工事、起債は厳しいだろうと聞いています。そうすると一般単独の財源での改修工事となりますので、どこまで大規模改修をするのか、応急工事で終わらせるのかという判断は、財政当局とも話をして、方向性を早急に出していかなければならないと考えています、とのことでした。

委員より、学校の雨漏り対策は、とにかく今すぐしないとだめなのではないかと、最悪一般財源でも対応しないといけないという答と、最短12月に予算計上できるという話ではないのかという問いに対して、目安としては、その方向で進んでいます。財源もありますので、教育委員会としては1日も早く子どもたちの生活環境、学習環境を整えるということで動いているところです、とのことでした。

生涯学習課関係では、熊本地震についての補助金は要綱をつくってあるが、今回の平川の六地藏の修復のような補助金については要綱を整備したほうがいいのではないかと問いに、執行部より、整備をしますと、現在、案を作成しています、とのことでした。

子育て支援課関係では、子育て短期支援事業で子どもの養育が一時的に困難になった場合とは具体的にどういうことかとの問いに、例えば、両親が病気や仕事など、一時的に面倒を見ることができない場合、ショートステイを利用できます、とのことでした。

利用対象施設はどこかとの問いに、大津町は、熊本市の熊本乳児院、慈愛園、合志市の熊本天使園、益城町の広安愛児園と契約をしていますので、4施設を利用できます、とのことでした。

委員より、子育て短期支援事業の増額補正は、具体的なケースを想定しているのか、予算の枠として取っておきたいのかとの問いに、利用者からの要望もあります。具体的なケースと過去の実績から計上しています、とのことでした。

子育て支援課幼稚園関係では、幼稚園の管理システムの変更について、セキュリティ面の確認や質疑、答弁がありました。

子育て支援課大津保育園関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、件名、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、件名、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてで

す。

委員より、包括的支援事業費の備品で個人情報処理用シュレッダー購入の説明時に処理量が多いとの説明を受けたが、個人情報をペーパーに出しているものが多くて処理をするのが多いということかとの問いに、包括支援センターは様々な訪問事業を実施しており、訪問時は個人情報を含む書類等を持っていくため、個人情報書類が多くなります。現在は、仮庁舎に運び処理しています、とのことでした。

単純に1日どれくらいの量を仮庁舎に運び処理しているのかとの問いに、個人情報を廃棄するためとはいえ、持ち運ぶことは好ましくなく、その場で処理をすることが必要であるため、シュレッダーが壊れたことにより、事務所内で処理できないので早急に買い替えるものです、その説明でした。

採決の結果、議案第76号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

環境保全課関係では、委員より、雨水浸透ます設置補助金関係が伸び悩んでいるようだがどうにかならないのかとの問いに、伸びていないのが現状です。熊本地下水財団も対応を検討し、利用促進を図るためにチラシを作成し、全戸配布を実施しています、とのことでした。

委員より、狂犬病について、犬の登録数に対して予防注射数が少ないのではないのかとの問いに、3割ぐらいの犬が予防接種をしていない状況です。登録数は、飼い主からの報告に基づくものであり、亡くなったり、転出して報告されていない犬もいますので、登録数にして精査を行い、予防接種については、周知のやり方を検討します、とのことでした。

再生資源集団回収補助金で、ペットボトルは軽くて量がかさむばかりで回収するのが大変なので、助成金の単価を増額できないのかとの問いに、執行部より、どうにかしなければいけないと考えていますので、助成額についても今後検討が必要かと考えています、とのことでした。

委員より、違法自転車について、中央公園の自転車置き場に放置自転車が多数ある。自転車置き場が有効に活用できるよう早めに処分や整理ができないのかとの問いに、一定の手続きを経て文書警告をして、一定期間置いて、それでも回収できない場合は、最終的に処分することになります。肥後大津駅の周辺もありますので、全町的に取り組んでいきたいと思っております、とのことでした。

住民福祉部住民課関係では、委員より、熊本地震関係費の項目にある工事請負費に予備費を充用している仮設団地隣接地の排水工事は、最初から予算を計上していれば一般財源を使わずに済んだのではないのかとの問いに、執行部より、今回、予備費を充用して実施した工事については、国の災害救助費に該当し、既に全額国に請求しています、とのことでした。

委員より、住宅維持費の項目に、住宅維持管理他業務委託と計上している内訳の一つに、空き地の除草等があると聞いたが、町が実施すべき内容なのかという問いに、除草作業する場所について、町営住宅に隣接している部分等は、入居者に管理をお願いしていますが、共有箇所や法面部分などについては町で実施しています、とのことでした。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、民生・児童委員について、委員数が足りないと思うが、定数増員についての進捗状況はどうかとの問いに、県の定数条例に基づいて行っていますが、今年、次期の定数変更について委員の皆さんに状況確認のためのアンケートやヒアリングを行い、現在、2地区分の増員を県に申請中です。世帯の定数基準もありますが、中心部は世帯数が増え、周辺部は人口も減少している状況で、民生委員のなり手やどのように地区を分割していくかなど、行政区のあり方や学校区の通学路なども考慮して協議していきたいと考えています、とのことでした。

委員より、災害時避難行動要支援者名簿の対象者2千585人中954人の同意済みとのことだが、民生委員の皆さんが困らないようにしてほしいとの問いに、同意していない人が720人、未提出者が911人います。個人情報の問題もあるので難しいところもありますが、命のバトンなどを活用して、より中身を重視させながら同意者を増加したいと思います、とのことでした。

委員より、社会福祉協議会のあり方についてだが、運営費補助を行っているが、社協の自立運営のための議論は行っているのかとの問いに、執行部より、非常に難しい問題ですが、今後、行政や社協、民間でできるもの等の棲み分けを整理していく必要があると思います。それぞれの役割分担を行い、役割を明確にしていくためにも連携しながらやっていきます、とのことでした。

委員より、地域福祉推進事業委託とはどういったものか。また座談会の参加回数や内容はどうかとの問いに、社協に委託しており、地域の座談会などに出席してもらう際の人件費が主です。回数や内容は、実施する地域によって違います。今年からは地域福祉と避難行動要支援者の同意者を増やすことを含めて、地域の避難計画をつくることを中島区で進めています。これを他の地区にも広げていきたいと考えています、とのことでした。

委員より、重度心身障害者医療費助成制度について、大津町は1千20円の自己負担だが、熊本市は無料と聞いている。大津町も変更する予定はないかとの問いに、重度心身障害者医療費については、通院の場合で1千20円、入院の場合で2千40円の負担をいただいているところですが、熊本市はその他の福祉サービスについても独自に負担軽減される所はありますが、障害福祉のサービス全般について菊池市、合志市、菊陽町の圏域内で同じような支援が受けられるように、菊池圏域地域自立支援協議会で協議して決めています。今のところ協議会内でそういった話は出ていません、とのことでした。

委員より、自己負担額をなくすとなった場合、どのくらい費用がかかるのかとの問いに、昨年度実績で6千件の申請があっており、通院で計算すると612万円ほど増加する見込みです。入院になるとさらに増額になります。また、この分は県補助の対象外となりますので、全て町単費となります、とのことでした。

委員より、社会福祉振興基金が長期間同額で残っているが、今後の運用などはどのように考えているかとの問いに、財政課などと協議しながら有効性も含め検討していきます、とのことでした。

続きまして、介護保険課関係です。

高齢者の外出支援事業について、一昨年から比べると伸びているという説明だったが、今後も増えていくものと思う。心身の障害や疾病等により一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に限定

してあるが、運転免許を持っていない女性の高齢者も多い状況で、この限定はどう必要性があるのか。また、限定が必要であれば、対象にならない高齢者に対してはどのような措置が考えられるのかと問いに、事業の概要では、身体状況により運転ができないことが条件の一つで、さらに公共交通機関を利用できないということです。申請においては、民生委員さんから相談を受けた方について、会議にかけて決定しています。世帯に送迎できる家族がいないかを調査して判断しています、とのことでした。

住民福祉部健康保険課関係です。

風しん患者が増えているという報道があるが、予防接種も増えているかとの問いに、風しんは妊娠初期に感染すると生まれた子どもが先天性風しん症候群を発症する可能性があるために、県では妊娠を希望されている女性や同居する配偶者等を対象に無料の抗体検査を行っています。また、町では、県の風しん抗体検査事業で抗体価が低いと判定された方などに上限4千円の予防接種の補助を行っています。風しんの患者数は首都圏を中心に増加傾向であり、8月31日には県内で今年初となる1名のふうしん患者が発生しています。問い合わせが増えるなど、住民の関心も高くなっており、補助申請件数については、前年度実績は8件でしたが、今年度の申請件数は現時点で既に13件となっています。母子手帳交付時や乳幼児訪問、健診時に対象となる方に呼びかけながら周知しているところですが、とのことでした。

委員より、こども医療費の対象者を中学生に拡大して数年が経過したが、最近の実績と伸び率はどうかとの問いに、こども医療費は、平成26年度に対象者を中学生まで拡大し、対象人数は増えているものの医療費は横ばいの状況です。過去4年間の実績を見ますと、一人当たりの医療費は少しずつ減少している状況です、とのことでした。

委員より、自殺対策について、10件の相談実績があるが、相談者は自殺を考えている本人か、家族などの周りの人なのか。また、震災の影響で自殺した人はいるのかとの問いに、相談者は、子育て中の母親や精神疾患を持つ母親などが中心で、相談員の看護師が対応しています。相談内容としては、直接自殺につながる内容というよりも、子育て中の悩みなどが多い傾向となっています。また、把握している限り、震災の影響により自殺した方はいません、とのことでした。

教育部に移ります。

教育部学校教育課関係では、委員より、新聞データベース使用料について、実際に使われているのかとの問いに、執行部より、学校の図書館で各教科の調べ学習をするときに使います。どのくらい使われているかは把握していません、との答弁がありましたので、把握すべきだ、との意見がありました。

委員より、全中サッカー大会サポート大会実行委員会補助金についてはどうなったかとの問いに、実際に事業を実施していく中で、シャトルバス運行については、一部イズミ車体さんの電気バスを無償提供していただくことができ、ボランティア用帽子等は全中の事務局で負担してもらうなど、実績として事業費に不要な部分が出たため、結果的に補助金を減額することになりました。また、全中サッカー大会開催記念として、ジュニアユース交流サッカー大津大会を開催し、負けたチームも残っ

て交流試合を行いました。参加数は見込みより多く、全国中体連の会長から、全国初の取り組みではないか、地元の熱意を感じる、とお褒めの言葉をいただきました、とのことでした。

委員より、備品購入費から小学校で92万円、中学校で40万円流用されている。環境整備のための備品の充実が必要だと思う。ほかに委託料での残額など、流用できる場所があったのではないかと問いに、備品購入するうえで入札を行い、その入札残を流用しました、とのことでした。

意見として、よく学校から備品がないという話を聞くので、備品の充実を図れるよう予算の使い方を検討してほしい、との意見でした。

委員より、台湾の小学校との交流でホストファミリーにアンケートを取ったと思うが、どういう感想があったかとの問いに、ほとんどの方がよかったという感想でした。ホームステイ以降も台湾の方と連絡を取り合っているという家庭もありました、とのことで、意見として、今後もこういう事業が増えていくと思うが、大津町の学校教育課はほかのところに比べて職員が少ないのではないかと問われ、大津町の子ども的人数に対してこの職員数だととても大変だと思うので、人数を増やすなど対応が必要ではないか、という意見がありました。

委員より、電子黒板の備品購入で議会の議決を経ていなかった件について、予算書、決算書には備品購入費としか記載がないため、それが700万円を超えるものかどうかがわからない。例えば、予算審議のときにでも調達の予定を説明してもらいたい、何らかの工夫をしてもらいたいとの問いに、執行部より、予算を計上する段階で、議決案件かどうかはわかりますので、委員会の中で執行部側がどういう入札をする予定というのは説明できます、とのことでした。

学校教育課の学校給食センター関係で、委員より、今年もセンターは工事を行っており、その期間の給食が弁当になっているが、昨年と比べて改善はできているのかとの問いに、昨年は一つの容器にご飯とおかずが入っており、冷蔵されているため冷たくておいしくない等の意見がありました。本年度は、ご飯を別容器にして常温で提供していることと、おかずの種類を減らして食べやすくしていることなど、昨年度のアンケート結果に基づき改善を行っております。汁物がないことや、つぎ分けができないため、児童生徒によっては量が多すぎたり少なすぎたりとの課題はありますが、学校からはよくなったとのご意見がありました、とのことでした。

生涯学習課関係では、各学校に地域コーディネーターが配置できていないということだったが、その後どうなったかとの問いに、室小だけ配置できておらず、目途がたっていない状況です。学校と配置に向けて協議しています、とのことでした。

委員より、主要な施策のスポーツ基盤の整備の中で、平成31年度から小学校運動部活動の社会体育移行が実施されるが、指導者育成や発掘などはどのようになっているのか。また、指導者が不足しているのではないかと問いに、指導者は不足していると思います。ご質問のとおり、より多くの指導者がいたほうが良いと思います。平成30年度は指導者養成を取り組んで、各小学校の説明会においてお願いをしました。特に4時30分からの活動にはサポーターとして保護者の皆様にご協力していただきたいと思います。9月27日に東京から講師を招き、指導者養成講習を開催します。せっかくすばらしい講師をお招きすることができましたので、昼間は小学校授業の中で、夜は社会体育の中

で講習会を予定しています。10月からモデル事業がスタートしますが、いろいろな課題が出てくると思います。12月の検討委員会では検証しながら、社会体育移行を進めていきたいと考えています、とのことでした。

委員より、3月まで指導者が不足するようであれば、学童スポーツクラブができない状況が出てくるのかとの問いに、昨日、運営母体となるクラブおおづとモデル事業の打ち合わせを行いました。今のところは大丈夫という報告を受けています、とのことでした。

委員より、地域未来塾を大津北中校区でもやってもらえないかという要望について、その後どうなったかとの問いに、オークスプラザを使用して開催することを考えています。大津北中は24人と倍以上になっています、とのことでした。

2カ所ではできないのかとの問いに、講師の都合で難しいです、とのお答えでした。

委員より、運動公園の多目的広場を整備したが、その成果はどうかとの問いに、執行部より、平成29年11月から5カ月間の利用が27年度同期で、利用団体が4倍、利用者数が4.2倍、使用料収入が10.3倍となり、稼働率84.8%でした。平成30年4月から8月までの4カ月間は、利用団体が6.7倍、利用者が6倍、使用料収入が24倍となり稼働率99%でした、とのことでした。

多目的広場の町外からの利用はどうかとの問いには、現在、町内と町外の利用者数は半々です。平日は、大津の子どもの利用、土日は大会開催等でほぼ満杯の状況です。使用料収入が上がった理由は、ナイター設備を完備したことで、夜間まで利用ができるようになったからだと思います。

意見として、大津高校サッカー部から、今まで試合等で町外に行くことが多かったが、多目的広場が改修されたおかげで大津町に来てもらえるようになったのでよかった、と言われていましたので、お伝えしますとの報告がありました。

委員より、運動公園競技場のトラックを全天候にする予定はないのかとの問いに、工事費が5億円ぐらいかかるといわれています。逆にクレートコートを目指す団体もあります、とのことでした。

生涯学習課図書館関係では、電子図書の導入についてはどうかとの問いに、必要性は感じています、とのことで、委員より、以前話していた広域連携に、電子図書館では取り組みやすいと思うがどうかとの問いに、執行部より、検討します、とのことでした。

委員より、移動図書館の利用状況とルートはどうなっているかとの問いに、町内の幼稚園、保育園13園と高齢者施設、吹田団地、昨年からは仮設住宅も巡回しています、とのことで、利用者の評価としては好評です。ただし、利用者の固定化が課題となっています、とのことでした。

委員より、不要になった図書は、ロビーに置いてあると思うが、それでも残った本は廃棄しているのかとの問いに、リサイクル頒布会を行っています。一般書はほとんど残りません。残った本は廃棄となりますが、残るのは古い雑誌が少しです、とのことでした。

子育て支援課関係では、保護者が保育園の保育料を納付できない理由は何か。監査委員の意見書の中にも、引き続き保育園と連携しながら徴収率の向上に努めてもらいたいとあるとのことで、執行部より、経済的な理由が多く、家庭の事情で医療費などの支出が増えたり、離職などで収入が減少したりと、ケースによって理由は様々ですが、保護者と接触しながら徴収率の向上に努めています、との

ことでした。

障害児保育事業については、今後の方針で、発達障害について、保護者の受け入れが難しく、保育士の加配が必要だが、療育通所の補助対象とするか要検討とあるが、これはどういう意味かとの問いに、発達障害については、自分の子どもが発達障害かもしれないといった場合でも、保護者の受け入れが難しいという面があります。また、障害者手帳がなく、療育通所だけの児童の場合、障害児保育事業の対象になっておりませんが、園からの要望があるということです、との答えでした。

意見として、子どもの障害に対する保護者の受け入れについて、以前よりハードルが下がっているという説明があった。課題解決のためには、補助対象にするやり方と保護者が子どもの障害を受け入れやすくするという2つのやり方がある、アプローチの仕方を検討してはどうか、との意見でした。

委員より、延長保育等促進事業で、一部の園は20時まで利用可とある。需要があるので実施していると思うが、それ以上、実施してほしいという要望はないかとの問いに、20時以降の延長については、園には要望が上がっているかもしれませんが、直接町には上がっていません、とのことでした。

子育て支援総合コーディネート事業で、相談件数が27年度、3千675件、28年度、4千160件、29年度、3千785件で、28年度が伸びているという状態だが、事業の目的に児童虐待を未然に防止するとあるが、子育て支援総合コーディネート事業の相談件数が下がっているのに、要保護児童対策事業の通告相談件数とケース会議の数は上がっている。このギャップは何かとの問いに、子育て支援総合コーディネート事業の28年度の相談支援件数が6月から12月くらいまでの間、本年度と比較して相談件数が多い傾向がありました。特に子どもの外遊びや心身の発達、親の関わり方が多く、熊本地震の影響があったのではないかと考えています。事業の目的で児童虐待を未然に防止するという部分については、本事業での相談支援を通じて、親の子育ての負担感、不安を減らしていくということになります、とのことでした。

委員より、児童福祉総務費の委託料の不用額について具体的にどの委託分になるのかとの問いに、執行部より、一番大きいものが一時預かり事業委託の約324万円で、延長保育事業委託の226万円、子育てサポート事業委託の約168万円、障害児保育事業委託の約168万円と続きます。この不用額が発生した主な要因については、保育士の加配ができなかったことが挙げられます、とのことでした。

委員より、保育士の確保が一番の課題だと思うが、町としてできることは何かとの問いに、期限付きの保育士の雇用や人事のほうで大津町の保育園に来てもらうために保育士の学校への訪問を行っています、とのことでした。

子育て支援課幼稚園関係では、幼稚園における定員割れが深刻であるが、目標値を満たすための施策はしているのかとの問いに、所得に応じた保育料になり、園児は減少傾向にあります。今後、無償化になった場合、どう動くか心配されます。施策としては、延長保育や夏季預かりなどの保育サービスの充実や公立幼稚園のアピールなどを実施しています、とのことでした。

子育て支援課として、幼稚園の待機児童も含めて考えたときに、幼稚園の位置づけはどう考えているのかとの問いに、幼稚園教諭の不足から定員分を預かることができない現状もあります。今後、児童

数が減ったり、保育園の待機児童数が増えたりするようであれば、幼稚園の合併や認定こども園への移行も検討しなければならないと考えています、とのことでした。

委員より、待機児童が増えるのであれば、幼稚園を縮小するのではなく、受け皿として確保すべきではないかとの問いに、幼稚園教諭を確保して、定員までの受け皿を確保することは考えていますが、3歳から5歳までの需要を見極める必要はあるかと思えます、とのことでした。

大津保育園関係では、保育用品備品で、園児用の防災ヘルメットを導入するにあたり、子どもたちは自分でかぶることができるのか。また、自分でかぶる練習が必要ではないかという話を以前していた。3歳以上なら練習したら自分でかぶることができるようになると思うが、練習はしているのか。また、2歳以下では無理ではないか。あわせて、1、2歳児への対応はどうしているのかとの問いに、0、1歳児に関しては、防災用シートをクラスの人数にあわせて購入しており、それを子どもたちにかぶせるようにしています。2歳児はヘルメットではなく、頭巾を購入しました。3歳児以上はヘルメットを購入し、地震訓練の回数を増やして練習、使用をしているところです、とのことでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、全員賛成で、認定第1号関連に対する附帯決議を付すことを決しました。

次に、認定第2号、件名、平成29年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。

健康保険課関係では、健康保険税の徴収率が93.9%となっているが、以前より下がっているのではないかとの問いに、この10年間の状況では大体92%から93%で横ばいの状況です、とのことでした。

健康保険制度の制度改革により、今後は、町の医療給付費の内容やこれまで町の交付されてきた交付金等が県に交付されるようになるなど、大津町の様々な数字が見えにくくなってしまわないのか。また、平成29年度は市町村単独運営としての最後の年度でもあり、国民健康保険事業の現状をどのように捉えているのかという問いに、執行部より、医療給付費については、制度改革後も市町村に支払事務が残りますので、給付内容の詳細についてはこれまでどおりに把握することができます。また、これまで町に対して交付がなされていた各種交付金については県に交付されることとなりますが、一部については市町村ごとの数字を把握することはできるようです、とのことでした。

委員より、決算審査意見書では、国民健康保険基金の残高が539万5千円ということで、決して十分な額ではないとの指摘があっている。平成29年度からの繰越金約2億6千500万円について、基金への積み立てを検討しなかったのかとの問いに、本年度は、国保制度改革の初年度でもあり、お金の流れも大きく変わっていますので、慎重を期す上でも、繰越金は積み立てずに手元に残しておくという判断をしました、とのことでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、平成29年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。

介護保険課になります。

家族介護用品給付事業について、今後はアンケートをとるとの説明を受けたが、実績をみるとやは

り満足するほど使えるものではないということになるのかとの問いに、アンケートをとり集計をして、今年の8月から変更をしていますので、今から徐々に増えていく可能性があります。変更の中身としては、アルコールハンドジェル、口腔ケア用品、ゼリー状のとりみ剤、ポータブルトイレ用消臭剤、体拭き濡れタオルです、とのことでした。

委員より、介護保険は今年度から保険料が上がっていて、その元になるのがこの29年度ということになると思うので、29年度について慎重にみないといけない。イメージとしては地域支援事業費の質が保険給付費に影響していくと捉えているが、そうなると地域支援事業をどれだけやれていくかということになる。全体として、そういった評価を聞きたいとの問いに、執行部より、これからは介護予防事業を中心にやっていくしかないと思っています。第7期計画にも通いの場を重点目標としています。インセンティブについてもできていないところを整えていきたいと考えています。介護予防を充実するというで考えていますし、職員の教育をきちんと行いまして、住民の方に適切なアドバイスができるようにしたいと考えています。介護予防を重点的にすると介護保険計画にも記載しています、とのことで、委員より、これから取り組んでいきたいということが計画に描かれていることは十分理解しているが、決算の話なので、そういった見方からこの29年度を評価すればどうなるかということをお聞きしたいとの問いに、執行部より、効果が見えなかった事業は29年度で廃止して、30年度は実施しないようにし、そういった事業の見直しは行っています、とのことでした。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、件名、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

委員より、後期高齢者の健診の受診率はどうかとの問いに、健診対象者3千824人に対し、健診受診者が564人となっており、健診受診率は14.8%となっています。熊本県全体の受診率は13.5%ですので、県平均より高い状況です。対象者が75歳以上と高齢のため、ほとんどの市町村では受診率は低調となっているようです。

委員より、以前、後期高齢者については何らかの理由で医療機関を受診しているため、健診受診は必要ないと聞いたことがあるがどうなのかとの問いに、昨年度の医療機関受診率を確認しますと、未受診者が4%となっており、約96%の人が医療機関を受診されている状況です。医療費も年々増加していきますので、受診率の向上については、今後も国保と同様に取り組んでいきたいと考えています、とのことでした。

採決の結果、認定第7号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

また、別途、認定第1号に関しての附帯決議を提案してございますので、それについてもご検討をお願いいたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前 11 時 53 分 休憩

△

午後 1 時 00 分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 66 号関連、議案第 67 号、議案第 73 号関連、認定第 1 号関連の 4 件であります。

当委員会は審議に先立って、9 月 4 日に関係する 8 カ所の現地調査を行い、5 日から 7 日に、ミーティングルームで執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず、議案第 66 号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、元々要綱等の位置づけで支払っていた報酬等を、今回新たに条例に明記するのは同一労働・同一賃金の考えから行ったものかとの質疑に、執行部より、今回、毎日出勤するような労働者性の高い非常勤職員については、位置づけを明確にしておくべきだとの観点から条例に明記しました。非常勤職員の処遇改善として、通勤に要する費用を費用弁償として新たに明記しています。非常勤職員の処遇改善に向けて、会計年度任用職員への移行を予定しており、特別職を一般職にするなどの準備行為を進めているところです、との答弁でした。

委員より、特別職と一般職の違いは何かとの質疑に、執行部より、地方公務員法の第 3 条第 3 項に特別職の規定がなされており、それ以外の一切の職はすべて一般職となる。第 1 号で議会議決や同意等の必要があるもの、第 2 号で条例や規則により設置された委員会や審議会など、第 3 号で臨時または非常勤の顧問、調査員、嘱託員など、第 4 号で首長、議員等、第 5 号で非常勤の消防団員などと規定されています。今まで第 3 号の規定で臨時または非常勤の顧問、調査員、嘱託員などで、月額非常勤職員として任用していましたが、国の通知等により労働制の高い非常勤職員においては、一般職で取り扱いを行うよう運用の見直しが求められています。また、労働性の高い職種については、全て会計年度任用職員へ移行する予定です。年に数回審議会等を行い、日当や費用弁償のみを支払うような委員だけが特別職の非常勤職員として位置づけで残ることになります。今後、早ければ来年 3 月議会において特別職と一般職の非常勤職員については、条例等の整備を行う予定です、との答弁でした。

委員より、地域人権教育指導員の人数は几人か、また報酬は毎年上がっていくのかとの質疑に、執行部より、指導員は 1 名です。一般職の非常勤職員は、1、2 年に一度賃金改定を行っており、会計年度任用職員に移行する平成 32 年 4 月までに再度改定を行う可能性はあります。また、会計年度任用職員への移行後は、正規職員と同様に給料表で報酬が位置づけられますので、勤務成績がよければ昇給する可能性があります、との答弁でした。

委員より、人事評価のようなものがあるのかとの質疑に、執行部より、一般職の非常勤職員については、法的にあいまいな部分がありましたが、今後、会計年度任用職員になり法的な位置づけをされることで、正規職員と同じように地方公務員法の適用を受けることとなりますので、人事評価も実施していく予定です、との答弁でした。

委員より、会計年度任用職員の条例制定の予定はいつごろかとの質疑に、今後のスケジュールについては、近隣の市町村の状況を見ながら、早ければ来年の3月議会または6月議会で条例等の整備を行う予定です。大勢の方に広く周知をして、優秀な人材を確保できるよう早めに準備等を行っていききたい、との答弁でした。

委員より、一般職の非常勤職員と会計年度任用職員の任用期間はどの程度かとの質疑に、執行部より、一般職の非常勤職員は1年から3年の任期で公募しています。会計年度任用職員の任用期間は1年で、一般職の非常勤職員は制度的に継続雇用ができませんでしたが、会計年度任用職員は、人事評価も実施しますので勤務成績が優秀な方は継続的な任用も可能になります、との答弁でした。

委員より、勤務成績が悪ければ1年の任期で終わることもあるのかとの質疑に、執行部より、勤務成績次第では、任期は1年で終了します。平等性・公平・公正性の観点から、そのような対処は必要であると考えています、との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、地域人権教育指導員が特別職から一般職へ移行したのは、国や県の制度改正に伴うものか。あるいは町の制度改正によるものかとの質疑に、執行部より、町のほうで改正するものです。地域人権教育指導員は、専門的な知識を要するものということで特別職に位置づけしていましたが、勤務形態などから一般職の非常勤職員に移行しました、との答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第66号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課関係では、委員より、財政課を新設したのか、財政課は今後増員を予定していないのかとの質疑に、執行部より、平成28年度の機構改革において、総務課の管財係と総合政策課の財政係が一緒になり、新たな課の新設となりました。現在、課員は6名で、課にしたことで課長が1名増員となり、現在のところ増員は予定していません。今後より財政運営等が厳しくなる中で、課長を据えることで財政運営等が強化できるのではないかと考えています、との答弁でした。

議長より、今回、費用弁償等に関する条例の見直しを行ったが、それ以外の条例や例規の中にも廃止や見直しが必要なものはないかとの質疑に、執行部より、職員の意識をより深めていくと共に、条例等の大切さを職員で共有していきながら、見直し等を行っていききたい、との答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第67号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてであります。会計課関係では、質疑はありませんでした。

総務部総務課関係で、委員より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員」の内訳はどうなっているかとの質疑に、執行部より、最大で15名以内と設置要綱で規定しており、企業や金融機関をはじめ、教育機関、学識経験者などの各団体からの選出のほか、広く公募を行うこととしています。まず公募の応募具合を見定めてから、各種団体からの人数を設定し、選出をお願いしていきたいと思っております、との答弁でした。

委員より、総合戦略とは、どのような戦略を掲げているのかとの質疑に、執行部より、地方創生に係る町の戦略としては、6次製品の開発や、インバウンドによる駅周辺の活性化などを基軸に総合戦略を立てており、その戦略を推進するための事業を行おうとしているところです。その事業の進捗状況や効果の検証を、今回の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員」に行ってもらえるものです、との答弁でした。

委員より、地域おこし協力隊募集に係る費用が計上されているが、なぜ現時点で地域おこし協力隊は0名なのか、原因は何かとの質疑に、執行部より、地域おこし協力隊について、年度当初に商業観光課で2名、総務課で1名の募集を行ったところ、総務課分について1名応募がありましたが、職歴や技能、意欲等の点で当方の期待値に達せず任用を見送った結果、未だ0名となっています。全国的にも数多くの自治体が地域おこし協力隊を募集しているところであり、その需要に供給が追いついていないということが地域おこし協力隊が不足している原因と言えます。そのような状況下で限られたなり手もどうしても有名な自治体に応募が偏りがちとなります。熊本で言えば、天草や阿蘇、菊池など全国的に名前が知られているところに数少ない応募者がどうしてもとられてしまっているところであることから、今回、東京で開催される地域おこし協力隊などの大会会場へ出向き、大津町をPRして応募を募りたいと考えています、との答弁でした。

委員より、地域おこし協力隊のなり手を探すのに東京に行かなければだめなのかとの質疑に、執行部より、これまでホームページなどで募集をしてきているところですが、なかなか応募につながっていません。地域おこし協力隊に興味を持っている人が集まる大会などが東京で開催されますので、そちらでPRを行うことで大津町を知ってもらい、少しでも興味を持っていただき応募につなげることができたらと考えています、との答弁でした。

委員より、一度県外に出た住民がUターンで帰ってきて地域おこし協力隊になることはできるかとの質疑に、執行部より、応募時点で大津町在住でなく、都市圏からの申し込みであればどなたでも申し込み可能です。年齢制限も設けておりません、との答弁でした。

委員より、地域おこし協力隊を募集する町側も、しっかりとした目的をもって募集しなければいけないと思うが、どう考えるかとの質疑に、執行部より、町としても、地域おこし協力隊に期待することを明確にしておかなければいけない。商業観光課のほうでは、南部のサイクリングロードの検討など、具体的な目標に向かって取り組んでくれる人を募集しています。総務課のほうでも、北部、南部の地域おこし、または中心市街地の活性化やイベント創出などを目的とする人の募集を行います。その中で、更に具体的な取り組みについては、任用される地域おこし協力隊の方の意向も踏まえながらしっかり進めていきたいと考えています、との答弁でした。

次に、委員より、青色パトロールカーに取り付け予定のドライブレコーダーの映像管理はどこがするのか。また、映像の個人情報の管理についてどう考えているかとの質疑に、執行部より、管理自体は町が行い、映像に関しては、大津町防犯カメラの適正な設置及び運用に関する規則に準じて、事件や事故があった場合に活用します、との答弁でした。

委員より、土砂災害危険住宅移転事業で、レッドゾーンから移転した場合、既存の住宅は解体しなければならないのか。解体した場合は、自己負担になるのかの質疑に、執行部より、基本的に解体が条件となっており、自己負担になりますとの答弁でした。

委員より、レッドゾーン内の住宅件数は把握できているか。また、自分の家がレッドゾーンに入っていることを住民の方は認識されているのかとの質疑に、執行部より、レッドゾーン内の住宅件数は128戸で、ハザードマップを作成する際に、住民説明会を開催し説明しておりますので、該当の方は認識されていると思います、との答弁でした。

委員より、西日本豪雨でも逃げ遅れた方がいらっしゃるが、レッドゾーン内の方には、いち早く避難勧告や避難指示の情報を伝えるシステムづくりが必要ではないかとの質疑に、執行部より、急傾斜地や土砂災害警戒区域など、大雨や洪水などにより浸水が想定され、特に危険な地域については、タイムラインを1時間早く設定をして周知をしているところです、との答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、元号改正に伴う国からの補助はないのかとの質疑に、執行部より、元号改正に伴うシステム改修費用についての国庫補助はありません。

また、委員より、改元は5月1日予定かとの問いに対して、執行部より、改元は5月1日の予定です。現時点の情報では、新元号の公表の時期が改元の1カ月前と想定されています、との答弁でした。

委員より、電算システムの改修以外に、全体的に元号改正に伴う対応が必要となることが想定されるものはあるかとの質疑に、執行部より、例規集、要綱等の様式集、窓口の各種申請書等の見直しなどが必要であると考えています、との答弁でした。

委員より、昭和から平成に改元された時の状況で参考になるものはないのかとの質疑に、執行部より、その当時、帳票はほとんど紙ベースで管理しており、伝票類も手書きをしていました。昭和を消して、その上に平成のゴム印を押して対応していたと記憶しておりますが、参考になるものは少ないかと思われます、との答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、国道57号北側復旧ルートに係る旧平真城村の墓地について、売り払い単価の根拠はあるのかとの質疑に、執行部より、国土交通省からの協議に基づくもので、公示されている山林であれば1平米当たり100円程度だと思いますが、今回は1平米当たり約1千円での買い取りであり、現況からすれば比較的高い単価での買い取りであると考えています、との答弁でした。

委員より、墓地は一部買収か、全部買収かとの質疑に、執行部より、現況の墓地の地面が約13メートル下がったところが道路になる予定であり、この新しい国道の道路の法面に墓地全体が入る計画と聞いています、との答弁でした。

委員より、墓地の移転先は決まっているのかとの質疑に、執行部より、墓地の関係者に聞き取りを

行ったところ、魂も抜いてあるので墓石は廃棄してよいとお話です。無縁の墓地もあることから墓標については町有地に埋設させていただき、移転先において国道57号北側復旧ルート整備により移転した墓標がある旨を表示したいと考えている、との答弁でした。

意見として、このことは大変大事なことであり、国道57号の復旧のために先人の墓地が移転されることなので、供養なりはしっかりやってほしい、との意見がございました。

委員より、売払いに係る墓地の存在は町はそもそも把握をしていたのかとの質疑に対し、執行部より、財政課としては把握できていなかった事案であります。町村合併により自然に引き継がれる性質のもので、合併当時に財産のやりとりがあったかの調査まではできておりません、との答弁でした。

委員より、普通交付税が減額になっているが、その事情についての質疑があり、執行部より、当初15億円程度見込んでいたが、社会保障費や子育て関連費用等の基準財政需要額の伸びよりも固定資産税の償却資産及び法人住民税等の基準財政収入額の伸びが大きく、算定上、普通交付税の減額という形となりました。ただし、臨時財政対策債は2千万円伸びていますので、全体的な財源のマイナスは前年度比150万円程度増加している状況です、との答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係では、委員より、地域女性活躍推進交付金でセミナーを行うのか、昨年度と今年度ではどう内容が違うのか、反省点はないかと質疑あり、執行部より、今年度から交付金事業で実施するもので、10月に実施予定です。昨年度は3名の就職につながっています。前回と比べ内容に大きな変更はありませんが、講話の中の専門用語が難しい、もっと受講者にわかりやすい言葉にすべきという意見があり、また、前回よりも参加者を増員できるよう、関係機関や団体へも働きかけ、有意義な講座にしたいと思っておりますとの答弁でした。

委員より、人権啓発福祉センターのガスコンロは、危険性が指摘されているようだが、もっと早く買い替えるべきではなかったのかとの質疑に、執行部より、30年2月の液化石油ガス点検で指摘があり、今回2台を買い替えるものです。必要があれば、新年度予算で残りのガスコンロの買い替えも検討したい、との答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第73号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議会事務局関係で、委員より、議員共済組合負担金は何を基準に決まるのかとの質疑に、執行部より、議員の人数×標準報酬月額(約25万円)×12月×負担率が町の負担金額となっています。負担率については、当該年度の退職一時金と年金の支給額を根拠に算定されますが、年々減少傾向にあります。年金の受給資格がある方が限られた方であるため、対象者が年々減少していると考えられます、との答弁でした。

委員より、6つの議会から視察受け入れに伴い食糧費の支出があるが、大津町への視察はほかの自治体と比べて多いのかとの質疑に、執行部より、熊本地震後から地震への対応についての視察が多くなっています。他の自治体との比較はしていませんが、西原村や益城町など、特に被害の大きかった地域への視察は逆に遠慮され、近隣地域での対応状況を知りたいということで当町へ視察に来られる

ケースがあるようです、との答弁でした。

委員より、視察受け入れ時の対応はどのようにしているか。また、震災時の対応以外でこういった目的で視察申し入れがあるのかとの質疑に、執行部より、昨年策定した議会のBCPについての視察もあっており、その場合は主となって取り組まれた桐原議長に対応していただいている。その他、議会だより関係の内容であれば広報編集特別委員会へ、また、必要であれば関係課へも依頼しながら対応をしているところですが、との答弁でした。

委員より、大津町一般関係・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書において、各款の間または各項の間において相互流用などがとあり、これについて本会議で各項の間の相互流用があったとの報告を受けているが、この文書を読む限りでは各款の間の相互流用があったと捉えられてしまうのではないか。款同士の流用は違法であり、もし該当すれば議決をやり直さなければならないことになる大変な問題であるとの質疑に、執行部より、ご指摘のあった箇所は、地方自治法220条第2項の歳出予算の経費の金額は、各款の間または各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるという文章を引用させていただいているということでご理解いただければと思います。以上、条例等を引用する場合は、出典をきちんと明記するようにしたいと思います、との答弁でした。

委員より、大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書にある支払い遅延とはどういうケースかとの質疑に、執行部より、使用料の支払いについては、毎月払いの場合、月末締めで業者から請求書が届き、手続きを行います。ある月に届いたはずの請求書が不明になっており、支払いをしていなかったことから、後日、支払い遅延があることが業者からの連絡で発覚したというケースがありました。発覚後、早急に支払の手続きを行っています、との答弁でした。

会計課関係では、委員より、窓口で収納業務を対応しているとのことだが、サービスマニュアルはあるのか。クレームはあっていないかとの質疑に、執行部より、住民から収納以外の話をいただくこともありますが、お話を聞いてご案内をしています。全て適切に対応しており、クレームはありません。サービスマニュアルはありませんが、スキルアップに努めてまいりますとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、コミュニティ傷害保険の具体的な事故等の中身はどうなっているかとの質疑に、執行部より、町民の方を対象に、地域の環境美化活動である区役やスポーツ大会時にけがをされた場合の補償になります。昨年度の実績は、傷害事案が5件、損害賠償事案が3件でした。事例としては、ボランティア活動中のけがや環境美化活動中の刈払い機使用時に小石を飛ばし、車両のガラスを割った場合などがありました、との答弁でした。

委員より、保険適用の多い少ないで、保険料に著しい増減はあるのかとの質疑に対し、執行部より、保険料は人口によって額が決まります。大津町は人口が増えていること、そして今年度から入院費、通院費の補償額を増やしたことに伴い、今年度、若干昨年度よりも保険料が上がりましたが、事故件数では保険料は影響はありません、との答弁でした。

委員より、職員研修について、新規採用職員の研修、専門分野の研修、委託研修では、それぞれど

のような研修を行っているかとの質疑に、執行部より、新規採用職員の研修は、熊本県研修協議会に4月、10月にそれぞれ3日間派遣しています。4月には、挨拶や身だしなみなど接遇を中心に、10月には効率的な仕事の進め方など実務を中心に実施されています。専門分野の研修については、NOMA（ノマ）やIT研修など、希望者をパソコン研修や法令実務、税徴収等の実務などに派遣しました。委託研修は、第一法規に委託しており、若手職員は接遇研修、係長級は、DISC（コミュニケーション）研修、課長補佐、管理職は、議会对応や人事評価・評価者研修を実施しました、との答弁でした。

委員より、議会の議決を経ずに契約した案件について、再発防止に向けた取り組みの中で、工事などの様式のチェック欄はきちんと目立たせるなどの工夫が必要なのではないかとの質疑に、執行部より、既に工事・業務等の施行伺いにはチェック欄を設けており、決済欄とは別に課長等の押印が必要になっています。ここに押印がないと決裁が進みませんので、十分に機能していると思われ、との答弁でした。

次に、交通安全の啓発看板に「スピードを落とせ」はあるが、「子ども飛び出し注意」など効果の高いものがいろいろあったほうがよいのではないかとの質疑に、執行部より、毎年、予算の範囲内で様々な種類の看板をつくっており、「飛び出し注意」や「通学路注意」などの表示についても揃えています、との答弁でした。

委員より、防犯灯設置工事について、杉水などの地区で暗い場所も多いと聞いている。通学路や危険箇所の街灯がすべてLEDに換えるなどしているか。換えていない場合は、全部換えることで電気代の削減になるのではないかとの質疑に、執行部より、中部地区については、社会資本整備事業の補助金で、先行的にLEDの整備を進めました。南部地区や北部地区についても整備しようとしていたところでしたが、国の制度切り替えによって補助事業がなくなってしまい、LED化が進んでいない現状にあります。限られた財源の中で、順次LEDの取り換えを進め行っています。危険箇所などでは地域からの要望が挙がっているところについて、順次対応していきたい、との答弁でありました。

委員より、街灯は地区が要望し、地区が一部費用負担をして設置するので、地区間をつなぐ防犯灯は町が設置することになっている。街灯と防犯灯では取り扱いが違うため、その点をわかりやすくして、町民の方に説明したほうがよい、との意見がございました。

委員より、消費生活相談業務委託について、年間の相談件数はどうなっているかとの質疑に、執行部より、昨年は69件相談があって、主な内容はインターネットによる不当請求や購入トラブルが多くあった、との答弁でした。

委員より、交通安全対策全般について尋ねたい。翔陽高校前に信号と横断歩道ができたが、反対側の室工業団地の入り口周辺でダンプカーなどが頻繁に入ってきて危険なようである。そういった危険箇所はどこが把握し、対応することになっているかとの質疑に、執行部より、通学路の危険箇所については、今年3月に警察や県、国交省などを交えて役場関係課で見回っています。

委員より、合同で調査するのはよいが、どこが取りまとめることになっているのか。危険箇所を総合的に把握をして対策を考える。そのことが必要ではないかとの質疑に、執行部より、ご指摘の点に

については、次回調査の際、連携が図れるように調整をしていきたい、との答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業補助金では、具体的にどんな活動があっているのかとの質疑に、執行部より、平成29年度は33団体で地域づくり活動の取り組みがありました。主な活動として、地域内の美化清掃、夏祭り、敬老会などの開催、防災訓練の実施に係るものから、それらの実施に向けて話し合う会議のお茶代などに対して補助をしています、との答弁でした。

委員より、今後も町から地域への働きかけが必要であると考えますが、高齢化が進んでいる地区などの取り組みはどうなっているかの質疑に、執行部より、確かに高齢化が進んでいる地域では、地域づくり活動支援事業の取り組みはあまり見られません。地元負担分の捻出を苦慮されている点や、何か活動しようにも参加者が見込めない点などがあるようです。しかし、地域の顔が見える関係性というのは、これまでの地域の歴史から十分構築されているところであります。町の南部や北部では大体積極的に取り組んでいる状況が見受けられますが、どちらかと言うと町の中心部のほうが地域としてのつながりが希薄であり、なかなか取り組みができていない状況であります。引き続き、働きかけを検討していきたい、との答弁でした。

議長より、国際交流事業費全般について、ヘイスティングズ市との交流も隔年になり、教育委員会での台湾との小学校の教育交流も今年から始まる予定である。国際交流について、今後どうしていくか整理をしていくべきではないかとの質疑に、執行部より、姉妹都市との交流も今後検討していくべきところがあります。台湾、高雄市との交流についても、教育交流以外で幼稚園、年長児の交流ができないものかいろいろ検討をしているところです。次年度以降についても、国際交流をどう進めていくか検討していきたい、との答弁でした。

委員より、今年は選挙管理委員の交代時期だが、選挙管理委員に人材を確保するのが非常に難しい状況となっている。報酬額はほかの自治体ではどう定められているかの質疑に、執行部より、選挙管理委員の報酬は、毎月1回の会議に委員長は日額4千100円、委員は日額4千円です。菊陽町とは同じ金額ですが、高い自治体も多いようです。また、選挙時期は会議や期日前投票での投票管理者等で6回程度出席をいただいています、との答弁でした。

意見として、選挙管理委員会の報酬額の見直しが必要ではないかとの意見がございました。

委員より、特殊無線技士講習会負担金について、役場職員で何名が技能を取得しているのか。また、防災無線は1カ所から放送するのかとの質疑に、執行部より、現在、3名の職員が第3級陸上特殊無線技士の資格を持っています。防災無線については、電算室で直接もしくは録音して放送するものと、総務課から放送するもの、計2カ所、その他に消防署で遠隔操作するものであります。との答弁でした。

委員より、県内で機能別消防団の導入事例はあるかとの質疑に、執行部より、人吉市などで事例があると聞いていますが、公募や大OBで構成するなど、自治体によって取り組み方は様々なようです、との答弁でした。

委員より、ドローンの利用頻度はどうかとの質疑に、執行部より、ドローンについては、町の建設業組合から1台寄附をしていただき、総務課で管理しています。人の立ち入りが困難なところに立ち

入れることを第一義としていますが、観光や広報などにも利用しています、との答弁でした。

ドローンについて、講習を受けて入れば、人口集中地域でも使用できるそうで、受講についても検討し、ホームページの映像などにも有効活用できるよう、努めてもらいたい、との意見がございました。

委員より、ハザードマップについての改訂し、どう周知をしているか。また、改訂について、大学などの専門家の意見も入っているのかとの質疑に、執行部より、ハザードマップについては、県で急傾斜地などの見直しがされた分を反映させ、水害などの浸水想定区域なども掲載しています。今年の3月に完成したもので、会議の席などで広く周知をしているところです。ホームページ上でもスムーズにアクセスできるよう対処しています。また、町独自で作成していますが、土砂災害や浸水想定区域のデータについては県のデータを使用しており、作成にあたっては実績のある業者に依頼をしている、との答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、大津町地域公共交通網形成計画において、今年は評価の年であったと思うが、今後評価はいつまで続けるのか。実施計画は作成するのかとの質疑に、執行部より、公共交通網形成計画における事業の実施及び評価については、平成30年度から32年度まで行います。また、計画にある事業については、実施計画がなくても実施が可能であるとの国土交通省熊本運輸支局からの助言もあり、実施計画の策定は行わず、地域公共交通網形成計画に基づいた事業を実施していく予定です、との答弁でした。

委員より、長洲町できんぎょタクシーというのが運行されているが、大津町の乗り合いタクシーの利用率はそれよりも低いのはなぜかとの質疑に、執行部より、長洲町は町内のバス路線を廃止して、その代わりに乗り合いタクシーを町内全域に導入し、乗り合いタクシー中心の交通体系になっている。また、乗り合いタクシーのアクセスエリアをショッピングモールや総合病院のある隣の荒尾市まで広げていることなどにより、利用率が高いのではないかと思われる、との答弁でした。

議長より、ふるさと納税について、専用サイトを現在の「さとふる」以外に増やす予定はないか。また、庁舎建設関係の寄附についても含め、全国的なPRの方法についてどのように考えているかの質疑に、執行部より、ふるさと納税の受け入れ幅を広げるためにも専用サイトを増やす方向で検討しており、現在、複数の事業者から話を伺っている状況。PR方法については、都市対抗野球大会でホンダ熊本の試合時にふるさと納税について掲載したパンフレットを配布し、また、「さとふる」を通してフェイスブックなどのSNSからも情報発信などを行いました。しかし、まだ不十分な部分もありますので、更にPRを進めていきたい、との答弁でした。

委員より、ホームページで必要な情報をすぐに見つけにくいという意見がある。改善に努めているかとの質疑に、執行部より、問題点を電算連絡会等で共有し、ページ修正などを見やすく使いやすいホームページを目指して改善をしていきたい。

また、委員より、ホームページの新着情報に毎日の給食献立の記事が出ているが、需要が多いのかとの質疑に、執行部より、イベント情報など公開する内容や時期によって人気の記事は変わるが、給食献立については、平均的にアクセスが多くあります、との答弁でした。

委員より、上井手と下井手が世界かんがい施設遺産に登録された。ホームページに掲載はしないのかとの質疑に、執行部より、早速担当課のほうに話をし、世界かんがい施設遺産の情報も含めて、町をPRできるよう掲載をしていきたい、との答弁でした。

委員より、乗り合いバスの吹田・大津高校線のルートはどのようになっているかとの質疑に、執行部より、ルートについては、吹田団地を出発後、旧57号線を通り、文洋堂前交差点を曲がって大津高校までとなっている。大津小学校の児童が町営住宅前などの引水地域のバス停で降り、通学をしている。また、大津中学校の生徒が大津高校前のバス停を利用している、との答弁でありました。

庁舎建設推進課関係で、委員より、新庁舎の光熱水費はどのようになると考えるかとの質疑に、執行部より、旧庁舎と比べて光熱水費は高くなるかと思いますが、環境省管轄の補助事業を活用し、新庁舎にはLED照明やエアコン、太陽光発電など省エネルギー製品を取り入れて費用の低減化に努めたいとの答弁でした。

議長より、新庁舎には町有林や県産材を利用されると思うが、木材の伐採時期など、進捗状況はどのようになっているかとの質疑に、執行部より、基本設計の段階で木材の使用予定量を概算で算出して担当課で菊池森林組合と協議を行いました。これから詳細な使用量が出てきますので、随時打ち合わせを行いながら導入したい、との答弁でした。

総務部財政課関係で、公用車に関して、今後ドライブレコーダーを導入する予定はあるのかとの質疑に、執行部より、今後の公用車導入の際には、ドライブレコーダーも増やす方針で、とりわけ後退する際の事故が多いため、バックモニター等の機能を装備した公用車の導入に努めたい、との答弁でありました。

議長より、普通会計における地方債残高が約159億円となっており、震災等の影響で増加したと推測されるが、地方債残高を降らさなくてはならない反面、事業を実施しなければならない状況がある中、町としてどの程度起債発行額の限度を見ているのかとの質疑に対し、執行部より、熊本地震後に地方債残高は膨らんでいますが、財源に充てる起債は有利なもので、元利償還金が交付税に算入され、後年度にわたり交付される起債となっています。ただし、起債残高と公債費について膨らんでいるのは事実です。償還額を超える借入れをしなければ地方債残高が増えることはありませんが、震災関連事業については、平成32年度を一つの目処としたいと考えています、との答弁でした。

委員より、県内の財政力指数のトップは菊陽町かとの質疑に対し、執行部より、県内トップは菊陽町です。参考ですが、本年度の菊陽町の普通交付税は約870万円となっているようで、人口と税収の伸びが顕著なようです、との答弁でした。

委員より、実質公債比率が近隣の自治体よりも高い理由はなにかとの質疑に、執行部より、実質公債費比率の計算で大きな指標となるのが元利償還金となっており、この元利償還金は地方債残高にも影響し、自治体間でばらつきがありますので、実質公債比率の差に表れています。起債は償還期間が決まっていて以前の投資が大きかった時期もあり、お示した実質公債比率となっている、との答弁でありました。

総務部税務課関係で、委員より、地籍情報システム基準点補正業務委託の内容について質疑があり、

執行部より、熊本地震で地籍図の座標値がずれており、法務局の図面は修正がされているが、町でも座標値を交付しているが、法務局の修正後の数値とずれているので、国土地理院・国土交通省にあわせて、パラメータの補正を行い、基準点の数値も修正をしたということです、との答弁でした。

熊本地震による雑損控除の状況はどうかとの質疑に、執行部より、1千535件、約43億円分の雑損控除が申告されました。平均一人当たり約280万円となります、との答弁でした。

次に、委員より、防火水槽の地下タンクが埋設されているが、固定資産税の減免はしているのかとの質疑に、執行部より、防火水槽の一部については、防火水槽以外の利用ができない場合、公共に要しているものとして免除を行っています。地下式で所有者の利用ができる場合は免除をしていません。スーパー等の駐車場に設置された地下式の水槽もあるので、整理をしていきたい、との答弁でした。

最後に、総務部人権推進課関係で、委員より、住宅新築資金貸付事業で、本人が亡くなり保証人も亡くなった場合、どうするかとの質疑に、執行部より、本人と保証人が亡くなった場合は、相続人が引き継ぐこととなります、との答弁でした。

委員より、男女共同参画推進費委託料の女性活躍推進事業について説明を求め、執行部より、育児や介護で休業中の方を対象とした働きたい女性を応援するセミナーです。町内幼稚園の保護者を対象にリサーチし、また、商業観光課の職業無料相談所でも希望する声が多かったため、昨年度から実施をしています、との答弁でした。

委員より、主要な施策の成果で各種審議会等の女性登用率の目標値は30%では低すぎるのではないのかとの質疑に、執行部より、この数値は第3次推進プランに掲げて、国は2020年までに少なくとも30%程度の周知目標を設定し、熊本県も第4次計画で同数を掲げています。県内はずっと20%程度を推移し、新聞マスコミ等による報道でも厳しい状況が続いていると報じられています、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩します。午後2時より再開します。

午後1時50分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こんにちは、経済建設委員会のですね、報告の中でちょっとお伺いしたい点ございますので、質疑をしたいと思います。

報告の中にまちづくり交流センターの話で、現在が無料であるところを来年度からは有料にしたいというような報告があったかと思いますが、受益者負担の原則とかですね、あるいは、これまで本来なら徴収しなければいけないものがまだできていなかったという、その背景はわかるんですけども、ただ現状を考えたときに、ここもそうですし、議会の施設の部分もそうです。更に、中央公民館の大会議室も今役場が使っているという状態ですね。特にまちづくり交流センターのあの広い部屋と、私たちが今控室で使っているところに関しては、床が柔らかいという、非常にダンスとかですね、そういった活動に向いてる施設でもあるわけです。そうした時ですね、今、住民としては、いわゆる公共施設の貸館において少し不便を強いられている状態にあるという中で、あえて来年度からやらなければならないのか。これまで待った、徴収はしていなかったわけですから、少なくとも新しい施設、庁舎ができてここを住民に明け渡して使えるようになってからというタイミングという考え方もあるのではないかなと思うところです。そうしたことについて、そうした観点からの議論があったのか。もしなかったとすれば、そこを踏まえてもう少し時期を考え直すことができるのではないかなという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 認定第1号の中で、まちづくり交流センターのことでありますが、審議の内容といたしましては、今ご指摘のとおり受益者負担の原則、これというものが非常に強くありまして、本来、公共の施設におきましても、電気代やいろんなものが自己で負担をしていたと、ということで、いろんな形で料金を取られているという審議をしました。ということで、先ほど委員長報告の中で申し述べましたけれども、使用料の徴収を行わないのはなぜかというのは、非常に我が委員会におきましても議論したところでもあります。ということで、根拠を示しなさいという形で執行部からの根拠というものが大津町まちづくり交流センター条例施行規則の第7条におきまして、重複しますけれども、使用料の減免について、交流センターの目的に沿った会議や事業を行うために使用するとき、ただし、当分の間とするという、この当分の間というものが非常に曖昧でありまして、当分の間というものは5年間も当分の間なのか、それともまちづくり交流センターを周知するための当分の間なのかということで、いろんな意見も出ました。ということで、周知期間というものが5年というものが長すぎる。本来ならばもっと早くにするべきではなかったのかということで、2年目か3年目ぐらいにですね、料金を取りますよということ一度周知したらいいんです。そのときにものすごく反発が出たということで、そのまま延ばしていったということで、今回また議論になったということです。どこかに線は引かなければならないだろうということで、ほかの様々な施設は受益者負担の原則に沿って料金を徴収させてもらっているということで、それでは同じじゃないかということで、きちんと徴収をするべきであって、徴収をしないのならば、一般財源からということで、町民全体がその一部の方々の負担をするという形になるということで、公金のその流れとしては不適切ではないかというふうな話になった次第であります。ですから、執行部のほうからは、本年度は年度で区切りますので、来年度からそういった形で周知をしながら徴収をやっていきたいというふうな答弁をいただいた次第であります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回は決算認定については、熊本地震の翌年度ということもございまして、控えたいと思いますが、議案第69号ですね、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更、この議案についてだけ反対の立場から討論をしたいと思います。

この広域連合の議会に過去2回大津町議会の皆さんの推薦をいただいて、私この32名の、現在32名の議員定数ですけど、その中の町村議会議員の代表として広域連合の議会に送っていただいたことを、この場で改めて感謝を申し上げたいと思いますが、実際、その広域連合の議会に行きましたので、その実態、今の現在の状況をですね、まず皆さんにお話をさせていただきたいと思います。

現在のこの広域連合議会の議員の選び方は、説明書にもあるとおり、市町村長、いわゆる首長の方が16名、市会議員の代表が8名、町村議会の代表が8名、私はその町村議会議員の中で、私以外全部町村議会の議長ですかね、議長推薦であがってきた人ばかりですね。ですから、私のように平の町村議会議員がこの広域連合に出ていくというのは私1人しかいない。質疑時間は5分間、それから、年1回の一般質問は10分間しか時間が、発言の機会はないというようなそういう議会であります。

今回、この改定案では、この32名の議員を各市町村から1名ずつ出すから何ですかね、45市町村すべての意見が制度の上に反映できるとこのメリットとして出されておりますが、確かに、一見そのように見えるかと思えます。しかしですね、後期高齢者、熊本県全体の75歳以上の県民の方がこの被保険者なわけですね。被保険者の方は27万9千人、約ですね。約28万人です。大津町の人口は3万5千人です。この全県下27万9千人の75歳以上の高齢者の皆さんの命と健康を守る、これが後期高齢者医療の目的であるわけですが、45市町村の中で一番被保険者の人数が多いのは熊本市です。熊本市内の75歳以上の高齢者の人数は9万2千人です。全体の約28万人の中の9万2千人が熊本市にお住まいです。実にこの後期高齢者の33%が熊本市民なんですね。で、この後期高齢者の一般会計の年間予算は2千849億円です。熊本県の一般会計より多いです。ものすごい金額になるわけですね。ところが、この33%を抱える熊本市からも議員が1名しか出ていかないわけですね。さらにですね、この広域連合の執行部にあたる連合長は熊本市の市長さんです。大西さんですね。一番多いからですね。執行部に市長さんは座っているわけですね。で、熊本市から推薦で出てくるのは熊本市の議長です。その熊本市の議長が広域連合の議会に行くと、当然といえば当然ですけど、広域連合の議長になるわけですね。となると、熊本市民を代表する議員は広域連合には1人もいないと。33%を抱える熊本市の代表する議員は、この広域連合では誰もいないということになってしまうわけですね。なおかつ、医療費はですね、熊本市の高齢者の方が一番高いんです。多分一番医療費が安いのは五木村だったと思いますが、小さい自治体ほど病院も少ないですから、また、畑、農作業などをして結構元気に働いて病院にもかからないということで、1人当たりの医療費は、田舎に行くほど低くなる、

安くなっている。一番高いのは多分熊本市の高齢者の皆さんが病院もいっぱいありますから、医療費は高くなっているわけです。本来、この熊本市のこの3分の1を占める高齢者の皆さんの方がより元気に、より健康になっていただければこの後期高齢者の財政も節約をすることができるわけですけど、残念ながら、その声を届ける熊本市からの議員がただの1人で本当にいいんでしょうかというのが、いわば問題提起であります。

それから、もう1点はですね、今度32名から45名に議員が増えることは確かにいいことだと思いますけど、何ていうかな、最悪という場合じゃないですけど、全部首長、うちで言えば町長、あるいはどっかの市であれば市長、首長の皆さんが全部選出されたら一般の議員は1人も選ばれないということになってしまうわけです。ご承知のとおり、市長とか町長さん、村長さんは自分の町に帰ると執行部になってくるわけですね。後期高齢者を執行する側になる。執行部の方が県に行って議員としての立場で発言しようとしても、まあ多分できないんじゃないですかね。私がこの広域連合で発言したら、首長の皆さんからやじられました。早く終わって、一般質問が10分しかないのに、時間ももったいないとかいうやじられた経験もございます。首長の皆さんは、また忙しい、非常に、特に熊本市長さんなんか非常に忙しい、そういう人たちが何十人もこう日程をあわせるだけですね、この広域連合の議会は日程を決めるのにも四苦八苦しているというのは実情のようであります。そういう意味でですね、どうやったらこの県内全域の声を広域連合の議会に反映させることができるかというのは、やっぱり全自治体のこの議会に対してもうちょっと相談をしてですね、より良い方向で改革を進めるべきではないかと、そういう私は問題提起を含めて、今度の規約改定にはですね、反対の立場を表明をしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第69号に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療の問題ですけれども、例えば、今反対討論を聞いておきますと、実際、その議員として活躍をされてきたということで非常に頼もしい限りであります。ましてや、やじが飛ぶぐらい活躍されたので、そういうふうにやっぱりきちんと現状を客観的に分析されているというふうで、その点については、本当にいい意見だったと思います。しかしながら、こういった形で、まず変えてみることは大切だと私は思っております。熊本市から、例えばの話ですけれども、議長がきて、議長がその議長を司ったら公平・公正にしなければならないので、その裁きていうのは、その議会においては発言ではなく、やっぱりほかの自治体の首長さんになる可能性があるということで、まさしくそのとおりだろうと思いますが、客観性はどちらかと言うならば、広がったのではないかなと、そういうふうに思います。そういった形で議員数を増やす、そういったものの経費がいかげなもんかなと思いますが、やじをする首長さんがいるぐらいの議会ですよ。ものすごく低いんですね、言うならば。そういった人たちの人の資質を変えることまではできないと思います。ですから、システムはいろんな形を変えて、そして徐々によくしていくものがシステムだと思います。ですから、我々は自治

体に降りてきたものをきちんと審議して、それをそういった議会に充てるんです。ですから、やはりこういった変化はありきだと思います。何もしないならばそのままです。それこそ今反対討論で言われたままでしょう。ですから、よりよきものにするためには、やっぱトライして、変化を起こして、そしてその状況を見て、悪かったならばまた変化を求めていくんですね。そういった形をやっていかないと何も変わらないという形になりますので、中身は私も議員として行っていませんのでわかりません。しかしながら、今貴重な反対討論だったと思われれます。ですから、そういったものも踏まえて、我々もそれこそ、うちの議会におきましてはしっかりと審議をしてですね、その善悪成否はですね、きちんと審議して、そういった議会にあげていくのが責務ではないかと思いますので、こういった改革というものもまず認めて、そして一步でも、半歩でも進めていきたいと、私は考えますので、69号に対しましては、賛成の立場から討論をいたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第65号、大津町立診療所の設置等に関する条例を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第66号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、大津町の公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対

する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、大津町立小学校タブレットパソコンソフトウェア購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、町道の路線廃止についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第73号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採

決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成29年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成29年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定するこ

とに決定されました。

次に、認定第8号、平成29年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 発議第5号 「認定第1号 平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4、発議第5号、「認定第1号 平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第5号提出者、佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 発議の第5号、「認定第1号 平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」について、提案をいたします。

提案理由のほうはこちらの文書のほうをまず読ませていただきたいと思います。

予算の執行においては、法令等を遵守したものであることが求められる。しかし、平成29年度の予算執行の処理において、1、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に違反する処理及び、2、地方自治法第220条第2項及び第222条第1項に違反する処理が行われていたことが確認された。1については、本年度第2回定例議会において、それ以前に行われていた失念を要因とする過去の手続きと共に、その瑕疵を修復し、過去に関与した職員及び管理者の処分は行われているが、決算そのものが修正されるものではない。2については、平成29年度一般

会計補正予算（第7号）における事後の予算措置により、禁じられた交換流用によって執行された経費を補てんしたものである。また、この予算が確保される前に補助に関する規則が定められており、この補助については、事前に議会で説明した趣旨とは異なるものであった。

これからのことから、認定第1号の認定にあたっては下記の意見を付すものである。

記。1、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に違反する処理については、過去少なくとも10年にわたり繰り返され、見落とされてきた過誤であることから、徹底した再発防止策の策定と今後の継続的な実施を求める。

2、地方自治法第220条第2項及び第222条第2項に違反する処理については、議会軽視と法令等に関する認識の甘さが見られるものであり、職員の執務能力の低下が疑われる重大な事態である。今後は、職員の再教育、法制、財政担当のチェックのシステムの見直し等により再発の防止を強く要望するものである。

以上、決議する。というのがこの案文でございます。

1に関してはですね、これまで全協とか、議会の中でも説明がありましたので、中身のほうを十分ご理解いただいているかと思いますが、2に関しては、これは今回出てきている話ですので、少し資料をもとに補足をさせていただきたいと思います。

まず、こっち側が表側です。表側の上の赤の囲みですね、この3つの項目があります。議会説明と異なる補助金交付要綱を制定したこと、これが議会軽視にあたるかと考えております。次に、これ監査委員さんの指摘にもありました、予算の項間流用というものが行われていたということ。それから、予算措置のない要綱が制定されていたという、この3点ですね、が課題になります。

この地方自治法については、裏面のほうにその条文を記載させていただいておりますので、全部読むと大変ですから、ちょっと赤文字のところですね、を抜粋して読み上げますと、赤文字のところ、各款の間または各項の間において、相互にこれを流用することができないという規定があります。それから、222条のほうは、2項の下のほうになりますが、規則、その他の規定の制定または改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講じられることとなるまでの間は、これを制定し、または改正してはならないと。この2つが問題になります。

表に戻っていただきまして、まず、昨年29年6月の定例議会の一般会計の補正予算の中で、英検ですね、英検を受験しようとする中学生に対して補助金を交付しようという話がありまして、100万円の予算が款、教育費、項、中学校費で出てきました。そのときの説明は、中学生の英語力向上の為との説明で、予算も中学校費でありましてので、委員会、本会議ともに承認を得ております。しかし、この後、7月の26日に補助金の交付要綱、これは要綱でございますので、議会のほうの議決は必要ないものです。ここの中でですね、第3条のところを抜き出しておりますけれども、小中学校に就学する児童生徒の保護者でということで、補助金の対象が中学校といていたものが小中学校に広がっているということですね。これに関して、予算の補正等もありませんでした。ところが、30年度の当初予算の中で、この英検授業料補助金というものが事務局費のほうに入ってきております。これを見た時に、あれ、これ何ということ、ちょっと調べてみたらこの要綱に行きついて、これ異

常だということで気が付いたわけでございます。そこに対して委員会審議の中で指摘をしましたところ、制度に対する認識不足でしたというようなお答えでありました。

次に、29年度の補正予算ということで、3月に専決されたものを6月に承認したわけですが、ここで小学校の分の1万5千円というものが予算計上されて、これを承認したところでございます。こういう流れがありますので、当初申し上げましたように、この3つの項目についてちょっと尋常ではない処理がなされていると、そういったものを含んだ決算であるということをやはりきちんと指摘しておかなければならないということで、決して悪気があってやったわけではない。むしろその小学生にとってはいいことだろうと思いますので、そこに関して決算を認定しないというほどのことではないんですけれども、ただその執行にあたっては十分に手続きを踏まえてやってほしいという思いを込めて、この意見書を提案するところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 附帯決議（案）について、質疑を行います。

委員長の審査報告書を見てもみすれば、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定するものという形で出されております。この認定作業の中におきまして、こういった疑義が生じて、これはおかしいんではないかなという形ですと掘り下げていったならば、先ほどの説明のとおりの方が行われていったということは、認定に値しないといったほうが本当ではないかなと思います。ですから、この数字だけではわからないものを掘り下げて審議するのが我々議員でありますから、委員会の中でもおそらくこの点については深く審議されたものだと思いますが、この点をきちんと議員の皆様へ報告して、認定が可決されなかったと、不認定だったと言ったほうが本当は正しいのではないかなとも思います。そこのところはですね、どうもこう釈然としないというか、そこはきちんと認定しないと、不認定という形でなぜ出さなかったのかなと思う気持ちのほうが強いんですね。そんな中で、不認定の理由といたしましてこうだと、何かややこしくなっているような感じがするんです。ですから、やり方はいろいろあるでしょうけれども、不認定というのもある意味ありなんですね、言うならば。その点について、経緯の中で、おそらく予算執行についての疑義はないんですね。そういったところはもうちゃんと予算も執行してありますので、しかしながら、議会のシステムというのは、認定か、不認定かと言ったときには、不認定が正しいんではないかなと思いますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 提出者、佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今ご指摘いただいた点については、私も非常に苦慮したところでございます。

ただ、これについての議論はですね、むしろ今回の議会というよりも、3月議会でこの指摘をしたときに中心に議論をしたので、ちょっと記憶になりますけれども、そこを元にお話をさせていただきます。

まず、これについては、6月の議会、あとで専決処分がありますけれども、予算の計上としてきちんと形を後であわせませすということがありまして、実際にそのようになっておりまして、言われましたように、形式的にはですね、決算の形式的には整っているというようなこととなります。

では、そのプロセスにおいて問題があったということなんですけど、それは確かにそのとおりですね。ただ、3月聞いたときには、これ決してその何ていうかな、悪意というかですね、そういうつもりではなくて、あくまでその小学生に広げることによりメリットがあるというふうに教育委員会のほうで考えられてそれを執行したもので。その中で、この2点について思いが至らなかったことは非常に残念で申し訳ないというようなことでもございましたので、そこを理由に決算の認定をしないというほどのものではないであろうと考えましたので、この意見を付すという附帯決議のやり方で止めたところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 附帯決議に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

附帯決議の説明をされました。その中で、地方自治法の法令違反ということでもありますから、法令違反は重大なものでありまして、これを守らなければ話にならないわけです。ですから、法律を、法治国家ですから、法律を守っていないというものは不認定とすべきであり、附帯決議以前のものではないかなと、そういうふうに考えます。法律を守ってから成り立つのが法治国家です。ここの線引きは間違わないほうがいいと私は思いますので、法律違反は違反としてきちんとそれなりの詫びとか、そういったものではないんですね。予算執行はきちんと行われたけれども、このプロセスにおいてという形を言われましたけれども、議会がそれでは成り立たないと。もともと基準のある法律を違反しているわけですから、厳しく不認定とするのが筋であって、こういった附帯決議というものはややこしくて、町民にも理解しにくいでしょう。本当にそういった形で、町民の代表たるものは法律を守って、そしてまた、町の条例を守って、それを我々はチェックするというのが議会の役割だと思いますので、附帯決議は、私からするならばもう不要ではないかなというふうに思います。

ということで、附帯決議については、反対の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） すみません、私当然提出者でございますので、賛成の立場からですね、申し上げます。

確かにおっしゃるとおりですけれども、一つクリアできない問題がございまして、というのが、このこっこの英検チャンレンジ問題のほうはそうなんですけど、もう一つの議会の議決に付すべきのほう

ですね、こちらのほうがございまして、これが6月の議会で、ここでその瑕疵を修復したということで、議決してしまっているんですね。つまり、この段階でよくなかった、法令、条例に違反していたにも関わらず、こうした修復によって解決してしまったというものがございまして、それとの整合性をとるという意味もありまして、これも附帯決議ということで、並べて考えたというところがございます。

ということで、皆様ですね、賛成のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第5号、「認定第1号 平成29年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について に対する附帯決議」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第6号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、発議第6号、「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第6号提出者、豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 皆さま、こんにちは。児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書につきまして、その案文を拝読して、趣旨説明とさせていただきます。

東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増しています。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28年、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにも関わらず、虐待から救うことができませんでした。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要です。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

1、平成28年度に政府が策定した、「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

2、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

3、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4、全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、運用の改善に努めること。

5、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

ともに、引き続き申し上げます。

この意見書は、児童虐待防止社会的擁護検討プロジェクトチームが専門家の意見を取り入れて作成したもので、私もこの意見書を学ぶ中で、内容は住民にとって身近な市町村の対策の強化を求めることが柱となっています。再発防止に向けては、国と地方とが連携をして取り組んでいくことが重要ではないかとの観点から、この意見書を提出させていただくこととなりました。

以上、地方自治法第99条の規定により提出させていただきます。

平成30年9月14日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第6号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出についてを、採決します。こ

の採決は起立によって行います。発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

**日程第6 発議第7号 介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決**

○議長（桐原則雄君） 日程第6、発議第7号、「介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第7号提出者、佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 度々申し訳ありません。説明をさせていただきます。

こちらをまず読み上げさせていただきます。

介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書。

介護保険制度の設立から18年が経過し、今年度から第7期に入った。

設立当初3.6兆円であった保険給付総額は10.8兆円（平成29年度）と増え続け、また保険料も全国平均で2千911円だったものが、第6期5千514円となった。

この間、数度の制度の変更が行われ、利用者負担割合の増加や、地域包括支援制度の導入、予防事業の地域事業への移行、サービス利用要件の引き上げなども行われてきた。

こうした現状は、保険者・被保険者の双方の負担を増大させ、またサービス利用者は利用を抑制せざるを得ないという厳しい状況を生み出している。

今年度、第7期に入り、保険料は5千869円（全国平均）となり、負担はさらに大きくなった。本町においては6千750円である。

しかし、一方では、超高齢化は今後さらに進み、2025年には要介護・要支援者は800万人を超え、給付費総額は15.3兆円となり、保険料も8千165円となることが予想されている。地方自治体は、予防事業・健康づくり等の様々な施策により保険者としての努力を重ねているものの、増え続ける負担は益々重さをましていく。

こうした介護保険制度の現状と将来への不安に対応するには、制度の大幅な見直し、再構築が必要ではないかと考える。このため、以下の措置を講じることを要望する。

1、介護保険制度の見直し・再構築により、持続可能な制度の将来像を示すこと。

①保険者・被保険者また保険料負担者の将来負担を示すこと。またその負担を負担可能な範囲に軽減すること。

②今後の制度改正、サービス提供の形態・供給量について将来像を示すこと。

③介護労働者の働き甲斐のある労働環境を整備し、安定的な確保を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するということです。

3月の議会の際に、今回の介護保険料の値上げについての議決がありました。その際に、当然、賛成・反対の討論があったわけなんですけれども、その中で、やはり今後もこのような値上げが続くのであれば、やはり国に対して、地方としてきちんと意見を申し上げていくことがやり方ではないかということをお話をさせていただきまして、それを今この形にしたというところです。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

すみません、提出先を申し忘れました。これ名前が入っておりませんのは、これ提出の時期によっては、もしかして名前変わるかなと思ひまして、役職のみとさせていただいております。内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣です。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第7号、介護保険の見直し・再構築の要望に関する意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。3時10分から再開します。

午後2時58分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 選挙第1号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（桐原則雄君） 日程第7、選挙第1号、大津町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大津町選挙管理委員会委員に、西島洋一君。坂梨登米夫君、桐原一行君、野山ひろみさん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を大津町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました、西島洋一君、坂梨登米夫君、桐原一行君、野山ひろみさん、以上の方が大津町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第 8 選挙第 2 号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議 長（桐原則雄君） 日程第 8、選挙第 2 号、大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選出の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大津町選挙管理委員会委員補充員に、井野美幸さん、清原さおりさん、中瀬朋子さん、紫藤博文君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を大津町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました、井野美幸さん、清原さおりさん、中瀬朋子さん、紫藤博文君、以上の方が大津町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、大津町選挙管理委員会委員補充員の順位についてお諮りします。

大津町管理選挙管理委員会委員補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、大津町選挙管理委員会委員補充員の順は、ただいま議長が指名しました順に決定いたしました。

日程第 9 同意第 3 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 10 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第 9、同意第 3 号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び日程第 10、同意第 4 号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括して議題とします。

お諮りします。

同意第 3 号及び同意 4 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 3 号及び同意第 4 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございました。

また、認定第 1 号、平成 29 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議につきまして、重く受け止めさせていただきます。

町では、最近の不適切な事務処理も踏まえ、再発防止策を策定いたしました。今後は職員全員で再発防止策を実行することと、職員の法令意識と執務能力の向上に一層努めてまいりますので、議員の皆さんのご指導をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、大津町教育委員会委員が平成30年3月27日から1名欠員となっており、新たに、菊池郡大津町大字杉水3421番地35、津留武芳様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

津留武芳様は、長年、教員として教育行政に尽力してこられました。現在は、大津町人権擁護委員として人権に関する相談や啓発活動などに取り組まれています。また、大津町主任児童委員として、児童福祉の向上のため精力的に活動されるなど、人格が高潔で、教育、文化、学術などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

次に、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の中尾精一様が、平成30年9月30日をもって任期満了とされますが、引き続き、菊池郡大津町大字中島97番地、中尾精一様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

中尾精一様は、平成28年10月から大津町教育委員として教育委員会活動の充実に努めておられます、36年間大津町役場職員として勤められ、退職後は、4年間の若草児童学園園長を経て、現在はNPO法人ここりすの理事長として障害児通所支援事業をされるなど、社会福祉の分野で活躍されています。また、空手道の指導を通して、青少年の健全育成にも貢献されています。

さらに、社会教育主事の資格を持ち、社会教育にも精通していることなど、人格が高潔で、教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、引き続き、教育委員会の委員として適任と存じます。

同意第3号及び同意第4号の教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、同意第3号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回大津町議会定例会を閉会します。

午後3時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月14日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 三 宮 美 香

大津町議会議員 荒 木 俊 彦